

# 救援通信最終号

—三大学教員処分撤回闘争を終えて—

大学教員救援連絡会 編

# 救援通信最終号

—三大学教員処分撤回闘争を終えて—

## 目次

一、序にかえて—最終号から —何がはじまる—	田宮高紀	二
一、私が出会った課題—今思うこと 「救援連絡会」の設立まで —そしてそのあと—	宮内 康 小林忠太郎	七
○近況報告	河村 隆二	一〇
○負けいくさの中での人物像	松下 昇	一一
○もう一つの解散集会	小川 信夫	一五
○今(にして)思うこと	立松 久昌	一七
○ある逸話—支援活動の一齣	堀川 勉	一八
○宮内裁判の思い出	山浦 元	二〇
○戦後のささやかな軌跡から	満田 正	二三
○河村裁判への回想	豊田巳津男	二五
○河村先生の「闘い」はこれから!?	竹内 洋子	四〇
○減きられた教師の闘いと工場日記▽	松下 昇	四二
○大学以外の大学▽闘争		五二
○相模女子大の問題とは、一体、 なんであるのか	五十嵐良雄	五三

○五十嵐氏の文章への註	松下 昇	五五
○五十嵐氏の文章について —編集者の一人として—	田宮 高紀	五六
○歌集「不条理」を媒介して	松下 昇	五八
一、資料		
○「闘争宣言」「鉄格子の牢獄から 解放の大学へ」	宮内 康	六三
○「日大農獣医学部の暗黒人事を告 発する」から	小林忠太郎	七四
○「授業ボイコット宣言」「裁判闘争を 開始するにあたっての決意表明」	河村 隆二	八〇
○「大学教員救援連絡会」設立のお知らせと ご協力をお願い		八四
○救援通信第一号〜第二七号		八六
○理科大宮内処分撤回闘争日誌		一一五
○日大「紛争」史・年表△小林解雇問題の背景▽		一二三
○日大闘争はつづいている(六八―八三)		二四八
○小林裁判の記録		二五三
○関学大紛争年表		二五五
○関学大闘争史		二六二
○河村氏に関する年表		二六六
○一九六八〜一九九〇学園闘争資料目録△序▽		二六八
一、宮内・小林・河村三氏の近況紹介		二七九
一、編集後記	山浦 元	二八六

田宮高紀

関東学院大学を追放された河村隆二氏の法廷闘争が、八八年十二月二十日の最高裁判決（上告棄却）をもって決着し、大学教員救済連絡会はその設立趣旨に忠実に従って、解散することになった。解散するにあたって「救済通信」の最終号を、この連絡会にかかわってきた人達がみずから省みる材料として、また現在ほかのところでも闘っている人達、あるいはこれから闘わざるを得なくなるであろう人達の何等かの参考資料として役に立つことを願ひ、資料集的なものとして編集することとなった。

本号は、これまでの「救済通信（一号〜二七号まで）」の復刻再掲載を軸として、それを周辺の資料で補足し、さらにこの間救済連絡会になんらかの形でかかわった人々から寄せられた文章によつて構成されている。いろいろな方々に執筆を依頼したが、今何か書くということ自体への抵抗もしくはうしろめたさが理由であつたり、単純に忙しさが理由であつたり、さまざまな事情で文章の書き手の数が思ったより少なかったのは残念である。

六九年代末から七〇年代初頭まで、「大学闘争」が全国各地で、様々なきつかけで、また様々な形態で闘われた。日本経済が高度成長を遂げる過程で、大学もまた拡大の一途をたどり、学間の理想などそつちのけで産業発展に奉仕し、また資本に忠実に奉仕する人材

の「生産工場」としての役割を担うべく、内部の管理支配体制が強化されつづつあつた。「大学闘争」は主要には、大学の管理支配体制に対する学生の反乱であつた。若干の教員は、この闘争に理解を示したり、この闘争から学んだら、学生とともに闘つたりもした。この闘争は、結局は官憲の力で圧殺され、多くの学生および若干の教員が大学を追われた。

私のいる東京理科大学でも一九六九年の秋および一九七〇年の秋の二次にわたる学生の闘いがあり、それを圧殺した大学当局に反対した数名の教員グループの一人である宮内康夫氏が一九七一年の五月に免職処分を受けた。宮内氏は直ちに地位保全仮処分裁判を起し、三年続いたこの裁判は宮内氏が完勝した。その後、裁判所に命令された通りに給料を払うほかは一貫して宮内氏を「学外者」扱いする大学に対する就労闘争が半年ほど続いた。その間に高裁の和解調停が入り、紆余曲折の末に宮内氏は大学との和解の道を選択して、一年間だけ教壇に戻つて自主退職した。

宮内氏が和解の道を選択したころ、宮内氏と同じように大学を追われ、互いに連絡をとりあつていた日大の小林忠太郎氏および関東学院大の河村隆二氏の裁判を維持することを目的として、「大学教員救済連絡会」が設立された。救済連絡会は、「救済通信」を読んでもらえばお分かりかと思うが、途中から神戸大学の松下氏の闘争の一部を支援したほかは、一貫して小林、河村の両氏の裁判を維持することに終始して、今日にいたつた。

私自身のことについて少しだけふれておきたい。私は、大学当局による学生弾圧に反対し、宮内氏分撤回闘争に真剣に取り組んだといたつている。これまた、あまりに片手間的で、まさに闘い続けている小林、河村、松下の三氏のどなたとも共有するものを求め続けることなく、とにかく「つきあつてきた」という感じで、大変申し訳なく思っている。

理科大での宮内問題が一応の決着がついたところから今日まで、大学での普通の生活を除けば、主要には労働運動と反原発運動の二つに私のほぼ全生活が注ぎこまれてきた。労働運動では、大学の教職員組合という狭い領域を飛び出して、中小企業の労働者を組織する労働組合に身をおき、古典的な「階級闘争」の復権をめざして奮闘中である。原発については、あのチェルノブイリの事故で典型的に示されたように、わずか一秒という時間のうちに巨大な破壊力を生み出し得る核分裂反応の利用そのものの誤り、犯罪性を訴えることを中心に、いろいろな行動に参加している。

自分のことを書きすぎたかもしれないが、ここで話をはじめにもどしたい。小林氏の裁判はすでに八七年六月の和解で決着し、河村氏の裁判も終わった。これで救済連絡会としては仕事がなくなくなったので解散するのであるが、いうまでもなく、闘いそのものが終わつたわけではなく、救済連絡会というものを作らせるものとなつた大学や国家権力の横暴や腐敗はますます激しくなっているのだから、むしろ「闘いはこれから」ということを確認しつつ、この最終号は読まれてほしいものだと思う。

もつとも「これからだ」と言うのは易いが、それでは「どういう展望で？」と問われれば、それに答えるに今日ほど難しい時期を私は迎えたこともないし、多分それは私だけにとつての事情ではない

はいえ、決して学生の闘争の理解者ではなかつたし、「大学解体」などというスローガンを口にしたこともなかつた。六〇年安保闘争を体験し左翼的な思想を身につけつづつあつたとはいえ、七〇年頃の私はいまだに戦後民主主義の幻想を捨てきれず、学問の自由、大学の自治といった言葉を共有するという虚構の中でしか大学当局や周囲の同僚との対決を考へることができなかつた。この時点では、自らも迫られている「自己批判」の意味を理解することなく、ひたすら大学当局の「理不尽」を攻撃しただけであつた。だから宮内氏の処分撤回のために尽力はしたが、決して宮内氏がイメージし、期待する闘いをやつたというわけではなかつたと思う。特に理科大の教員の闘い方は、私が強硬に主張した結果であるが、労働組合の活動という体制から保護される形態でカムフラージュされ続けた。理科大での「宮内問題」がそもそも労働問題なのかという疑問はあえてまじめにはとりあげず、「組合員の身分」の問題という範疇で、処分撤回闘争が続けられた。自分の位置を確保し、否定する対象である大学でいつもと変わらぬ生活を続け、片手間よろしく、合法的に「処分撤回」を叫び続ける私は、「闘っている」とは見られなかつたかもしれない。しかし、労働組合の活動という形態をとり、学内の活動の権利を確保し、経済問題も含めて宮内問題以外でも大学との対決の姿勢を貫いたからこそ、私および数名の同僚は最後まで宮内氏を支援し続けることができたのだと思う。問題を普遍化し、長期的展望で捉えようとする立場で考えれば、私の方針は一つの「闘い方」であつたのではなからうか。

救済連絡会の活動にも、私は組合の方針で参加しつづけて今日に

であろう。私が今ワープロに向かってこの原稿を書いているこの瞬間（九一年一月一七日午前九時四〇分）に、中東の湾岸で戦争の火ぶたが切つて落とされたようだとニュースが耳に入ってきた。この原稿を書き上げたときに、あるいはこの最終号が完成したときに、世界がどのようなようになっていくのか、とても想像できない。それほど世界は今、激動の時代を迎えている。客観的に語れば、最大の帝国主義国アメリカと社会主義国の盟主ソ連との対立構造を軸とした第二次世界大戦後の世界史の枠組みが崩壊し、その枠組みの中で押さえこまれてきた矛盾がいまや次々と火を吹くように表面化してきていると言える。「これは面白い」と喝采を叫ぶ人もいるが、自分の問題としては深刻である。私も含めて従来の枠組みの中で自分の思想や政治的な立場を築いてきた人々は皆、今日の情勢を前に何も語れなくなっているということはどういふことなのかと、鋭く追及されなければならない。「社会主義は崩壊した。」「マルクス主義もレーニン主義も否定された。」「それみる、おれの言ったとおりではないか。」「・・・とわけ知り顔の論調がやたらと目につく昨今である。しかし、それらの論調はどれ一つとして「本当のところ何が否定されたのか、それを否定することによつてどのような肯定的なものが生み出されようとしているのか」については答えていないし、それを語る本人および語られた人達にとつての今日の任務を何一つ示していない。現にあるものあるいは現に進行していることと、「あるべきもの」あるいは「こうである筈だ」と思うものとの間のへだたりがいかに大きかろうと、それはそのように思う人の世界観の一面性を表現しているに過ぎない。その意味で私も、私の

世界観そのものの総点検を迫られている。私は、人間の歴史が階級闘争の歴史であり、今日の基本矛盾は資本と労働の矛盾であるというマルクス主義の基本的な視点は依然として否定されていないし、帝国主義打倒の戦略と戦術の獲得こそが今日の私の任務であると考えている。それを繰り返して確認しつつ、現に起こりつつあることを見つめつづけ、これまでの自分を「総括」する作業を続けたいと思つている。「二〇年を一つに圧縮した日々がやつてくることもあるだろう。」「（マルクス）。今「二〇年を一つに圧縮した」ような勢いで、東欧・ソ連で反革命が進行し、中東での矛盾も爆発しつつある。私は、この同じ勢いでいつの日か世界帝国主義が崩壊する日々がくることを信じつつ、九〇年代を生き続け二一世紀を迎えていきたい。

この「救援通信最終号」は、今世紀のある一時期の少なくともある一断面を表現するものとはなつていよう。しかし、その中から今まさに新たに起こつていくこと、これから起こるであろうことを予期しえぐり出すことは困難かもしれない。しかし、これを単に血の通わない資料のかたまりとしてではなく、これからはじまるであろうことのために少しでも活用されることを願う。（九一年一月一七日午前十一時、書き終えてテレビにスイッチをいれたら、ブッシュがイラク攻撃を開始したとの声明を発表していた。）

## 私が出会った課題へ今思うこと

三大学（日大、関学大、理科大）の共闘から「大学教員救済連絡会」の設立まで——そしてそのあと——

宮内 康

日大（小林）、関学大（河村）、理科大（宮内）の三大学共闘のきっかけとなった会合が初めて持たれたのは、たしか一九七四年の四月だったと思う。場所は、当時王子の公団住宅にあった満田さんの住まいである。呼びかけ人は、満田さんであった。その時まで、満田さんとは面識がなく、彼から参加の呼びかけの電話があった。時たしか小谷君だったかに、満田さんがどういう人か尋ねた記憶がある。その会合で初めて、満田さん、小林さん、河村さんに会い、お互いの情報を交換し合う中で、三大学共闘の話が生まれたのである。その時、河村さんが、自分の裁判は必ず勝つし、この五月にも判決（決定）が出るはずであると言っていたことが印象に残っている。というのは、当時一審判決の前だった、ほく自身の裁判闘争（その年九月判決）で、ほくは自身の側の勝利をそれほど確信をもつて他人に語りえなかったからである。

この会合の後、ほくやほくの闘争の支援者達は、小林、河村裁判の法廷には出来るだけ出るようにしたし、お二人もまたほく達の闘争の場によく顔を出してくれることになった。三大学共闘の成立である。この共闘のおかげで、多くの魅力ある人達に出会えたことは、出不精のため人とのつながりが狭くなりがちなほくにとって、大変嬉しいことであった。この共闘での思い出深い場面は多々あるが、

中でも強い印象として残っているのは、当時学内に研究室占拠というかたちで闘争の拠点を確認し続けていた河村闘争の現場である。

毎月一回だったか、定期的に持たれていた何人かの学外支援者も含めた抗議集会の日、彼ら学外支援者が主体で集会、学内デモ、当局への公開質問状の手渡し（勿論当局は受取りを拒否するから、これは毎回抗議声明を伴った儀式となる）が整然と行なわれる。ほくたちの闘争は、この頃裁判闘争主体であり学内闘争をやっていたいなかったことや、たまに学内で抗議集会を持っても、それはどちらかと言えば学生主体で、こういう学外支援者主体のきちんとした（儀式的な？）ものではなかったもので、こういう闘争もあるのかと新鮮な思いがしたものである。学外支援者矢島さんの雄爽としたリーダーぶりが、今も目に浮かぶ。

一九七四年九月のほくの仮処分裁判における勝利の判決後、処分撤回に向けて支援の先生や学生達と理科大野田キャンパスでいわゆる就労闘争をしている頃、ある集いに河村さんと関学大の学生数名がはるばる神奈川より千葉の野田まで大挙来てくれた（文字通りその迫力から言って、押し寄せて来たという言葉がぴったり感じであった）ことも思い出深い。その折、先年三〇代の若さで無念にも病魔で亡くなった伊藤久君とのちに彼の伴侶となる人も来ていた（あとで知ったことであるが）のである。

七五年六月の高裁段階におけるほくの裁判の和解——注：処分撤回十向こう一年間の理科大勤務の後任意退職——の後、七六年三月のほくの理科大退職の前後、河村さん、小林さんの裁判における敗北の判決が相次いで出た。河村さんの場合、それまでの闘争の総括と今

後の展望をめぐっての深刻な議論を伴う幾度かの会合のあと、彼を支援する関学大反処分共闘から、何人かの主要な学外支援者が袂を分かつことになった。河村さんの判決は、法廷における審訊（注・証人、審問）をもたない、裁判用語では正式には「決定」であったため、決定理由を記す文書のポリウムも内容も乏しく、まだその頃は一支援者（他者）としてなかなかたばくにとつて、今一つびんとこないところがあったが、河村判決（決定）の後に出了た、小林仮処分裁判一審判決は、少なくともぼくを燃え立たせた。判決理由の主旨が、「大学の自治」教授会の自治には司法が介入出来ない」というものだったからである。こともあろうに、全共闘運動でとりわけ問題にされた「大学の自治」問題を逆手にとつての判決とは。このぼくの感じは、まわりの小林さんの共闘者にとつても同じであったと思う。河村さんの支援グループが分裂したこと、この小林さんの判決がきっかけで、大学教員支援連絡会が出来た。この「支援連絡会」の成立にあたって、当初皆で合意した会の立場は、次の通りの簡単なものである。

I・支援する教員は会の力量から、原則として小林、河村の二者に限ること。

II・会としては、それぞれの支援グループの自立性を尊重し、彼らへの思想的運動的介入はしない。

III・したがって、会の主たる活動は、今後長く続くであろう両者の裁判闘争の支援資金の一端を担うことにある。

一般に闘争はいずれは風化すると言う。この間確かに会の活動もぼくの闘う心も風化しなかつたと言えは嘘になろう。この長かつた

闘争を持続する上で、真摯に弁護活動を続けてくれた多くの弁護士さんを含め、多数の人達の支えがあったわけだが、闘争を風化させない刺激を与えてくれた人の一人である松下昇さんへの会のかかわりについてふれておこう。それまで神戸を中心に裁判闘争を続けて来られた氏が、会が出来て数年後東京での裁判闘争に踏み込まれた。会の主旨は、支援するのは、小林、河村の両氏に限ることだったが、ぼくや河村さんへのそれまでの氏の支援が背景となつて、氏の闘争資金を一部支えることにした。一部といつても、なんと氏が裁判で上京する際の旅費の片道分をさしあげるというささやかなものである。氏は上京する度、会の事務局となつていたぼくの事務所に泊まれ（それは今も続いているのだが）、その折の氏との語り合ひは、思い出深いものである。

人は誰しも老いていく。あまり感傷的になつてもしかたがないのだが、ぼくの理科大闘争時代の断固たる支援者の人達の学内での身分（助教、講師、助手の肩書き）はこの二〇年間以前のままである。そのうちの一人の先生は、間もなく定年を迎える。あの頃二〇代の助手だった人達は、助手の肩書きのままそろそろ五〇の坂を越えようとしている。ひどい話ではないか。今振り返つて、あの時のぼくの闘争はあれでよかつたのかと、反省と心の痛みがないと言えは嘘になる。この間のぼく自身の生活の不安定さと、それによる家人へかけた負担（それは大部分ぼくの甘さによるのだが）の問題も含めて今も何度となく、問いかける。あれでよかつたのかと。

松下さんは、この間ずっとあの全共闘が目指したものの深化を企

てて来た人だが、ぼくもまた、深化はおぼつかなくとも全共闘の理念をこだわり続けている者の一人である。あの「自己否定の論理」のおのれの中に加害者の姿を見よーに、今もつてぼくはこだわっているのだ。

ぼくはこうして、二〇年前抱いた理念と来るべき社会へのイメージにこだわり続けているため、ぼくの専門分野である建築の領域のある人物から「化石人間」と言われたことがある。確かにぼくの少なくとも生活レベルのこれからのイメージにおいて、なんらのこれまどと変わるであろう展望はない。建築の世界ではこれままでのところ、沈滞し続け、まさに「化石」と言われてもしかたがないところがある。

かつてのぼくの共闘者に、成瀬弘君というのがいる。彼は、ぼくの処分後一年の支援闘争を貫徹したあと、パリに渡り、いまもそこに居続けている。彼へのぼくの思い入れの数々はあまりにも多く、この詳細はここでは省く。彼は、この間ほとんど日本に帰って来なかった。たしか八〇年に彼がたまたま帰国して以来八年ぶりに、二年前パリで彼に会った時の、印象は今も鮮烈である。彼もまた、以前の帰国の時に会ったかつての共闘者から「化石人間」と呼ばれていたのである。「化石」どうしの八年ぶりの出合い。しかし、彼は単なる（？）「化石」どころではなかつた。ラジカルという言葉は、普通日本語では、「急進的」と訳されているが、「根源的」とした訳の方が正しいという話を時々耳にする。彼の語る言葉は、まさに言葉の真の意味で「根源的」なのだった。幼少の頃、名古屋少年合唱団にいたとかいう、さぞかしと思われる彼の声は今もはりがあり、

言葉を選びながらとつとつと、しかし笑いとユーモア混じえて語る彼の話は、かゆでぼくと共有した全共闘の論理にがっちり根ざしながら、見事に未来への展望と確信を持っているのである。すばらしいという他はない。

この間ますますその思いがつのことは、日本にはつくづく欧米的な意味での「民主主義」がないということだ。かつて六〇年安保闘争において国民会議派の主要なスローガンは「民主主義を守れ」であった。このスローガンをプリントがプロレタリア革命の論理で批判したが、今ぼくが確信を持って言えることは、日本にはまだ民主主義はない、だから「民主主義を守れ」という言葉は、昨今の「言論の自由を守れ」という言葉と同様ほとんどナンセンスであるということだ。

河村さんの最高裁判決と前後して出た「伝習館高校闘争」の最高裁判決を見よ。最高裁のひどい判決には見なれているとは言え、おためての怒りをおぼえずにはいられないものだった。昭和天皇の最後から新天皇の即位までのこの間の天皇報道のありようもひどいものだった。「下血」という言葉にまさに象徴されているのだが、この報道の与えるイメージに、右翼の言ういわゆる「天皇制の美」とは正反対の、忌まわしい、汚らしい、というイメージを抱いたのはぼくだけではない筈である。

いま、われわれと同世代の官僚、ジャーナリストらが日本のパワーエリートトップに昇りつめつつある。われわれの世代は、天皇などいらない、あるいは居ても居なくてもよいどうでもよいものだと大部分の者が考えているとこれまで思つて来た。彼ら同世代のエリー

ト違が今の天皇報道を主体的に支えていると考えると、まことに不思議な思いになる。何だこれは、やつらは一体何を考えているのかと。やはり、これはまさにウォルフレンの言う(注・「日本ノ権力構造の謎」カレン・ヴァン・ウォルフレン著)日本の「システム」の問題に違いない。かつてロラン・バルトはいみじくもこう言った。「いかにもこの都市(東京)は中心をもっている。だが、その中心は空虚である」と。ちなみに彼がここで言う空虚なる中心とは、首都のど真ん中にのさばる皇居のことである。いままたウォルフレンは言う。日本には責任の中心がないと。その昔、丸山真男が言っていたことだが、責任の中心(?)は今も変わらず空虚なる中心・天皇にあるのだった。怒れることの多い昨今である。

### 近況報告生口

小林 忠太郎

そろそろ十五年目に入る反大学講座「農業原論」は、東北各県からの出稼ぎ農民問題を追及して八年目の冬を間近に、「出稼ぎからの解放―手作りの出稼ぎ白書」(小林忠太郎、大山賢一編著)の公刊(オリジン出版センターより三月発行予定)に向けて頑張っています。公開講座は、このところ視座を拡大して、「下北を原動力半島にするな!東京連絡会」の協力を得て「開発」と言う名の農業破壊をテーマに地道につづいている。下北半島を……の前に鹿島「開発」の現地調査を行なった。開講当初の学友諸君の大部分は農村に

帰り、それぞれ生産の現場で各自の地域闘争に参加し、ある者はその中核となる。静岡の郷里でお茶をつくりながら浜岡原発反対闘争に参加するK君、福島に帰ったT君は農協活動に新しい闘いの萌芽を準備中。新潟に帰ったI君は地方記者を兼ねて、ユニークな農民と運動を創って頑張る。文系の「大学」において「農業原論」に参加した学友も、農民、労働者、市民をつないで、労働運動機関に新しい地平を拓けるY君や、農業誌の記者・編集者としてかけがえのない地歩を固めるW君のように「農業原論」のめざすところを実践する。残る労働者、市民による実行委も、十五才としをとったが健在。農民文学の領域で組織活動と執筆に専念するO君、サラリーマンになることを拒んで自らの生き方を切り開くS、T君ら、健康な八百屋を自営するI君、食品業界で頑張るO君、家電業界で技術と企画力を売りながらアジアを船で走り回るY君……と、それぞれ息の長い支え役である。

小林裁判が「休戦」に入る直前に開かれた「農業原論」のべんきょう会で、南朝鮮の農村事情についてリポートしてくれた金明植(指紋押捺拒否のたたかいで知られた韓国からの留学生、日本の農地改革の研究をテーマに小林と親交)氏の助言というよりも、むしろ苦言に勇気を与えられた私は、機会にめぐまれて二つの仕事に手を染めることとなった。

一つが、共生、共育の学びづくりをめざす共学舎の運動への参加(一九八七年)、独立採算不能を「理由」に縮小閉鎖を画策した生活クラブ生協(神奈川)の意図に反対し、「再建」運動に多数の協力者(この連絡会の山浦元さんもその一人)を得て小さいながら

も存続。現在、推されて舎学長(無給)。

「共学のひろば」で学習した母親グループが、子供の人権、日の丸・君が代問題を課題に教師をも巻き込む運動にひろがって行ったように、共学舎は、学びを運動へ、さらに政治へ……を目ざして、独自の共育の場づくりに努力している。学友(会員制なので会員)の中に現在市議会議員二人(横浜市一、川崎市一)、参議院議員(比例区)二人、来春の地方統一選挙では新しく市議一人、県議一人が挑戦する。いずれも共学舎を拠点に、脱原発の学習と運動、ゴミ処理(リサイクル)問題の学習と運動の中心を担ってきた学友である。

特筆すべきは、この共学舎に何と日大の学生が参加していることである。自主的にエコロジーの講座を開くほか、「第三世界を学ぶ」(小林)や「天皇と天皇制を考える」特別講座などへの自由参加である。そのうちに、もっと日大生やOB君たちの参加が多くなって、日大が空っぽにならばいい……と思っている。

もう一つは、日本農民運動のフィリピン農地改革闘争への連帯を事実として目ざす、日本―フィリピン農業・農民連帯センターの設立(私がいま事務局長、フィリピン風という書記長)である。

一九七〇年以後の日本農民運動に新しい(革命的)潮流を目ざした農村活動家連絡会議(中国革命の農民運動に学ぶため、毎年一回二十名ほどの農村青年が中国各地を訪問して学習をつづけ、参加者の二百余名、現在、各地の農村で運動の中心となっている)の発展解散後の新しい戦略である。六八―六九日大闘争時の学友も含めて、五名の日大OBが参加してくれるのも私にとっては楽しく力強

い。

資金援助と情動的な支えを惜しみなく頂いたおかげで、十八年に及ぶ長い裁判をつづけることができました。その主役「大学教員救援連絡会」の皆さんが、これまでの記録を整理してまとめて下さるといふ、願ってもないこの機会に、心から感謝の気持ちを表明しながら、近況の一部を報告させて頂きました。ありがとうございます。一時、健康をそこねてご心配をおかけしましたが、おかげ様で今は快調です。知る人ぞ知るあの酒呑みを全面的に止めて、さらに健康には注意を払っております。

十八年の間に裁き切れなかった二人の男より先に死ねないからです。

一人は宮崎宏、もう一人は矢崎仁也、二人は代々木「共産党」の口で、私を犠牲として学部当局に差し出すことによつて、己が保身をやってのけた労組支部の「旧友」です。二人共、現在日大農獣医学部の「教授」として、人間づらをして生きのびているのです。

この二人を何らかの形で載くまでは、私は元気を保って生きなければなりません。直接私のクビを切った学部長の磯辺よりも許したい奴らと考えています。あえてこのスペースを頂いて記しておきます。

十七年間、いったい私は何をめざし何を考えて来たのだろうか。未だにこの疑問が解決していない。物の見方や人物評価が大幅に変わってきたことは確かである。この闘争の過程で数多くの知己にめぐまれ、また数多くの敵を作り、味方と敵から多くのことを学ぶことが出来た。解雇以来サラリーマン生活十数年の中で、社会生活と裁判闘争は二重人格そのものを表現して来た。これからは敵も作らず、二重人格そのもので生きてゆくつもりである。これまでの過程で数多く出会った人物像、人間模様を少しでも描き出せば私にとっての総括であり、屈折した人間の生き方が私達にとっての人生なのである。私を支援してくれた九大滝沢克巳先生、弁護士秋本英男先生、水戸巖先生、裁判闘争を支えた伊藤久君、大学側では、学長岡本正先生、理事長加藤亮三氏、弁護士川下先生等、皆物故・昇天された。すべて私の亡児行が友人を結びつけ、また敵を作り、私に訓練と祝福を与えてくれたと考えている。

私を解雇した岡本先生の人物像から書いていこう。(以下敬称略) 岡本は東京神田の生まれで生家は商家と思われ、かなり裕福な生活であったと思われる。当時の逗子の家そのものが別荘であったと言われ、生家はおそらく戦争で消失したのであろう。岡本は旧制浦和高校から東大文学部に進んだ。浦和高校時代に滝川事件が起こり、当時結核をわずらっていた岡本は友人に背負われてデモに参加したと言われている。当時から左翼運動に参画していたのである。しかも東京大学時代、日本共産党の党員試験を受け合格している。当時

終戦になり、岡本は早速日本共産党に復帰した。当時非転向をうめいた徳球、志賀、宮頭、渡辺らが党の主流を形成した。岡本は徳球に可愛がられ、「正ちゃん」と呼ばれ、党本部の二階(ここに幹部がいた)におり、徳球の秘書の役割を果たしていた。岡本はその間党の機関誌「前衛」に論文を執筆している。安東仁兵衛の「日本共産党私史」に党学校の校長岡本正と記述してあるところを見ると、中央委員候補ぐらいであったのだろう。当時非転向者は中央委員以上、転向者はせいぜい中央委員候補とまりだったと思われる。それでも徳球は人間的に大らかであったし、転向者であっても日本の革命のために喜んで受け入れたのであろう。最近宮頭が「赤旗」で「当時は転向者が党本部にいた、だから党が間違った方向にいった」という全く「科学的」非科学的な首辞をのべていることを想起すると非常に面白い。いずれにしても岡本は六全協まで党本部の二階に君臨していたのである。宮頭が天下をとってから、岡本は当然のことながら専従ではなくなり、中央公論の編集長となる。これも長くはなく、以後海城高校、聖和学院で歴史の教壇に立っていたのである。おそらく共産党から追放されていたのであろう。

昭和四二年頃関東学院大学に文学部が設置されることになった。大学側は何人かの教授候補を文部省に推薦したが、教養の歴史の教授が不合格になった。そのため大学側が当時の大学設置委員であった前述の林健太郎のところに相談に向いたところ、林は岡本を推してきたそうである。出来過ぎた話である。こうしてあまり研究歴のない岡本が関東学院大学教授として出陣したのである。

彼が教授になって一年もしないうちに、全国的に全共闘運動が起

の党員は厳しい審査があり、労働者は五〇点以上、学生は七〇点以上とれないと合格できないとされていた。とりわけ学生には厳しく、合格のあかつきには直ちにモスクワ留学もありえたわけで、岡本は優秀な人物であったと思われる。例えば当時の同級生であった林健太郎は落ちていた。林健太郎は以後反共の論客として今日に至っている。

岡本は昭和十二年東大において、歴史、とりわけ美術史の研究をしたことになっているが、実は共産党の非合法活動に従事していたのである。その間何度か逮捕、拘留されている。昭和十二年日支事変が始まった時、岡本は中支派遣軍に入ったことになっている。実は中国侵略に加担した調査員としてで、結核をわずらいとても軍人としては使いものにならなかったと考えられる。この時期に中国に移った人々は、多かれ少なかれ転向を強いられた人達であった。名を挙げると、羽仁五郎などが典型的な例である。

岡本は、第二次世界大戦中ずっと上海に居続け、昭和十八年頃東亜同文書院の助教授になっている。ここでは彼の病氣のため、生活は相対的闘争どころではなかったであろう。戦争が激しくなった昭和十九年頃、岡本は当時のプロレタリア作家藤森成吉の長女と結婚している。この義父も一時は作家及び運動家として相当活躍をしたが、転向を余儀なくされた。彼の妻も確か朝日新聞の記者をしていた筈である。岡本は何故か終戦前に帰国している。おそらく病氣かまたは他の理由により帰国出来たのであろう。終戦の年に長女、その二年後に長男が生まれているところから、長野の妻の実家(旧家)に戻り静養していたものと思われる。

こった。当初は個々の大学の矛盾がそのままの形で露呈したのであったが、次第に大規模な運動となっていた。当初岡本は大学立法に反対する教員の全体集会のひな壇にすわるという役割を果たしていた。反対運動の推進者の安井謙が友人だったからである。関東学院大学の中では毎日のように全学教授会が開かれ、大学の閉鎖、学生間の衝突、授業の休講がくり返されていた。また、ベトナム戦争の激化に伴う反戦闘争も凄まじい勢いで高揚していた。経済学部の建物から双眼鏡で学生の衝突を眺めていた当時の高野学部長代行に対する不信から、どなたか知らないが、岡本に対する「爺さん死んでくれ」の一言が、岡本を大学長という権力の座に至らしめたのである。岡本は当時の激動の時代にふさわしい人物であったと思われる。また、初めて権力の座についた人間にとって私のような反対者は、人民の敵に見えたことであろう。岡本のみ責められない。排除の論理はいつの時代にも、どんな人間にも心の底に持ち合わせているからである。

岡本は、数年前に肝臓ガンで昇天した。私は岡本が私自身の亡児の葬儀に来てくれたことへの謝意を含めて彼の葬儀に出席した。病身の奥様と子供さんに挨拶した時、その時点で十数年の私の闘いは終わってしまった。すべての怨念は消え失せ、裁判の被告の座から岡本の名を消去した。マルクス主義者らしく岡本の葬儀には僧侶も牧師の姿もなく、一輪の献花をすることが彼の人生を表現していた。私にとって岡本は真の教師であり、また反面教師であった。私が今日まで自裁もせず生き続けて来たのは岡本の生き方に負うことが多い。



この裁判の過程で出会った印象的な人物は、弁護士秋本英男先生であろう。私の第一審・仮処分の主任弁護人であった。一審の終了後、代理人全員が降りてしまった。そのしばらく後に秋本は(敬称略)突然昇天した。朝日新聞の一文には「戦死」と報じられていた。秋本は私より若干若く、最後の戦中派と書つてよい。秋本の父は第二次世界大戦で戦死している。彼が一貫して反戦、人権派弁護士として今日まで努力してきたのはそのゆえだと思われる。秋本は山口県出身だが、高校は広島大付属高校、いわゆる越境入学である。秋本の母は夫のかなわなかった夢を彼に託したと考えられる。秀才秋本は、広大付属から京大法学部へ進学、在学中は同学会委員長として安保闘争等に活躍した。在学中に司法試験に合格し、弁護士となった。以後、数多の刑事・民事事件を手がけて来た。とりわけ東大事件の弁護、晩年の第二次世界大戦での台湾人犠牲者に対する国の賠償問題は印象的である。戦死した父と台湾の犠牲者が一体感をもって秋本の心の中に鏡像されていたのであろう。秋本は余計なこととは言わず、問題を整理することに優れていた。弁護士が担っている社会的役割の重さを感じるにつけ、大きな存在であった秋本の死が今更ながら惜しまれてならない。秋本の葬儀の席で奥様の悲痛な表情、長男(中学生)の涙をこらえた表情、そして病とたたかっている次男(小学生)の姿に接した時、秋本は平和時の平和を求める中で「戦死」したのだと考えるしかなかった。秋本の子供達が、再び父の像を求めてきたたかに生き抜いてくれることを祈らざるを得ない。

最後に、元関東学院大学生伊藤久君(以下敬称略)について述べ

たのであろう。あの暑い夏の日の夜は、病院の入り口が分ならず立ち尽くしていた。私の亡児同様、自分より若い伊藤が先に逝くとは何と悲しい事であろう。ただ一つ言えることは第二次大戦以降我々は戦争を起させなかった、このことだけでも我々の力であり、ベトナム戦争を終結させたのも我々の力であったのだ。

まだ数多くの人達のことに触れなければならないが、今私は一杯生きており、次の機会に様々な人物像を私なりに見つめてゆきたいと思っている。合掌。

ることにする。

戦後学生運動は幾つかの華々しい時期があった。例えば六〇年安保闘争はそのひとつであり、また全共闘運動もそうであろう。この全共闘運動は何の運動なのかと自問しても答えが未だに出し得ない。生産力の否定の運動とも考えられる。チェルノブイリの問題は生産力のみを考えに入れて来たソ連邦に見直しを提起しているし、アメリカにおけるホームレスの人達を見ると米国の生産力志向一辺倒の破産と解することが出来る。

伊藤は、昭和四六年に静岡県の高校から関東学院大学文学部社会学科に入学した。入学直後からストライキの連続で授業もなく、大学は殆ど機能を果たしていなかった。伊藤は全共闘運動においては、いわゆるノンセクトに所属し活動していた。私との交流は解雇後であり、伊藤は私の周辺にいて終始ピラ配布や研究室の確保(当時二年近く研究室を死守していた)に力を尽くしてくれたが、彼の協力なしではたかいは持続出来なかったであろう。伊藤はまれにみる資質を持っていた。運動において他人を批判せず、また一度決めたら最後までやり抜くという信念があり、一弱小大学の学生の中にこのような資質を見いだしただけでも私は教員になって良かったと思っ

ている。私の裁判闘争や研究室確保等十数年にわたり私を支援し続けてくれた。学生というよりも今では悪人であったと考えている。後半伊藤は直腸ガンにかかり、彼の若さが病気を進行させていった。三年程の闘病生活ののち、私の最高裁での結果を知ることなしに遂に昇天した。川越の病院に皆で見舞に行った時、まだ死を意識している様子はなかった。まだ生き抜くぞという気持ちを持ち続けている。

## もう一つの解散集△△

松下昇

一九九〇年六月一日に、「伝習館」を考える大阪の会<sup>(註一)</sup>を解散する集まりが、大阪教育大学の教室であった。この日に配布された会報最終号には、三月二七日の東京の大学教員救済連絡会の解散集会についての私の文章が「もう一つの解散集会」というタイトルで掲載されており(註二)、今度は、それに対応して六月一六日の大阪の経過についての文章を同じタイトルで東京のパンフに掲載してみようと試みているのである。

このような試みが可能になるのは、二つの救援組織の解散の時期が重なっていること、具体的には東京では河村氏に対する最高裁の判決、大阪の会については伝習館の三教師に対する最高裁の判決が出されたという情況的同时性を契機としている。大阪の会は「伝習館」を支援する組織が七〇年処分以降全国的につくられた中で、おそらく最後まで持続したものであり、この持続の根拠の一つには、ゆるやかで、したたかな連帯<sup>(註三)</sup>があったと考えられる。つまり、裁判が続く限り支援するが、裁判支援の幅だけで活動しない、という原則的確認が、他の組織のように裁判闘争の方針で分裂し対立せず持続する根拠になったのであろう(註二)。裁判支援をこえる重層的な活動について列記してみる。

一 伝習館という遠方の高校における処分に反対する組織ではあるが、足許の大阪府池田高校の大今処分、兵庫県三原高校の山下処分、神戸大学の松下処分にも持続的な関心とカンパを持続した。

二 解放教育、障害児教育、日の丸・君が代問題など多くのテーマについて現場の教師の実践をふまえて討論する過程が、たんなる裁判支援以上の比重で持続した。

三月に一回ずつ、二十年間にわたって、大阪教育大学の教室を自主管理的に使用して例会をおこなってきた。(使用の契機は、この大学の全共闘学生が、その後、教師かつ「考える会」のメンバーになったことである。)

前記の三項の他にも各参加者の活動は多岐にわたり、それらが、つねに、闘争の原初性への回帰を媒介してメンバーに共有されてきた軌跡は驚嘆に値する。ただし同時に、これが唯一の理想的な救援組織の形態ではないこと、いいかえると、各人が自己を救援しつつ一人で闘うのが原則であり、その過程で共闘者との真の連帯が生じてくることや、これまでの闘争ないし救援組織が、まだ十分に意識できていない領域への模索こそが未来的に重要であることは指摘しておきたい。

この点に関して、私が六月一六日の大阪の解散集会で五十嵐氏のテーマ(多くの関心を集めた)以外に発言したことを、さらに構成しなおすと、次のようになる。

①私の現在の生き方について——三つの重層する仕事を実践し、普遍化をめざしている。それは、資本制的自然の(たんなる時間給をこえる)清掃と、表現の清掃(校正等)と、国家幻想の清掃(裁判闘争等)であり、それぞれ単独の契約ないし活動でなく、仮装組織論にもとづく複(素)数性のゲリラ戦としておこなう。だれもが秩

序外で生きていく時の試みの先行形態の一つとして。

②菅谷氏の例にふれつつ——かれとの訣別点があるとすれば、文学や詩への依拠と、そこからの闘争というかれの発想に対する、文学や詩概念をも解体し止揚すべきという私の試みとの差である。これは、人間が依拠する、あらゆる概念(教育、技術、生活、武装、革命、)についても拡大していくべきものであり、この追求こそが大学闘争とも呼ばれる世界的な闘いの根底にある。

③本来の救援は、国家による処分(裁判)が形式的に終了したところから始まるのではないか。いいかえると、国家による処分の審理によつては何も解決されず、救援する過程で見えてきた多くのテーマが、救援組織の解散によつて放置されていく、という事態に対する(救援)こそが待たれているのである。この場合の救援は、現在ないし未来形の新たな闘争ないし試みと結合していく時に成果を深めるであろう。

以上の三点は、考えていることの一部にすぎないが、かりに東京の救援組織の解散に伴うパンフ刊行の企画がなければ、考えるだけで解散したかも知れない。これを文字にし、パンフにしていく条件を与えてくれただけでも、今回の企画は私にとつて意味があつたといえる。

さらに今は相互に気付いていないとしても、これまで、処分や救援活動がなかつたならば決して出会うことのなかつたであろう人々(註三)やテーマが、今後も私たちの生き方を思いがけない形で支えてくれるであろうことを予告しておきたい。

## 今(にして)思うこと

小川 信夫

註一——希望者に配布可能。  
註二——東京の救援連絡会の内部には裁判闘争の評価をめぐって対立があつたようであるが、裁判に依拠してしまふことで現場でのたまたかを解消する傾向を助長するならば、裁判をしない方がよい、というのは正当性をもつであろう。ただし、実際には、裁判しかできない、という限界を、どのように把握し止揚するかの問題の根底にある。私としては神戸大での闘争と裁判を統一的に展開し、統一場を東京にも拡大してきたつもりである。

註三——これらの人々のうち、とくに三人の被処分者の与えてくれたものに関して感謝と共に記しておきたい。河村氏については、歌集を媒介して別に書いたので参照していただきたい。小林氏とは、直接お話ししたのは数回であるが、農業原論の自主講座や国会活動や共学舎の試みにみられる幅広い生き方の根底にある大衆的基盤に根を下す志向には教えられてきた。宮内氏は勝訴判決(とくに特別勤務としての警備は業務でないとする。)によつて私や坂本氏の裁判に有力な武器を準備していただいた。それ以上に事務所を救援組織の討論の場として、また建築家グループの討論の場として提供していただくことにより、私の出会う人間関係は大変ゆたかになった。事務所は裁判で東京へくる際の宿泊場所であり、救援連絡会の解散後も活動拠点になっていくであろう。

理科大では当時、宮内、成瀬問題として語られていた政治的課題があつた。私はこのように敢えてその課題に個人名をつけて象徴化することには、若干の疑問を持っていた。それは、多くの場合本質を覆い隠し易くし、その個人名を軸に闘いあるいは「処理」が成されればよい事となるからである。実際、多くの人々(いわゆる大学の先生等)はそのような課題の矮小化を行うことにより体制の懐へ逃げ込んでいった。このような状況のなかで、理科大での闘いが長期的かつ組織的に継続できたのは、労働組合を組織したためであろう。ともすれば闘いが個人に属しがちとなり、またその方向を見失いがちな「大学闘争」というものに一定の方向づけを行ってきたのは、理科大においては労働組合であつたと思う。ただ、このことも最良の方法であつたかどうかは分らないが、様々な状況の中で闘っている多くの人々、あるいはその闘いを比較的容易に理解でき、それが自らの闘いの力となつていったことも事実である。

労働組合を基盤にした闘いは、一見関係の明白でない課題についてもかなり大胆に取組むことができる。例えば、私学共済組合の問題、大学の食堂の問題、あるいは反原発の運動等……。

さて、こうして基本的に「ガンバッテ」きた過程において、かなりはつきりと捕えられるようになってきた問題に天皇制の問題がある。天皇制のその暗いイメージの源泉が国家神道—軍国主義にあることは明らかである。しかし、根はもっと深く実は国家神道は

旨くその根を掘りおこしたにすぎない。天皇制は極めて原始的な宗教にその基本を置いている。問題はその原始制のため、祭政一致の状況が作られた場合、宗教的な力も動員され巨大な政治力を発揮することである。一方、教育の場においては、あたかも腫物にでも触れるように表面的な事象のみしか扱われていない。この事がすでに宗教的な「おそれ」の表現となっており、常に霧の向こうに「主体」が存在するように心理的場面は設定されている。そして、事あるごとにその「主体」を引出し「ハイッ！これが主体です。」と……。また、その時「日本人」と意識できるように、日常的に、やれ「葬式だ！」「結婚式だ！」とマスクミを利用して「主体」をちらつかせるのである。「主体」が引出されるときは恐ろしい……かつての国家神道—軍国主義はまさにそれである。

現憲法下では「現人神は一応無い！」事になっている。しかし、状況が許せば直ぐにでも「現人神」が復活できる態勢となっている日本の社会構造をもっと知る必要がある。天皇制を軸にした日本の社会構造を知ることにより、様々な差別がそこに根を持っていることが明白になるだろう。

あの「葬式」の時を忘れてはならない。意外と身近かにまでなにか良く分らない力が及んできたように感じはしなかっただろうか？90年秋に行われた大嘗祭は、天皇制が連綿と維持されて、あるいはさせようとするのを、現段階において意図するものであり、決して伝統的でも古式に則ったわけでもない。天皇制について冷静に考える機会である。天皇制—軍国主義という単純な図式だけでは理解し切れない部分は多い。

## ある逸話

### 支援活動の一齣

立松 久昌

一九八九年三月三日に、大江宏さんが亡くなった。建築雑誌の編集をしている関係で、早速、貴重な先達を悼むべく、大江さんと親交の深い建築評論家の神代雄一郎さんと会い、一夕を共にした。その時の逸話を話したところ、大江さんの知られざる一面が出ているといわれたので、当事者だった宮内康さんや弁護士の有賀信勇さんと連絡をとり、当時の記憶の糸をたぐって、できるだけ事実を則してまとめたのが、次に述べる話である。

□いまを遡る二十年前・一九七一年初冬のある日。当時、法政大学工学部長であられた大江宏さんに、私は一つのお願いをもって、事務所をお訪ねした。

□当時は一九七〇年の前後にわたる大学闘争の最中で、私の友人である宮内康さんも、理科大学野田校舎の騒動の火中であって、理科大（学校法人東京物理学園）当局と彼の講師の身分について裁判の係争中であった。

□当局側の示した解雇理由の一つに「専任講師は他の業務（この場合は設計事務所）についてはならない」という項目があった。いわゆるプロフェッサー・アーキテクトの存在を認めないというのである。私は以前から建築家が実作者として教育の実践の場にその経験と技術を、むしろ積極的にもちこむことが、建築教育の一つの在り

方だと思っていた。

□宮内支援連絡会議（当初は宮内・成瀬支援連絡会議）の一員であった私は、早速、友人や弁護士と話し合い、建築教育の特殊な状況を裁判官に理解してもらい、裁判を有利に導く手立てとして、証人またはそれにかわる報告書の提出を考えた。そして、一番はじめに浮かんだのが、法政大学建築学科の生み親であり、プロフェッサー・アーキテクトの第一人者である大江宏先生であった。

□大江事務所の応接室。

私は裁判にいたる経過を縷々説明したのち、私「……大学の建築教育はどうあるべきか、という実践の構造が、裁判所という公の場で争われるのは、恐らく初めてのことだと思えます。どうぞ、今後のために先生のお力を貸してください」と懇願した。

□先生「うーん、難しい問題ですね、とくに今の時期は……。私以外に適当な方はいませんかね」。

私「実は、宮内康さんの先輩として東大の大谷幸夫さんに、また同世代の仲間として芝浦工大の三井所清典さんにも、同じ主旨で、それぞれの立場からの発言をお願いしております」。

□先生「判りました。もう一日時間をください。いまの状況の中で、私なりに建築教育の理念が言葉としてまとまるかどうか、よく考えてご返事しましょう。明日またこの時間に来てください」。

□一夜明けて（再び応接室）

先生「何とかやってみましょう。書き手としてふさわしいかどうか判りませんが、一般論として、法政でやってきた建築教育について、私なりに書いてみましょう」。

私「ご無理なお願いを……。本当にありがとうございます」。

□細部の打ち合わせをすませ、役目をおえて欣喜雀躍、私は夢心地で帰路についた。

□因みに、大江さんをはじめとする三通の報告書は、次の通りである。

●720314提出／第33号証・報告書

『建築事務所開設に関する法政大学の取扱いとプロフェッサー・アーキテクトの重要性』大江宏（法政大学建築学科教授）

●同提出／第34号証・報告書

『プロフェッサー・アーキテクトの存在理由』大谷幸夫（東京大学都市工学科助教授）

●同提出／第35号証・報告書

『建築事務所と建築教育』三井所清典（芝浦工業大学建築学科専任講師／肩書きはすべて当時）

□正規の手続きを経て提出された『報告書』は、大学の建築教育に対する裁判官の理解をうながすと同時に、この裁判を有利に導き、処分を白紙撤回を勝ちとるための一石となったと、ひそかに思っている。

（一九九〇年九月三日記）

もしもあの時、宮内さんが和解しなかつたら、と考える時がある。一体私はどうなっていたかと。

宮内さんが和解を蹴つて本訴に持ちこんで、最高裁までゆくとしても、恐らく負けることになっただろうと思う。負ければ宮内さんを支援した人間は大学には居づらくなるから、やめざるをえないに違いない。宮内さんの和解退職が一九七六年だったから、それから約十年後の一九八六年頃に私は大学を追われるわけだ。年齢でいうと五十七・八ということになる。そんな年齢でまともな再就職なんか覚束ないから、ひどい条件で働かされ、今よりもつと世を助ねて、外国旅行なんかにとでも出掛ける気にはならないだろうと思う（一九九〇年夏には私は一ヶ月半もイギリス・ドイツを旅行した）。こういうふうになると、和解してくれた宮内さんは晩年の私にとつて大恩人と言つてもよい存在だということになる。

それに対して、そんな考え方ではないよ、という声は無論ある。宮内裁判なんか大迷惑だつたと思つている人の声だ。彼等によると、もしもあの時宮内さんが和解をしなかつたら、という仮定自体ナンセンスで、最初から宮内さんは闘争なんかしなければよかつたんだ、という意見だ。そうすれば和解してもらつたことで恩に着る必要など全然ないというわけだ。

たしかにその通りに違いないが、この意見は宮内裁判闘争の意義を全然認めていない議論だから、かつては私達のあいだで存在しなはずのものだつた。けれども最近耳に入つてくることもあると

いうことは、世の中が大分変わったからなのだろう。

ところで宮内さんが解雇されたきつかけは、例の「特別勤務」要請の拒否であつたとされている。だから、宮内さんは最初から闘争なんかしなければよかつたんだと思つて人にとつては、「特別勤務」要請の拒否さえしなかつたら、何事も起こらなかつたのにと思っていたのだろう。

けれどもあの頃の宮内さんは傍目にもとても高揚していたから、たとえ「特別勤務」要請をあの時拒否しなくても、いずれは大学当局に強硬にプロテストしたに違いないから、宮内さんは最初から闘争なんかしなければよかつたんだと考えてもほとんど意味がないと思う。

つまり宮内さんが東京理科大学の教員になつたことはほんの偶然と考えてよいだろうが、それ以後全共闘運動に巻き込まれて、大学側と正面衝突するようになってゆくのは、ほとんど必然のなりゆきだつたと言えるのではないかと思う。

以上が私個人にとつての宮内裁判に対する感想だが、次に視点を變えて、現在の日本の社会状況から宮内裁判を振り返つた場合、どのように見えてくるかを考えてみたい。

結論を先にいうと、現在の状況に身をおいて宮内裁判闘争を眺めると、何のための、誰のための闘争であつたかが非常に見えにくくなつていように思われてならないのだ。

この状況は一言でいうと、闘争を支えた基本理念の消失ということができるだろう。

どんな基本理念であつたかという、非常に単純な内容であつて

、この世界に正義を實現せよ、というものであつた。その正義とは、我々は弱肉強食の世界を認めないぞ！ということだつた。だからたとえ弱い人間がいても、彼等がいじめられることのない正義の世界を實現するために、日夜努力するのが立派な人間のすることである、という理念である。ここでいう弱い人間とは、体の弱い人間や女、子供も含むが、かつては社会的生産における弱者つまりプロレタリアがその中心だつた。プロレタリアが世界の支配者になれば、その他の弱者の問題も自然に解決するというものだつた。それゆえ、プロレタリアの味方をする、正義の問題は全部解決出来るというものであつた。

裁判において宮内さんは明らかに弱者だつたし、宮内さんを助けることで（小さな）正義も實現され、ひいてはプロレタリアの勝利にも関与しうると考えられたのであつた。

ところが周知のようにここ十数年の間にプロレタリアに関する理念が急速に色あせてしまつた。第二次大戦後の世界政治を規定してきた米ソの対立（日本のインテリや学生にとつては、つい最近までソビエト・プロレタリアと正義の味方、アメリカ・ブルジョアと悪の栄える国、であつた）の解消。それにとまなうペレストロイカを経て、ベルリンの壁崩壊に至つて遂に社会主義国家の消滅。イタリア共産党名の改称に代表されるような各国共産党の路線大転換などによつて、ブルジョア対プロレタリアという対決の図式がほとんどなくなつたといえる（この点は勿論議論の分かれる大問題であつて私自身は「対決の図式」はなくなつたと思うが、ブルジョアもプロレタリアも消滅するはずはなく、対立は何時までも続くとする）。

この対決が薄らぐことで、正義を担う側（プロレタリア）や敵（ブルジョア）の存在感そのものがはつきりしなくなり、ひいては正義の存在も信じにくくなつたといえる。

いいかえると、弱者とは身障者、病人、幼児、高齢者などに限られ、かつてのプロレタリアはもはや弱者でなく、単なる「落ちこぼれ」「怠け者」「要領の悪い者」等の別名になつてしまつたのだ。これはプロレタリアにとつて深刻な問題を投げかけるものといえる。

というのは、宮内裁判にもどるが、宮内さんはかつては弱者であり、正義の旗手であつて、彼を支援することは前にも言つたように弱者の味方になることであり、正義の行動だつたのだが、現在ではそうでなくなつたのだ。つまり現在の時点から宮内さんの行動を振り返れば、宮内さんはただの「要領の悪いハネ上がり」に過ぎなくなつたのだといえるだろう（宮内さんだけでなく彼を支援した七人の教員も）。

勿論こんな言い方が許されていいとは思っていない。にもかかわらずこんな言い方をあえて持ち出すのは、宮内さんとその支援者に対する世間の見方が大きく変わったのではないかと推測されるからだ。

振り返つてみると、そもそも「宮内問題」のはじまり頃から私達は「要領の悪いハネ上がり」と見做されておき、ごく少数の理解者の存在だけが心の支えであつた（すくなくとも私は）。その少数の理解者の存在さえも覚束ないような状況が現在ではないかと思うのだ。

宮内裁判が、何のための誰のための闘争であつたかが見えにくくなつていく状況とは、このようなものではないかと思う。これはプロレタリアの危機であるし、多分日本社会の危機でもあるだろう。

この文章を書くきっかけは勿論依頼されたからだ、書き進めるうちに、実は、宮内さんは結局何をしたのかをこの機会に私自身に對しはつきりさせておいた方がよいのではないかと感じるようになった。というのは宮内裁判が私の人生では対政治・社会における最大事件であつたし、これをどう見るかによつて今後の私の姿勢がかなり規定されるからだ。

それでは宮内さんは結局何をしたのか。宮内さんが「要領の悪いハネ上がり」としか見られていないだろうということは既に書いた。宮内さんが「ハネ上がり」の一面を持つていたことは否定できない事実だ。しかしそんなことは第一義ではない。宮内さんがやつたことは結局はプロテストだつたと思う。この文章を書くにあつて、宮内裁判勝訴直後に作られたパンフレット『鉄格子の大学から』に載せた私の文章「東京理科大学69-74」（野田支部委員会の名前で発表）を読み返してみた。十五年後の今読んでも訂正や変更したい所がほとんどなかつたことは救いだつた。けれどもそこではプロテストという言葉は不思議にも使われていないが（その代わり異議申し立てという表現が使われている）、宮内さんや私達が大学当局に対してしたことはプロテスト以外のなものでもなかつたのだ。

プロテストという言葉は現代日本では新鮮な響きはないかもしれない。けれども世界を動かしてきたものはプロテストだけであり、

## 戦後のささやかな軌跡から

山浦 元

時間枠を上げた上で、主題に沿つて過去に出会つた課題のいくつかを記し自己総括の序としたい。

(一) 四五年前の厳冬、朝鮮半島を徒歩で縦断し旧満州から引き揚げて来た時、無国籍同然とは言え侵略者の片割れである私達一家に、野宿の都度、自らにも乏しい食糧を一ヶ月以上に渉つて分ち續けて呉れた民家の人達の思いやりが、子供心に深く刻み込まれた。引き揚げ先は「供出米」の生産に追われて、肉、卵、牛乳など殆ど口に入らない農村だつたが、やはり村民は他者に限りなく親切であつた。国民学校で叩き込まれた八紘一字とは何であつたのか。国家とは何か。

(二) 科学技術の原理論的位置にある物理学に関心を深めつつあつた時期、幸運にも遭遇した六〇年安保闘争が契機となり核を解明する必要性を実感、研究生活に入った。当時我国に初輸入されて来たIBMのコンピュータに早速飛び付き、素粒子・原子核反応の解析に没頭し始めた。手動計算に頼つていた私達には、軍事用に開発された経緯も知らず、電算機が神器と映つた。全知全能どころか、今は電力・資源の浪費と処理し切れぬ紙ゴミの主源となり果てている。研究者にとつては魔力としか言えないような無いアカデミックな分野の魅惑と、戦後の産業革命勃興期という時代の制約が桎梏となり、核エネルギー總体の幻想性に気付くにはかなりの年数を要した。軽い核の理論に掛かり合つている間に、原子力は軍事利用から出発し

現在でも世界各地でプロテストがなされており、今後とも行われてゆくだろう。日本は残念ながら最もプロテストの少ない国の一つにすぎない。

その意味でも宮内さんや私達があの時期行つたプロテストは貴重なものだつたと思う。だから裁判を経て和解という形で一切が収束されてしまつたのは惜しい、という意見も当然ありうる（たとえば北島さんのように）。この文章のはじめの方で、和解してもらつて助かつたと書いたけれども（私個人としては）、プロテストの運動としては裁判に持ち込まない方がはるかに良かったのではないかと思う。

裁判では争点が「教育対管理」の問題から「労働対管理」のそれに移行して、労働条件と賃金問題にシフトされていったことを、さつきふれた「東京理科大学69-74」で私は指摘しておいた。大学教員も労働者であるが、そのイメージにおさまりきれない存在であることも事実だ。もともと裁判では教育や研究の問題を取り上げにくいし、十数年かかつた挙げく負けるのではあまりにも情けない話であると思う。

だから何とかして裁判に持ち込むことなく、大学にあくまでどまりながらノラリクラーリとした抵抗によつてプロテストを続けることが、今から思うと最上のやりかただつたのではないか。そのために宮内さんのような幾分かカリスマ性を持った人間が是非とも必要だつたと思う。宮内さんが和解して大学を去つたことは、かえすがえすも惜しいことだつた。

おわり

た宿命と相まつて、重い核の絶対的負性が未解明のままに実用段階に突入していったのである。核実験の被害の拡がりや深刻さ及びその回復不可能性から、核兵器の製造過程を含む安保条約の存在自体が戦争の実在と同質・同義である事、さらに放射能の無毒化は自然の摂理に委ねる以外実質的に達成不能なテーマであるとの認識に達した時、やつと「核の平和利用」なる概念の欺瞞性が見えて来たと言つてよい。――視点を限定すれば資本主義圏も「社会主義」圏も同根であつた。今にして思えば時既に遅く、取り返しつかない現在の悲劇の芽が蓄積され潜在していたのであり自己批判に価する。自然の「有効利用」以外の観点を欠落させたまま掛替のない有限な生態系を収奪・破壊し、廃棄し得ない「廃棄物」で埋め尽くしつつある既成科学技術の陥穽、虚構、原罪性。

(三) 関心の対象が放射性核種へ移り始めた七〇年代初頭、学費値上げ阻止の水準で揺れていた遠隔の地へも学園闘争が波及して来たが、周期遅れの例に洩れず、管理体制と国家暴力によつて瞬時にして終熄した。顧問として関わつていた部落解放研を中心とする学生達と再起を期すも、状況の重圧に耐えきれず敢えなく壊滅。「自己否定」などとは無縁な階層に属し、今も各地で黙々とたたかいを持續しているであろう彼らとの共闘と激論を通して、現存する信じ難い差別の実態と、それを許容し支えている人間及び社会の深層構造について幾分か学びえたと思う。まともな問題提起を抑圧し排除して止まない教育・学問の府にどんな存在意義があるのか。

(四) 河村氏と岡本学長の確執が抜き差しならぬ事態へ進展していく中で支援する会が結成された。河村氏の過酷な人生の軌跡と義理

題の一つとしてあり続けて来たと思う。

(五) 敗訴以後、語弊を恐れずに言うと、高裁判決批判を兼ねて伊藤久遺稿集(未刊)にも述べておいたのだが、法廷は勝敗よりも司法権力の実体と構造を見極める空間と映つて来た。

さて結語。先頃河村氏が冗談まじりに「傷ついていないのは君だけだな」と語つた。「傷」を敷えん解釈すればこの十七年間で最も深い傷痕を負つたのは私だと言いたいのだが・・・尤も致命傷どころかそれを癒して余りある未開の薬と今後の栄養源を、共闘者諸氏から存分に吸収出来たことも確かである。お互いこのまま沈黙したり空中分解して雲散霧消する過程だけは辿りたくない。私達は依然として現代的かつ未来的な新旧無数のテーマにさらされているのだから。

#### — 追記 —

(一九九〇・七・八)

宮内、小林、河村三氏の裁判が終わつた現在も、私達は訴訟主体としての位置付けについて共有しうる結論には到達していないが、「裁判官の論理への風服(a)および学内闘争の放棄(b)につながる傾向が、どの裁判提訴にも常にあり得ることは認めるとしても、(a)、(b)を自覚し転倒する試み(c)は可能なものであり、(c)によってこそ大学闘争の普遍的展開が実現されていくのである。必要なのは、裁判提訴がいかどうかの議論ではなく、(d)を具体化する力量や条件が不足していたという反省ではないか?」という松下氏の指摘を今後の議論のためにつけ加えておく。これが、七三〇七五年の支援する会のたたかいかいを総括する視点であることに、私は気づいている。

人情に厚い類まれな人間性を描象して起承転結を語るのは困難なのだ。紙数の都合でここでは措く。当時のニュース密度が証しているように、学内外で司法と教職組をも巻き込んだ総力戦をとの意図は、結果はともかく、質量ともある程度展開出来た三年間であった。にも拘らず、仮処分敗訴を契機として何故に会自体が成り立たなくなつたのかを自省をこめて率直に記しておく責任を感じる。教職権確認訴訟に対しては、未経験ゆえの懐疑、どこまでテーマが繰り込めるか、第三者たる裁判官に判断を委ねる限界性などから自他に様々な批判があつたが、再三の自宅研修処分によつて形成された閉塞状況に風穴を明ける一段として踏み切つたのである。裁判提訴がなかつたら、学内情宜も教職員の意識を流動化させる諸作業も困難を極めていたに違いない。その意味で、殆ど無報酬に近い条件下で全力を尽された弁護団によつて私達の活動の一面は支えられていたのであり、判決も含めて会自体が全責任を負うべきは当然である。獲得目標(?)が「教職権確認」から「解雇撤回」へ移行するにつれて、仮処分判決を梃子に学内に更なる揺さぶりを、とする裁判勝利への願望と幻想が私達の意識下で避け難く深まり、そこへ敗訴判決というわけであつた。然し、前述の如く判決結果は支援する会の存続を断ち切つた最大の契機ではあつたが第一義の要因ではない。私以外は直接的には大学と無関係であつた会員諸氏から土壇場で発せられた「職場へ復帰して何を為すのか」との根源的な問いかけに、河村氏も私も明確に答え得なかつたのが会が解体するに至つた主因であると私は考えている。厳しくも実存的なこの問いは、各人の職場こそ異なれ、私達救援連絡会の構成員にとつても重い課

### 河村裁判への回想

満田 正

#### 【私の狙い】

私は、河村裁判の終了において、にわかに胸騒ぎがした。当然、提起される河村裁判について書くことは、私の内的矛盾を暴くことだから、出来れば回避したいというのが偽らざる心境だつた。「私の河村裁判とは」と言つても、河村裁判は河村氏と私との出会い、そして今日にいたる両者の全生活過程での話である。

河村裁判に限定されたテーマについてのコメントといえども、その背景の説明なしには、その一つ一つは誤解を生む要素を多分に含む。総体としては、表現できないと思つている文章表現、それ以上に、設定された限定付のテーマの中で、真意が表現出来ないと思う。そうしたもどかしさのなかで、もし表現が可能とすれば、私から見た河村氏像と私から見た裁判官像、そしてそれに群がった私をも含む集団像として見方を一面的に制限するとすれば、少しは真実表現に迫ることができるかもしれない。しかし、この制限は、なんと難しいことか。このような境界を敷いてみたとしても、所詮は大状況の中でその人生の多くを経過してきた私にとつて、河村氏と私が絡む関東学院大学での全共闘運動とか、諸々の政治的、経済的、社会的局面とについて、触れざるをえない。そして、余りにこれらの事柄は大きすぎる。

これらのことは、今までの私が避けてきた事柄である。そして、裁判に係わつただけは、提起したくない事柄である。しかし、私の河村裁判への係わりは、言葉でいふほど小さくはなかつたし、そのことの

責任について、逃げて回れるほど、小さいものとして葬ることはできないと思う。こうして追いつめられるという心境の中で、天の恵みを感じつつ、河村裁判に係わつたという事実を再定義することで、過去の全共闘運動の糸口というか、その周辺に辿りつきたいと思う。今は避けたいのだけれど、天の与えたもうた御心に逆らうことなく、この機会は今を置いてなく、たどたどしくはあるが、その序説のつもりで、文章を起こしたいと思う。

#### 【私からみた河村像】

河村氏への印象として出てくる、重戦車のような活動力は今も昔も変わらないけれど、どこか欠落を感じる人柄に人間らしさを感じるのは私だけではないだろう。河村裁判での幾たびかの裁判での敗北判決のとき、河村氏のその表面的な強がりとは異なる一抹の淋しさを、彼の表情に見てしまうのも私の思い過ごしではないと思う。これらのことは、彼が裁判提訴を開始し最高裁までの一五年有余の粘りをするこの決意とその苦闘との接点として、また私が心ならずも支援者として参加してしまう両者の人間的関係なのだろう。

私と河村氏の出会いは以下のとおりだ。最初、河村氏は彼のフラクシオンメンバーと一緒に私にあつたと思う。その時、私が大学三年の時、六〇年安保条約の改訂反対運動の真つ最中の時期、彼は早稲田大学から都立大学大学院入学の年であつた。その当時、私も彼も、日本共産党の戦後学生運動での横暴さの中で反日共を決め込んでいた。特に、早稲田大学理工学部での彼は、彼自身が日本共産党学生細胞でのパージにあつたという経験の持ち主でもあり、その反日共姿勢は私以上のものであつた。それは恨みにも似た感情であつた。私にとつての反

日共はマヌーバーに近いものである。

大学院自治会活動において、河村氏は、私の尊敬する先輩中村慎里氏と行動を共にした。しかし、河村氏と私の先輩（中村慎里）とは、大学院自治会の運営を巡り、日共に対する姿勢の相違から、日常的に対立を繰り返したようである。その繰り返しの結果が中村氏をして、まだ、学生である私を河村氏に紹介する段取りになつたと思う。また、彼は当時ブントの都立大細胞の一員であつたと思うので、私との出会いは、彼が中村慎里の紹介によつて私を知り、私をブントへ勧誘するオルグの一環であつたと思う。その当時、私はどこにも属さない一匹狼であつたが、何故か、その後彼が都立大学の博士過程を終了するまでの都立大学における学生運動での行動を共にする間柄となつた。

その当時、一九五〇年代の日本共産党への恨みを基調とした学生運動は、その後一九五〇年代後半の勤評闘争での勝利から安保条約改訂反対運動における主動的役割を経て自信に溢れていた。学生運動は、共産党を捨てた新たな革命党を目指す時流を担う集団へと転化していった。しかし、私の感じるところの河村氏はこの時期にあつてもなお、日本共産党に対する飽くことのない挑戦者であつたと思う。それは、彼にとつて、日本共産党の巢窟と化した都立大学への挑戦でもあり、私とか中村慎里氏とかの中途半端な反日共姿勢に対しては、彼の非難の対象となる度合のものだつた。

また、中村慎里氏との「めだか論争」は有名である。大学院で生物発生を専攻中の中村慎里氏にとつてのめだかの研究は、かけがえのないものであつたと思う。にもかかわらず、河村氏は安保改訂反対のデモに行かない中村慎里氏に対して、「安保とめだかどどちらが大切か」と迫つたという。この二人の姿勢は、その後、めだかを自ら放棄せざるを得なかつた中村慎里氏と、教育の現場から強制的に放逐された河

村隆二氏との似て似ざる相をみてしまう。

逆に、この論争は武谷三男氏の戦後科学民主主義及び科学至上主義に始まる新たな挑戦「科学をとるべきか社会をとるべきか」が、ここでも開始されていたという証左ともいえる。実は、科学至上主義との論争は、全共闘運動が科学至上主義もしくはは大学という象牙の塔にいる科学者の存在について、その疑問を突きつけて批判するようになるまでの間続けられ、そして全共闘運動がその任務を終えて退却するに至るまで一〇年以上の月日を必要とした。河村氏は以後、このことを悔いつつ、中村慎里氏に悪いことを言つたと自問する。中村慎里氏は、あのような発言を行う彼が、職を確保できないのではないかと心配する。

この例証にみられるように、比較的短絡的に相手の立場も省みず批判を行う河村氏について、その周辺は必要以上にその身の上を案じている。このことは、河村氏の人間性としての真価である。この人間臭さなるものがどこからくるのかは、私にも定かでないが、一つ言えることは彼の自慢の家系、やくざな人俠道の姿勢なんだろうか。裏切り者を許さないの姿勢は、逆に自らも裏切らないことの証でもあるのだろうか。ともあれ、この人間的関係の中で、裁判提訴は行われたのであるし、それ故に実に多彩な人間的結合が裁判提訴を通じて形成された。私もその中で、多くのことを学習し、また多くの友人を得た。

大学院博士過程を修了後、河村氏は都立大学大学院時代の先輩の紹介で関東学院大学に職を得、そこでも独特な人間関係をづくりだした。関東学院大学法人における内部紛争は鮮烈だつたと聞く。この腐敗でしかない関東学院大学法人理事会での切つた貼つたの権力闘争を横目に見つつ、関東学院大学学生運動が育つていった。反対に、就職後、まもなく組合書記長の地位にあつた河村氏は左右を含め反日本共産党

を名乗るやからとの共闘を提唱しつつ、自らがその権力闘争の中に巻き込まれていったと思われ。

そもそも大学での労働組合は教授会とほぼ重複した組織であり、学側側権力との最大の癒着交渉の接点である。当時のように、大学という法人権力が自ら招いた腐敗不正の発覚による混乱に対しては、法人自らがこの両者の抱き込みを計る以外解決策を持たないというのが実状である。すなわち、その当時の学生運動が示していた直線的な権力奪取の行動に対決するためには、その防波堤となる法人以外の組織による代行機関を設置するのが必要不可欠であつたと思う。こういうときには、組合とか教授会とかはよく出来た組織である。「蒸があぶらあげ」のたとえよろしく、その両者とも代行機関の設置の一大キャンペーンを提起し、その状況の解決と称して、権力にとつて代わる夢を抱いてしまう人々が多いのである。すなわち、学問に対する情熱が、即座に権力の座への欲に化けることこそ、学問、もしくは科学が長年社会の発展の原動力として、権力に庇護されてきた証左である。こうした中で、河村氏の代行機関への係わりは実によくできていた。

彼の人間関係が左右両翼に絡んでおり、それをまとめあげることが出来るのは彼をおいていなかった。また、彼がそうした人間的関係を維持してきているので、大学存亡の危機に向けた全学的挙学体制という時、彼の潤滑油の如き役割は、不可欠な要素であつた。

しかし、代行機関の宿命ではあるが、その本来の使命を果たしたとき、このようにして形成された代行機関が、空中分解することは明らかである。そのことを政治的読みとしてもつともよく見抜いていたのは関東学院大学法人の理事会である。逆に、その読みを利用しつつ、大学の権力奪取に情熱を傾けたのは、当時の代行機関を担おうとした岡本正その人であつた。その後、彼は河村氏の首切り人であり、関東

学院大学の学長代行およびその後学長にもなつた。

私は、こうした時期に東海大学の非常勤講師の職を追われ、一九六九年四月に河村氏の紹介で関東学院大学の非常勤講師の職に勤務した。そして、私はこうした岡本正を中心とした代行機関に集う人々のパティ―へ河村氏に誘われ、その席上で、事もあろうに首実験よろしく、日大教員共闘のリーダーとして、私は彼らに紹介された。河村氏の人間臭さを示すエピソードではある。しかし、三年後の一九七三年に、岡本氏により私が全共闘派として、関東学院大学から、突如追われる遠因といえはいる。このことを含め、河村氏は、その人俠道故に、いくつかの矛盾する人格をもつ人間関係を作つていた。

岡本氏は、政治思想としては、かつて共産党の中央委員であり、その席を追われ、反日共中央の旗頭であつたので、代行機関の思想的支柱であり、河村氏の師でもあつた。また、この時、代行機関を将来の権力の座の踏台としている岡本氏にとつて、河村氏の存在は不可欠であつた。彼の将来構想からすれば、代行機関は関東学院大学を封建的な世襲構造から近代的な学問の府として、再建し直すことであり、河村氏にとつても同様である。しかし、近代的な大学像を画けば画くほど、その過程で痛となるであろう存在は、右翼系教職員や関東学院大学全共闘学生との交流を持つ人俠道をいく河村氏であろうことは予測がついた。逆に、河村氏の利用は代行機関としては最大の課題であつたと思う。

すでに代行機関の出発当初より、河村氏の活用方法については、その潤滑油としての価値を認めつつも、その役割が終わつたとき、代行機関を代表して岡本氏はおそらく河村氏を大学からパージせざるを得ないことを予想していたと思う。それ故に全共闘学生サイドでも河村氏の中途半端な立場に対する警戒心を緩めることは出来なかつたと思

う。全共闘学生はこの間、一貫して代行機関に対決姿勢を示し、実際に河村氏も代行機関の一員として大衆団交の壇上で吊上げられ、いやというほどその立場の辛さを感じさせられたと思う。

しかし、彼にとつて、学生は彼の生徒、弟子であり、大衆団交で示した、そうした学生の裏切り行為については理解できなかったというのが本音であるように思える。こうした時期に、河村氏の一生での最大の不幸である長男の死が待ちかまえていた。その通夜、葬式での彼の狼狽と悲しみについては、誰も忘れることはできないだろう。この時、全共闘学生のリーダー学生も通夜へ参列した。この思いがけない参列者について、河村氏はその感激を今も語り続けるのである。大衆団交で彼を吊上げた全共闘学生リーダーを理解できなかった彼が、全共闘学生リーダーが示してくれた彼への人情に対する感激が時と共に蘇り、今もなお、彼流の人俠道で応えていくという構図が出来上がったのである。この構図は、この時に始まり、河村裁判が最高裁に到る全過程を全共闘学生リーダーとの義理人情で綴る契機でもある。

この事実は、彼が関東学院大学において日夜奮闘し、如何に身を砕いて全共闘学生と代行機関との間の橋渡しを通じて学園正常化に向けた努力をしていたことを物語る。そうであるが故に、その最大の障害が彼を信じてくれなかった全共闘学生の態度であり、全共闘学生への信義を得るために、如何に努力をしていたか、そして、そのことが結果したとき、全共闘学生との信義を守るといふ一点に行動が集中されたと思う。結論からいえば、実際には関東学院大学の学園正常化よりも、全共闘学生への信義を重視していたということを示すよい例である。

岡本氏が、河村氏を解雇したとき、解雇の法的根拠は問題視されるとしても、その先見は正しかったともいえる。すなわち、全共闘派ま

たといつてよいだろう。結果として、彼は裁判提訴で負けることで、誰も裏切らなかつたし、最後には彼の首を切つた裏切りものとしての岡本正を内容的には放逐したと言つてよいように思える。

#### 〔私と河村氏と関東学院大学での全共闘運動〕

河村氏による裁判提訴は、私にとつて晴天霹靂の事件であり、従つて、当初、私は河村裁判への無関心を装つた。逆に、関東学院大学での同僚であり、思想上の同志であると思ひ込んでいた私とは無関係に、裁判提訴決定がなされたことに對する怒りという寂しさというものを私は感じた。しかし、たとえ、河村氏が相談を持ちかけたとしても、そうした決定の席では、私は強く裁判提訴に反対したであらう。そして、裁判提訴を必要とした河村氏の心情をおもんばかる時、私がこの決定の席になかつたことはよかつたと思ふ。

こうした裁判提訴に至る経過は複雑であり、誤解を避けるためにも、若干の経過説明が必要であらう。

一九七一年は関東学院大学では遅蒔きながら、授業料値上げの年であつた。授業料値上げに反対する学生はその十一月十八日学内封鎖を行い、大学当局はそれに抗して大学への警察官の導入を要請し、学内は騒然としていた。十一月十九日は沖繩返還デーであり、関東学院大学からも中央集会へ参加する学生もあれば、学内でのバリケード作りに参加する学生もいた。学内に残つた全共闘の学生は、校舎の封鎖、校門の封鎖と拡大し、道路封鎖までを行い、警察は無条件に学内に突入した。このことに激怒した警察は、大学側の学生に對する抜本的対策がなければ、今後大学の緊急事態に協力しかねるといふ最後通告を、当時学長代行である大道寺氏に言い渡した。大道寺氏の困窮を受けて、

たは河村氏の意向を汲んでいたとしたら、大学の近代的再編だけは阻止したいと願つた全共闘運動の展開の中で、関東学院大学の近代化はなかつたかもしれない。ここに、河村裁判の難しさがある。近代化を欲しつつ、義理人情に絡まれて、近代化の権化と化した岡本氏との対決を余儀なくされたことに裁判提訴の出発点があるからだ。もし、岡本氏が、過去に鍛えられた日共流の組織的原則論ではなく、彼の子供に教えられたであらう全共闘運動の精神ともいえる、この河村流の人俠道を理解していたならば、何人もの理解を越えた河村裁判というものもなかつたといえる。

河村氏は、頑固にその信条を貫いた。こうして関東学院大学法人理事会、およびその利害にしがみつくと教授会と一部体育会系学生に對する全共闘学生の非妥協的な闘いのなかで、どちらを選択するかを迫られたと思う。しかし、最後には、全共闘学生との信義の方を守り通したということと幕を降ろした。河村氏の示した、これらの大学正常化に對する曖昧さは、学校側というよりは岡本氏の非妥協的な姿勢によつて、完全に駆逐された。むしろ、岡本氏を自らの反面教師として崇めつつ、その展開内容での豊かさ、すなわち、それまで曖昧としていた全共闘運動への理解をさらに深めたという事で、河村氏は掛けがえのない成果をその裁判提訴を通じて得たというのが真実だろう。

裁判提訴過程の中で、岡本氏とは無関係と思われるが、二度三度河村裁判和解の矢が放たれた。こうした一部教授連からの河村氏への甘い誘惑のなかで、河村氏は動揺を繰り返しつつも、全共闘学生への裏切りはしないという決意のもとで岡本氏への対決を継続させた。裁判提訴を継続するという経済的、精神的負担のなかで、河村氏の家族の労および友人達の労は計りようもない。そうした心配した周辺の心労とは裏腹に、形としては、立派に最高裁での敗北という勲章を勝ち得

岡本氏は、自ら学長代行に再度返り咲きを行い、全共闘学生対策として、教授会、体育系学生の協力のもと、緊急処置要綱を作り上げた。

その設置に反対する全共闘学生は、その規則を無視して授業中のアジェンションを校庭で行つた。これに對して、経済学部教授会は二名を無期停学、工学部教授会は二名を除籍を含め処分として、それぞれ決議したが、岡本代行の圧力により翌日、四名を除籍すると決議し直した。その除籍処分に河村氏は反対を表明し、最後の手段として授業ポイコットを宣言した。私は、このことにタイミングを合わせて、教授会解体を呼びかけるピラを配布した。工学部基礎教室長関谷氏は、岡本学長代行の指示を受けて、直ちに私の解雇を教室会議に要請し、決議させた。河村氏の教授会での抵抗は続き、成績報告書提出拒否等の抵抗を試みたが、その成果は上がらず、逆に、岡本氏は河村氏のとつた行為への自己批判を要求してきた。

岡本氏の自己批判要求は続けられ、河村氏は「自己批判というものは人に押しつけるものではない」として、これを拒否し、その抵抗を続けたが、大学側の忍耐もそれまでというか、工学部教授会は岡本代行の指示のもと、河村氏の自宅謹慎処分を発表した。

当初、自宅謹慎処分に従つていた河村氏は、突如岡本学長と関東学院大学法人を相手とした授業復帰の裁判提訴を行つた。大学当局は、このことに直ちに呼応して、河村氏を自宅謹慎処分から、解雇へ方針を切り替えた。河村氏もこれに對応し、教学権復帰の提訴を身分保全の仮処分により切替えた。これが、河村裁判に至る一応の経過である。

このところで、一九七二年一月、河村氏の授業ポイコット宣言および私への関東学院大学当局からの解雇通知にいたる若干の経過の説明が必要のように思える。要はこうだ。

一九七一年十一月十九日は沖繩返還デー、東京中央には全国全共闘の



全力動員として数万の学生労働者が集い、また、その当時の学生運動はもつとも先鋭化していた。その戦闘性故に、政府は学生・労働者を上回る警官を集中的に中央に配備した。関東学院大学全共闘の一部党派学生も当然それに参加したが、その主流は大学に居残った。関東学院大学は横須賀―立川を結ぶ一六号線の側にあり、ヴェトナム反戦、米軍基地への抗議としては最大の地理的利点を備えていた。わざわざ中央へ出かけるよりは、自らの本拠地での戦いの方が余程有利であることはまちがいない。こうした大衆の知恵とその他に学内に理事会の不正腐敗、教授会と体育系学生の理事会への追従という窮地に立たされてくる全共闘学生にとって中央への動員というメニューは許すべからざる事態であった。

これより先立つ十一月十八日には、不正による財政難のしわ寄せを授業料値上げとして転化してくる理事会への抗議として、全共闘学生による大学封鎖が実行された。大学当局はこのことに対抗して、警官の大学への導入を行った。その時、警官導入に抗議した河村氏は検査され、留置場に拘留の身柄となった。十一月十九日は警察官の中央への派遣の虚を突いて、再度大学封鎖を敢行するということでも、全共闘派学生にとつての最大のチャンスであった。こうして迎えた十一月十九日、一六号線は封鎖された。その勢いは、大学から一キロメートルも離れた河村氏が拘留されている留置場まで迫り、留置場にいた河村氏の言を借りれば、「全共闘学生が自分を助けにきたと思つた」ということになる。この事態にいたる政府とりわけ神奈川県警の失敗は、歴史に残る語り草になるだろう。そして、この赤恥を隠すために

代行の態度を追及した。こうした河村氏の主張に対して、教授会も動揺し、処分方法の再検討に傾いた。しかし、緊急処置要綱を掲げた岡本氏の主張も鋭く、除籍処分は全学教授会での決定をみた。

河村氏はこのような決定に不服であった。彼の行動力は早かった。教授会における全共闘学生に対する除籍処分に抗議して、組合掲示板で授業ボイコットを宣言した。経済学部教授会でも学生に対する除籍処分はないとの見解であり、当初、工学部教授会でも除籍処分に反対であった。教授会世論は河村氏に傾いており、彼は非常事態を訴えることで、教授会の結論の転覆を期待した。授業ボイコットは、河村氏にとつて、教授会メンバーへの激励のつもりであった。

しかし、ことは、重大であり、これは河村氏自らが、教授会派との決別を宣言したに等しかった。事実、緊急処置要綱の成立は、そのような生易しいものではなく、岡本氏を含む関東学院大学保守派のあくなき自己保身執念の結果であり、学生の除籍処分はそうした決意の仕上げである。従つて、その撤回は大学保守派の敗北を意味するし、同時に大学解放派の勝利を意味することは必然であった。

これは河村裁判の始まるそもそのきつかけである。河村裁判は、緊急処置要綱に絡む裁判提訴である。しかし、河村氏は緊急処置要綱に対決するというよりは除籍処分反対を提唱した。これは、かれの人間性の結果である。周知のごとく、裁判提訴は私達および河村氏の意志も空しく、学生処分の是非ではなく、緊急処置要綱の是非を巡つて争われた。

前述したように、この大学闘争の課題は裁判官または法廷が裁くべきものではないほど神聖であり、私はそのことは避けたかった。あの権力に汚された裁判官がそれに触れることの犯罪性を、憎悪さえ感じ

も、神奈川県警は大学当局に申し入れを行い、こともあろうに「（河村氏）こういう事態に到れば警察は知らない」と言つたとか言わないとかはまさに、関東学院大学が治外法権地区として警察から認められたのでしよう。これぞ、全共闘学生が期待し、大学解放を提唱した姿でもあつたのだが。

しかし、自らの利害のためなら、なり振り構わずの姿勢が関東学院大学のなかではじまつた。戦後最大の汚点といわれる緊急処置要綱は、朝鮮戦争という特殊状況のなかで、韓国朴政権のもとでのみ成立した。ちなみに、彼の恐怖政治は彼の暗殺をへて幕を下ろす。同一の仕組みを持つ緊急処置要綱が、平和日本の関東学院大学の大学という自由を掲げる場で成立しようとは、だれも想像できないだろう。

この緊急処置要綱は、事態收拾のため大道寺前学長代行に代わり、再度学長代行の座についた岡本正氏のもとで提案実行された。前代未聞のこの悪徳学内法は、クラス討議も学内宣伝も教員批判も出来ないという、学内での表現の自由の一切を禁止した学内規則であった。この処置は強力であり、全共闘学生は抵抗するも、即座に学長代行権限というところで、除籍処分が執行された。その後、抵抗する学生は学校当局からの除籍につぐ除籍処分によつて、完全に鎮圧された。もちろん、自らのよつて立つ思想が、学生権力の樹立であり、こうした処分要綱如きで鎮静化されるとすれば、全共闘学生とはなんであつたのか。いまも、ずつしりと重い傷として、全共闘学生の心身に食い込んでい

る。河村氏は、ここでこの緊急処置要綱にもとづく最初の全共闘学生の除籍処分に際し、当初工学部、経済学部両教授会の学生処分方針が除籍を含んでいなかったこと、岡本学長代行による強制によつて除籍処分に転じたことについて、両教授会のおがいなさを非難し、岡本学長

いづれにしても、河村氏の授業ボイコットという抵抗行為は当時の関東学院大学の状況において、決定的な観点を意味した。秩序回復を願う当局側としては、たとえ、その実質的影響が少なかったとしても許してはならない行為であつたことは確かである。

他方、全共闘派学生としては、またとないチャンスである。大学側に反乱が生じたのである。私は、このことをピラにして、配布した。逆に、岡本学長代行が、河村氏にその自己批判を要求したように、この行動の阻止をおこない、学内の一致団結を学内外に位置づけることは、緊急処置要綱の仕上げであり、更に展開される全共闘運動を押し込むためにも必要なことだつた。

岡本氏はこの世論作りのために、裁判提訴を必要とした。このことは、岡本氏が示した裁判闘争への情熱を見てもわかる。河村氏は、知らず知らず、裁判提訴に傾き、岡本氏の主張を世間に引き上げる直接的契機を作つていったともいえる。岡本氏は関東学院大学の状況を世間に訴え、その学内の孤立状況とは裏腹に、充分にその立場を逆転し、学内の統一というその成果を受け取つたとみなしてよいだろう。

河村氏は、授業ボイコットを行うに先だつて、私に「学生処分に反対して授業ボイコットをすること、そしてこれは個人的抵抗なので支援は要らない」ことを打ち明けられた。彼の意志とは無関係に、「連帯を求めず、孤立も恐れず」の貼紙をみた私は思わず行動を起こさざるを得なかつた。私は、河村氏を激励し支援する意志は毛頭なかつた。何故なら、緊急処置要綱を容認する学生処分を認めてしまうような教授会員としての論理そのものに反対であつた。私は、河村氏が授業ボイコットを行い、関東学院大学の総体に反旗を翻したことに、続くことを訴えた。私は、以上の点に加えて、学生処分には触れず、緊急処置要綱の発動を決めた教授会が自らの良識を逸脱したとして、その解

体が必要であることを訴え、ピラを翌日の早朝、門前で、配布した。

その日のうちに、このピラは代行機関メンバーである関谷基礎教室主任によって、岡本学長代行のもとに届けられた。学長代行は、直ちに私の解雇を関谷氏に指示し、その翌日、関谷氏は「来年度より私を解雇すること」を工学部基礎教室の教室会議に提案し、教室会議では、泥棒のようにうまくこのことを決定した。この決定したときの教室会議のメンバーは余りに少なかった。また、河村氏がトイレに立った隙を狙うという余りに非常識な決定であったため、教室会議のメンバーからの批判が即時、実行に移された。その決定を無効とする署名が教室会議のメンバーである白岡氏によって集められ、処分賛成派を上回る集票を獲得する中で、白岡氏は関谷氏に面会を申し入れた。教室主任は逃亡し、教室会議は開店休業状態に陥った。

この事態に対する河村氏の解決方式は、関東学院大学を相手とした私の裁判提訴を提起することだった。彼に連れられて、私は葉山弁護士事務所を訪れた。かつて東大全学自治会中央委員会議長であった葉山氏の歴史から考えて、関東学院大学での紛争全体の相談もしくは、河村氏がよくやる旧友との付き合い程度としてしか見ていなかった。しかし、河村氏と葉山氏との間では、私の裁判提訴をどうするかと言うことで打ち合せが出来ていたらしい。私もすっかり引つかかっていた。いよいよ。実際に、緊急処置要綱に対決するための手段として、他に多くの解決策があるわけではなかった。したがって、私の処分または学生処分についての裁判訴訟を起こすことは一つの方策であったに違いない。今にして思えば甘いといかない方が余りには合理的な緊急処置要綱に着目すれば、それを撤回させるという勝利の可能性もあつたと、その当時は思った。葉山弁護士も、同様の見解を持っていた。他方、この裁判提訴が当時の破壊活動防止法成立との対決

を私は正しかつたと理解している。その過程を別にすれば、河村氏と私との関係はより以前よりまして同志的になつたし、また、河村氏を中心とした同志的關係もより豊かになつた。

#### 【私の裁判官像】

私は河村裁判提訴を傍聴するために生まれて初めて法廷に入った。所詮、庶民にとつて、縁もゆかりもない裁判官に対して、私の姿勢も硬化した。今も思う。あの能面ずらした裁判官に、何故、われわれは裁きを受けるのであろうかと。河村裁判はそれを積極的に押し進めた。味方の弁護士と敵側の弁護士、または権力を傘とした検察官とが演ずる狼芝居を辛抱強く聴いているのが裁判官ならば、なにも発言の機会も怒りも笑いも禁止された法廷にいる傍聴者とは何なのかと自問する。そもそも、関東学院大学での事態は、万余の人々が争い、知恵を絞るそして解決できない問題をつくりだしたのだ。それを、いままら関係のない裁判官が裁こうというのか。これほどの茶番はないではないか。裁判官の前で何を争うのか、考えれば考えるほど腹立たしい事態が進行しつつあるのだ。

理事会が不正をしたとか、泥棒が見つかったとか、そして交通事故とかの簡単な問題であるならば、そしてその点を争うとすれば、裁判官はお互いの科学的資料を判定しつつ、その論理的帰結を生み出すことが出来るであろう。しかし、事態は大学を解放するの否か、そして、その解放派のページをどう評価するかの問題なのだ。裁判官といえども、また、河村氏がどのような肩入れをしようとも、事態は大衆の知恵の赴くままに事態は進行するのである。そこに、歴史がある。このことを、裁判提訴の中で決着を図ろうとする河村氏側の不利は目

姿勢にある全国世論に対する強力な支援になることも示唆した。

私は既に同様な解雇処分を東海大学、日本大学、立正大学においても受けており、裁判提訴に持ち込むことの意志のないこと、また、裁判提訴が如何に現場での戦いを阻害するかについての説明を行い、その場を去った。

これは河村氏にとつては、予期しない結果だつたと思う。逆に、私の取つた態度について、彼への裏切りとみたかもしれない。その結果というわけでもないが、河村氏の授業ポイントに対する学内反応は、解雇された私の周辺ではなく、当然ながら、授業ポイントした河村氏の周辺に集中することとなった。河村氏は学生の処分に加えて、私の処分にも教授会で反対せざるをえない立場に追いやられることになった。河村氏の重戦車のような教授会批判がはじまり、教授会での彼の発言または彼が展開する教授会メンバーへのオルグを封じ込むためには、教授会にとつて、河村氏を自宅謹慎処分するしかなくなつた。ここでの私の立場は、河村氏とは無関係に学内での自主ゼミ活動を行っていたのみで、これという処分反対運動は組まなかつた。この私の態度を河村氏は卑怯だと思つたことだろう。

私が裁判提訴に立つたとしたら、当然にも大学側の対応は、私を中心とならざるを得ない。そうした一点集中の役割によつて、河村氏の自宅謹慎処分は防げたかもしれないし、また、関東学院大学でのその後の多くの学生に対する除籍処分を防ぐことが出来たかもしれない。しかし、これは学内での闘争を放棄するに等しい。そして、何よりも大学闘争を法廷に持ち出すという犯罪を自ら犯すことになるだろう。同様、裁判提訴についていえば、私ではなく除籍処分された全共闘学生処分についてもいえることである。この私の見解は大学の存立自体を拒否し続けた大学闘争の原点であつたし、今も、私のその後の展開に見えていた。それが河村氏の人俠道の結果であるならば余計、事態は悲惨である。私は、河村氏との人俠道の結果として、裁判提訴の道に赴いた。私は不利を承知で河村氏の困窮を救おうとして、参加した裁判提訴であつたが実際にそのことの価値的判断は今も出来ていない。河村氏との決別を覚悟し、裁判提訴に参加しない方が、私を含む全体および私のプラスになつたのではないかと今も思う。

また、私は多くの人々、またあらゆる機会において私が裁判提訴に係つたことこの立場を、いまままでつてきた私の立場に照らして非難された。

ともあれ、私の河村裁判提訴への係わりはここで述べているほど不熱心ではなく、むしろ積極的であつた。これは、河村裁判に係わる私の立場を不透明にした。私は、後で設立された教員救済連絡会について、必要以上の制限を加えることを提案した。その組織理念は裁判提訴に係わる資金のみの援助活動に限るべきこと、一切の方針、基調は本人および弁護士の意志にまかすという共通の理念を持つことを熱心に主張をした。裁判提訴を闘争とみたりしないためにも、この理念をこの組織の解体に至るまで束縛することは正しかつたし、またこの長い裁判提訴を支えてきた宝の原則であつたと今も思う。

いつも、この組織でもつて何かを期待しつづけた私と、また、その周辺の多くの人々にとつて、この理念は重く、また納得できないこともあつたことは数え切れない。しかし、裁判提訴を闘争と勘違いしないために必要なことである。そのように裁判提訴を軽く見過ごすことが、自ら何をなすべきかの問題提起にもなるだろう。裁判提訴という名目の上に立つた、あの能面ずらの裁判官の存在にかかわるよりは、自己の存立現場での係わりを喪失しないためにも、教員救済連絡会が真に維持したい、また守らなければならない原則であつた。また、闘

争や運動であれば、厭戦気分の中で退却せざるを得ないというあの状況はいつでも生じる。それを、裏切り行為とみなすは悲劇である。河村氏を含む裁判提訴を提起する人々の中で、そういつた押しつけを発生させないためにも、このことは必要な配慮である。

これらの理念作りは、裁判提訴を闘争とみたり、運動とみたりする多くの活動家と称する人々に対する私なりのアツピールであった。私も、そのように努力をし、そのための苦痛を味わったと思う。多くはない裁判官との出会いの中で、単に、その出会いは眺め聴くだけのものではなかった。この時の、私の率直な感じは、あれだけの資料を読みこなす能力に関心を寄せつつも、ほとんど現場にいない裁判官が、その再現できない事象を裁くのは到底無理だと思ふ。だから、「こうした問題へのギブアップ」こそが裁判官としての最も真面目な姿勢だとも思う。

その度に変貌する裁判官の立場を見るにつけ、幼児が一生懸命和もうとする大人の世界みたいなもので、その努力の滑稽さを眺めつつ、振り返ってみれば、その結果の一字一句で一喜一憂することもなかったと思ふ。所詮、裁判提訴の世界も、われわれが日常的な生活を営むものとはほぼ異ならないということがわかった。私にとつては、それを知ったのは今だ。方法は別にしても、この立場は裁判提訴を知らない、そして、それ故に神聖化してきた全ての人々の共有の財産としたとも思う。そして、裁判官もその神格化された像から、単に受験勉強での成り上がり者として位置づけることが必要である。どうして、われわれが裁かれるのか。またどうして、我々が裁きを待つのかについて、われわれの中にある国家共同という神格化されたものへの期待感こそ問題なのだ。その期待感からの退却も必要なことだろう。国家の象徴としてある裁判官と、その偶像を日常的な生活者のもとへ引き戻すこと

逆に、理科大の教職員組合や関東学院大学学生協のように、裁判提訴に対する共同姿勢からの協力者も多かった。前者は、教員救済連絡会の会則の主旨にかなっていたかもしれないが、後者はそれ自身会則からすれば異端である。

しかし、事実以下のとおりだ。後者の動きの中でしか裁判提訴は維持されないのである。しかし、後者は、運動を担うという強力なパワーであり、裁判提訴といえども必要なパワーであった。これは利用主義的な考えである。裁判提訴を行う側からすれば、排除すべき観点である。しかし、河村裁判に関して、その紆余曲折はあつたとしても、彼は周囲を動かせる充分なエネルギーを持っており、こうした利用主義に乱されることよりは、自らそれを利用したといつてよい。すなわち、河村氏のあるパワーに逆らい、その信条を大切にすることとは至難の技であるだろう。そのうえに、それを方向化し、組織的に導くなどとは不可能を可能にするに等しい。私は、その誘惑を感じなかつたとすれば嘘だろう。しかし、何回かの挑戦にも拘らず、やはり敗北の感じを受けざるを得なかつた。河村裁判は、もともと、河村氏以外、利用できるものではなかつた。河村裁判は、こうした葛藤の履歴とみなしてよいだろう。

河村氏は、早稲田の日共細胞、都立大のブント細胞へと転戦した。関東学院大学での基礎学科教室のフラクションから関東学院大学教職員組合を通じて、岡本正氏を中心とする関東学院大学代行機関へと変遷し、最後は全共闘学生のおき理解者として登場し、「授業ボイコット宣言」を行うことで、工学部教授会から自宅謹慎処分を受け、学生との自主ゼミを組織した。その員数は限られていた。しかし、ここでメンパーは以降、河村裁判を支える主要なメンパーとなつた伊藤久君、前野君とかの学生であり、総勢四、五名といつてよいだろう。河

とは、われわれの内なる世界の革命といえたい。

しかし、警察官も、軍隊も、役人という国家機構について、権威的な国家共同幻想の中で、我々に立ち向かう圧力としてある以上、全てを個人の心の中での革命の問題とするのも酷な話である。国家に係る全ての事柄は現実には人々の自然な成長の中で立ち向かつてくる障壁なのだから、その具体的な解体こそが重要である。裁判提訴はそのことでは、国家共同幻想の確認作業である。むしろ、裁判提訴するよりは何かあるとも思う。しかし、裁判提訴そのものの否定につながる現実的行動はより困難である。常に、安易に裁判提訴へと流されていく自分を見返りながら、裁判提訴を無視することから物理的な破壊的活動に至るまでの幅広い闘争が必要であろう。

私は、当初、裁判提訴無視の姿勢から、河村氏への人俠道に始まり、裁判提訴への係わりを否応なく引き受けることで、一方で裁判提訴幻想に協力したことについて反省的総括を感じる。多くのものを学んだとしても失つた物の大きさについて現在、取り返しのつかない後悔をしている。

「私と河村氏とその周辺の人々」

河村氏の一種独特の人間関係の中で、特に、河村裁判で作られた人間関係は極めて友人的な関係であり、それは戦場での同士のようなものではない。また党派の示すような同志ではなく、むしろクラス会のような、趣味同好会といったものといつてよいだろう。こうしたクラス会に資金提供に抵抗する人も多かつたと思うし、逆にこうしたクラス会にあげられて資金提供した人も多かつたと思う。私といい、中村慎里氏といい、個人的な関係の中で資金提供に協力した人も多ければ、

村氏にとつて、こうした結集状況は不満であり、必然的に、河村氏は、旧早稲田グループとの結合を図り、裁判提訴を提起することになった。彼らは、今日に至る河村裁判の初期を支えてくれた人々ではあるが、関東学院大学の状況とは無関係な人々によつて、突如として提起された裁判提訴こそ、この裁判提訴の意味を示している。

河村氏の言葉の端々に見られる、「これは、岡本正との一騎うち」という彼独特の表現方法は、闘うものの意志を損なうものである。しかし、そのことはそれなりに評価し、支持者を獲得するものであるというのも事実である。裁判提訴の方向性は重要である。他方、たとえ信条としてそうであるといえども、彼が全共闘派の支持者ということ、裁判提訴に勝つことは、関東学院大学の状況を革命的に変えることだろう。しかし、この裁判提訴を勝つことは難しい。何故ならば、全共闘派は、憲法に定められている学問や思想や信仰の自由、そして私有財産制や天皇制やらの日本の政体についてのあらゆる疑問を提出していたのであるから。同情的にしろ、全共闘派との結合を図る人々にとつて、法も警察も敵でこそあれ、自らを守る手段足り得なかつたのである。

河村裁判といえども勝利の女神など有り得ないというのが冷徹なる事実である。現在、かつて全共闘派として登場した多くの人々がいる。今は政治領域から遠ざけられている人々と同じく、河村裁判といえども全共闘派に係わる以上、その物理的力なくば政治の領域から抹殺されるという運命を担わざるを得ないのが現状である。河村氏が、人俠道とはいえ、この道を歩んだということは、その裁判提訴の勝利を放棄したことと等しい。常に、私は誰彼問わず、愚痴を述べてきたのだが。

また、逆に勝利のために、そうした国民的な努力を行ったとしても、

すでに、裁判提訴開始以来一年を経ずして、破裂しそうな彼の心臓、魂の持続の保証はどこにもないというの事情であった。それは私を含む複数の人々の意見だったと思う。この時期に私は河村氏の心情を案じつつ、早稲田グループとともに河村裁判にかかわることを決意した。また、私は、彼の言葉としての私闘を、国家的規模に引き上げるということは難しいし、さりとて、裁判提訴を負ける前提で行うのもおかしい話であると思った。

基本的には、裁判提訴を河村氏流の私闘に引き戻し、教授会の原則、組合活動の原則といった問題点に限定すること以外裁判提訴を維持する方法はないことを、私は河村裁判弁護団の弁護士に提案した。しかし、河村裁判弁護団がこのことで十分に私の意を汲んでくれたかいかは定かでない。

そもそも、河村氏の中にこうした見解がなかったわけだし、そのことで、裁判提訴の意味を限定させること、裁判提訴という限定付の勝利を欺瞞的に演出することは犯罪的行為にも見えた。河村裁判支援グループはこの点でも意見を二分していたと思う。特に、そのメンバーの一人である伊藤弘之氏はこの方針には反対だったようである。

以上の課題問題と同様、重要な問題は、河村氏の生活問題であった。当初、裁判提訴ぐらいいでは自宅謹慎処分の給料停止とはいかないであろうという河村氏を初め、早稲田支援グループの見込みは、岡本正氏が置かれている立場の分析を忘れていた。これは、河村裁判の最大の汚点であったと思う。実際、法では裁判提訴による不利益を、誰も蒙つてはならないとしている。しかし、河村氏の場合、裁判提訴を行い、解雇され、給料ストップを受けた。初めて、兵糧責めの恐さを教えられた。生活は裁判提訴でも思想でも買えなかった。生活保証というボランティアは短期のものであれば別にしても、長期には維持されない

りえることを主張した。また、裁判提訴すら組合が参入してくることすらあつたと思う。所詮は河村氏が、かたくなに主張し続けた全共闘派学生の処分撤回および全共闘派学生への支援の姿勢そのことは、近代派の巢窟では受け入れられないというのが実状である。また、全共闘への係わりは、裁判提訴を有利に導く障壁でもあつた。

河村氏の間関係の中で見逃せないもう一つの人間関係は教員救援連絡会の結成である。

小林忠太郎氏は日本大学農獣医学部の講師であつたが、一九六八年に全共闘派学生を扇動したという理由で解雇された。その解雇撤回裁判提訴は河村氏が解雇される二年も前から開始されていた。河村裁判と似て似ざる関係は大学側は直接的に小林氏を全共闘派学生扇動者と名指しで指摘した。しかし、小林氏はそのことを否定しつつ、自らが全共闘派学生から教えられたことはあつても扇動したことなどないことを事実のままに主張した。また、小林氏は日本大学農獣医学部支部の支部長であつたことから、解雇が日本大学理事会の組合干渉（労働不当行為）として提示できたし、その訴訟は組合弁護団の支持を得て行われた。ただし、後でわかつたことだが、組合は予め小林氏を除名した。その後、理事会による退職勧告を出すという手の込んだ解雇処分をおこなつていた。

この裁判提訴についても、私は私の関東学院大学での解雇処分における裁判提訴について示した理由と同様、反対を表明した。ただし、小林裁判が始まった時、やはり、私の態度は毅然とはしていなかった。私は、裁判所での打ち合せの会議があることで、裁判所の門をくぐつたことがある。ほぼ、同時に、私も退職勧告に近い解雇予告を受けるのだが、実際に私が日本大学を去るのは、ずっと後の一九七〇年の一月の事である。

ものである。ボランティアは国家とか組合とか組織的収奪をへて可能なものであり、数人の友人グループでは維持できないというのが鉄則である。

裁判提訴での勝利が見えなくなつたとき、河村裁判支援グループの中に亀裂の危機があつた。この時期、河村裁判支援グループは全共闘派学内闘争とは一線をかくし、組合との結合を目指して、共同討論を提起した。基本的には、河村氏の生活権に係わる問題として、組合での支援を要請するものであつたが、その具体的課題への前で、そこでも、議論は堂々巡りであつたと思う。確かに、組合は河村氏を組合員として長期に扱つていた。基本的には支援することを、その当時の組合役員野田氏、原氏は口約束もした。しかし、ここでも野田委員長は雲隠れした。河村氏が全共闘派支援に立つ限り、たとえ、河村氏がかつて、組合書記長の榮譽を担つていたとしても、復帰には協力出来ないというのが組合員全体の本音といえる。

河村氏の組合を通じた人間関係は、かつての代行機関の時とは大いに違つていたと思う。何故ならば、すでに組合は、大学近代化の中で充分大学機構の一翼を担つていたし、結果として全共闘派学生の敵になろうともその権利と立場を主張する土壌を築いていた。すなわち、大学理事会との有利な取引を出来る組織的、思想的位置を築いていたと思う。このことは、全共闘派学生処分と同時期ではあるが、文学部教授会が三塚塚闘争で長期欠席をした小菅氏を解雇したとき、それを容認したとされる。これは、組合の弱さではなく、強さである。今までのなんでも反対派から、大学側とのなれ合いを主張できる立場を築いたともいえる。より近代的交渉術を身につけることで組合は、本来の立場で、内部の敵を排除したといえる。従つて、河村氏の問題も、河村氏の立場如何では組合の妥協工作の結果として、解雇の撤回はあ

小林氏の裁判提訴は仮処分が長々と引き延ばされた。その裁判提訴の判決は河村氏の裁判提訴での仮処分から本訴へと切り替える時期と一致していた。一九七四年にその判決が下つた。その内容は、惨憺たるもので、まさに河村氏の判決を上回る酷さであつた。

もう一人の教員連絡会の代表的メンバーは宮内康氏である。やはり、一九六九年東京理科大学での全共闘運動の中で、学生の警備に反対し、警備拒否の行動で教授会による「辞職勧告」を経て理事会から免職処分を受けた。その行動についての状況は知つていたが、私は宮内裁判については何も知らされていなかった。しかし、宮内裁判は勝利し、学校側の提訴で東京高裁での審議が始まる寸前であり、東京理科大学学内では就労闘争が始まつていた。

こうした状況を背負つた三人の教員の解雇問題を裁判提訴資金に限りて支援するのが教員救援連絡会の集いであつた。しかし、全く三者の裁判提訴は、その意志とは無関係の方向に歯車が狂つていた。河村氏は、彼の意志に反して、全共闘問題を裁判提訴の席上で争うこととなつていた。宮内氏は地裁での勝利にも係わらず、執拗な大学側の抵抗に合い、就労闘争を全共闘派学生の支援で闘わざるを得なかつた。そして、小林氏は、当初より、全共闘問題を背負わされてきた。

時期として、同じ背景の中で、状況としては良心的な教師でしかない三人が全共闘運動という大状況の中で荒波に巻き込まれ、気が付いたときには職場から追い出されていた。三人ともが、悲劇の主人公みたいな共通の役柄を演じさせられていた。この、三人が共同して肩を寄せ合い、裁判提訴に接することは、精神的、金銭的にも効率的なことだと私は思つた。

特に小林氏の場合、大目大を相手とするにはその支援の輪は小さかつた。河村氏の場合、個人的な執念とはいへ、それに比して、その支

援の輪は余りに充実していた。そして、何よりも宮内氏には勝利の女神がついていた。

教員救援連絡会は期せずして、誰の反対もなく、かつての同期生よろしく、設立された。全共闘系、造反系、良心的教師の集いといった方がふさわしく、また、その活動もその域を越えることはなかったといえる。

この三人のまとまりを契機として、それぞれの大学での全共闘学生の間での交流集会が開催され、最終的には、学生サイドでは反処分闘としての組織的連携を取ることが実行された。もちろん、この関係は、教員救援連絡会とは独自の関係を示していた。その理念は学内での実力闘争にあつた。しかし、三人の教員が所属する日本大学、関東学院大学、東京理科大学での学生を除く大学では、学生処分に対する裁判提訴が提起されていた。ここにも、河村氏の間関係が生まれてくる。

青山学院大学、武蔵工業大学、成蹊大学等では全共闘運動が成立せず、裁判提訴に対する立場も自ずと異なっていた。裁判提訴は闘争の手段として考える風潮に犯されていた。この三つの大学での学生リーダーは、河村裁判を独自の視点で捉えつつ、教員救援連絡会との連帯を期待していた。すなわち、河村裁判を支援する姿勢を崩さず、運動としての意味を抱いていた。一方、全共闘運動経験者の間では、刑事訴訟とかの強いられられた裁判へのかかわりはしかなかったとしても、民事にみられるように、自らが裁判提訴に手を汚すという、裁判提訴は考えられなかった。この会議には、裁判提訴に対する支持派と反対派がいた。この種の異種の集団の結合は、反処分という旗印が意味を持つ時のみ、具体的事象に対してのみ有効であつた。学生の処分が続かないかぎり、その運動も継続することはない。そして、裁判提訴は

には裁判提訴の不毛性を提起した。しかし、彼女が教員救援連絡会に加わったとき、あらゆる困難に打ち勝ち、現実が続けられている小林氏や河村氏の裁判提訴行為に対する大きな尊敬の念があつた。

その五は、長野大学で解雇された中村教授だつた。彼は教員救援連絡会への一回だけの参加で、その後の消息は分からないが、解雇後も自らの専門職を活かしつつ、生活の場を確保する姿勢であり、気長い裁判提訴への姿勢があつた。

その六は、大阪産業大学での解雇を通告された徳永教授だつた。教員救援連絡会の抗議文が、その教授会へ向けて、提起されたが、そのことの効果ではないが、徳永教授は解雇されずにいる。

その七は、神戸大学から解雇処分を受けている松下講師である。彼は、解雇処分、解雇撤回裁判提訴とも、最高の経験者であつた。河村裁判へは教員救援連絡会のメンバー以上の支援を常に提供され、河村裁判の節目、節目でのよき忠告者であつた。特に、控訴審への方針については、地方審での判決の内容を明解に解説しつつ、その指針となるべき文章を提示してくれた。

最後に、河村氏は、裁判提訴行為を行うに当たり、学内での先駆者の意見を聞いた。関東学院大学神学科の高尾教授、大竹教授そして経済の滝沢教授は裁判提訴行為における先輩であり、よき理解者であつた。彼らは、地裁における河村氏を弁護した証言者としても重要であつたし、学内での数少ない教員関係の支援者でもあつた。

#### 【私の嘆願】

ここまで、私にとっては、比較的熱心に書く努力を行い、相当の時間を割いた。しかし、時間をかけたわりには、種々の思いと錯綜の中

権力の常軌で処分を回避する方針である。たとえ、勝利したとしても、また、学生か教員かの区別なく、運動は細くなるのである。裁判提訴後に処分者なく、組織は短命であつた。

ここでもみられるのは、学生といえども、裁判提訴を行うということは、学内での闘争の放棄になることの例示である。しかし、そのことがその本来の主旨に反して第二、第三の処分を防ぐことにはなるだろう。こうした学生組織への関係はより、河村氏の間関係を複雑にする。

むしろ、河村氏は、裁判提訴することで、種々の裁判提訴にかかわる人々の接触を得た。その一は、防衛大学校で処分を受けた大高教授の例である。彼は、その当時の学校運営が教授の主権無視で行われていることに反対し、裁判提訴していた。何回か、河村氏の紹介で、教員救援連絡会の会合に参加し、その救援活動が彼の所に及ばないことを知って、会との縁が切れた。

その二は、日大三高で解雇された森本教諭であつた。彼は、解雇されて以来、独自の解雇撤回のため、校門での座り込みの行動を長年続けており、その「孤立恐れず、支援求めず」の姿勢は河村氏の「授業ボイコット」宣言と似ており、その行動は具体的だつた。最終的には、高校への復帰という勝利を導いた。

その三は、岡山大学の坂本講師であつた。坂本氏は乞食行脚の途中、関東学院大学の河村解放研究室を訪れた。数少ない、研究室への来訪者であつた。河村氏もまた、岡山大学連続シンポジウムからの招待を受けて、参加することも多かつた。

その四は、城右高校を解雇された竹内教諭であつた。丁度、彼女の解雇は、全共闘運動の真つ最中のことであり、その運動もラジカルであつた。その裁判提訴は、彼女の精神をずたずたに切り裂き、結果的に満足行かないというのが実感である。もちろん、十分な時間が与えられたとしても、この曖昧模糊とした河村裁判提訴への私の係わりの中で、決して満足が得られるとは思わない。この状態で、文章の提出は、余りにも無責任のような気がした。それは、過去について、万感の思いで書けないということと同一である。過去は、書くより行動を大切とした。しかし、河村裁判への係わりの中で、係わりの責任について、厳しく責められる自分を発見することがある。そして、やってしまったことは、自分で責任を持ちたいと思う。この思いと同じく、書くことで少しは責任を果たせるかもしれないという思いも真実である。

私にとつては、久しぶりの責任を感じる文章である。それ故に、文章で私は、私の責任について書いた。他人の迷惑を省みず、原稿の提出を延ばしたのは、出来れば、こうした責任からの回避のつもりであつた。今、書き終えるとやはり、満足しない自分を発見する。過去の時代の方が一段と安易にみえる。行動を優先することで、一切の継続性の捨象を行ったからだ。しかし、今、継続性への議論の中で、少しは物書きの市民権が得られる中で、書き、行動することはきわめて難しい。

時とすれば、ギャグと回想録でしかないマスコミ一同の中で、少しでも社会的に、政治的に発言しようとするれば、それだけで、次の生き方を語るようなものだから、すごく重いというのが実感である。

かつて、書くことを疑問視したわれわれは、今、行動することを疑問視されているような気がする。ファッシズム、軍国主義といい、闇雲に若者を行動に駆り立てる時勢の中でじつくりとそのことに抵抗する若者を育てることこそ、重要な時である。

私は、今、若者を政治に駆り立てる努力をやめたいと思う。

## 河村先生の「闘い」は、

これから!?

豊田巳津男

始めに、心から一言ささげます。

「永い間、本当にご苦勞様でした」

そして、もう一言

「明日からの第2ラウンドも共によろしく!」

(一) 前書にかえて

かつて、私たちが籍を置いた関東学院大学では、全国の他大学での闘いが、「正常化」の名の下に力で鎮圧された中で、六九年から約二〇年間、つい先日まで様々な「闘い」が続いていました。

河村先生の「闘い」は、解雇を受けた73年当時から、今回の裁判所不判決まで実に一七年間の「極めて長期」の闘いで、人間の成長で言えば、赤ん坊が高校2年生になる程の歴史です。

私が入学し、大学の寮で生活を始めたころより、私は「幸い」にもこの当事者「河村隆二氏」と様々な場面で出会い、いつしか共に走り回り、闘い、遊び、騒ぐ毎日をおくることになりました。

私のこの一文は、こうした「腐れ縁」の中からいくつかの思い出と「河村闘争」の内容なき総括を少しでも深めようとするもので、おそらく出されるであろう各先生、諸氏の総括文に多くを期待するものです。

(二) 経過

たぶん解雇前の「自宅研修期間中」河村先生は、よく大学正門前でゼッケンを付け、朝ピラを配っていました。

当時は、学生たちもすこぶる健在に元気で各戦線、党派なども毎日あきもせず、今風に言えば「一〇〇%フリーカットティングペーパー」(アジビラ)をそれぞれタイトルを見ただけで発行団体がすぐわかる独特のカット(つぶし)で、一面字でうめ、配布する光景が日常でした。

河村先生のピラは、どう見ても「見ずらく」、「素人っぽく」、受け取る学生たちにも「イマイチ」と思えるものでしたが、学生と共に入構する教職員にはすこぶる好評らしく、ほとんどの教職員が受け取り、又、「いや〜」「お元氣」「大変ですネ」などと声をかけてくれるような関係でした。こうした河村先生と多くの教職員との「関係」に当局者の一部は大いなるイラダチを抱えていたでしょう。

確か、横須賀にミッドウエーが来た年の夏休み明け、全国から「現地阻止」の部隊が続々と関東学院に結集していたころ、河村先生への解雇が出されました。当時、多くの私たちは、朝から晩まで「ヴェトナム連帯」「母港化阻止」を叫んでいた毎日で、正直言って、ちよつと忙しい時でしたので、実際に解雇を知ったのはしばらく経ってからだったような気がします。

その後も工学部五階の研究室を拠点とした河村先生の闘いは続けられました。横浜地裁への提訴を契機に、主戦場は学内から「法廷」へと移りました。これは「裁判闘争」の性格上、避けられない

条件だったのですが、多くの私たちは、理解が足りず、充分な支援に取り組めないまま数年経過しました。

解雇後、数ヶ月経った時、河村先生が「ガス風呂修理」の収入が入った、とかで、皆でくり出した時、こんな先生の言葉が印象的でした。「いまに、裁判で勝つたら、お礼にみんなで中国を旅しよう」。単純でいつも腹をへらしていた当時の多くの私たちは、「社会主義」「中国」のあこがれもあつて、一、二年後には毛沢東に会えるか、上海料理をゲップの出る程食えるか、と夢見たものでした。ところが、二年たつても五年たつても「裁判闘争」は長期化し、遂にあの日の話は実現できませんでした。

(三) 河村先生へのお礼と今後の私たち

今は、中国もグルメ料理も「金」さえあれば満喫できる時代になりました(しかし、どちらも魅力は薄れた)。しかし、あの当時の私たちにとつて、毛沢東の「刻苦奮闘」、「堅忍不拔」は、文字通り目の前にいる河村先生の人生、人柄そのものであつて、多くを学ぶことができました。又、数年間を共に生き、苦しんできた私達にとつて、大学当局にはむしろ「貴重な体験を造つてくれて、どうも」と言いたい程の関係と思うこの頃です。

個人的にも「仲人」「息子の名付役」を始め色々とお世話になりましたが、最後に心をこめて、

「大学闘争の総括が出たら、みんなで世直しの旅に出よう」と河村先生と当時の多くの仲間たちに呼びかけます。「これからは第二ラウンド」となるよう私も頑張ります。

以上

# 馘きられた教師の闘いと〈工場日記〉

竹内洋子

△たった二時間の坐り込み▽

花の都の真中、新宿駅南口、甲州街道沿い七分のところにある「文化学園」をご存知ですか。特徴のある桃色の円形建築（大正九年創立）の伝統ある洋裁専門学校「文化服装学院」を中央に、その左右に昭和年代に新しく建てられた「文化女子大学」と「文化出版局」を包摂した学校法人として、数千人の学生、労働者を擁している。その「学校法人・文化学園」（地元では通称「文化」と呼ばれている）に近頃、何かが起こっている。六月以来、週一、二回、正門、裏門でのピラマキが行なわれたり、校舎の周辺にステッカーが貼りめぐらされたり……。つい先日の十月二十二日の朝にも、「文化」の正門前に背中一杯に荷物を背負った二人連れ——丸いサングラスをかけた若い男と、一見若そうにみえるが、さして若くもないんじゃないかと思われる女の奇妙な二人連れが現われて、坐り込むと、しよってきたタタミ半畳ほどの色付きの立看板三枚ほど並べて、そこに墨で文字を書きはじめ、それ



「思想の科学」  
1976年12月号掲載

が終わると男性の方が、首にハモニカ、腕にギターをかかえて弾きながら、二人でフォークソングを大声でうたい始めた。途中学校関係者が数人、側にきては戻り、二時間半後、とうとうパトカーが一台きて追っばらう、という事件があった。一言付しておく、三枚の色付きの立看板の文句は、それぞれ「御当地、初登場、これが世にいう坐り込み、よろしくお願い致し」。「今、何かがおころうとしている、あなたの目の前で、何か……」「今日のお勤め一日御苦勞さん、明日も元気で頑張りませう」であり、署名は全て「何かやろう会」だった。その二時間の間にそこを通る文化の関係者は、首をかしげたり愉快そうな表情をして通り過ぎてゆくのがあった。

翌二十三日、土曜日の朝は以下のようなピラが女性二人によって裏門でまかれた。

本日未明、花の都のすみっこで女の心が燃え上る。何かやろう会「準備委員会設立。ぞくぞく起る支援の嵐!! 今、貴方の目の

前で、女の歴史が書きかえられている。泣きを見ている女性よ、いらっしやい。何か言いたい女性よ、貴方が主役ですよ。男性もぜひどうぞ。何かやろう会「で活やくしませんか。近々第一回「何かやろう会」を開催します。ふるって御参加下さい。貴方の一言が時代をゆさぶります。さ——一声、一声、わ——っと。やるころ。(略) 助っと。関東女連合 台所から女を救う会、等々。翌々二十五日、月曜日には風がつよいのに、例の坐り込みのときの女性が四、五歳の小さい女の子を連れてきて朝と夕方ピラをまいていた。女の子はなれているか上手にピラまきを手伝っていた。さて二十三日の奇妙な坐り込みに始まるこの三日間の「文化」に対する行動は一体何なのか。巨大な「文化」資本に対してたった一・五人二人の人数で、まるでソウの足をゴキブリがなめるに等しいことをして!! この集団の運命やいかに!!

△七年前の解雇撤回闘争と闘いを支えたもの▽

十月二十二日朝、坐り込んだ女性の方の名は竹内さん、すなわち私。私は当日三十二歳の誕生日を迎えた。七年前、二十五歳と二カ月前私立女子高・城右高校で馘を切られて以来、はや今年の十二月一日で満七年、解雇撤回闘争を続けてきたことになる。

解雇のキッカケは、一九六九年の十月の生徒総会である。そこで全校生徒が、校長のくどくどした説教の場である朝礼を廃止しようとして決議した。それに対して校長が、「信頼してくれないのかどうかどうか拍手できめてほしい、信頼してくれないのなら(校長を)辞める」と

すねておどかした。それに驚いた生徒指導教師が、校長の発言をとり消して生徒総会の解散を促した。そのような校長・生徒指導教師の対応に怒りを感じた私が、その場で手をあげ「生徒の真剣な討論をみとめるべきだ」と発言をした。それに激怒した校長が錯乱し、生徒総会が大混乱におちいったのである。生徒たちはしかしその後、朝礼廃止を貫徹した。そして朝礼廃止後の時間を、「討論会」に切りかえ、城右高校の教育方針の批判を行ない始めた(なぜ女子だからといって、特に掃除が大切なのか)等々)。すると学校側は、当時の社会状況のもとで学園紛争が飛び火するのではないかとおそれ、生徒を静めるために私に「全校生徒の前で謝れ」と強要したが謝らなかつたので、解雇したのである。

二十二日からの連続闘争は、当初支援の人々の参加があったのに、ご当人が一時間十分遅刻してしまったため、あきれられてしまった。信用回復のために一人でやるはめになってしまったのだ。ああー何ということだ! 私の「のんき病」は次第にガンのように私の内部を「侵して」きているようだ。しかし、こういう私でもできる形で既成の闘争パターンにこだわらず、新しい闘争を創り出してゆきたいと思っている。それで「何かやろう会」などの署名で三日間色々な形でやってみたのだ。

城右高校(現在の「文化女子大附属杉並高校」)では、私の解雇をキッカケに、学校側の意図が裏目に出て、学園紛争に発展した。そして、解雇以降生徒と共に、直接実力闘争で闘った。そして七カ月後には、裁判に控訴し、一審二年(吹雪)、二審三年半闘った後、去年七五年十二月十六日「控訴棄却」の判決が下った。その後最高裁に上告せずに直接

理事会交渉で解雇撤回・職場復帰を実現しようと決意し、七六年六月から「理事長話し合い申し入れ闘争」を再開しているところなのである。

★解雇撤回・職場復帰！ ★女子差別教育粉砕！ をスローガンにして教師・生徒一体となって闘われた「城右闘争」は、七二年七月までは杉並の城右高校で行なわれていたわけだが、城右高校は、七四年四月に生徒減の時期と、学園「紛争」が重なって、つづれ、「文化女子大」に吸収され、その「付属高校」として「新規開校」した経過があり、「付属高校」の理事長を兼任した「文化学園理事長兼文化女子大学園長」の大沼淳氏に会見申し入れのため、六月からの行動は、新宿の「文化」の方でやっているのである。

東京高裁における二審敗訴は、多少ともあった裁判所への幻想をふっ切るものとして、貴重な体験であった。しかし、論理的には、我々は完璧に学園側を圧倒していたのであり（これは今後詳細な文書を作成して配布するつもりである。みなさんが裁判官になったつもりで、双方の文書、論証を読み比べて下さり、まじめに思考を進めて下されば、学校側の非民主的・封建遺制的体質と解雇の不当性が明らかになると考えるのである）、この敗訴をもって、闘争を断念することは、悪質な司法の反動化に屈服するものになるので、あくまでも闘争を続行するつもりである。「反裁判」の労働争議として未踏の一步を踏み出してみようと思う。今年に入って司法内部の腐敗ぶりが社会問題化してきている（司法研修所の長官の川崎義徳裁判官の女性修習生差別発言問題や、鬼頭裁判官のニセ電話問題等）が、しかし、未だに裁判の判決の持つ市民社会への「正義」幻想は根強く、敗訴が闘争に決定的ダメージを与える現状は消えていないのではないだろうか。

った二十九校、全体の一割強である。

女子高では、そのほとんどが「女性の特性」を強調し、「良妻賢母教育」を行なっている。城右高校での前述の生徒総会で決定的に拒否された「清掃・進退・応待」を標語とする儒教思想を基本とした「しつけ」教育は、形を少しづつ変えて、他の私立女子高でも行なわれているのである。その中で、女性は「従順で」「パーシジョンらしく」あるように徹底して飼育される。女子高の教員の主要な仕事は、だから風紀検査であり、「くずれた」生徒をしょっぴいてきては職員室で説教すること、そうして、生徒の「無気力」をなげくことになってしまう。女子高の教職員の組合の組織率の低さもこの傾向を助長しているといえる。なぜこのような「前近代的しつけ」教育が、こうもすべての女子高で、異口同音に行なわれているのか、ということについての回答は、城右に勤めていた当時は理解できなかったが（経営者の頭の古さ・堅さではないかと、思ったりしたが）、現在の時点では、まったくもって、良く理解できるのである。それは、「現代社会の中においても女性の社会的位置は非常に非人間的な差別のもとにおかれている、その一つの表現として、女子高の女子差別教育の実態がある」ということだ。それは私のたどってきた、次の工場日記の中で少し語っていったい。

△女性パート労働者としての体験 その一▽

私はかつて、次のように書いた。

七十年四月から江戸川区の中学に非常勤講師として一年程勤めた。ともかく、経済的条件を確保しなければならなかったからだ。が、そ

私は、城右闘争を「反裁判」——判決にこだわらない、判決から自立した闘争——としてできる限りやってみようと思っている。また決意主義的な悲惨な闘争は母子家庭の私には長続きしないので、今までの闘争形態（パターン）にこだわらないで楽しい闘いを創って行くつもりである。

何が私をこの闘いにここまでこだわらせたのかについては、四点ほどある。それは、一つは、あまりにひどい女子高教育の実態であり、二つ目は、解雇以降、自身で経験した女性パート労働者の差別された労働実態であり、三つ目は、夫との別離（離婚）の過程での「女の自立の」むづかしさ（精神的、社会的）の体験だった。この体験から女性解放闘争の必要性、とその観点から見た女子教育（特に女子高、女子大における良妻賢母思想）の犯罪性を痛感したのだった。と同時に四つ目として教育労働者として、大学出の教師がいかに世間知らずであり、であるにもかかわらず、世間を知っているとうぬぼれているのか、その中で評価権・処分権のもとに学生・生徒を労働力商品としての価値をいかに高めるかに血道を上げ、また、その商品のよりわけをしては手配師のように、会社・企業に配分しているということに気づいてきたのだった。そして、この解雇撤回闘争の正当性をますます確信してきている。以下四点について少し具体的にのべてみたい。

△私立女子高の教育の実態▽

都内には二三三校の私立学校があり、その内の一一七校が女子高で、男子校は七十七校、残りの四十六校は共学校だが、その内十七校は男女別クラスの共学であり、純粋に同じ教室で男女が学んでいるのはた

の間でも城右の高校生たちがあんなにも恐れていた退学「中卒」の資格しなくなることに解答がだせなかったことが気にかかっていた。闘争として解答ができないまでも、私自身、そうした場に自らを置いてみることによって何らかの手がかりをつかみたいと思った。

日刊スポーツかなにかの求職欄でみつけた早稲田の某商店の液卵工場に七一年四月から勤めた。そこは従業員が正規が男二名（内一名は定時制高校生、すぐやめてしまった後、トラックの運転手だった人が入社）とパートのおばさんが七、八名の十人程の小さな工場で、卵を割り、割った卵の中味をポリ袋に入れ（ポリ容器中の）てマヨネーズ工場やケーキ屋さんにと送るといのが仕事の内容だった。

朝八時半に出勤、定時（終わりの）は六時だった。「週休制」といって、一週間に日曜日だけが休みで、祝祭日は出勤で手当もつかなかった。（私は最初は正社員で入った）出勤するとまず魚屋さんのようにひざまであるゴム長靴をはき、上下白い作業衣にきがえ、その上に胸から床につくほど長いエプロンをかける。頭には三角巾をかぶってから作業場にゆく。

新旧二台ある機械はベルトコンベアー式だった。作業は五行程あり、まず、ダンボールを開ける人（二台に一人）、次は卵を、卵大の吸盤が三十個ぐらいついた重たい機械をもってダンボールに入った卵を吸いつけベルトコンベアーに静かに落とす人（この人がベテランで）、間断なく卵を入れる。次は機械の割った卵のうけ皿にまじった小さなカラをバケツに入れる前にとり除く人、四番目はポリバケツに一定量（重さ）たまったら、計りの上においてあるバケツを交換する人、最後はポリ袋の口を空気をぬいてきちっとしばり冷蔵庫に運ぶ人という具合だった。



私は最初に全く何の説明、名前の紹介とか(職場の事情とかのいっさいの)もされず「ここに立ってカラをとって」といわれた。機械がまわる前で必死にカラとりをやった。指先がつかめたくてしびれるとくんでおいたお湯で暖めながら、ポリバケツに卵の中味が落ちる前にとらなければならぬが間にあわなくて、すぐ機械をとめなければならずするとおこられるので気があせる、となお更うまくゆかない、何度もギャーと叫んで機械をぶっこわしてしまいたくなくなったりした。私は「この人たちは新米の私に一番つらい仕事をやらせているにちがいない」と思った。あとですぐわかったが、それが一番楽な仕事だった。土曜日六時までだった。特にケーキ屋さんの関係で休みの前日の土曜日は仕事が多く、あおられた。工場のむこうの通りを半ドンで帰る高校生や背広をきた勤め人風の人が見える。私もあんな風だったなあと思ひ、あの人たちは、今ここでこうして働いている私たちのこと気にかけているのだらうかと、いや全然目に入っていないだらうとその時考えた。

小さいとはいえ、一つの機械を五人の労働者で動かす。注文だけの仕事を終わらせると、早く帰らせてくれることが皆の一番の関心事で必死に目の色をかえて働く。そのことと、もう一つは誰かが休むとその分大変になるがとにかく、注文がきた仕事は終わらせるまで残業してやらなければならない。それで、早く早くとがんばるのが常だった。私は肉体労働者として、というより体力において一番の劣等生だった。それに、そんなに一生懸命働いたって給料は同じじゃないかと考えているところがあって、皆には最初、しゃくの種だったようであらう、年中ドナられっぱなしだった。「あーやれ、こーやれ」「あれやれ、

これやれ」とコズきまわされた。こちらから「あー」などと口をきくと恐ろしい顔をしてどなりつけられる。毎日毎日黙って、二カ月間位クタクタになるまで働きつづけた。次第に絶望的になって、働いていると涙がポロポロとこぼれてくる。

小・中・高・大学と体力にだけは自信があったはずなのに、劣等生というのになさけない。小さい頃からの生活史(きたえられ方)がちがうのだらうか? それに、入社するときの「ここで立派に生きて皆に信頼されるようになり、組合をつくり資本家と対決するんだ」という気力もどこへやら、このような人生が一生続くということを考えるとたまらなくなってきた。

私が教員であった頃、また解雇後の城右開争の中で語ってきたことは何だったんだ。絶対ここでやり切らなければ……と思ひながら働いていたのに、皆にこずきまわされ、あしげにされると、我知らず「実は私は大学を出て、ついこの間まで教員をしていたんです」という言葉がのどのところまで出てくる。

愕然とした。何ておそろしいんだらう。いつの間にか、私自身、自己の存在価値を、学歴や技術(専門職)や若さ等の外側にはりついたものに依存していたのだった。

私は泣いてしまった。労働とは何だらう。思考を停止して、まるでロボットのように生きて生きる生活。生きて何だらう。こうして肉体も精神もポロポロになってしまふ。

するとそれを見ていた一人のおばさんが「泣いてどうなるの。どうにかならぬなら私だって泣きたいよ。だけど泣いたら何にもならない

から私はこうしてバカ(主にエロ話を大声で)ばっかり言ってるんでないの。あんたが泣いたらみんなだって悲しくなるでしょ、という。私は驚いた。何だか私の考えていた問題が、ふっととけたような気がした。確かにおばさんたちは八黙而働Vであった。しかし権力や社会の押しつける労苦にうちひしがれての負けの意味ではなく、主体的に受けとめ、その状況を克服している強い八黙而働Vではないか。同情することも、されることもきらう働く者の、生きる者の強さがそこにはあるような気がした。

私は突然その日から、一生懸命働いた。おばさんたちが楽になるように気がついた。するとだんだん話ができるようになった。今までの私のおばさんたちに対する態度は、優越感と同情とこびが入りまじった何ともいえずいやらしいものだったんだらうと思った。

おばさんたちの荒っぽい言葉、おそろしい顔と怒っていたのが、すると、何とカラツとしていて気持ちいいんだらうと感じるようになった。決してメソメソしない。「したってしょうがない」と考えるこの現実的な目的意識的な闘いの姿勢はどうだらう。

夏になると卵がだんだんと工場中に臭いはじめ、頭が重くなるようになった。帰ってくるポリバケツにうじがついているようになり、バケツ洗い(当番制)等がおそろしくなってきた。そして、とうとう私は登校拒否児のように、工場にゆかなくなりました。たった三カ月半でやめてしまった。一番おっかないおばさんは六十七歳と聞いていた。私よりずっと強靱な体をしていて「私はこれで二度ここで働いたよ」といっていた。私はすごいと心の中で感嘆した。

敗北だった。次はもう少し楽なところへ行ってみようと思った。私

の得たもの、①人間の本当の価値とは何だらう。学歴、財産、技術、若さなどの属性をはぎとった後にのこる本質的な価値は。②エロ話のセンス、③同情すること、されることを拒否する態度、④この世に存在する物質に対する認識の変化、⑤労働者とは納得できない状態で働かされることを納得することから初まる。こんなことだっただらうか。」「(城右開争勝利のために)―第五集「見たかしつけ教育」75・10・6」

この板橋の液卵工場を皮切りに、女性パート労働を転々と、いつでも十カ所位だが、やってゆくことになった。「教員をやっていた人間がのぞき趣味的に……」といわれることなからぬ。七二年七月の長女出産直後、私は夫と別居し(その一年後に籍もぬいている)、母子家庭として、全く他にはいきどころのない「パート労働者」として働くことになった。

#### △女性パート労働者としての体験 その2▽

次の文房具屋のパート店員は立ちつくめだが、時給二三〇円で、液卵工場の「二〇〇円」より、労働はずっと楽なのに給料は高かった。その後長女が生まれて二カ月後、子供をやつとあづかってくるといふ、杉並区の松の木あたりの「保育ママさん」を捜して、そのすぐ近くの薬品会社に勤めた。

そこは従業員百人弱の、主婦パートが圧倒的に多い工場だった。私の身分は「常備パート」といって勤務時間は「常備正社員」と変わりがないのに年齢が満二十五歳以上なので、常備になれないとのことだった。仕事は「検液」といって、注射のアンブルの中のゴミ捜しだった。

左手に五、六本のアンブルをもち、机の前においてある小さいミカン

箱位の箱にむかう。箱の三方(手前一方だけ空いている)の内側は銀紙が一面にはられていて、その中に100Wの電球が入っている。それにかざしてゴミの有無を調べるのだった。やり方は一旦逆さにしてからまっすぐにもどすと、泡がたつ。泡は下から上にくるくる回りながらのぼって表面で消えてしまいが、ゴミがあると、そのゴミ(「おこげ」という炭、ガラスの破片、繊維、いずれも封じるときに混入する)は、泡とは逆にくるくる回りながら底の方へとおちてゆくので、よくみるとわかるのだ。

検液は「一度見」、「二度見」といって、二度それをやる。「二度見」の方は熟練した人たちがやる。注射のアンブルがこんな風にして検査されているとは、つゆ知らず、私はあらためて、「物」の存在感の重さと、それに対する愛着が強くなった。それにしてもこの「検液」の方法は前近代的だと思ったが、後に「薬じ法」とかをちゃんと見せてもらったら、本当に「この方法」が書いてあった。とにかく目がくたびれる。おばさんたちの目は真赤に充血したり、長い人は目の周りに黒ずんだ「くま」ができていた。

主な仕事は検液だが、そのあいだに「目やすめ」といっては、検液のすんだアンブルの「洗い」——お湯を通した後タオルでふく仕事——や、ベルトコンベアーによる商標印刷の仕事、箱づめの仕事などをやった。私はしばらくして色のうすいサングラスをかけてやってみた。すると主任さんがとんできて「困ります」という。「でもこの方がまぶしくなくてかえってよく見えます」というと、さっきの「薬じ法」のぶ厚い本を見せられたのだった。なるほど「100ルクスの光で……肉眼で……」と検液方法が指定してあるのだった。「ではもっと休憩時間下さい。」

労働基準監督所に訴えます」とぶつそりなことを言うやうに「一時間三分」(私の要求は三十分五分位といった)、与えるといってきた。と同時に私には配転命令が出た。「あなたの目は弱い体質なんですよ。しょうから上の錠剤の検査の方に移って下さい」と。配転を拒否したらやめてもらう、という恫喝に、生活のことを考えて従ってしまった。昼休みは必ず下で昼食(お弁当)を食べる抵抗はつづけたものの、それ以上何もできなかった。上は主婦パートでも家つきの良いところの「奥さん」と男従業員が多かったことが印象的だった。

とにかく目がいたく、新聞も本もよめない。子供はポロアパートのすきま風で風邪をひき、小さな体がセキではじけそうな様子を見ておられず、四カ月後その会社もやめてまた夫のもとへ戻った。

液卵工場とちがって、検液の職場の主婦パートの人たちは、マイカーやカラーテレビをもっている主婦が多かった。その人たちがよくこんな状態の労働を黙ってやっているなと感心してしまった。すると何げない会話の中で「家についてノイローゼになるよりはいいもの、友達と電話したって電話代だっただけかかるし」という。また「出戻り」と皆にささやかれていた、一旦この会社と問題をおこして辞めて、近所の別の工場に行ったあと、また戻ってきた主婦パートの人がいた。その人は「あっちはもつとひどかった」といった。他の人たちはかけて「あの人はバカなんだよ。二、三日休んでみてくれればいいのに」という。そしてささいあわせては何人かで、他の工場見学にいつてきては情報交換をしていた。

液卵工場では、労働の意味といったような問題を主に考えさせられたが、ここ検液工場では「女」について、「主婦」について考えさせ

られた。この閑静な住宅地帯の主婦たちは「カゴの鳥」なんだなと思った。家から通える範囲で夕方までには戻れる時間だけ働く、ということになると、二、三の工場に限られてしまう。それでも働きたいという欲求、また仲間と出会いたいという欲求が、私には耐えられないような状況下での労働を耐えている。すなわち子を孕む(または産む)性の女性は社会人として半人前とみなされ、当然として「劣等な労働者」としてあつかわれている。それがまた、男から、家からの自立を不可能にし、家にしぼりつけられている原因ではないだろうか。私はこの経験から女性の解放は、①社会的労働にたずさわる「労働権」を確立し、②家事・育児の社会化と家庭内分担を実現し、そして、③母性保護を充実させる。この三点のもとに、男と平等な社会人としての「女性の自立」なくしては成し得ないと確信した。「女は家庭へ」「女の幸せは結婚だよ」という言葉にだまされて、「無賃の生命生産労働」||育児・家事労働を担うなら、男の経済力のもとに従属し、「あなたの子を生み育てるから、私も込みで養ってくれ」という契約に生涯しばられることは目に見えているのである。この契約が「結婚制度」であり、内実としては、女の方だけに一方的に「一夫が」強要される「一夫一婦制度」なのである。性を生活のために売り渡した女にはエロスも消えうせ、あとはひたすら、永久就職先の「主人」の御機嫌をとることに追われ、子供の成長に望みをたくすゆけがらとなるのである。

現在、「女性の社会的進出」という現象とは逆比例して、「家庭の存在としての女性」という攻撃が強まってきたのは危険なことである。また育児休業制度の法案の通過や保育料値上げ等々は、育児の社会化の方向をもねじまげ「家庭における母による育児」という、思想

攻撃を含んでいる。私は次にのべる、母子家庭の体験の中から、「弱い女、バカな女」を讃美する社会的風潮に対しては、腹がにえくり返る思いがする。そういう風潮の中で「強くなつてはいけない」「かわいくならなくて」と自主規制してきた女が、子供という重たい存在をかかえ、自己を人間として生きようとすれば「最初から男とうまくゆかないてことは不可能だ」男との別れは当然、ある方が自然、糸の切れたタコのような精神状態の女では、子供はどうなるというのだろうか。私は、自分が弱かったことを親にうらみ、社会をうらんで七転八倒した。私のような犠牲者が社会が今のままでは、後をたたないだろう。このよるような女性差別で満ち満ちた社会を一日も早く変えたいと思っている。

#### △夫と別れた私の自立の過程▽

長女が生まれて二カ月後別居し、一人で検液工場に勤めて四カ月生活した後、また夫のもとに戻ったが、やはり二カ月もつづかなかつた。その後の生活は、まるで放浪生活で、二年半に住居を七回も変え、その後半は一歳の子供をつれて移動したのだから殺人的である。もう一度前述のパンフ「見たかしの教育」から引用させてもらう。

次に母子家庭になった経験から、女性が子供から自立することのむつかしさを知ることができた。液卵工場以後、転々と生活のための臨時パート労働者として働いた。一番つらかったのは子供と一緒にいてやれないことだった。フランスベッドで縫製工として働いていたとき(正社員)、子供を彼のところからひきとった。七三年四月に子供と彼を残して家を飛び出していった。彼は一人で四カ月間子供を育てた。私

言いおいて出た。また、勤めの休みの日は二、三時間かけて子供に会いに往復した。それで八月に、渡してほしいと頼むと「おれは一人でもやってゆけるが、おまえは子供がいなければ生きてゆけないだろうから」と「それに母親に育てられる方が子供にはいい」ので渡すといつた。私はそのとき、一方ではほっとしながら同時に「何て薄情な人だろう」と思った。そして電話で「そんなに簡単に手離せるの？」

そうされる、子供はかわいそうだ」といって泣いたりした。何ていうか恋人みたいに考えていた。彼はおこって「本当は渡したくないけれど、おまえのことを考えていやだけど渡すんだ」という「渡したくないのなら、渡したくないでいいのよ」「そしたらおまえはどうするんだ」「闘うわ(引きとるために)その方が子供だって大きくなって納得いくと思うし」「おまえはそれだから人とうまくやっていけないんだぞ。誰でも自己主張があって、それから一致点をみい出すなんて考えているようじゃ、他人がいうまで他人のことを考えられないのか」

そんな言葉のやりとりのあと、結局私が引きとり育てることになった。四畳半と三畳のアパートに住み、朝八時から四時五十分まで、子供を引きとってからは残業を免除してもらったが、二、三日休むと日給が二千円ずつと、精動手当が引かれてしまつて五万円弱になつてしまふ。彼からの仕送り二万五千円を入れても家賃を一万五千円払うとギリギリで、疲労困ばいし、「けんしょう炎」という病気になつてしまつた。子供と一年間くらしした後、子供が保育園の登園拒否児になり「お散歩ノイローゼ」になつたため、仕事も続けられず、その上過労が原因のちよつとした病気で入院したりして三ヶ月生活保護をうけた後、今年四月、私の実家の父母に子供の養育を頼むことになつた。

底一枚、下は地獄」のたとえではないけれど、「家庭は女の幸せ」「結婚はバラ色」という言葉は比較論なのである。女がこんなにも差別され自立できない社会に、男と女の対等な「愛」もありえない、愛のない生活はすさまじい、金がかう中で偽装の「愛」が幅をきかす。女性よ強くなれ、もつと、もつと！そして本当のやさしさを身につけよう！

### △再び教育労働者として▽

七三年七月にフランスベッドの縫製工として勤めたときには、「私は工場労働者として教育闘争をやるんだ」と大みえをきつた。しかし、体をこわしたことをキッカケとして、産休代用教員の職についた。この選択は以後の私の生き方に非常にいい点を残すことになつた。「けんしょう炎」という病気が精神的・肉体的「疲労」からくるものであるが、フランスベッドに勤務して四ヶ月しかたつていなかったことから、職業病として会社に保障してもらふこともむずかしく(と勝手に判断し)残るは生活保護の道しかなかった。しかし、それも考えつかず、医療費は、病気が回復した時点で総合してかかった費用を申請し、その月の月末に会社側から支払われるという手続なのだつた。それで、ふつと市の教育委員会に電話をしたら「産休代用」の口があるといわれ、あまりのタイミングのよさに我が耳を疑つた。

「工場労働者として教育闘争をやる」といっていた私が、「パート教員にもどつて城右闘争を続ける」という決断をしたことについては、今だに明確な説明がつかない。ただ、人前に立てる精神状態になつたことについてうれしく思った。というのは、城右闘争の中で、「私は土方をやっても、自分の敵のために不正直なことはやらない」と公言したのに、液卵工場でもやり切れずやめて以来、人前で自己を語れなく

私の年齢の「女性パート労働者」では精一杯働いても、最低生活ギリギリの金しかもらえない。その上、子供の養育の問題と私の力に余る闘争の問題が重なつて、病気で倒れてしまったのだつた。それで実家の父母にたのみ、現在、私は三歳になる娘と別居ぐらしである。私と彼と二人の責任で私の父母に養育をたのんだ。彼が三万円、私が一万三千円養育費を払っている。父母が幸い健康なので、かろうじて裁判闘争でも続けていられるのである。子供と別れて暮らすということに慣れるまで、相当、大変だつた。子供にとっては恋人にもあたる母親とひきはなされて暮らすなんて、私も一生、甘えられる男性と一緒に暮らすことはできない、と悲壮な決意をした。

餓えたり、いじめられたりされているわけではない。むしろ、私といふより、かえって安全だし、落着いた環境である。しかし「かわいそうだ」と精神の落着きをなくして行ったり来たりしてオロオロした。疲労困ばいし育てた一年間の後、またそのオロオロが一年間続いた。そうして今やつと、一週間に一、二回、数十分、数時間、二週間に一度位、私が実家に泊まる程度、親子とも「やあ」というふうに出会う。現実には強制されたという中で三年かかって、やつと母として、子としてというより、どうしても会いたい時、時間をつくつて会いにゆく恋人同士のようなの関わり方に、私も子供もいちおう慣れてきている。

こうして、何年もの間、母子家庭→過労→病気の「悪循環」をくり返し、今だに、「欠損家庭」のハンディの重さを思う。しかし、もうこれ以上おちることはあるまいという、居直つた強さのようなものもついてきたと同時に、これがこわさに、「家庭」の中にガマンにガマンを重ねて耐えている女性の生活の閉塞状況をも知ることができた。「船

なつていた。だから、教師として生徒の前に立つことなど苦痛でいやだつた。黙つてやれる工場の仕事はかえつて楽でよかつた。それに私は、この頃になると肉体労働は好きになつていた。体を動かすことは、液卵工場に入ったばかりのときは屈辱的で嫌いだつたが、あの秋田弁まるだしの高橋さんというおばさんの「あんたが泣いたら、みんなだつて悲しくなるでしょ……」というアドバイスを受けて以来、全く変わつてしまつた。

それが、「産休代用」をやつてみよふと思えるようになったのは、病気が生活のためばかりでなく、何だか「また生徒の前に立てる」んじゃないかという自信が出てきたからだつた。そして中学生の女生徒に授業中「児童扶養手当」の存在を話し、「ガマンして一緒にくらしなさい、私みたいに児童扶養手当をもらつて母子家庭になるといいよ」とちよこつと話したりした。よく頑張つたぞ！と内心自分を誇つたりしていた。

産休代用教員の任期が切れた後、東京都の非常勤講師(パート教員)になつた。なつてみたら、講師(以前一年経験したことがあつた)の身分・待遇が大幅に改善されたこと——東京都の非常勤講師組合のかなりな闘いの結果、七四年度から講師にも、ボーナス、有給休暇、病気休暇、交通費等が支給されるようになった——を知つておどろき上がつてよろこんだ。

そして以降、講師組合に参加した。城右闘争と並行して、今後とも、自分の今までの体験を生かしてできる形で、闘つてゆきたい。これまでのような男社会のつくつた闘争パターンにこだわらず、一人の人間として、心と心のふれあいを大切に闘いをつくつてゆくことが、女の解放の芯になるのではないかと考えている。

救援通信のバックナンバーを読み返すと、竹内洋子さんの名前が時々出てくる。

第1号 七六年四月二六日に神田の全電通会館でおこなわれた処分科弾集会で日大三高の森本修一氏と共に城右高校の六九年以来の被処分者としてアピール。

第4号 七七年七月二日に南部労政会館でおこなわれた反処分連帯報告集会で成蹊大、武蔵工大、明治学院大などの学生被処分者と共に報告。

第7号 七八年七月刊行の「開」第2号に「はるかなる母系制」轉載りこんだ事主のゲン」掲載の広告。

第8号 七八年十月十一月に青山学院大学の構内を娘のてる子さんと共に歩き回り、大学祭のミス・コンテストに異議を提起した経過報告。

第11号 七九年十一月二三日に神宮区民会館で大学・高校を追放された教員による全共闘運動の総括会議の予告。

第12号 前記の会議の経過と次回八〇年一月三十一日の予告。

これ以後の号には竹内さんだけでなく、高校教員や大学生の被処分者についての記述は全く消える。これは、大学教員救援連絡会の活動が困難になり、主として河村裁判にのみ関わることで持続していたことと無関係ではないだろう。私は遠方にいたこともあって、竹内さんに初めて出会ったのは、九〇年三月の解散集会である。

相模女子大の問題とは、一体、

なんであるのか——それは、元東大共闘および新左翼党派の転向の問題である。——

元相模女子大教員 五十嵐良雄

一九九〇年五月現在、依然として変りなく、相模女子大において、かつて私が加盟していた少数独立労組と、大学権力との間で、熾烈な闘いが一貫して展開されている。問題の本質を的確にわかりやすく説明すると、こういうことなのである。

元東大共闘や新左翼党派の教員達によつて組織されたところの、大学教員中心の労働組合が、教授会多数派を形成し、教授会権力を用いて、大学経営の主体である理事会（法人）を動かして、自分達の方針に従わない者たちを、異端として排除していくという問題なのである。そのため彼らは、全共闘運動や党派闘争で身につけて来た、卓抜した策略と策謀を用いて、情報操作を含め、脅迫や恫喝や、更にはリンチまがいの暴力を使って、自分たちの方針に従わせるといふものである。一九八六年五月から開始された、彼らのその活動に理事長、学長も乗せられ、理事長、学長『声明』（註一）、も彼らによつて起草され、理事長、学長の公文書も、彼らによつてつくられていくという事態に立ち到ったりしたため、現在、彼らによつて、異端として徹底的に弾圧されている少数独立労組によつて、責任追求が現在も行われている。そこで追求されているのは、大学教員の特権擁護を基礎にして、無能な理事会を背後から操縦していく

かの女については前記の第7号に広告されていた文章を読んで発想や行動の独自性に関心をもっていたが、その後の年月をへても、独自性は一層ふかまわっているようであった。「広告」として、かの女の軌跡を示す資料を次に記しておく。コピー配布可能。

- ① 誠きられた教師の闘いと「工場日記」(「思想の科学」76年12月)
- ② 世田谷区立池尻中学校パート教師 誠切り反対闘争「闘争」反戦講師からの説教のために(83年8月 個人発行パンフ)
- ③ 自己紹介(の波紋) (90年9月 ワープロ表現)

簡単に註と批評をしておく。

- ①は、大学以上にひどい女子高の教育の実態や、解雇後も女子バート労働や離婚・母子家庭の生活の中での裁判闘争を続けた経過が記されており、大学での被処分者が、いかに恵まれた救援を受ける位置にいたのかについて私たちの内省を促す。
- ②は、授業で平和の重要性を語ったことを真の理由としつつ、非常勤の時間割がなくなるといふ名目で解雇される過程の詳細と、生徒たちとの交流の記録で、スローガンの反戦思想を深めていく契機は、様々な分野で活動している人に示唆を与える。
- ③は、①以来の生き方の中で②水準の職場を転々としつつ、社会情況や生徒への対処が困難さを増していることが試行錯誤のエピソードと共に語られている。続編に期待したい。

私が竹内さんを一例としていたいのには、六〇年代末以来の闘争は大学だけではない領域で展開してきており、あらゆる所へ深化し拡大する質を世界的に帯びている、ということである。

というやりかたである。現在までの団交において理事会が確約した事項は次々と教授会決定により拒否されるという事態が続いており、理事長や学長は責任をとつて辞任したが、実権派の教員は反省もせず居直っている。

国文学科、英米文学科、食物学科、一般教育科(教養課程)の四つの学科から成立している相模女子大学学芸学部のうち、一般教育科が、元全共闘や新左翼が集まり、この一般教育科の実権派教員によつて、全学が動かされたりする策略、策謀の拠点となっている。誰によつて、どういうことを契機にして、一般教育科に、そういう人間たちが集められてきたのか、私は全くわからないが、私に即して言えば、一九七八年四月、新左翼の児童文学者佐野美津男氏に専任教員の教授として、教職課程担当の意志があるならば、という意図のもとに、彼の指示に従つて履歴書を提出して、元全共闘や新左翼の仲間を支えられて、就職した。原稿生活で疲れ切っていたこともあり、家族に長い間経済的苦労をかけていたこともあり、固定給を得る専任教員となつたわけである。既にその時は、この連中を中心とした大学教員の労組(通称、連合職組)は結成されていた。この労組の歴代の委員長や副委員長や書記長は、やがて学部長になったり、学生部長になったり、短大学部長になったり、図書館長になつていつたりするという仕組みになつて行つた。

こういう仕組みを通じて、やがて、この大学教員中心の労組(連合職組)は、学校法人の理事会と完全に癒着し、反労働者のコンピュータ導入計画(全学事務電算化計画)を突如として、打ち出したのである。この導入計画に反対するため私たちは、その連合職組

から脱退し、新たに、少数独立労組を結成したのである。既にこの頃より、大学教授の一人として、彼らから私は異端として眺められ始めていたようである。事務電算化問題が起こった当時の、事態の進展に関する年表を次に掲げておこう。

### 理事会、連合職員組合、教授会の憲章

- 79年3月 連合組合のパートタイマーのみに年度末手当支給
- 80年9月 理事会は連合組合委員長巻正平氏を交代直後、常務理事候補として理事へ採用計画
- 80年12月 連合組合現副委員長、佐野美津男、長期計画委員会経営部会へ
- 81年3月 理事会、大学教授等に大幅な賃金上乗せした賃金改訂案提出、大学助手、事務・労働職の賃金押えこみ
- 3月 連合組合現書記長、長谷川博幸「事務電算合理化案」を羽織、岩水、渡辺、24日 貝原、木村幹枝、各課長らに説明、基本的合意を得る
- 81年4月 連合組合前委員長、巻正平氏、学芸学部長、長期計画委員長へ、連合組合現副委員長、佐野美津男、図書部長、長期計画委員へ
- 4月 連合組合書記長、長谷川博幸の交通事故にたいし、学生部長赤羽正夫、見舞金50万円を強く要求。事務局長渡辺、権力に屈して本学の規則、前例を無視して50万円の見舞金(入院費立替金)を支払う。コンピュータ計画がらみの三位一体の明白な証拠。
- 81年5月 理事会と連合組合、大学教授等に大幅な賃金上乗せした賃金改訂案妥結
- 6月 長谷川博幸、若林一平、貝原久ら事務電算合理化計画を大衆から離れた権力機構(理事会、教授会執行部、長期計画委員会など)のなかで積極的に10月 推進
- 81年10月 事務電算合理化計画公然化
- 12月 反対闘争開始
- 82年11月12日 以上簡単なまとめですが、事実のみ列記しました。

相模女子大学労働組合

### 三位一体→連合組合と教授会と理事会

あるということ。私は、相模女子大に提出した履歴書にはひとことも東大卒などとは書いてはいない。もし仮に任意の人が意識的に書いたとしても、そんなことは、大学解体を主張する視点からは、追放と関連づけて問題とすることがらではない。また同時に、皆さんに知っておいて戴きたいことは、六〇才近い人間が職を失うということ、実際の生活過程にさまざまな問題を起こしてくるものであり、三月二十七日報告集会の連絡は、旧住所へ送られたので、私は届いていなかったことを付記しておく。

(一九九〇年五月一日 メーデーの日)

### 五十嵐氏の文章への註

松下昇

註一 代表的なものは、かつての日共系のピラの文体を想起させるような八七年一月三十一日付の「相模女子大学教職員・学生の皆さんへ」で、学内問題を学外へ公開し、教育研究問題を労働問題と混同したとして非難されている。直後の教授会で、この声明にもとづいて五十嵐氏の自己批判要求の議案が提出され、賛成六一、反対四、保留四で決定された。前記声明や動議は、基本的な争点や五十嵐氏への暴行や脅迫(存在しない学歴詐称問題をチラつかせて裁判提訴の撤回を迫る。)に全く触れず、暗黙のうちに屈服を強いているのが特徴的である。これは、八三年に中学の非常勤講師をしていた竹内洋子さんに対する解雇も、反戦教育をしたことを本当の理由としていながら、表向きは「授業がうるさい」、「非常勤の割当時間が

機会があれば(異端として)追放しようという(私に対する嫌悪)らの意図は、既に一九八一〜八三年にかけて私が、戦闘的に事務電算化反対闘争を展開した頃から考えられていたと推察される。既に当時、短期大学部長の管理職に在った貝原久氏らが、一体どういふことをしていたか、どういう役割を果たしていたのか、この年表からも推察できよう。彼にはそういうことの自覚が全くないようである。悲しいことである。一方少数独立労組の委員長は、学歴、研究歴、教職歴からして、とつくに教授職についてしかるべきであるにもかかわらず、現在に到るまで一貫して、助手の地位のまま放置され続け、本年度は、その授業時間までも取り上げられようとしている。(註二)

以上で大体の相模女子大問題の内実は、基本的におわかり戴けたかとも思いますが、思想の問題として言えば、相模女子大問題は、大学教員(教授研究者)となつた元全共闘や新左翼党派の転向問題であり、大学教員としての特権擁護のための反労働者性を必然的に内包している教員としての権力存在の問題であり、全共闘体験を知識人恫喝のための策略、策謀に生かしている人間の問題でもある。私は、戦争中、マルクス主義者が生産力理論をもつて、戦争協力を行って転向していったように、相模女子大の全共闘経験者の教員は、その体験で身につけた能力を、大学の学内行政に応用しつつ転向していつていると思えてならない。(註三)

なお、本年三月二十七日の河村裁判報告集会における元相模女子大教員の貝原久氏の、私に関する発言は、松下昇氏を通じて知らされた限りでは、徹頭徹尾、総てにわたって、デマゴギーそのもので

ない」としていたことを想起させる。

註二 心身の過度の疲れもあって辞職に追いこまれた五十嵐氏はその後、支援者に励まされつつ、一市民として労働組合法第六条による団交権委託を受けて、八六年以来、集積している諸問題の団交に参加している。教授会は「学外者」としての五十嵐氏を特定しての立ち入り禁止措置を決定し理事会に実行を要請する決定をしたが、理事会側は少数独立労組との団交において論破され、五十嵐氏の参加は持続してきた。ただ、九〇年に入つて以降に労組側から一般教育科主任として五十嵐氏の追放に最も活躍した岡安氏らを処分せよ、という要求が出されている点に関して、松下から、これは労働運動や大学闘争の原則に反するから、あくまで大衆的な場での自己批判を通じて数々の誤りを生じさせた機構や発想を変革していくことを方針の基礎にすべき、と指摘している。その後、学長や理事長は、責任をとつて辞任した。

註三 思想状況の問題としていえば、元東大共闘や現新左翼の教職員が相模女子大で開示してきた経過や、かつての日共と同じ役割の開示は、東大闘争ないし新左翼諸党派の限界を逆照射している。一方、これを追及する労働組合側や五十嵐氏らにも、前項に記したような誤りを克服する視点が十分に確立されているとはいえない。大学秩序加担者が圧倒的に誤っているのは勿論であるが、双方の問題点を同時に止揚していく方向が六九年以降の状況にかかわつた者すべての眼前で問われている。この意味で、相模女子大問題は、私達の現在を明らかにするリトマス試験紙であるといえよう。(希望者に詳細な資料配布可能)

この問題を五十嵐氏個人の自己史に即してとらえかえそうとする

試みは、すでにかれ自身によつても開始されている。戦後まもない頃からの学生運動への参加、安保闘争の時期を含めて、いくつもの大学へ（卒業はしないまでも）身体をおきつつ教育の原点を追求し続けた情熱が、常に被抑圧者の側に立つ数々のテーマの提起や実践へ、かれを導いたといえる。私は、かれに七〇年に一度だけ出会い、七八年と九〇年になつて手紙のやりとりをしているにすぎないが、私よりも年長の同時代者として、かれほど持続的に初心のまま生きてきている人を知らない。かれの眼からみて矛盾と映る対象は、まずかれの視点に立つて考えてみるに値すると断言できる。註一、二の背景にある戦い方のブレや註三で指摘したような原則的逸脱があるにしても、共闘者の支援や指摘により直ちに原点にもどる率直さのある五十嵐氏は、教育原論を身をもって体現している人である、と感嘆せざるを得ない。このようなかれの姿が、かれと共に、かれのやり残した作業へ、私達それぞれを、つき動かしていくであろう。最後に五十嵐問題は、パンフに掲載するかどうかのレベルではなく、あくまで註三の前半で述べたレベルで扱う必要があることをのべておきたい。

## 五十嵐氏の文章について

―編集者の一人として―

田宮高紀

この資料集（パンフ）を編集する過程で、私は五十嵐氏から寄せられた文章を載せるかどうかという問題で、苦慮したことを告白し

ていないにもかかわらず、五十嵐氏がどういふ人物であるか、皆に知つておいてもらいたいという話をしはじめた。その内容は、私には理解できないものもあり、記録もとつていないので、うまくは伝えられないが、「五十嵐さんのいうことは、一から百まで、信用できるものは何一つない。」という意味のことははつきり言つたと思う。それを具体的に示す例として、五十嵐氏の相模女子大就職時における「経歴詐称」をとりあげて、それを調査する過程で、貝原氏が苦勞した話がされた。貝原氏は、「だまされるな」と忠告したかつたし、それを知つていてこういう会に呼んだとなれば、その程度の私達の思想水準を批判するつもりで、この会合に出席したのであつた。しかし、貝原氏は、少なくとも五十嵐氏本人が反論しようにも反論できない場で、「中傷」ともとられ得る発言は、差し控えるべきではなかつたか。当日の貝原氏の発言内容は、後日松下氏から五十嵐氏に伝えられた。それに対する、五十嵐氏の反撃がここに寄せられた文章である。ここに、貝原氏の文章がないとはいへ、一度公然と発言した内容についての反論である以上、掲載するのが公平な処置というものであろう。もちろん、そのような手続的な経過もさることながら、一つの闘いの「区切り」としてのこのパンフは、闘いそのものの「区切り」ではなく、現在、この瞬間の視点で見える限りのものが表現されるべきで、五十嵐氏の文章はその意味で、重大な問題提起にはなつていないと思う。

ただし、三月二七日の会合での貝原発言は、それに対して、五十嵐氏が「相模女子大学の問題とは一体なんであるのか」というタイトルで反撃する内容であつたのか、という疑問が私にはある。というのは、貝原氏は「相模女子大学の問題」については何も語つてい

ておきたい。私個人としては五十嵐氏と全く面識がなく、そういう人がいるという話をきいたことがある程度である。それはあくまでも個人的なことであらうであり、同文章に松下氏がつけてくれた注釈のおかげで多少「こんな人」との認識が改まつてはいる。しかし、私がかつた事実はない。それ故に、「このパンフは、どういふ基準で、執筆を依頼したのか」と、人に問われたら答えられないじやないか、という問題がある。とりわけこの文章は、貝原氏の名誉にかかわるかも知れない文章である。貝原氏に聞いていえば、当初から教授連絡会を物心両面から支えてくれた人々の一人なのである。このパンフに、貝原氏の文章も載せられれば、つりあいはとれるのだが、本人がかたくなに拒否している現状で、五十嵐氏の文章だけを一方的に載せていいものか、と悩んだわけである。

しかし、以下の理由で五十嵐氏の文章を排除するのは誤りである。そもそもこの日（三月二七日）の河村裁判報告会である。この日の会合は、教授連絡会の「解散」の仕方についての相談会でもあつた。会合の案内状には、案内状を送つた人々のリストも載せられていた。五十嵐氏は教授通信の送付先リストには載つており、通信で河村裁判の最高裁判決を知り、「新雑誌X」に河村氏や小林氏のたたかいに感動しているという内容の文章を発表したので、この集会の案内状を発送した。

三月二七日の会合には、五十嵐氏の顔はなかつた（案内状が旧住所へ送られたので届かなかつた）が貝原氏は出席した。貝原氏は、五十嵐氏が出席しているものと思ひ、「大喧嘩」になることを予期して敢えて出席したものと思われる。貝原氏は、五十嵐氏が出席しないからである。共闘者もしくはそう思われている一個人としての五十嵐氏の問題にとどまつていたのである。もつともあのよきな発言自体、両者が共有している職場での具体的な体験を通じて出てくるものであるから、五十嵐氏の反撃は「見当違い」ではなからうが。しかし、この話を聞かされ、読まされる私としては、当惑を禁じ得ない。私と二人との共有する空間が余りに狭すぎ、「判断」ができないからである。例の会合の何カ月か前に、私は貝原氏と親しく話をする機会があつた。その時に、貝原氏が、相模女子大の性情や組合の問題について、私に語つた内容を思い出しながら考えると、五十嵐氏が書いている内容と符合する内容が多々あるが、評価については、五十嵐氏の言うことがもつともだところもある。貝原氏自身が、大学における研究・教育のあり方から、現実的な意味での運営・経営の問題まで、はば広くかかわりつつ、「いやになる」ことが多すぎて、五十嵐氏の退職と同じ時期に大学を退職して、予備校の教師に専念していることを考えれば、権力志向から転向した元新左翼・・・の評価は、ちよつと酷であるという気がしないでもない。反発しきつている両者が、いずれは共有するものを確認しあい、一段高いレベルでの「共闘者」となるというのは、私の夢にすぎないものであるうか。

河村隆二氏の歌集「不条理」(一九七二年七月)を久し振りによみ返し、次の三つの視点から批評しようと考えた。

第一の視点は、一九七一年七月に父子で外出中に急死した四歳の行君を過去形ではなく現在ないし未来形で追悼するために再読し、私たちの生き方に応用することである。これは、すでに私が一九七六年四月に六歳で永遠に巡礼した松下未字の今も風の中で微かに響く「へうた」を聞く時の方法でもあり、一九八九年末に倒れた、私と同年齢の菅谷規矩雄に関する追悼集の刊行においても具体化してきた。この視点で歌集をめくると、七一年一月の国際反戦デーに大学横の国道18号線バリエードで戦った学生を追って作者が授業中の教室に乱入した機動隊員を制止して、作者も共に逮捕された経過を背景とする

「たおれし子にけりつける官憲にだきつきて

再びつながられ留置場にゆく」(41ページ)

「一人にて座す外みえず思いだす

ただ死せし子のこと涙はやまず」(同前)

が最も印象的であり、作者にとって前歌の「へ子」が後歌の「へ子」の葬儀にかけつけてくれた関係にあることが別の歌から判るが、それ以上に双方の「へ子」は同位相の存在として把握されている。なお、「再びつながられ」は、六〇年安保闘争いらい十周年の七〇年六月の東京のデモに久し振りに参加して逮捕され、今は二度目であることを意味する。最初の逮捕も学生をかばって公務執行妨害とされた。その後、七二年になって大学当局が学長岡本正の独裁下に発布

した、学内でのヘルメット着用やアジテーションなどの行為をした者を現認した段階で自動的に除籍処分とすること等を含む、驚くべき「緊急処置要綱」(表現集・続編23ページに転載されている。)による学生への処分に抗議するために河村氏は授業ポイコット宣言をおこない、(反省文作成を業務命令とする)自宅研修期間をへて、反省せずに教学権の確認を裁判所に提訴した(註―載いてもらうというよりは、問題点をより広い公開の場に提出し、波及効果の日常的な現場への応用に力点をおこうとした。)ことを実質的理由として解雇処分が強行される。処分取消の請求は前記の裁判に併合され、学内を含む闘争の主軸となって持続していくのであるが、この解雇処分の前段階に次のような歌がある。

「半年間自宅研修処分にて

子の写し絵の前音楽を聞き渡」(51ページ)

「子の逝きしに泣きしくれしし教え子は

教授会の黒板に除籍と書かれり」(50ページ)

仏壇にかざった子どもの写真や、黒板に書かれた学生の名の方が、具体的に目の前に現われる人々よりも、はるかに「現実的」に作者に受け止められていることが判る。このような「現実的」な領域に気付き、支えられた後に、はじめて人は本格的な後戻りすることのない戦いに歩み出るのである。やわらかい心をたずさえて……

「狂人と云われつつ云うおのが声

何のため云うまよいて目を閉ざ」(48ページ)

これがロックアウト体制を大衆団交的状况で糾弾している瞬間の歌であることに注目したい。

第二の視点は、第一でとり上げた作品の系列と対照的に、科学者

である前に本来的な遊行詩人である作者の感性が、関係の固さや重

苦しさから一瞬とき放たれて呼吸している歌の発見で、夜学に通っ

た青春期を想起した歌の中にもいくつかあるが、私としては、まず

「ババー」「どうして行たん飛べないの」

「羽がないから」と答えしときあり(39ページ)

を上げたい。五七七七の区分域を超え、かつ包括して、父と子のさり気ない対話が、いま振り返る時に帯びる意味さえも止揚して見事にとらえられている。この歌に限らず、河村氏の歌は、微妙な字あまりの効果によって生命化していることが多いが、前記の場合は群を抜いて宙空に漂っており、作者と死児の「へ天使」性のみが可能にしたわざであるといえよう。この系列の作品を私たちにもたらしただけでも、私は

「あれよりは職業はなにかとわかれても

酒のむ席では歌人と答えぬ」(8ページ)

という作者の悲哀をこめた自負を肯定したい。とはいえ、

「歌よみと一たび云われたし

希望はかなえ子に残す語はなし」(40ページ)

に出会うと暗然としてしまうのではあるが。しかし、たんに情況的位置からだけではなく、河村氏は、これまでにない位相の歌よみとして出現し、「へ語」を無数の「へ子」に残している。なお、「歌よみ」は職業ではなく、全ての人が内包する「へ状態」であると私が考えていることも強調しておこう。「へ歌」おうとする「へ状態」が既成の職業概念をはみだしてしまうほどに不条理と格闘すること、それは「へ革命」の一つの指標であり根拠ではないのか。法廷で職業を問われる時いつも私の心の中に生起するのはこの「へ歌」であった。そし

て、判決文などには「被告人の職業は不明」と記載された。

第三の視点は、いま企画中のパンフに河村氏の歌集について批評を掲載する意味を提起するために読み、批評することである。このパンフには私の提案により、救援通信の全バックナンバーが再録予定であり、資料にこめられた各段階ごとのエネルギーの活用としても大きい価値をもつが、読み返してみても、河村氏の歌集に関する記述や批評が全くないことに気付く。他の被処分者や支援者の裁判へのかかわり以外の活動についてもそうである。日大の小林氏などの場合はある程度の記事も掲載されているとはいえ、逆に裁判過程と内的関連が判りにくくなっている。あえてのべると、通信と歌集(論)のズレの放置は、各人がどのような自己史の必然から闘争や救援活動に参加しているのか、裁判過程以外の場やかかえる矛盾や困難はなにか、について(無)意識的に目を閉じてきたことの象徴である。たしかに、教員救援連絡会の原則?であるらしい、裁判費用のカンパ集めに重点をおくやり方は一定の合理的な根拠をもっていたし、それ故に空中分解せずに持続してきたともいえるであろうが、河村氏の歌集を議論や記事のテーマとしてとり上げえなかった過程は十数年の会および各人の情況把握の限界を暗示している。私自身も、九〇年十一月の編集会議に参加して河村氏の六〇年安保闘争以来の友人である山浦氏から歌集についての批評の必要性を提起されるまで、意識の底にあって、歌集をよみ返し批評したい、という思いを具体化するに至らなかった。この意味から、河村氏の処分や生き方の深部を最もよく理解し、ある場合には被処分者よりも大きい困難を黙って支えたであろう山浦氏に感謝したい。また、自己史を対象化する試みの過程で、河村氏の代理人弁護士に歌集を引用

しつつ本人尋問（河村証言）をおこなうことの重要性を提案し、六年八月の控訴審の法廷で実現させた、南山大学（名古屋）闘争の学生として被告人となった竹中さんに対して。

最後に、短歌という表現形式の状況性についてのべたい。「文芸」90年秋期号に、大学闘争を学生活動家としてくぐった道浦母都子が、連合赤軍の坂口弘が八九年末らしい新聞に投稿し始めた短歌について論じている。かの女は、坂口氏が死刑判決という重圧に耐えつつ、獄中記や手記でなく短歌という表現形式をえらんで沈黙を越えようとしている点に、うたよみの一人として関心をよせつつも、同時に、これまでの作品内容からは何かがちがうという印象をうけたとのべ、もっと厳しく、ぎりぎりの自分をあの小さな詩型に叩きこんでほしい、と要望している。

私も基本的に同意するが、次の点を補充しておく。河村氏も歌集のあとがきで、歌心も文学的養養もない自分は、短歌をつくることよってのみ心を癒し、人生を省りみることできたと記し、悲しい時や苦しい時は歌をつくって思いきり感情をたきつけることを読者にすすめている。しかし、偏見を帯びることを怖れずにいえば短歌という表現形式への情念のそそごみやすさは、日本語の構成やリズムや語感と密接に関わっているはずであり、短歌の作者たちがこの形式を選ぶというよりも、この形式への向こうにある日本的な何か～が作者たちをつかむ力の方が強いのではないだろうか。代々の天皇が教養としての短歌を身につけて一定のレベルに達しようとはしても、他の表現形式を忌避するのは重大な示唆を投げかける。ただし、私はこの形式をたんに否定しているのではない。形式に拘束される時の抵抗感を逆用してへ字あまり～の効果をつくりだして

いる例は河村氏の場合に指摘したし、短かさ自体が鋭い武器にもなりうるのは坂口氏の歌で判る。私がいいたいのは自分をこのように表現させる力を見極めつつ表現することの必要性であり、それを可能にする条件の確認である。比喩的にいえば、日本人の情念は、不条理と戦う時あるいはそれ以前にすでに無意識のうちに、短歌というへ字～にとらえられやすいのではないか。しかし、現実のへ字～にある人が獄の信奉者であるとは限らず、最深部からの爆破し解体をのぞみ、かつ武器として応用しつつ占拠する最短距離に位置するのである。このへ字～は短歌形式のみならず表現ジャンル一般、さらには発想し存在様式の総体の拘束性についてもいえるし、いわねばならない。

私は坂口氏が短歌形式との格闘の度合を表現の根拠の変革と最もよく対応させうる場に存在している、と考えており、今後注目し続けたい。より深く短歌形式に食い入るか、短歌形式を内部から食い破るか……。いずれの場合にも、七二年一月から二月（註）にかけて極寒の山中で総括要求を受けて柱に縛りつけられた状態のまま、胎児と共に死んでいく直前に女性兵士・金子みちよの口許からもれた最後の表現が、「ジャンケンポンよ、あいこでしょ……」であったという怖るべき啓示に迫りうる質をめざしてほしい。私も別の回路から同じ質をめざしていく。

（註）六九年以来の闘争の最も突出し純粹化した形態の一つでもある連合赤軍のへ字～「廉清」の事態が権力しマスコミの情報操作のレベルで明らかにされることになる、この時期に、私は情況に対するへ字～「子守歌」かつへ字～「革命歌」としてのへ字～「焼きをしていた。」（概念集1参照）

# 資料



## 闘争宣言

宮 内 康

私（建築学科専任講師 宮内康夫）は、昨五月十四日、東京物理学園より、「免職」の通告を受けました。「免職」の理由は、これまでたびたび報告して来ましたが、事実の歪曲と捏造以外のものではなく、従って当然のことながら、この処分は到底受け入れられない旨を表明し、その「免職」の通達を、直ちに理事長宛に送り返しました。

すべての先進的な学生、ならびに教職員諸君！ 今回の私の処分は、昨年末以来の大学当局の学生に対するあの苛酷な処分攻撃と全く同一な筋書きの上に成り立つものであることを、まず確認しなければならない。その筋書きとは、すでに明らかのように、この理科大学を、自由な学問と研究の場ではなく、抑圧された諸技術の習得の場に、創造的な人間

の育成の場ではなく、画一的なもの、言わぬ人間の製造の場に変えようとする、今や公然とした大学当局の強権的管理支配体制の確立の下準備に他ならない。

東京理科大学理工学部とは、一体何であったか。それは、あの古き良き時代の物理学校の創造的發展としてあったのでは決してなく、その経営的合理化、欺満的近代化の産物でしかなかった。野田キャンパスとは何であったか。それは、窒息した都市空間から豊かな自然の場にわれわれを解放させる場では決してなく、自然を都市に、解放を抑圧に、多様な人格を画一的な部品に変える場ではしかなかった。

一昨年の第一次理科大闘争以来、今やこの野田キャンパスは、大小様々な妖怪の巣窟となり果てた。これら妖怪の相貌の怪奇さは、俗に言う「保守反動教官」という言葉で一括して片づけられるものではない。彼らのうちのある者は、一見進歩的なふりを示し、若者の理解者であろうとする。彼らは、必ずしも年老いた頑固者ではなく、むしろ逆だ。彼らの多くはまだ若く、精気にあふれ、自信に満ちている。彼らはわれわれに、いつときおびえたふりをするが、心の底ではわれわれを馬鹿にしている。というのは、彼らはある信念を、即ち、どんなことが起こってもいずれば自分達が勝つにちがいないという確信を、何故かもっているからだ。彼らに共通していることは、彼らがあらゆる意味において「密告者」であるということだ。彼らの一部は、私のこの一年間の勤務状況を詳細に調べあげた。

#### 闘争宣言

彼らは共謀し、破廉恥にも各自担して私の在校日を監視し、その記録を当局に密告した。彼らは、私の行為の落度を虎視眈々とねらい、落度とおぼしきものがみつかるや、直ちに当局に報告した。工業化学助手小浦某は、われわれの暫時の追求を受けるや否や、その夜のうちに当局に密告した。彼らは、その時小おどりし、今や彼らの陰湿な策動を完成させる時期が来たと悟ったのである。彼らは、また事実の捏造の名人である。彼らは、私が大で一・二度飲酒したことをもって、直ちにアル中教師というイメージをつくりあげた。彼らは、彼らの言う暴力学生と私が会話している現場をみつけることで、私を煽動教師に仕立てあげた。彼らは恥知らずにも、私を紛争の元凶とみなしたのである。暴力学生（もちろんそんな者はいないのだが）と親しく話し合うことが何故そんなに悪いことなのか。彼らは、学生との接触と対話を説きながら、一度も学生に心を開いたことはない。彼らはおそらく恐れているのだ。若者の明るさが彼らの黒々とした世界を照し出すのを、学生の明晰が、彼らの蒙昧を明るみに引き出すのを。彼らはいまだかつて一度も、自分が理解できる以上のことを理解しようとしたことはない。彼らはもはや完全に敷きつめられたレールの上を、ただ足をたしかめて歩いているだけだ。彼らは未知を恐れる。彼らは彼らのレールのすぐわき、彼らの肉体のすぐ隣りに、ある絶対的な闇があることに気づかない、否むしろ気づこうとしない。彼らは生まれながらの知恵によって、もしそれに気づき心をひ

かれたら最後、彼らのレール、彼らの未来はもろくも崩れ去ることを知っているのである。私は、彼らの確信、彼らの感性、彼らの蒙昧のすべてを拒絶する。私は、彼らの頑固なさ、彼らの陰湿さ、彼らの保身の知恵のすべてを弾劾する。彼らに他者の自由を奪い、生活の権利を剥奪する権利はない。

彼らの陰湿な感性がキャンパスにはびこり、彼らの野望が完成される時、この理科大学野田校舎は、部品人間製造所になる。

大学を私物化する輩をすべて追放せよ！

大学を陰謀家と密告者の巣窟にするな！

キャンパスに自由を、大学に知性を回復させよ！

私は、最後まで東京理科大学建築学科専任講師である。私は闘い、この不当極まりない処分の白紙撤回を断固かちとることを、ここに宣言する。

一九七一年五月十五日

## 鉄格子の牢獄から解放の大学へ

宮内 康

### 建築学科の学生諸君！

私が五月十二日付で、不当にも理科大当局より免職処分になったことは、すでに知っていることと思う。私は、私の行動、生活のすべてを一年間監視し、報告書をつくりあげた建築学科五教官の卑劣な策謀と、それを利用した理工学部権力グループの陰謀によって、この理科大学から追放された。

彼らは、何故私を追い出そうとしたか。彼らは何故それほど私が邪魔で憎かったか。それは極めて簡単な理由からだ。即ち、私がこの激動の二年間終始学生の側に立って発言して来たからであり、また私が、大学とは、学問研究とは、教育とは何かを、この野田キャ

ンパスで問いかけ続けて来たからである。彼らは、これらの素朴なしかし根底的な問いかけに応えようとするのも、また自らに問いかけることも決してしないし、あえて問いかける者は嫌悪し、憎悪の念すら抱く。何故ならば、それらの問いかけを自らに発するや、直ちにそれまで営々と築いて来た自らの専門分野が崩壊の危機に瀕することを彼らはよく知っているからだ。

私のそれらの問題に関する問いかけ——私は自分でそれを総称して、人・間・の・自・由・に・つ・い・て・の・追・求・と・呼・ん・で・い・る・が——は、しかしまだ微力で、その射程はさほど遠くまで及んでいなかったことは、正直に認めなければならぬだろう。私は、私が理科大学に勤務して四年間、年々少しずつ前へ進んで来たとは言え、私の立場が理科大学建築学科計画系教官であることの限界を究極的にはのりこえ得なかったと思うし、そのことが、私の教育——講義、演習、卒論指導——を、かなりあいまいなものにして来たことは確かなことだ。私が私のよき先輩でもあり仲間でもあった堀川、名古屋路両助教授と一緒にやって来たことは、せいぜい講義の形式をゼミナール方式に変えたり、設計製図の時間を可能な限り自由な問いかけの場に変えることでしかなかった。既成の体制の中でそのような折衷的なカリキュラムは、欺瞞でもあり滑稽ですらあることは、私達も十分気がついてはいたのである。けれども、私達がそのような矛盾した試みを何故あえてやったかと言えば、一人の教官と百

数十名もの学生とがよそよそしく対立する理科大のみならず今日のあらゆる大学に見られる教師と学生の関係に我慢がなくなってきたからであり、また、人間の諸生活、その歴史的背景には全くの無知蒙昧ぶりを示すしかないにもかかわらず、学生より何故か優位に立ち、事あるごとに学生に敵対しその意志を踏みにじろうとするこの理科大学の教師達のあり方に、耐えられなくなったからである。一体、建築学科のみならず、この理科大学野田キャンパスにおいて、学生に教育する資格をもった者が何人いるだろうか。そもそも教育とは何かなどと言わずとも、仮に通常の教育概念を採用するとしてもの話だ。彼らの多くは、民間企業から流れて来た者達であり、また他大学を定年になりやむを得ず理科大に職を得た老教師である。もちろん、企業から流れてくることあるいは年老いていること自体が悪いというのではない。それこそ立派な、学生に対しても自らに対しても責任をきちんととれる者ならば誰でもよいわけなのだが、この野田において、企業から来た者は、企業意識・管理意識丸出しの者ばかりであり、老教授は単に自分の生活を乱されることを恐れ、上から言われたことには、一切批判しない無責任この上ない人達ばかりではないか。若い大学院出の教師も居るには居る。けれども彼らの大部分は、すべて自分の博士論文を何とか早くでっちあげること汲々とする者、あるいは大学当局に媚を売って助手から講師へ、講師から助教授へと昇格したがっている者達であり、それ以外の、学生に対しても

自らに対しても責任をとろうとし、学問研究への真面目な問いかけをやめることのない者は、ほんの僅かである。彼らに、学問があるわけがない。ましてや人間性などひとかけらもない。彼らにあるのは、ただ自分の地位の安定と昇格のための専門分野であり、己れ可愛さの自我意識だけである。

諸君も知っての通り、今日あらゆる所で大学の存在自体が問われている。大学を解体せよ！ は、かつて全共闘運動が華かなりし頃のもっともラディカルなスローガンであった。もし、今日でも大学の存在に何らかの意味があるとしたら、それは大学があらゆる意味での自由の追求——人間の自然的社会的自由の追求——の場であることを確認し、この現実の抑圧的な社会を真に人間の立場から批判し、その根底からの改変を試みる手立てを見出す場としてつくり変えられた時だ。われわれが専門とする「建築」の場合、建築があらゆる意味で人間生活の総体にかかわってくるということから、問題はとりわけ深刻かつ重要である。

われわれは、この現実の社会、この現実の都市を、容認するのではなくそれを批判する、われわれを抑圧する権力や体制にへつらうのではなく、あらゆる機会をとらえてそれに対して異議申立てを行なう、という姿勢を明らかにしない限り、われわれのつくる建築が、

また都市が、そのままこの現実、この抑圧的管理社会を維持する道具になってしまうことは明らかである。

君達は、まず、君達をとりまく日常、その存在のありようを見つめよ。それは、不当なもの、君達にとって全く不本意なものではないか。君達は、何故一流の頭をもっていない（学部説明会における学部長の発言）などと勝手に決められ、「卒業して社会に出てもうせチーフ・デザイナーにはなれないからドラフトマン教育をすべし」（教室会議における一有力教官の発言）という全く君達を侮蔑した考えのもとにつくられたカリキュラムを甘んじて受けねばならないのか。君達には、何故、この無味乾燥な野田キャンパスと、一学年百数十名もの君達学生に対してたかだか十名の専任教官と数名の非常勤講師しか与えられていないのか。君達は、何故、あの「男一匹蛮勇をふるって事にあたる」（教授総会における学部長の年頭のあいさつ）ことしか他にとりえのない教授の講義を受けねばならないのか。君達は、また、何故、学生をしほりあげ、いじめることにサディスティックな趣味をもち、君達の素朴な問いかけにはヒステリックな拒絶反応しか示さぬ精神異常の教官、コンピューターが若干いじれ、ただ図体と声が大きいただけがとりえの暴力的教官、更にまた、業者から供給を受けたり理大において己れの地位が上がることだけしか頭にない小

賢い教官と毎日顔をつき合せなくてはならないのか。君達は何故、あの形式的なレポートの提出や評価の基準もまるであいまいな試験で君達の時間を無為に過さざるを得ないのか。君達は、何故、鉄格子の中に閉じ込められ、日々おびえていなくてはならないのか。

現在、私の処分撤回を求めて、成瀬助手を筆頭に、数名に及ぶ教官が自らのそれこそ肉体を賭けて、異議申立てを行なっている。

私も含めて、彼らもまた、この理科大学のあり方それ自体にもはや我慢がならなくなったのだ。私達教官は、そして君達は、そもそも一体何をおびえる必要があったのだ。給料をもらっているから？ 満足な生活もできないちっぽけな給料で（ちなみに、私の昨年度の月給は手取りたったの五万三千元である！）心まで売ることができるか！ まだ学生だから？ 君達は高い授業料を払っているのだぞ。

私はいま、週一度の私の講義を、数十名の学生に守られて貫徹している。私が、警備の教官やガードマンの抵抗を受けながらもあえて講義をするのは、単に処分の実質化をくい止めるためではない。私は、これまで私がやり得なかったこと、この理科大学で真に新しい教師と学生との関係をつくりあげ、野田キャンパスを人間の自由の追求の場にかえることに再度挑戦しているのである。

建築学科の学生諸君！ ならびに野田キャンパスのすべての学生諸君！

・君達は、君達をあらゆるさまに敵視し、そうすることによって理科大学で権力の座に就こうとする者達を、その場から引きずり下せ！

・君達は、学問研究を、単に己れの保身のため、また金もうけのためにしか考えていない者達を大学から追放せよ！

・君達は、まさしく君達の大学、君達の自由、君達の想像力、君達の解放の表現としての大学を、この野田キャンパスに実現せよ！

一九七一年七月九日

暗黒人事を告発する

小林 忠太郎 から

まえがき

「使途不明金」、「脱税」、そして学生諸君を永きにわたつて弾圧した「検閲・許可制度」等々、もつとも明白な理由でおこつた「日大闘争」は、六十八年「九・三〇大衆団交」で圧倒的勝利をおさめたにもかかわらず、直後の佐藤発言は、事実上「団交勝利」をくつがえし、それが文字どおりテコ入れとなつて、古田体制の居直りをゆるしたことは、広く知られる……………

しかし、こうして自ら暴露した「反動大学」と「反動政府」のゆ着は、一方では学生諸君の「日大闘争」日大全共闘をより高次元に発展させる契機となつたが、その戦線の拡大は、ともすれば勢力の分敵ともなり、結果としてはこの学園における虚構の積重ねをゆるした。

かくて、旧態以上の検閲・弾圧体制は復活したかにも見え、異常の中の正常化が強力におしすすめられる……………「授業再開に併せて民主化を推進する」(六十九・三・二十八学部提案)気配はどこにも見当たらない。

「アウシュヴィッツ」の異名そのままの農獣医学部の高く厚い壁の中に、果して学問・研究はあるか。人権はあるか。

「正常化がようやく進んだ」(六十九年十二月・父兄宛文書・農獣医学部)という師走の十五日、私は口頭で「退職」を強要され、弁明・反論を試みるいとまもなく、「解雇通知書」が送られてきた。

「教授会の機密を漏洩し、教授会の決議に従わず、一部過激派学生を煽動したり、あるいは混乱を助長し、若しくは大学の名誉を傷つけるような不当・不穏な言動を重ね、学園を正常化して授業再開を念願す

る教職員・学生の意気の昂揚を阻害した」という理由をデッチあげ、事実には反し、または歪曲した十二項目にわたる解雇理由を並べてきた。

私は、ここに欺瞞的「民主化」をかかげる農獣医学部・磯辺執行部の暴挙、暗黒人事を告発すると同時にその後だてである古田理事会、さらに佐藤自民党文教政策の日大支配、すでに始まつた全国学園に対する直接支配の盲想を暴露し、糾弾し、今こそ粉砕しなければならぬと考える。なぜならば、私への弾圧はひいては日大全共闘の諸君ら十万の日大生への挑戦であり、さらに全国学園闘争への圧殺行為の前ぶれでもあるから……………

事実経過と反論の一部は、すでに「朝日ジャーナル」(三月一日号)誌上でとりあげられた。本稿は、さらに全貌を明らかにして、全国の、市民、労働者、学生諸君の御批判と御支援を仰ぐべく、とり急ぎまとめたものである。

広く御叱正を頂きつつ、私の「解雇」問題を軸に、日大闘争勝利に向かつて最後まで闘い抜く意志を表明して、まえがきに代えさせて頂く。

一九七〇・三・四

小林講師不当解雇撤回  
日大闘争勝利  
総決起集会の日に

小林 忠太郎

世人は日大人に先見的にある種の感慨を抱くという。その胸中を識る由もないが、ここに記された略歴や研究を見る限り小林氏に対して先入観を働かす余地はないだろう。明白に一人の「未来ある」研究者、「情熱的」といつていい学究を認めることができる。

おそらく小林氏がこの上質の無難さにとどまり得たならば、進退に異変の生ずることはなかつたであろうが、小林氏の天分の中にもうひとつの、遂に譲り得なかつた根元の衝動があつて、それが小林氏を常に「最低辺の人間に背を向けない研究者」「学生に顔を向ける教師」たらしめてきた。

そして、このニヒリズムと無縁の志向が、小林氏に今日の悲境を招来したこと、それがまさに大学、いや「日本大学」において起つた次第こそ、広く世に問われねばならない。

日大闘争は世に人権闘争と評されて来たが、それが日大人の多数の実感であつたし、歴史的事実でもある。そしてその以前に小林氏には研究と研究態度を通しての孤独な闘いがつづいていた。

一九六六年度学部祭にて、各乳業会社の市乳品質に關し「不当表示」を問題にして発表したところ、当局により展示物を撤去させられた件。卒論指導中の朝鮮国籍の一学生が、自己の論文に自國を「祖国」と書いたことにクレームがつけられ、小林氏の弁護もむなしく論文要旨集は禁止。又、朝鮮大学の講師を兼任して非難された事実等々。

この年の暮に発足した教職員組合は、小林氏にも新しい首途であつたが、一年後に農獣医学部支部が旗

上げされる間、小林氏は唯一の活動者、組織者として学部当局総ぐるみの圧力に耐えた。六十七年五月には外来の五人の人達に学部長室に呼び出され、刺し違えるつもりで来た、組合から手を引けと脅迫された事実さえある。やがて生れた「支部」は素朴で誠実な活動を通じて民主化の大きな一翼をにない得たが……古田体制は復活し、不法性を強めて、小林氏への圧迫は論理を超える。六十九年十二月小林懲戒免職。しかし小林氏は決心する。何故ならこの胸突き八丁の闘いは、小林一個のクビの問題ではなく、日本の各地で勇氣ある人々が闘っている「教育者の闘い」の一つであると確信したからである。そして小林氏はもう孤独ではない……

### 解雇の問題点

#### (一) この暗さが

「秘密委員会」「口頭による解雇理由」「弁明無用」「有無を言わさぬ解雇」……これが現代において、理性の府とされるところで、前日まで講義を行わしめていた教員に対して、教授会の名において、現実に行われたとは……この悲惨な風土こそ、大学以前の、人を人たらしめぬものであり、何よりも雄弁に不当性を語っている。

#### (二) 「民主化」の名のもとで、

教授会は「授業を再開し民主化を推進する」という基本方針を掲げている。そして、小林氏はこの方針に全く違反してないのである。いかなる論理を弄そうとこの解雇及びその手続きが「民主的」とは絶対



に言えない。教授会は自ら「告」の方針に違反してはいないか。

③ 血まつりの先ぶれとして、

小林氏の言動に共通するものは「良心的」及び「口先きだけでない」の二点であると言える。

この解雇は昨年二月退陣中の古田理事会に切られた組合役員、立田、片岡、檜山の三氏、次いで郡山の加藤教授の解雇に続くものであり、かつての統計学科や、歯学部二人の助教授、本年二月の本部図書館の閉鎖と連環するものである。そしてこれが、直接的には組合解体を企図し、次いで学生をも含めた全日大人を巻き込み呑み込もうとしている大弾圧の先ぶれであることを疑う人はあるまい。

### 全 国 へ

一九六九年度、日大が果たした役割は、明らかに権力による全国大学対策の先陣であつたと言える。日大において先ず手口の効力が試されると評する人すらある。一九七〇年度はどうか。この役割が変わるものか。そして、小林解雇はまさしく全国学園闘争圧殺の臨床例にならないであろうか。全国の高校・大学における生徒・学生・教員に向けられた「処分」の刃と異質のものであろうか。

小林解雇撤回闘争を全国・全学園の問題として訴える所以はここにある。

一九七〇・三・四

日大農獣医学部

「小林講師を守る会」

小松崎 瑞彦

### あ と が き

この冊子は、3・4総決起集会に向けて急換とりまとめたものであり、残念ながら舌足らずの点が多い。今後、御支援下さる皆さん——市民・労働者・学生諸君の御助言を頂いて完べきを期したいと思つている。本稿印刷中（三月二日早朝）、日大生・中村克己君（商三）がピラマキをしていて大学側の何者か——右翼暴力集団？——に虐殺されたという悲報に接した。

「日大闘争」で、学生さんが殺される——誰が考えても、ゆるさるべきことではない。

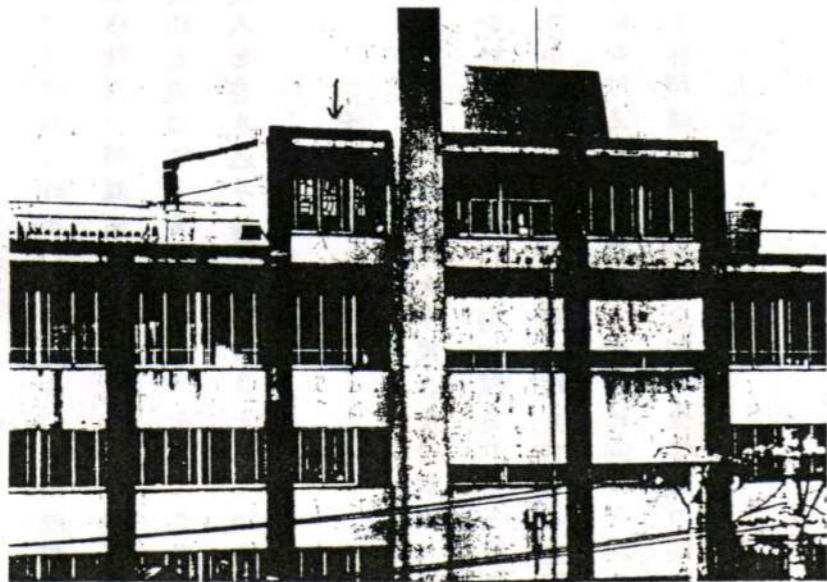
私の怒りは今、単に自分自身の解雇が不当であるというそのことよりも、中村君を虐殺した古田暴力理事会、それを繰る佐藤政府の反動文教政策が、七〇年・七〇年代の教育支配をほしきまゝにする為に、中村君を殺した同じその手で小林のクビをはねたのだということ。また東大・東外大・国際キリスト教大・葛西工高・城右高……等々全部、全国の学園で七〇年代の教育・研究の扉を命がけて、闘つて開こうとする教職員を圧殺する同じその黒いくさりで私の首もしばられたのだという認識から、必然的に革命的エネルギーへと転化するのである。

「造反有理」—— ささやかな抵抗、良心的教師というだけでは、もはや血の圧殺に対応しきれぬ状況ではない。「守る教育」から「闘う教育」へ、全国の学園を七〇年・七〇年代の人民の闘い——階級闘争を領導する「党」として構築することこそ、今、私たち教育・研究にたずさわる者に課せられた緊急の任務であると考ええる。

おわりに、すべての闘う市民・労働者・学生諸君に連帯して、中村君虐殺抗議・小林不当解雇粉砕の闘いを、日大闘争勝利・全国学園闘争勝利に向けて展開し、さらに七〇年春季大攻勢勝利のために、最後の最後まで闘い抜くことを高らかに宣言してあとがきに代えさせて頂く。

小林 忠太郎

< 1973.10.1 占拠中の河村研究室 >

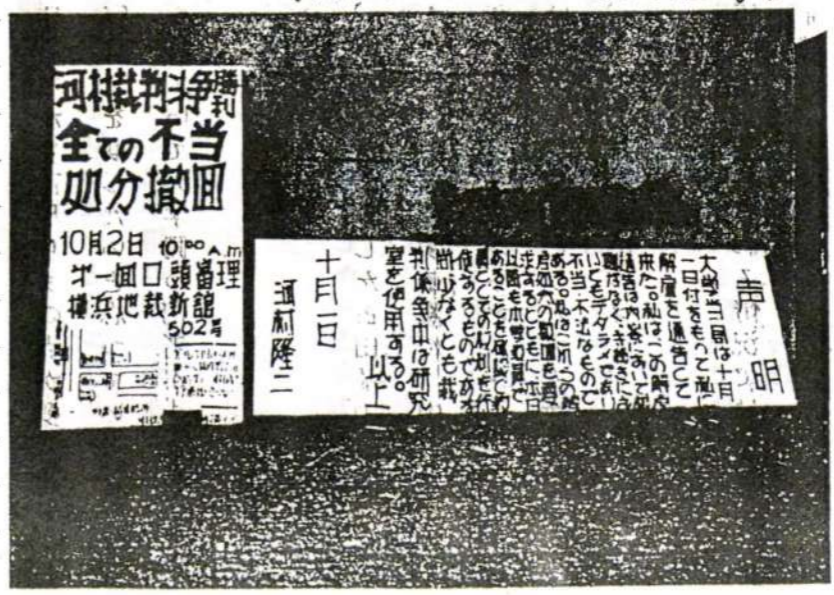


< 1972.1.29 授業ボイコト宣言 > No. ....

関東学院大学の全教職員学生、皆揃って訴え出す、  
 全学教員会は双方要領を強く採択し、  
 今12月26日4名の学生代表と評議と対峙する  
 双方を行いつつ、 $\alpha$ に於て授業科目問題と一切不用の  
 反対運動をぬいせると云ふ3項の姿勢に他ならない  
 岡本学長 此の学生代表に双方の徹固を不承に  
 して、私に於ては双方徹固を以て授業ボイコトを宣言  
 する。(但し一印物理実験は此の印の授業は平常通り  
 行い、) 和んぶ、 $\alpha$ に於て「座帯を不承に、強いて行わす、  
 と云ふ姿勢で、 $\alpha$ に於て印を降下す、

工字印 教員 河村研究室 =

< 1973.10.1 (於) 関東学院大学 >



1/29日



「大学教員救援連絡会」設立のお知らせ  
と御協力をお願い

七〇年代もいよいよ後半に入り、皆様方におかれましては、新しい時代を切り開くべく、ますます御活躍のことと思えます。

さて、このたび、関東学院大学河村隆二助教授、日本大学小林忠太郎講師の処分撤回裁判闘争支援を主旨として、「大学教員救援連絡会」をつくることになりました。すでに御存知の方も多いかと思いますが、河村隆二氏は昭和四八年九月、関学大より解雇処分され、以後横浜地裁において地位保全の仮処分をめぐって裁判闘争を続けて来ましたが、昨五〇年一〇月、「社会通念の合理性」という奇怪なる論理のもとに、裁判所より申請却下の決定を受けました。また、小林忠太郎氏は、四四年一月日大より懲戒免職され、本年一月判決を受けるまで、足かけ七年におよぶ、河村氏と同様の地位保全の仮処分をめぐる裁判闘争を東京地裁において続けて来ましたが、判決はここでも申請却下でありました。判決の主たる理由を一言で要約すれば、「大学の自治」教授会の自治に裁判所は介入すべきでない」ということになりましたが、今日の国家権力と大学との関係を思い起すとき、この判決の論理もまた奇怪なるものと言わねばなりません。河村・小林両氏とも、六〇年代後半から七〇年代前半にかけての、いわゆる大学闘争において、教師として、また一人の人間

として当然の言動をなしたことにより処分されるに至ったものですが、両者に対する今回のふたつの判決は、まさしく不当なものと言うべく、私達はこのような判決を決して許してはならないと考えます。

現在、河村氏は、横浜地裁において地位保全と教学権確認の本訴を、小林氏は、東京高裁において仮処分の控訴審を続けておりますが、両裁判とも勝利の日まで、今後きわめて長期にわたることが予測されます。私達はこのふたつの裁判を最後まで維持すべく、訴訟費用に主として弁護料の援助を主たる目的として、ここに「大学教員救援連絡会」を設立致しました。皆様方のおたかひ御協力をお願い致します。

昭和五十一年三月一八日

発起人

東京理科大学教員有志

関東学院大学教員有志

日本大学 教員有志

右代表 宮内康夫  
(理大)

事務局 (110) 東京都台東区上野公園一ハハグリーンパークマンションAURA設計工房内  
(電) 〇三ハニト〇三ハ五〇カンパ振込先 〇銀行口座 〇富士銀行鶯谷支店 154-575136 〇第一勧業銀行赤坂支店 065-123456 〇三菱銀行恵比寿支店 156-431796 〇三井銀行赤坂支店 065-961589 〇郵便振替 〇東京三十四〇九八〇名儀は上記いずれも 大学教員救援連絡会・代表者宮内康夫

# 救 援 通 信

1

編 集 宮 内 康 夫  
発 行 大 学 教 員 救 援 連 絡 会

7・20  
1976

## 不当処分・不当判決四・二六

### 糾弾集会開かる

去る四月二六日、東京神田の全電通会館において、日大小林忠太郎講師、関東学院大河村隆二助教授、東京理科大学内康夫元講師の不当処分撤回裁判闘争の報告を中心とした「不当処分・不当判決四・二六糾弾集会」が開かれた。当日は各方面で様々なかたちでの処分撤回闘争を闘っている学生、卒業生、教職員が数多く（約二〇〇名）結集し、具体的な闘争の報告を中心としたアピールを通じて互いの体験を共有するなかで持続的な闘いへの決意を確め合い、成功裡に会を閉じた。当日報告を行なった人（団体）は次の通りである。

○ 開会のあいさつ（基調報告にかえて）

東京理科大学

講師 田 宮 高 紀

- アピール
- ・ 日大講師小林忠太郎
- ・ 東京理科大学元講師 宮内康夫
- ・ 関東学院大助教授 河村隆二
- ・ 救援連絡センター 水戸 巖
- ・ 筑波大学メイタオ先生不当処分撤回行動委員会
- ・ 東京理科大学助手 小谷孝一——神戸大松下昇講師の闘争の近況報告
- ・ 日大三高教諭 森本修一（昨年末不当解雇された）
- ・ 城西高校教諭 竹内洋子（解雇撤回に向けて六年間の裁判闘争を闘う）
- ・ 東京理科大学大野田教職員組合——理大の勤評闘争について 小谷孝一
- ・ 関東学院大反処分共闘——河村裁判闘争支援を中心に 小林裁判に勝利する会
- ・ 日大中村君虐殺糾弾委員会
- ・ 日大商学部オレンジフラクション——自治権獲得闘争
- ・ 日大九・四裁判闘争を支援する会

・ 関学大青雲寮

・ 成蹊大不当処分撤回裁判闘争を支援する会

・ 武蔵工大を告発する会

・ 明大七二年学費闘争被告団

当日の雰囲気伝えるため、次に田宮高紀による開会のあいさつをコピーする。

なお再度の結集に向けて、会を主催した「四・二六集会実行委員会」は今後も残すことにし、現在月一回のペースで相互の情報交換を主とした会合を行なっている。

### 開 会 の 挨 拶

この集会は、東京理科大学、関東学院大学、日本大学の教員・学生の有志が集まって、闘争経験の交流をしつつ、相互支援について語りあっているうちに企画されてきたものでありますが、三者それぞれの事情の相違がありまして、今までのところ基調報告のようなものを作成しうるまでには準備が進んでおりません。そこで、ここで簡単に開会の挨拶をさせていただきます、基調報告にかえさせていただきます。

我々はこの集会で、一九六八年から七〇年にかけて、熾烈に闘われ、国家権力の大弾圧をうけて後退していった全国学園闘争がその当時処分を受けた三人の闘う教員とそれを支援する人々によって、今なお、その火が消されず、しぶとく継承されてきていることを報告し、この集会在、その火を再度燃えさせたるまでに、全国各地の闘争が連帯するための一つの契機となることを願うも

のであります。

日本の経済の高度成長期といわれる六〇年代は、日本の政府・独占資本の帝国主義的戦略に、大学が急速にとりこまれていく時期でもありました。国大協自主規制路線および中教審路線にうら打ちされて変革された大学は、大学の自治、学問研究の自由等々といったあらゆる幻想を自らかなくなり捨て、ひたすらに資本に奉仕するものとしてのみ存在を保障されました。大学の教員と学生は、ものをいう人間ではなく、一方は機械として、他方は商品として位置づけられ、それを拒否する者は徹底的に制裁をうけました。このような大学が果す反人民的役割をするべくとらえ、学問と教育のあり方を根底から批判し告発したのは、まさしく、このような大学で退廃的な教育を受けさせられる学生達でありました。学生達の鋭い問題提起と闘争は、帝国主義的戦略の環をつきくずすものであったので、大学当局と国家権力はこれに大弾圧を加えましたが、それに反対し、教員の立場から学生達の問題提起を受けとめ、大学の管理・支配の機構に組み込まれることを拒否して闘った教員も少なからず存在しました。しかし、学生達の闘争の後退とともに、これら闘った教員は「学生を煽動した」「学園の警備を拒否した」「大学の名誉を傷つけた」等々の理由をデッチ上げられ、次々と不当解雇されていきました。

しかし、この集会で報告する、小林、河村、宮内の三氏は不当解雇をうけた後も断固として闘い抜き今日にいたっております。今日までのところ、国家権力をバックにした大学当局の弾圧と、

それに屈服した多くの同僚達の冷淡さのため、三人の闘いの主な場は法廷に限られてきました。我々はブルジョア法秩序のもとでも、処分が不当であることを立証しつつ、さらに大学が果している反人民的役割を暴露し、それと闘いつづける我々の大衆的圧力でもって、裁判所にまともな判決を出させる運動を展開してきました。

しかし、裁判所は、河村氏に対して「社会通念からして解雇は合理性がある」とし、小林氏に対しては「大学の自治を尊重するという前提で処分経過をみると違法性は認められない」とし、いづれも学生および人民大衆を馬鹿にしきつた理由で敗訴させました。これらは、まさしくあの狭山裁判を思い起させる程の犯罪的な差別判決でありました。宮内氏の場合、裁判では全面的に勝利し、その限りでは大学当局および私大資本に一定の打撃は与えたとはいえ、私大資本総がかりの就労拒否戦術の壁は厚く、ついに高裁の職権介入による和解成立にいたつておりまして、不当処分を本質的には撤回せしめておりません。

我々はこの間にいたつて、ますます我々の斗争の重要性を確認しております。三人の教員の解雇にいたつた事情は、個別にあたる、それぞれ相違はあるといえ、本質的には、すべての大学、すべての学生・教職員、すべての労働者の共通の利害のもとにとらえられるべきものであります。そのことの確認は、現実に裁判所が自らよつて立つ、階級性丸出しの判決をつきつけてきた今日、とりわけ重要であります。河村・小林両氏の今後の法廷斗争を貫徹し、

勝利することは、両氏それぞれにとつてのみでなく、少なくとも全私学の労働者、学生の共通の課題でなければなりません。またそのようなものとして今後とりくんでいかなければ、今ぶつかつてゐる否定的状況をのりこえて前進することは困難であります。もとより、それぞれの大学における日常斗争の前進が先決問題であり、その一部はこの集会でも報告されますが、今やその日常斗争の一つとして、小林・河村両氏の勝利へむけた斗争がなければなりません。

以上のように考えまして、我々は、まず第一に、両氏の裁判を維持しつづけるために、「大学教員救援連絡会」を設立し、第二に、本集会を企画して、問題を広くアピールすることにしました。本集会に参加された人々が、我々の闘いを支え、可能な限り、ともに闘うことを訴えて、開会の挨拶を終わります。

以上

一九七六年四月二十六日

不当処分・不当判決、四・二六糾弾  
集会実行委員会 田 官 高 紀

## 小林裁判控訴審の新しい

### 弁護団きまる

東京高裁での勝利に向けて小林裁判の弁護団の一層の充実を図るべく、小林裁判に勝利する会および大学教員救援連絡会では、福田拓（河村裁判担当）、有賀信勇（宮内裁判担当）の両弁護士に支援を御依頼したところ、このほど御二人共快諾され、小林裁判控訴審の弁護団は新しく次の四名で構成されることになりました。

後藤 昌次郎（一審代理人弁護士）  
小池 貞夫（同 右）  
福田 拓（河村裁判代理人弁護士）  
有賀 信 勇（宮内裁判代理人弁護士）

現在この四名で上告趣意書を鋭意作成中です。

## 会 計 報 告

（七六年三月一〇日～七月二十二日現在）

△収入▽	
基金	・ 宮内より 四五〇、〇〇〇円
	・ 河村氏の学園復帰闘争を支援する会より 三五〇、〇〇〇円
カンパ	九九、八四〇円
計	八九九、八四〇円
△支出▽	
弁護料	一三〇、〇〇〇円
裁判事務経費（弁護士預り）	五〇、〇〇〇円
四・二六集会場費	三七、五〇〇円
同チラシ印刷費	六五、〇〇〇円
雑費（紙代等）	三、六〇〇円
計	二八六、一〇〇円
△残金▽	六一三、七四〇円

## カンパを自動振込みで!

救援連絡会では年間八〇万円のカンパ収入を目標とし、皆様方のあたたかい支援をお願いしておりますが、カンパというのはいま忘れがちになるものです。いま銀行には自動振込という方式がありますが、できましたら御足労ながらこの方式を(たとえば毎月五〇〇円という単位で)とついでただけたらと考へていただきます。ただ他銀行に振込む場合手数料二〇〇円をとられますので御注意下さい。当会では現在次の四つの銀行に口座をつくつてい

- 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五一三六
- 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一一二一四五五九
- 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二七九六一
- 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九

名儀はいずれも「大学教員救援連絡会・代表者宮内康夫」です。他に郵便振替「東京三一四〇九八〇」があります(名儀は右に同じ)。

河村裁判次回期日

九月七日(火)横浜地方裁判所 午後三時より

証人尋問・高津元学部長

小林裁判次回期日

九月一七日(金)東京地方裁判所 午後三時より

# 救援通信 2

編 者 行  
大 学 教 員  
救 援 連 絡 会

## 日大・小林裁判の新段階

— 御礼と報告に代えて —

小林裁判に勝利する会

今春四・二六を契機に強化・拡大された「大学教員救援連絡会」の理解あるご支援の下に、日大・小林裁判(控訴審)の進捗は、ほぼ順調です。まず皆様は御礼を申し上げ、近況を報告させて頂きま

す。控訴審は、これまで三回にわたる準備書面の提出とその理由説明を終り、来たる十二月十三日の法廷では、被控訴人(日本大学)による抗弁書の提出と、控訴人(小林)からの証人申請が予定されています。

準備書面(一)は、一審(仮処分申請)から引き続

き代題人に転換した。後藤昌次郎・小池貞夫両弁護士が主としてまとめられ、事実認定の根元「大学の自治」の曲解と司法権抑制等について論述され、同じも同様に、問題の所在をさらに具体化して述べました。すなわち、原判決が教授会自治を歪曲して、司法権の任務を自らないがしろにしていること、さらには学問の自由の本質たる真実の認識の方法論と人権擁護の方法論とのかわり、原判決が根本的な誤りを犯していること、教職員規程規則その他とのかわり、教授会自治の概念を見失っているばかりでなく労働規準法をも無視していること、懲戒免職の本質と限界を見失っていること、指摘し、表口入学のあっせん脱税や公金持ち逃げ事件の小野竹之助、富沢会計課長らを引き合いにして、破産犯を放置して、「事業を興にする」との判決した理由を追及したものです。

引きつづき準備書面(三)は、新しく参加された、福田拓弁護士(関学大・河村裁判代理人)、高橋秀舟弁護士(元慶大・宮内氏代理人)にご審判

をお願ひして、罷職事由(12項)個々について、  
裁判決の誤りを指摘しました。とくに阿井護士を  
加えた八つの限による新しい現点は、いくつかの  
鋭い指摘を追加すると同時に、日大闘争の総体的  
流れの中における本件罷職事由の個々を明確に位  
置づけることをもって、四二六以降の弁護団強化  
の覚悟をいちはやく具体化して頂くことができま  
した。

とくに、「警備拒否」が何故懲戒事由に該当す  
るのかが、その理由を全く明示していない点を指摘  
し、先に勝利した理大宮内裁判における判例「  
特別勤務要請に従うことは教員にとってその職務  
に属しない、いわばサービスマンにすぎないこと  
になるから、これに従うかどうかは、各教員の自  
由な判断に任せられた事柄である。そして申請人  
は大学側の紛争收拾策に対する抗議表明などの理  
由から、教員としての自己の良心、信念に基づき  
特別勤務を拒否したのである。このような申請人  
の態度は、各人の見解の如何によって批判の余地  
はあるとしても、これをもって勤務実績がよくな  
いとか、大学教員として不適格であるとかまで認め

ることはできない」(東京地裁民事第11部判決、  
昭49.9.19)を引用して、裁判決の杜撰な判断を批  
判しています。

なお、来る十二月十三日の証人申請は、一審で  
有力な証言をされた、大木、小松崎両氏の他、新  
たに当時の同僚一名と学生二名を予定しています  
が、強化された弁護団によって、それら準備にも  
万全を期しております。

また、小林氏自身いたって元気に新しい斗争段  
階に対応し、現在法学部の学生によって開始され  
た自主講座に毎回参加するほか、農獣医学部の学  
生らの手による反大学講座「農業要論」の運営に  
本腰を入れています。これらに關しまして、皆  
様のご指導と、協力をお願ひし、ご報告に代えま  
す。

△次回公判▽昭和五二年二月二一日午後一時より

東京高裁第11民事部五一五号室

△農業要論▽昭和五二年一月二一日午後六時より

渋谷区大向区民会館三階

「地域斗争と農民運動」講師 畑瀬勉(三里塚)

## 教師捨て石論

—近況報告に代えて—

開学大 河村 隆 二

自宅研修処分以来五年弱、解雇処分以来三年強  
経過しました。この間昨年十月仮処分申請は敗訴  
し、現在教学権確認の本訴が第十五回を終了しま  
した。この間大学側証人は未だ二人が終了したと  
ころで、まだまだ日暮れて道遠しの感があります。  
大学闘争が過去のものとなりつつある現在、私の  
闘いはかなり色あせたものになって来ているのが  
現状です。研究室は今日まで確保されているもの  
の、仮処分敗訴後は週一回程度行くのみで、實質  
的には学生諸氏の力により確保されているのが現  
実であるからです。

私の闘いは、学生処分の不当性に抗してなされ  
た投票拒否、それに対する大学側の自宅研修処分  
教授復帰への裁判闘争、大学側の通常解雇処分と  
続き、筑の小さい私にとって、よくはこの長期の  
闘いが続いて来たと思わざるを得ません。これも

数多くの友人、学生諸氏によるこれまでの不断の  
支援があつてこそと考えております。

何ゆえに私はここまでつっはりねばつて来たので  
あろうか。大きくわけて一つは、大学教員のもつ  
二重人格性であろう。たてまえは真理探究であつ  
てもその論理には屈して、教え子を処分すること  
に平気でおれる精神構造であろう。第二に、人間  
的な弱さ、ないしは近生術であろう。この裁判で  
明らかになったことの一つは、岡本の圧力で教授  
会の自治が一日で反転したことである。しかも学  
生の一生にかかわる処分問題を、自分の意志では  
なく他人の意志で、もの見事に決議を変えてし  
まったのである。大学の講座制という徒弟制度で  
純粋培養されたこの人間的体質は、ここでもはっ  
きりあたり前の人間以上に悪質であることを暴露  
したのである。第三には、異常な権威主義であろ  
う。人並以上の学歴と他人を蹴落す人生を歩んで  
来た人間は、自分より下とみた時の考えは、けい  
べつと自分との区別で生きようとする。全共斗運  
動の学生諸君の行動が異質とみたときの教員各層  
の見方は、ただならぬものであつた。それは異な



った人間を見る目であり、話し合おうとする人間らしさは見あたらなかつた。これが教員の本質であるとしたら、教育とは一体何であるのだろうか。第四には、真理は相対的であることを定めてある。一方物理は動的な学問であると言つても言はずで、あるまい。ある教員のもつ体質は、他人が体系をつくつてくれただけで自分はそれを大事に保持しているだけで学者の顔をしていた。彼のもつ自信は他人の体系をもっているだけで、自分と異なる人間を思ふことができなかった。逆に一度むけは何ももたない人間であることに気がついていない。彼らは世の中が運動であるとは思わなかつた。単に自分のもつ体系だけ食べてゆけただけである。

この五年間私は闘かつたというよりは抵抗したと言つた方が正確である。裁判上は大学当局と前学長岡本正が相手ではあるが、むしろこれらを支えている教員各層の精神構造との闘いであつた。表向きは色よい顔と裏にまわつたときの非人間性は、はかり知れないものがあつた。私は二度とべ

クトルを上に向けた生き方をすまいと思つた。すると世の中の人間関係や仕組が、クルルにながめられるようになった。今大学にとどまっている人間を一人一人所析することができると、

近ごろ教員職や労働者論がとりざたされている。私はここに、教師捨て石論を提案する。戦前戦後を通して日本の歴史上教師が先陣に立つて闘つたためしがない。自分の利益や賃上げのためにはストライキ程度は多少やつたことがあるだろうが、生徒を戦場に送り、戦後は無気力な教員をつくり出した。ゲバラは、革命とは次の世代のための捨石になることだと言つたが、我々教員は次の世代のために捨石になることが本当の教育者であると思ふ。彼方から他人のすることを論評することはやめねばならない。

私は大学を追われても今なお研究室はありのんびりとやつている。精神的にははるかに彼らより優位にある。学生を追放し更に私を追放した人間はそのいやらしさをつくうことはできない。今なお私は他人に恥じることなく大手を振つて大学に入つてゆくことができる。しかもだれの妨害を受

ることはないし、非難されることもない。生きていくことはつらい。だけれども生き方は少しもつらくはないのだ。裁判もどうやら中盤戦に入つた模様である。何年やってもくじけはしない。必ずもう一度教員として私のプライドを取り戻すつもりだ。

## 理大の勤評斗争

理大野田教職組

構造的危险に襲われている日本の総資本は、人々からの収奪をくり返すことによりその危機を突破するべく、大学における研究、教育を総動員することが切実な課題となつてゐる。全国学園斗争を平定した資本は、今全私大を固守補助メカニズムを要請にみあつた中教大資本へと質的転換を強制している。一方個別私大資本にとつてはそれを先取することにより延命できるのである。理

工系総合大学へと無謀な高度成長をとげた理大はそのひずみ故に起つた六九年の理大斗争から宮内斗争にわたる七年もの執拗な労働、学抵抗に会つたが、これをのり切る過程でしだいに経営能力を身につけ、今スクラップ・アンド・ビルドの文教政策を前にし、より一層の資本の蓄積を急務とし、それ故に管理機構の抜本的改革に着手し、その総仕上げとして勤評による特別昇給制度の実施を全大に先がけて発表した。これは「適量労働」にたいして学生管理等に先兵としていかに働くかに応じて教員をランク付けして上位10%程度の教員を毎年昇給せよというものである。それは、学問の自由等の約束を破きつつ無意識のうちに理大資本の障害となつてゐる教員を、意識的に盛んで勤員させようとするもので、本質的に「教育マル生」なのである。我々野田教職組は、す早く反対斗争に立ち、宣言を開始し、同時に御用的な神楽坂教組にも共同歩調をとるよう働きかけた。これをしてきた彼等は、我々のおぼろげな運動により組合員の意識調査をせざるを得ず、表出した多数

の反対意見に押されてしぶしぶ我々と共に「実施無期延期」を打ち出した。しかし、我々の労使の対決点を鮮明にし、労・学・学の連帯を志向していくような反対斗争の拡がりに恐怖した理事会の不当労働行為を我々が地労委に提訴するや、多数派である神楽坂の執行部は、「提訴をおろし、労学の連帯を拒絶せよ」と強要し分裂策動を開始し、ついに両者の連合体組合の機能を停止させてしまった。これは「最低限多数の暗黙の了解を得る」という当初の目論みをくつがえされ、実施を大巾に延期してきた理事会と神楽坂教組の労働アベックによる闘争破壊であった。我々はこのことを詫言切っていたけれど、組織力のない我々は結局これをのりこえられず、本年十一月に勧解は実施された。しかし理事会は危険な道に足を踏み入れたのである。「特昇にあずかったのは誰々か」、公表されない氏名に疑心暗鬼、推測されど状況は益に多数教職員との接点を徐々に与えつつあり、労使の対決はいよいよ本番をむかえてきたのである。勧解斗争はまだ始まったばかりである。

会計報告	
(76年7月23日～12月18日現在)	
＜収入＞	
繰越金	613,740
カンパ	124,549
利息	1,970
計	740,259
＜支出＞	
弁償料	90,000
印刷費(通信NO.1)	11,000
郵送費	3,050
雑費(文具等)	3,940
計	107,990
＜残金＞	632,269

へカンパ振込先

富士銀行 鷺谷支店 一五四一五七五〇三六  
第一勧業 赤坂支店 〇五五〇二〇四五五九  
三菱銀行 兎比寿支店 一三六〇四三二七九六一  
三井銀行 赤坂支店 〇六九一九六一五八九  
郵便振替 東京三〇四〇九八〇

へ河村氏 勧解会 代表者 宮内 康夫

昭和五十二年二月二十二日午前一〇時より  
証人 証問 関東理夢他 横浜地方裁判所

# 救 援 通 信

3

編 集  
行 集

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グリーンパークマンション五一〇  
AUR A 設計工房内

3・20

1977

## 二・二二 小林裁判(控訴審第一回)の経過報告

「四・二六」を結果軸にした各学園から、教員・学友諸君多数がかけてつけ、冷たい雨の中にもかかわらず、温かい御支援をいただきまして、ありがとうございます。

法廷は、例によつて日本本部人事係職員のほか、農獣医学部「中堅」教職員と目される連中が十数名陣どつたが、それを圧倒する約三十名の支援の諸氏がとり助んだ。

この日は、被控訴人(日大)側による控訴趣意書に対する抗弁書(2)の提出と控訴人(小林)側証人の証言順序について裁判長から意見を求められ、とりあえず最初の証人を予定者として回答したことの二つのやりとりがなされたにすぎない。ただ、一つの得点として、前回の証人申請に際して、一番(仮処分申請)ですべてに証言された二名の方々の分については、重複するからもういいのではないかと口をはさんで、大学側代理人らと口を合わせていた裁判長が今回はだまつて順序を決めるように指示した点である。

これは、あきらかに御支援の皆様多数による威圧と、四弁護士指導の成果といえよう。一層の御指導と御支援を!

## 二・二二 河村裁判(本訴一番第十六回)の経過報告

「関学大反処分共闘」  
さる二月二十二日午前十時より、横浜地裁において第十六回教員裁判が行なわれた。当日、前半は前回に引き続きつき、前学院理事工学部教授関原が証言を行った。

明らかになつた点は、第一に前回関原が証言した学生の運動により、赤字が増大し、授業料収入の回収率が低下したかのような発言が今回の河村氏の弁護人の追求により、建物建設による累積赤字によるものであることが証明された。

第二に昭和四十七年当時理事会は河村氏を解雇する意志がなかつたことを関原は証言していた。即ち四十七年以降、岡本前会長は河村氏が反省の意志がない、反抗的であつたが故に一年半の自宅研修後解雇したことがはつきりしたのである。

第三に、昭和四十七年二月二十一日河村氏がボイコットをとりやめると云う岡本あての河村氏の文書は理事会には伝わつておらず、三月十三日文書には未だに態度が変わらずとしていつわりの報告をしているのであつた。

当日後半は、かつての同僚である工学部専任講師小倉盛衛氏が証言を行った。

氏は数々の大学側の圧力に拘らず決然として真実を語るべく、河村氏のために証言に立つた。

今回は時間も少なくなつたため学生処分に至るまでの岡本の人格の二重性をうきまきせるとどまつた。次回は五月十日小倉氏の証言が行なわれる予定である。

△関▽第一号刊行のお知らせ

このたび、多くの方々の御助力のもとに、大学教員救援連絡会・関刊行会より、△関▽第一号が刊行されました。中島誠、清宮敏、徳水斐、田宮高紀、渡瀬嘉明、折原浩、一木康男、酒井杏郎の各氏が、今日のアクティブな状況についてペンをとっておられます。また巻末には、東京理科大学宮内康夫講師、関東学院大学河村隆二助教授、日本大学小林忠太郎講師の処分撤回を求める裁判における、仮処分第一審の判決文のうち「当事者の主張」を除く全文が掲載されています。皆様の御支援のもとにこれからも刊行を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

△関▽刊行にあたって

あれから七年が過ぎた。大学はほぼ完全な平安を享有しつつ、着々と産官軍学協同の管理化路線を歩んでいる。「研究」は再び象牙の塔に籠り、「教育」は以前にも増してその内実を失っている。大学論も学問論も影をひそめた。かつての信仰告白が各人の胸の底で一点のやましさを核として残っているならば、今こそ冷静に大学の問題をあらゆる角度から問い直してみようではないか。包含され続けている者たちは、排除された者たちには、この七年、文字通り休息のない闘いが続いている。△関▽は大学問題を追求しつつ、あわせて各大学の解雇撤回闘争を闘っている人たちの情報を掲載していくつもりである。

昭和五十二年 冬  
大学教員救援連絡会・関刊行会

新刊案内

「宮内康夫建築論集」 相模書房刊  
風景を撃て大学一九七〇―七五 定価二七〇〇円  
建築論集と銘うっていますが、中味の大半は、処分撤回闘争に  
関係したものです。宮内の所へ御注文下されば、定価の二割引き  
でお渡してできます。

カンパ振込先

- 富士銀行鶴谷支店 一五四―五七五―一三六
  - 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五―一―二四五五九
  - 三菱銀行恵比寿支店 一三六―四三―一七九六一
  - 三井銀行赤坂支店 〇六九―九六―一五八八九
  - 郵便振替 東京一三―四〇九八
- 名義はいずれも「大学教員救援連絡会・代表者 宮内康夫」です。  
なお、「通信振込」及び「同振込」における、郵便振替の番号が  
当方の手違いで間違っており、皆様方に御迷惑をおかけしました  
ことを深くお詫び致します。

小林裁判次回期日

五月九日(月)午後四時より―大学側抗弁書提出  
六月三日(金)午前一〇時―午後三時―証人調べ  
場所・東京高裁五一五号法廷

河村裁判次回期日

五月一〇日(火)午前一〇時―正午―証人調べ  
(小倉証人)  
場所・横浜地裁

救援通信 4

編集集 発行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八―八  
グリーンパークマンション五―一〇  
A U R A 設計工房内  
1977

10・7 小林裁判(控訴審)

証人尋問第二回に多数の傍聴を！  
―日大・小林裁判に勝利する会―

去る六月三日、証人尋問(第一回)が初まり、小林側証人と  
して小松崎瑞彦氏(農獣医学部助教・独乙語担当)が出廷されま  
した。

同氏は、学内唯一の小林側証人として、一審(地裁)以来、有  
形・無形の弾圧といやがらせに屈せず小林氏への支援を続けてい  
るグループの中心的人物で、この日にも、総動員で傍聴席に陣取  
った学部教職員のイヤな目を尻目に、堂々と真実を述べ、小林言  
動の正当性を立証しました。

10・7(一時―三時)は同氏に対する反対尋問が予定されてい  
ますので、何としてもこの際、圧倒的な支援・傍聴体制で、ナン  
センスといやがらせの反対尋問を、根こそぎ封じこめたいと思  
います。

皆様の力強い、温かいご支援もあって、小林氏は至極元気に八  
年目の秋を迎え、斗志ますます旺盛です。

主宰する反大学講座「農業原論」も、第一六回を教えて、ま  
す発展の気運にあります。

この「講座」は、農民を教師として農業の本来あるべき姿を求  
めるところから出発したもので、小林氏に言わせると「農業小学  
校」

しかし、その実質は理大・宮内先生の著書「風景を撃て」を模  
倣していえば、日大斗争六八―六九年以前からの「農学を撃つ」

小林氏の執念を根底におくもので、「大学」以後の農業学習のあ  
り方をさし示すだけの獨創性をもそなえつつあります。一度、ご  
参加下さい。

一そりのご協力と御指導をお願いして、日大・小林裁判に勝利  
する会からの報告に代えます。

- ☆反大学講座「農業原論」
  - 第十六回(九月三十日六時)・福島潟斗争
  - 第十七回(十月二日八時)・都市化と酪農
- 会場は、渋谷区大向区民会館四階です。

河村教学権裁判報告

―関学大反処分共闘―

さる九月八日一時より横浜地裁第七民事部五〇二法廷に於いて  
第十八回河村教学権裁判が行なわれた。当日は前日に引き続き土  
木工学科小倉氏の証言がなされた。小倉氏は前回同様資料にもと  
づき克明にS四七―四八大澤寺学長の引き落とし、授業料値上げ問  
題、学生処分河村氏の解雇に至る経過を証言した。

前回河村の弁護団は裁判所に小倉氏の当時の教授会メモを  
裁判所に提出したが、今回の証言とあいまって、当時の大学の動  
き、学生処分、河村処分の実体が再現された。特記すべきことは  
解雇の時の教授会では解雇問題で採決しないで、「文書」につ  
いて採決したこと、また河村氏の教員の適格性については問題にな  
らなかったことがあげられよう。大学側はトランクにいったいの  
資料をもって裁判所に登場したが、小倉氏に対する取組みは異常  
とも思えるものであった。

今回河村氏側の主尋問は終り、大学側の反対尋問に入った、当初三十分程度と言っていたものが小倉氏に対し、三時間反対尋問を行うと云う熱心さである。

前回同様傍聴体制が弱体化してきている。初めの意気込みが消え、河村氏の裁判闘争が風化しつつある、しかし、今なお研究室を確保しており、あと数年はかかる長期の闘争を格悟している。最後まで支援、傍聴を呼びかける。

### 理大食堂従業員全員解雇撤回闘争の結着

#### ―全統一労組理大支部―

教員に対する勤評導入によるしめつけ、事務部門の合理化による労働強化など、つきつきに、反学制的、反労働者のな政策を貫徹してきた理大資本は、今春にいたって、大学直営の食堂従業員を、「給料を払いすぎて赤字が出た」という理由で全員解雇するという暴挙までやってのけた。官内処分撤回闘争を闘いぬいた、理大野田教職員組合の活動家は、全統一労組に合流して、食堂従業員を組織し、地区労や、全統一傘下の組合の大量動員をバックとして数ヶ月つづけ、理大資本を震撼させた。しかし夏休みに入ってから、理大資本の力をバックにした居直りと、それに対する内部の教職員、学生の無抵抗という条件をつきくずすまでにはいたらず、それまでの闘いの成果をふまえた形で和解交渉に入り、実質的な解雇撤回、斗った多数の食堂従業員の、食堂のための新会社への移行ということで結着がついた。理大資本の悪らつな攻撃に対して断固として闘う人々も、エネルギーも健在である。

### 成蹊大、武蔵工大、関東学院大、反処分連帯 7・2 全都報告集会報告

#### ―7・2 集会実行委員会―

七月二日PM六時より、南部労政会館において、7・2 反処分

集会在開催されました。この集会は、昨年四月二十六日に行われた、教員処分に対する糾弾集会から学生処分に対する反処分集会へと拡大し、反処分闘争の共同性を追求する、さらなる一歩として7・2 反処分集会在開催されました。

この集會に至る経過は、昨年の四・二六集會のち、四・二六実行委を中心として、四・二六集會に参加した、大学との共同討議、及び、成蹊大、武蔵工大、関東学院大、そして日大の裁判闘争の相互支援の中より、成蹊大、武蔵工大、両大学の独自の討議を現出し、関学大が、加わった形での7・2 実行委を、創出し、四・二六実行委との共催のもと、7・2 反処分集會を開催していった。7・2 反処分集會は、八大学、二〇団体、一五〇名の参加者をもって、成され、新たに、青学大、明学大、水産大学の学友諸君との同志的連帯をもち取る事が出来、成功裏に集會は、行なわれた。

- 7・2 集會参加団体
- 一、 城右高校解雇撤回闘争を闘っている竹内さん
  - 二、 関東学院大学、解雇撤回闘争を闘っている河村氏
  - 三、 大学教員教授連絡センター
  - 四、 成蹊大学不当処分撤回裁判闘争を支援する会
  - 五、 武蔵工大を告発する会
  - 六、 関東学院大学反処分共闘会議
  - 七、 関東学院生協労働者会議（緊急発言）
  - 八、 東京水産大学生自治会
  - 九、 青山学院大、神学科問題を考える会有志
  - 一〇、 武蔵工業大学学友会
  - 一一、 東京理科大学新聞会
  - 一二、 東京理科大学大野田教職員組合
  - 一三、 明治学院大学全学自治問題共闘会議
  - 一四、 日大自主講座法学部実行委
  - 一五、 日大オレンジ・フラクション

## 会計報告

( '761218 ~ '770916 )

<前決算期より繰越金>	632,269
<収入>	221,693
(内 訳)	
カンパ	145,230
関〃売上金	69,000
預金利息	7,463
<支出>	337,075
(内 訳)	
消耗品費	2,405
印刷費	6,000
郵送費	8,470
雑費	200
関〃代金	100,000
弁護士謝礼	220,000
<今期収支決算>	△115,382
<次期繰越金>	516,887

- 一六、 日大全文理連絡会議
- 一七、 中村君遺殺糾弾委員会
- 一八、 日大小林裁判に勝利する会
- 一九、 四・二六集會実行委員会 日大小林氏

### カンパ振込先

- ・ 富士銀行鶯谷支店 一五四―五七五―一三六
  - ・ 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五―一―二一四―五五九
  - ・ 三菱銀行恵比寿支店 一三六―四三―一七九―六一
  - ・ 三井銀行赤坂支店 〇六九―九六一―一五八―九
  - ・ 郵便振替 東京一三一四〇九八
- 名義はいずれも「大学教員教授連絡会・代表者 宮内康夫」です。

# 救援通信

5

編集  
発行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グリーンパークマンション五ー〇  
AURA設計工房内

12.5  
1977

次回は一月二三日(10〜4時)

初めて登場する学生(当時)証人

日大・小林控訴審一步進む:

小林裁判に勝利する会

去る十月七日 小林裁判は、「大学教員救援連絡会」の宮内先生、「7・2実行委」の関東学院大OB氏をはじめ多数の皆さん、とくに大量結集された日大法・文理・商・農獣医各学部の学生諸君で傍聴席の大半をうづめ、大学側から動員された教職員・御用学生らを圧倒する中で、小林側証人・小松崎氏に対する反対尋問を内容として、有利に進められました。

小林氏の言動の正当性は、反対尋問によつてさらに裏づけられました。最後の後藤弁護士および控訴人小林氏による補充尋問によつて一そう深められ、とくに控訴人の教育に対する熱意を示すエピソードが出されるなどして、ひとまず終了しました。

この日は、午前中日大の学友約五〇名が法学部ホールで果会を開き小林講師不当解雇撤回、各学部管理支配体制粉砕、学生自治権確立、等々を旗印として本部・法学部・経済学部周辺をデモリ、のち高裁に向かつたものです。また、この日の果会とデモには、「中村君虐殺糾弾委」の山際映三氏ほか、「小林裁判に勝利する会」中村ほかに参加しました。

さて、次回(一月二十三日)は、いよいよ証人調べも重要な段階に入り、一審(地裁)には登場しなかつた学生(当時)証人第一号として、最首幸市氏が出廷します。この人は68年夏以

後、日大全共斗農獣医学部斗争委の委員長で、現在は愛知県下で生協活動を自前でやっている人。

これまで明らかにされなかつたバリケード内外の事実が具体的に述べられ、小林解雇の不当性が、かなり新しい視点から裏づけられるものと、大いに期待されます。

どうぞ、多数各位の傍聴・支援をお願いします。

終りに、小林氏主宰の反大学講座「農業原論」はその思想・行動ともに着実に進歩・拡大し、近く第20回目の公開講座をひらきます。三紙の備しもの欄などにご注意され、一度ご参加、激励くださるよう、ついで乍らお願い申し上げます。

来たるべき七八年を、よりたくましい闘いの年に、と準備をめております。

一その御指導とご支援をおねがいいたします。

## 五月三日の会通信(24)について

関学大 河村隆二

先日、五月三日の会通信に関東学院大学全学教授会及び工学部教授会の議事録抄及び通信編集者の注が掲載されました。内容は一九七二年以来の関東学院大学における学生処分及び河村解雇処分に関する一連の議事録であります。今回はこの教授会議事録のもつ意味の重要性を考え、編者の一人である松下氏に強引にしかも無条件で掲載を依頼しました。これは、各大学に於ける不利益処分者の処分過程をオープンにする意味も含まれており、伏魔殿と言われる教授会の仮面を取りさる目的があります。もう一つの

$$70000 \times \frac{200}{350} = 40000$$

なお、将来「五月三日の会」と同じような関係を持ちました合も同様の考えでお付き合いたいと思っております。

(宮内記)

## 『十一・一教育大臨職斗争勝利 総決起集会』に参加して

斗う諸潮流の縮力による解体、あるいは逃走などを通じて、東京教育大学廃校と、筑波大学新設はごり押しされ、今やあらゆる社会の「汚染」から隔離された筑波の地で、細碎培養よろしく、「勝共教育」が一見何事もないうように進められている。ところが、あの筑波移転反対斗争が、たつた一人の臨時職員(教務の補佐員)、岩崎則子さんによつて、執拗に引き継がれていると知つて、うれしくなつた筆者は、いそいそと表記の果会(労音会館)へ出かけた。

岩崎さんは、六年間も、臨職ながら、正職員となんらかわることなく、教育大応用数学教室で働いてきたが、今年の三月、正規の産休をとつている間に、突如解雇通知をうけた。これは廃校を口実にした、臨職の暴力的整理でもあり、契約切れを口実にした活動家パージでもあつた。

内部に支援する者が皆無であるにもかかわらず岩崎さんは、産休明けから、同じようにたつた一人で斗つている(大部分が臨職で首を切られた人々)人々と団結し、応教教室や教育大当局に対する攻まを開始し、就労斗争を今もつづけている。

九月末から十月初めまでの教育大前座りこみ斗争、および十月十日からの教学会(理科大が会場)へむけた斗争は、廃校(来年三月)逃げ切りを決めこんでいる教育大(筑波大)当局を狼ばいさせた。

十一、一の総決起集会は、廃校逃げ切りを絶対に許さず、解

目的は、大学斗争の過程における組織的教授会人間の心理的内面と二重人格性をえぐり出し、真理探求の仮面の中身を見出すこととあります。編者の松下氏の注が極めて、迫真力があり、そのため資料提供者の一人から、通信の配布の中止を求められると言ふ事態が生じました。これは大学を追われた私の配慮の欠除であり、全て私の責任であります。

この教授会議事録をお読みなればおわかりと思いますが、全て一つの力の論理の流れでつらぬかれております。大学の権力を岡本がにぎり、要綱で大義名分を作り、逆らう者は消す。この構造でつらぬかれております。しかも、大学側の発言者は、全てあらかじめ根まわしにより決められており、岡本一派の暗躍が見事に表現されております。最終的処分はまだ追い込む方法において時間、策略、根回し等全て岡本一派は、アイデンティティをもつて行なっている事を見逃がすことは出来ません。

今回の五月三日の会の通信に教授会の議事録を掲載したのは以上の目的のためで、これを契機に、他大学に於ける被処分者が処分されていく構造を見極める必要を感じたからです。初めの抗議文は、本年六月、大学側は無断で私の研究室を侵入、破壊し、研究室内の物品を盗奪しました。それに対する抗議文であります。現在研究室を逆に取り返し今日に至っております。

## 補記

前回「通信版4」と一諸に、関学大河村さんの裁判資料が掲載された「五月三日の会通信」をお送りしましたが、当会より「五月三日の会」へ印刷費として次の通り送金したことをお知らせします。どうか御了承下さい。

○送金額 四〇,〇〇〇円

内訳 印刷費(三五〇部)七〇,〇〇〇円

内当会預り 二〇〇部

雇撤回と都内での職場確保を勝ち取るまで、断固として闘いつづけることを宣言し、広範な大衆の規模で確認するためのものだった。実に、三六団体九〇名の参加という数字にみられるとおりほとんどが孤立を恐れず闘いつづけている人々の集いで、子連れが多い関係上、なにがしかのなごやかさがあるとはいえず、全体としては、びんと張りつめた迫力のある集いであった。

この集いの成功をふまえ、就労斗争はさらに強化されているが、とりわけ、十二月五日から十日まで、再度の座りこみ斗争が予定されている。地下鉄茗荷谷駅下車、教育大正門前に、是非とも会員（読者）諸氏も一度は顔を出して、激励されるようお願いしたい。

さらに、十二月中旬には、筑波の地での情宣活動を大々的に行い、廃校逃げ切り策動は無意味であることを宣言する予定のことである。おそらく敵の反撃も厳しいものであろうが、この闘いがさらに、さらに前進しつづけ、全国の大学の筑波化路線をガタガタにするまでに発展することを期待してやまない。（田宮記）

### 年末一時金カンパの要請

大学教員連絡会は、七六年三月一〇日、基金八〇万円を、出発点として、進められて来ていますが、七七年九月十六日現在では、繰越金が五十一万七千円弱となり、やや「目減り」の現象を呈しています。下記の一覧表も参考にしていただきたいのですが、この「目減り」現象の原因としては、やはり、カンパの著しい減額が主要なものであるといわざるを得ません。

純粋に、会計的な視点から見ると印刷代、郵送費等、諸物価の値上がりはあるものの、これらの諸経費は、定期通信の発行を年四回程度とすれば、七万円弱程度であります。又、弁護士費用が、河村、小林両氏の費用を総計した場合、年二十八万（公判を四回と設定した場合）と考えられ、合計三十五万が年間の支出と

考えられるわけです。従って、カンパ額とは、いかに少なくとも、これだけの額を充てんする必要があるわけですが、現実には、今年程度のカンパ率では（今年も、著しく落ちこんでいます。）二十万程度の収入しか見込めない勘定となつてしまします。従つてこの際後退局面を一举に切り開く必要があり、年末一時金を特に要請する次第であります。

目安として、ボーナス時期でもありますので、一口五千元程度を考えております。よろしくお願いします。

なお、月ごとのカンパについて、つけ加えて、述べますと、最低一人、月五百円は、確保したいのです。月ごとの送金が、面倒とおつしやる方は、年末及び、夏の集中カンパの時期を活用して、連絡会資金の蓄積に協力していただきたいと考えます。

### カンパ振込先

- 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五―一三六
  - 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五―一四四五五九
  - 三菱銀行恵比寿支店 一三六―四三二七九六一
  - 三井銀行赤坂支店 〇六九―九六一―五八九
  - 郵便振替 東京―三十四〇九八
- 名前は、いずれも「大学教員救済連絡会・代表者 宮内康夫」です。

回数	カンパ	カンパ月平均額	弁護士費用	印刷費送料等
第1回会計報告 4ヶ月間	9,984,000円	2,496万円	130,000円	3,600円
第2回 5ヶ月間	12,454,900円	2,490,900円	90,000円	17,990円
第3回 9ヶ月間	14,523,000円	1,613,700円	220,000円	16,605円

### 裁判日程

'77	11/28	明治学院大学（学生処分）裁判 東京地裁（民事17部） PM 1:00
	11/29	関東学院河村裁判（19回） 横浜地裁（民事7部） PM 1:00
	12/21	成蹊大学（学生処分）裁判 東京高裁（民事3部） PM 11:00
'78	1/17	武蔵工業大学（学生処分）裁判 東京地裁 PM 1:00
	1/23	日本大学小林裁判（控訴審） 東京高裁（民事11部515号） PM 10:00

河村裁判報告

関学大反処分共闘会議

さる二月二十一日(火)、河村教学権裁判(第二〇回)が行なわれ、経済学部滝沢正樹氏が原告側証人として出廷しました。

滝沢氏は一九六八年以来関学大における大学闘争を正面から受けとめ、学生問題、組合問題に取り組んで来た数少ない教員の一人であります。また河村氏の地位保身論の論議の際、当時の大学当局及び岡本に対し、河村氏のために組合委員長として陳述書を書いていただきました。滝沢氏はそのため入試責任者の地位を岡本から追われたこともありましたが、今回本訴である教学権裁判に原告側証人として出席し、河村氏解雇に執るさまざまな経過を証言しました。とくに大学側から提出された岡本の上申書には虚偽の点があつたことを事実をもつて立証し、岡本は河村氏の思想信条の自由をおかすように自己批判を強制した点を強調しました。さらに河村氏解雇はあらかじめ根まわしをしたこと、及び裁判提訴の報復であつたとの証言が印象的でありました。

滝沢氏の証言のなかでいくたびか強烈な言葉が発せられ、当日の法廷は熱気のあるものでありました。次回は五月一八日午後一時に行なわれます。滝沢氏に対する大学側の反対尋問が予定されています。

学生証人初登場

小林氏解雇の不当性に新事実

小林裁判に勝利する会

1・23小林裁判は、始めての学生(当時)証人が出廷して、これまでにない緊張した法廷となつた。証人は、68/69年日大斗争時の「農斗委」・最首幸市委員長。結果からいえば、この日最首証言(主・反対尋問)によつて、農斗委(全共斗)と小林講師とは一体と決めつけて一番を欺き通した大学当局の申し立てがくつがえされたのである。つまり、スト突入に際して一教員による「煽動」によることなどありえなかつた当時の状況、小林氏らの組合活動についても、「いくらかはやつておるわい」という程度にしか評価してはなかつた(?)ことと、「再建委」対「農斗委」の接触が始まる68年暮近くまでは小林氏と面識もなかつたという事実……。これらは、一番を一貫して支配した「小林講師」農斗委」という大学側の主張を根底からゆるがしたといえよう。

最首氏は、現在、名古屋市郊外で農場を経営し、生協活動を続けている人物。「農斗委」時代より身、心共ひとまわり成長・充実した落ちつきのある証言に終始し、小林側に有利な新事実を開陳した。

また、バリエードの警備中、大学のとなりしにのびこんだ泥棒を捕えて「総監査」をもちつたエピソードなども交えて、農斗医学部におけるバリ・ストのイメージを変え、造反有理、止むに止まれず立ちあがった日大斗争の原点の思想を、学生の立場から裁判所側に認識させるに有力な証言となつた。

この日大当局は、人事部の係員二名のほか、農獣医教職員を多数動員して傍聴席の半ばをうめたが、その内容は、必ずしも当

局側の正当性を無批判に信ずる輩のみではなく、小林氏に正面から顔をつけてあいさつできるような良心派の参加も目立っていたことは、これまでになかつたことである。

小林氏支援に参加した傍聴者は、日大学生グループ(文・法・農・商)のほか大学教員救援連絡会など広範に及んだ。

次回は四月三日十時から正午まで高敷五一五。証人は学生証人二人目の石井誠一(四連協、留年宣言グループの一人)氏である。乞傍聴・支援。

第一回河村自主講座I報告

反処分共闘会議K.G.U

自主講座実行委員会

河村自主講座とは、河村氏が解雇処分攻撃を受けてから足掛け五年の年月が流れ今なお、河村氏は、研究室の確保および情直活動、教学権確保の裁判闘争を、学園内外をとわず、解雇撤回闘争として闘いぬいております。このような状況にあつて、私達はもとより多くの友人達は、河村氏が今でも、関学大の教員である事を確認しておりますし又、河村氏の闘いをより多くの学友に伝え氏の科学に対する鋭い洞察を学びとる為、このような自主講座を設定し、その第一回河村自主講座を、さる二月三日、PM六時三〇分より、一号館(本部)4F四〇三教室において、「コンピータ

1的人間像と矛盾」(講師河村隆二氏)と言うテーマのもと、三〇名の学友の結集をもつて成功裏に行なわれました。以下の文章は、呼びかけビラに掲載した、河村氏のスピールです。(河村氏スピール)

ここに全国の転倒して生き続ける全ての人々に訴える。私達は戦後教育の中で矛盾はみえ、その矛盾に対決したことはあるか科学的・・・の中に少数の真理が不可欠であるのに、多数決論理の非真理があることを。

科学的に多数決論理の短處を見なければならぬ。全ての科学は少数者の抵抗から作られたことを見なければならぬ。しかもこの闘いこそが歴史そのものであり、私達の捨て石であることを。この不可視を直視することで既成の学問を打ち破ることが出来るのだ。体系に依拠することが生きる道ではないのだ。マルクスの「全てを疑え」この原点に帰ることが、学問の出発点であることを忘れてはならないか。今日の大学では、学問体系を商品化して、修飾することが卒業と云う文章で表現されているだけである。多数の分化された学問は、所詮中国の科学に等しい。ここから李白や杜甫の詩は生れはしないし、変革への道程は出てこない。私達は、この小さな学び舎に、自主講座を開講する。ここは、何も学ばなくてよい。何でも学んでよい。ただ、疑うこと、矛盾を直視出来ることを必要條件として生きていく人のみ受講が可能であり、その人のみに開かれていく講座である。

関学大工学部助教授 河村隆二

日	程
四月 三日	日大小林裁判 東京高裁(民事11部515号) AM 10:00
四月 十九日	武蔵工業大学(学生処分)裁判 東京地裁 PM 1:00
四月	第二回河村自主講座予定 関学大、河村裁判
五月 十八日	横浜地裁(民事部門) PM 1:00

会計報告  
(770917~780322)

<前決算期より繰越金>		516,887
<収入>		325,799
(内訳)	カンパ	218,890
	関売上金	34,800
	関印刷費精算分	70,000
	利息	2,109
<支出>		201,220
(内訳)	弁護士謝礼	130,000
	印刷費	57,000
	郵送料	13,620
	消耗品費	600
<今期収支決算>		124,579 残
<次期繰越金>		641,466

カンパ振込先

- 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五三三六
  - 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一一二一四五五九
  - 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三一七九六一
  - 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
  - 郵便振替 東京一三一四〇九八
- 名義は「大学教員救援連絡会・代表者 宮内康夫」です。

「関」一号の印刷製本を担当して下さった、大阪市大 串部宏之さんより、前回こちらからお支払いした十万円のうち、紙代実費三万円を差引いた七万円の返金がありました。無償の労働に心から感謝致します。  
内「五月三日の会通信」24」の分四万円

救援通信 7

編集行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八一八  
グリーンパークマンション五一〇  
AURA設計工房内

7・1  
1978

第二一回河村教学権裁判報告

五月十八日(休)後二時より、横浜地裁民事第七部(労働部)に於いて、第二一回河村教学権裁判が行なわれた。今回は前回に引き続き、関東学院大学経済学部滝沢正樹先生が証人に立ち、大学の自治と思想信条の立場から、大学側の代理人質問に答えて、河村氏に対する一連の自宅研修処分、解雇処分は工学部教授会に元学長岡本が介入し、自治に介入していることを当時の教授会議事録を示しつつ証言しました。更に当時、岡本宅に河村氏を同行し、緊急処置要綱に反対することに対する思想、信条の自由を確認してあつたとし、それが教授会議事録にあるように、岡本は、私学存続のために、思想信条の自由は制限されるとして、自ら河村氏に対してなした自己批判要求は思想信条の自由を犯していたことを証明しました。

今回の大学側の代理人は不勉強のためか、滝沢先生に対し、ちよつとまつて下さいと連発し、滝沢先生の論理と事実にもとづいた証言にたじたじになつており、あげくのはて今日滝沢ベースにまかれたとまで云わせました。今回の滝沢先生の証言でほとんどの大学闘争、学生、教職員に対する処分の全過程がはつきりして来ました。いよいよこの裁判は後半戦に入つて来ました。残り細かい問題と当事者である岡本及び河村氏の証言に至ると思われまふ。今回は当時の工学部長、現理事である川口英雄が証言に立ちます。

最近傍聴体制が弱体化しております。関いが最終段階に至つており、皆様の傍聴を訴えます。次回第二十二回は七月二十七日(休)後一時から横浜地裁で開かれます。

「事実誤認」への反撃はじまる  
日大・小林裁判に勝利する会

力強いご支援に、心から御礼申し上げます。去る六月二十一日の法廷は、尾川昭三氏(かつて日大農獣医学部助教授、現在明治大学農学部教授)への主尋問を内容として開かれましたが、同氏の慎重な答え方は裁判官にも受け容れられ易く、結果は上々であつたと思えます。

この日、かつての「同僚」らによるイヤガラセ電話など、日大らしい有形・無形の圧力にも屈せず、堂々と入廷された尾川氏は、研究者らしい慎重な態度で、主として次の三点を明らかにし、一番で容れられなかつた事実をうきほりし、「誤認」への反撃を加えました。

一、解雇理由(三)に関連して、学科協議会では、小林氏が孤立して、一人ハネあがつた発言に終始したのではなく、尾川・海老氏ら数名の教員が同様に「無条件授業再開」に反対の意志を表わして、「サラリーマン学生」といわれてもけつこり、ともかく卒業させよ、という安藤(学生、右翼のグループに関係)をたしなめた事実。



二、解雇理由(八)に関連して、入門チェックの際、小林氏が他の助手に学生をけしかけた事実なし、そんな助手が現場にいたかどうかも知らない、と証言。

それよりも、その朝のトラブルは前日までなかつた迷路型の入口付近の様子を見て「約束がちがう」と入門を拒んだ学生に向かつて小林氏は大声をあげて「中に入つて民主化をやるう」と説得、ことなきを得たことなど新しい事実を証言しました。

三、理由(九)については、造反有理、日大闘争勝利と書いた表を帽子は、何ら問題にならず、実習は大成功裡に終わったことを証言。

次回は、九月十八日十時正午(東京高裁五一五号法廷)、尾川証人への反対尋問が予定されています。乞御声援。

七月十三日(木)后 六時~九時

反大学講座「農業原論」 第二十四回

「減反」 (2) むらからの告発

講師・伊藤 仁、小林 忠太郎(前座)

渋谷駅下車五分 渋谷勤労福祉会館

(バルコ筋向い)

☆ 小林氏の主宰される農業夜学校(同氏によれば農業小學校)です。一度ご参加下さい。

### 小林裁判観戦の弁

六・二二午前に日大小林講師不当解雇処分撤回裁判が東京高裁で開かれた。

小林講師不当解雇撤回闘争の真髄でもある一九六七―一九六八年日大共闘の闘いの状況が、十年後の今、法廷という密室で再び。

われわれは未だかつて解き放つたことがない。

反処分闘争の原点があるとすれば、この大学の管理支配解体に向けた闘いであり、その契機は日常的に強化される管理支配から打ちだされてくる鉄鎖の数々と具体的処分攻撃とに依拠するであろう。

五・二七反処分闘争トーク・インが、成蹊大における十四名不当処分を断固はねのける闘いの結果を踏まえ、かつ成蹊大学生処分撤回裁判闘争の和解という、比較的苦しい現実を反映しつつ、その苦闘の経過から生ずるそれぞれの反処分を闘う主体的立場を明らかにするようにして開催された。

五・二七反処分闘争トーク・インの課題は、文字通り、闘う主体の語り合ひであり、かつそのもつとも陰を示す裁判闘争、かつ和解という図式の闘いもの大部分にとつて避けえない局面を設定することによつて、その質は更に重いものとなつていた。

しかし、トーク・インに延五十名、常時、三十名強の参加を得て、約八時間延々と継承された討論は、その重みを自らのものとしつつ、その重みをはなれず、各々の道に対する模索と解答に、迫つていった。

和解、誓約を経て、現在の立場を担う成蹊大、理科大学生、教員の発言は、われわれが持つ闘いの中の動揺をいみじくも語りかけてくれたし、他方、国士館附属校、理科大教職組、関東学院生協の発言は、その闘いの陽的昂揚の場を強調してくれた。

八時間という圧倒的時間を維持したにもかかわらず、反処分トーク・インは、数多くの発言者の発言を残したまま閉会せざるを得なかつた。武蔵大、明学大、青学大、武工大、中大の多くの学友の発言が不十分な耐離で経つてしまつたことを含め、反処分トーク・インが継続して持たれることが期待されている。

参加大学 理科大、関東学院大、中央大、明学大、明大、青学大、武工大、武蔵大、成蹊大、立正大、元城右高校、国士館大、日大

(T・M記)

現されている。本を含む一大マスコミ・キャンペーンの中で全ての大衆の面前で語られ、実践され、かつ継承されてきた日大闘争は、逆にいま、ここまで追い込まれてしまつていると感じる。

しかし、実際に昨年までは、とうとうより地裁判決では全くみられなかつた日大闘争の映像が、現在高裁において映しだされていることを見れば日大闘争がことごとくよみがえりつつあることを実感せざるを得ない。

他方、この間、日大の校舎においては、十年前と変らぬ暴力的弾圧体制が敷かれ、決起する全ての大衆に対する大きな障壁となつている。経済学部青木君の死、法学部鈴木君の抗議行動焼身自殺等、この一年においても、日大アウシウツを物語る数々の事件があり、かつそれを契機とした闘いの炎が燃えあがろうとしている。

小林裁判闘争が、この日大の現実から、決して離れてはいないことを、六・二二高裁審議は示していると思える。

尾川元助教の証言は、全共闘学生が、決して小林講師の一人の煽動として動いたものではなく、自らの民主化要求の真摯な闘いであつたことを示し、かつ小林講師が同様に全共闘に対する一学徒として、真摯にその問いかけかつ問題提起を受けて起つていたことを示してくれた。小林裁判はこうしてかつての闘いの主体者(全共闘OB)の参加を得て、十年後を経つとも、しつかりと日大闘争に参加する姿勢を厳守している。(満田記)

### 五・二七反処分闘争

#### トーク・インの報告

大学における学生、教員の闘いは、その長期の苦渋に満ちた準備のもとに展開され、かつその終末とも、その止揚ともいえる大学当局の処分攻撃は、極めて、ドラスチックに襲つてくる。この大学の管理支配の環から放たれる処分という管理支配の用具を、

#### 〈関〉2号刊行のお知らせ

このたび、大学教員教授連絡会・関刊行会より、〈関〉2号が刊行されました。内容は次の通りです。

- 叛日本列島改造論 日大 小林 忠太郎
- 大学における反合闘争 理大 田 官 高 紀
- はるかなる母系制 城右高校 竹 内 洋 子
- 処分撤回闘争資料 II
- ・ 日本大学 小林裁判控訴準備書面
- ・ 関東学院大学 関学大教授会議事録
- ・ 成蹊大学 鑑定人調書 I 鑑定人・高柳信一 生越 忠

多くの方がお求めになるよう御協力をお願い致します。

#### 夏期一時金カンパを!!

##### カンパ振込先

- ・ 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五―一三六
  - ・ 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四―五五九
  - ・ 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二―七九六一
  - ・ 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一―一五八九
  - ・ 郵便振替 東京一三〇四・〇九八
- 名義はいずれも「大学教員教授連絡会」  
代表者 宮内康夫 氏です。

皆様のあたたかい御支援をお願い致します。

### 河村裁判次回期日

七月二七日(木) 午後一時より

場所 横浜地方裁判所

内容 元工学部長・現理事川口英雄の証人尋問

### 小林裁判次回期日

九月十八日(月) 午前十時より正午

場所 東京高等裁判所五一五号法廷

内容 尾川農獣学部元助教授への反対尋問

## 救 援 通 信

8

編 集  
発 行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グリーンパークマンション五一〇  
A U R A 設計工房内

12・10  
1978

### 11・27 本田証言の要点

#### 日大・小林裁判控訴人 小林忠太郎

証人本田広一君は68、69年「日大斗争」最盛期の農斗委書記長でした。

一審(地裁)主尋問の一回分が終つた後、学部事務長・吉川某(陸士出身)の妨害で二回目以後出廷しなかつた問題の証人。

今回は仲間(北海道で農場経営||興農塾)の激励を受けて前々日の井護団会議から元気に参加、無事に証言を終りました。

彼の証言によつて、学生の総意によるスト権確立と、それに至る経緯と「日大斗争」の必然性が明確となり、また小林による「煽動」などとプレームアップした日大当局の不当性が具体的に指摘される結果となりました。

とくに、反対尋問が証人の刑事事件をもち出して裁判官の認識を望んだのに対し、小林側弁護士(福田氏)は、刑事事件判決を逆手に活用して、「疎開授業」を強行した教授会の没論理性を暴露し、毒を以て毒を制し、有事に全尋問を展開しました。

この日の証言によつて、解雇理由(一)のスト煽動、(二)の農斗委系学生の導入、(三)の11・4乱斗争事件等の真相を明らかにしつつ、「日大斗争」農獣医学部戦線の全過程をよく裁判官に把握させえたように思います。

前回の尾川証人(元・日大助教授)に引き続き新事実の開陳に

よつて、一度は証人申請もしないまま、フトロコロ手で勝とうと企んだ日大当局はあわてふためき、学部長ほか一名の証人を出すに申し出たのを見ても、右の消息をうかがうことができましよう。

次回(一月十七日)は、大学側証人申請と書証認否等で終り、その次から本人尋問または大学側証人の調べが始まることとなります。

11・27の傍聴席は、救援連絡会の宮内氏・関東学院の伊藤氏を始め三十数名の多数のご支援でうめつくし、大学側動員の二十名余りの教職員を圧倒しました。ありがとうございます。

#### 小林氏・小林裁判近況

##### 小林裁判に勝利する会

次の小林裁判(11月27日午後1時~3時)では一審で途中から姿を消した証人(68、69年日大農斗委書記長)本田広一君が証言します。これによつて一審段階でなされた日大当局のウラ工作の「一部」は暴露されるものと大いに期待している次第です。

この暮で解雇後マル九年になる控訴人・小林氏は、皆様のご支援によつて至極元気に頑張っています。しかもこの夏には、社会党の木島猛兵衛代議士(新潟四区、党文教部会長)が質問主意書を提出して、法学部の焼身抗議事件のほか、各学部の検問・戒厳

体制の内容と反教育性を追及するなどあつて、満十才の日大斗争は、静かに深くすめられていきます。

また、先頃の河村裁判を傍聴して帰つた小林氏は、三十分そこそこの時間しか在廷しなかつたにしては、大そう参考になつたと、言ひ教授会々議の提出、被控訴人側証人等々のことだけ考へても、「仮処分」のみでは極めて不十分、この先、可能かどうか「本訴」も併行できれば、という考へ方を今熟成させている模様です。

いずれにせよ、皆様のご支援によつて十分な闘いを組んで行きたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

毎回紹介させて頂きます「反大学講座・農業原論」は、今月25日第27回になります「農民運動の血に学ぶ」をテーマに今回は常東農民運動の旗手ともいへき山口武秀氏を講師に公開講座を開きます。25日6時、渋谷大向区民会館。

次回は12月15日(金)、代々木八幡区民会館で本年のしめくくり講座「有事体制下の農業・農民問題」、講師は小林忠太郎氏自身です。ご来聴下さい。

## 第二十三回河村裁判報告

### 関学大反処分共闘

さる10月26日一時より、横浜地裁502法廷で河村氏の第23回教権確認の裁判が行なわれた。

今回は前回に引きつづき前工学部長川口の前半を大学側主尋問後半は河村氏側代理人の反対尋問が行なわれた。

開始当初は冷静をよそおつていた川口は、後半河村氏の代理人の質問に興奮し、随所に矛盾がとび出して来た。河村の授業拒否が1月29日より行なわれたが、川口は2月9日の教授会まで知らなかつたと発言し、10日以上知らなかつた事は岡本や川口の云うような大学に損害を与えたと云う事実を反しているのである。又

岡本が文書で云うように権利停止処分後教授会及び教室に多大な迷惑をかけたとする事に、川口は過去一年間河村は何もしなかつたと証言した。

又学生処分後河村が授業拒否を行つた事を逆考へていたり、1月25日が何の教授会であつたか忘れていたり、1月25日学生処分(除籍を含め処分と決定)が1月26日川口が議長をしていながら、岡本の圧力で除籍処分に変更してしまつたことに何らの精神的痛みを感じてない様であつた。

いずれにしても工学部教授会は教授会の自治と云うより内実ではなく、一方的に岡本の圧力で学生を葬り、河村氏を消したことに、川口始め工学部教授会は何ら手を出さなかつたことが示された。

次回は2月6日10時より、今回に引きつづき川口に対する反対尋問がなされる。

傍聴体制が撤滅しております。皆様の参加で裁判所及び大学側を圧倒して下さい。

## 反処分闘争連絡センターからの報告(準)

### 5・27トーク・インの後を受けて、そこに提起された種々の問題を整理するために、夏期合宿インが待たれた。

日時・場所の調整の不徹底から参加者の大幅減があつたが、十六名の参加者は、各大学(武工大、青学大、関東学院大、成蹊大、立正大、日大、中大)からの問題提起を踏まえ活発に討議した。特に、反処分闘争にまつわる集団性の論議に集中し、被処分者の闘いを支える共同行動に対する保証ということで、それぞれの立場性が洗われたようにみえる。なお反処分を闘う集団の保証に対する明確な解答はなかつたが、一日半の集団行動を規律をも

つて終えたことは参加者一同の大きな自信ともなつた。

9・9合宿インの後を受けて、定例センター会議において、共同行動の具体的質が問われるに及んで、青学大から提示された、11・5反処分、反原理闘争への参加を確認していつた。

当日は反処分(準)に参加している(明学大、青学大、日大、関東学院大、成蹊大、理大、立正大、武工大、武大、東文女大)と反原理共闘に参加している(明学大、青学大、明大、早大、水産大、神戸大、大市大、長崎大、横国大、お茶大)及び広大、中大、の学友の一〇〇名を越す参加を得た。

集会は当初予定されていた、原理粉砕行動が原理の逃亡の中で、貫徹しなかつた。しかし、大学祭の主催者である原理の逃亡は、それに支えられて学生管理を成功させてきた大学当局に一抹の不安を与えたことであろう。

そして、大学当局は、そのことを未然に処理すべく、青学大の学友に対する呼びつけ、処分恫喝を加えてきている。11・5闘争を闘つた多くの学友教員が、このことに対するきちつとした支援の体制をとることを期待する。(T・M記)

## (青山学院大学) 学園祭斗争に参加して

「大学祭はミスコンテストの花ざかり」 竹内洋子

一〇月十三日の反処分センター(準)の会議で「青学のメンバーがキャンパスクイーンを本部主催で行うのでそれを阻止するつもりだ」という話をきいた。そのとき、名古屋大学では六月に同じ企画をして、女子学生が反対して中止にさせたという事件を思い出した。そして東京でもやればできるんじゃないか、と思つた。そのときは、「名大でできた」から「青学でもやろうと思へばできる」という表面的な認識程度だつた。ところがそのためにミスコンテストの歴史等を調べてゆくうちに「大変な問題なんだ」ということがわかつてきた。確かに、外見(顔かたち)でしか決めない

のだから「男のコンテストは、筋肉美とか、それだつて後天的な努力が認められるところがあるのに」全く先天的なものだけが評価の対象になる女のミスコンテストとは一体どういふことなんだろう、と考へこんだ。人権侵害/憲法違反/おかげさというなかれ、ヨクカンガルトオンソシンノダ。

そのあとまたまたおどろいた。ちよつと気にしてみまわすと、あつちの大学でもこつちの大学でも大学祭はミスコンテストの「花ざかり」だつたのだ。

それで憤激した。ところが...

反処分センター(準)はこの企画に「反処分としての質でかわるのであつて、反女性差別」としてはかわらないという。なぜなら青学では学園当局が学内管理支配の先兵として原理運動活動を引きぬいてつれてきて、自主的な学内運動の芽をつぶしていた。それで反原理斗争が昨年十月以降高揚してきて、今年の六月三十日には、数千人の規模の大衆集会もたれてきた。それに対し最近その闘う学生を中心部分十七名に処分恫喝がかけられた。故に「反原理、反処分青学解放斗争」という位置づけで行い、そこに参加するといふ、わけであつた。

そこでは企画の内容に問題の焦点をあててはいるのではなく、青学の本部が「原理」に牛耳られていて、そして今までの原理の悪業の教々を許せないから「原理の主催する企画」だからつづぶすのだ、というのである。そして青学の学生にとつても今までの流れから「反原理」「反処分」という質で獲得する方が学内斗争として自然で、女性差別という側面はつけ刃的でチグハグだ、と。

しかし、どうもあきらめきれず「そこを何とかタイの10大学の学生は、高級売春婦を奨励するよりなものだ」といつてミスコンテストに反対したことを例に出してくだりスローガンをもう一口ふやして「反女性差別」という側面も入れてほしい、入れるべきだとせまつたのだが、「今の『反処分の質』で結合しているこのフラクションにそういつてもムリで、もしその質(女性

会計報告		(780322~781208)	
<前決算期より繰越金>		641,466	
<収 入>		320,314	
(内 訳)	カンパ 関、売上金 雑収入 利息	216,900 100,000 1,750 1,664	
<支 出>		565,980	
(内 訳)	弁護士謝礼金 印刷代 郵送費 雑 費	220,000 330,500 12,480 3,000	
<今期収支決算>		△245,666	
<次期繰越金>		395,800	

### 年末一時金カンパの要請

差別してやりたいのなら女性解放をめざす部分でもつてやるべきだ」ということだ。それで婦女子史に電話して青学内の「もと女解研」と連絡をとつてみたが、彼女は「ミスター青山コンテスト」をやるといふ裏がえしの商品化を行つてゐる状況だ。外からの押しかけではまずいし内部に小さくてもその核がなければ、と考へ、その部分を捜してゐるうちに十一月五日の当日は近づいてきてしまつた。

青山学院の学内をてる子をつれてウロウロ十月十三日以来歩きまわりいろいろな人と話す中で青学の歴史や特徴といふものがわかつてきた。そして青学の女子学生の気質、親の経済的位置を知る中で、卒業後どういふ社会的地位を占めるのだからか、といふ疑問がわいた。男子学生にとつてはある程度大学教育が中間管理職へのパスポートになつても、女子学生の大学卒業後は就職先さえ保障されてゐない。

つけ加えると、青学ではもう一つ前日(十一月四日)に別のミコンテストが行なわれてゐる。それは広告研究会が毎年おこなつてゐるもので、モデル会社をスポンサーに、ミスに選ばれた人は、ひきぬかれてモデルの道が約束されるのである。

それで大学祭ではミスコンテストばかりなのだろうか。その可能性はあるな。女性版産学共同Vといふべきか? 青学祭斗争とかかわりでは私にはやはり「女」といふ地点が重いようだし、しかし、反処分Sの「員」として同じ質の地平において女性解放を聞きたいと考へてゐること、誤解しないでほしいのです。

(結果は、大学側が混乱をさけるため中止し会場の予定場所です。私たちは集会をつた。同封のビラは、他大学の女解研の人たちと数人でまいら。)

反大学講座  
「農業原論」第二十八回  
「有事体制」下の農業。食糧

講師 小林忠太郎氏

十二月十五日 后六時~九時

代々木八幡区民会館  
(小田急線 代々木八幡または地下鉄 千代田線 代々木公園下車)

次回公判期日

日大小林裁判 五四年一月十七日 后一時より  
東京高裁民事十一部

関学大河村裁判 五四年二月六日 前十時より  
横浜地裁民事

武蔵工大学生裁判 五四年二月十三日 后二時三〇分より  
東京地裁民事二十五部

### カンパ振込先

今期(七八年三月二日~十二月八日)の決算報告は別表の通りです。今期は、八関V2号刊行が影響して、大巾な赤字となつてゐます。八関Vに關しての収支はいまのところ次のようになってゐます。

印刷代 三十五、〇〇〇円  
売上げ 一〇〇、〇〇〇円  
差引 △二二五、〇〇〇円

事務局としては、今後一層八関Vの頒布売上げに努めるつもりでありますが、一般カンパとあわせて、皆様の御協力をお願い致します。

富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五一三六  
第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四六六九  
三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二七九六一  
三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九  
郵便振替 東京一三三四〇九八

名義は「大学教員救済連絡会」代表者「宮内康夫」  
なお、カンパをお振込み頂きながら、事務局の台帳のため、御礼状をお届けしてゐない方々に、この紙面を借りてあらためてお詫びと御礼を申し上げます。(宮内 記)

# 救 援 通 信

9

発 編  
行 集

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八一八  
グリーンパークマンション五一〇  
AUR A 設計工房内

3・5  
1979

## 被控訴人大学側証人調べ

### 4・18(13時)開始 小林控訴審いよいよ山場へ

日大小林裁判に勝利する会  
1・17公判は、被控訴人大学により証人申請のみ申請された証人は学部長・理事(小堀進、当時学部長代理、その後一時副総長)、畜産学科主任教授(福島正次、当時も同じ)、十数年主任の座を独占、斗争直前から制度廃止の68年秋まで学生指導委員長)、食品工学科教授(唯野哲男、「事実と考察」の直接利害関係者?)の三名。

主尋問三時間という申請に、裁判官がいつたん別室で合議の上、受け入れたことは、大学側の「打診」に「簡単には勝たせません」という返答なのだ——という見方も一部にあり、我々としても長期戦の構えを強化する必要を痛感した次第です。強力なご支援を、

### 証人—その落す影—紹介 (一)

福島正次(ふくしままさつぐ)、何となくいわれのありそうな名前をつけられているが、単なる獣医下級校校長が。東京高等獣医学校(その後51年に日大が買収して農獣医学部に編入)卒。10余年間畜産学科主任教授の座を温めているが、日大斗争68年当時は学生指導委員長として、学生弾圧と支配の頂点に。たいして大きい仕事のできる器量はなく、人望全くなし。小林解雇前後、学科の専任教員が半数以上去り、事実上「学科解体」。他の十学

科に例を見ない、追求に値する事実。  
原審(地裁)で証人申請名簿に名を連ねていたが、何故か証人台には立たなかつた。血圧の変動が激しい性質であるから、反対尋問に耐えうるか否か。そこをねらつて大いに攻撃を加え、大いに得点を、というのが当方の戦術? 先鋒  
小林氏を助手に残すことに反対した急先鋒でもある。ともかく法廷でとくと御覧を。

### 反大学講座「農業原論」

#### 二〇四月期・学習会ご案内

第30回  
2月24日(土) 6~9時 渋谷大向区民会館  
米の「減反」政策を迫る(Ⅱ)

講師・星野悠一(農民)

#### 第31回

3月17日(土) 6~9時 会場同  
三里塚斗争79春  
—空と土と水を農民へ—

講師・戸村重夫(農民)

#### 第32回

4月(下旬、未定)

## 教育と農業問題(仮題)

—新しい友を迎えて—

講師・小林忠太郎(予定)

☆6月は三周年記念講座を予定しています。

☆ご参加・激励をお願いします。

☆運営資金のカンパをお願いします。

東京 世田谷・船橋四一―五 小林方

反大学講座・「農業原論」実行委員会

## 第二十四回河村教学権裁判報告

二月六日 午前十時より横浜地裁五〇二号法廷で河村氏の教学権確認第二十四回裁判が行なわれた。  
当日は前回に引きつづき前工学部長 川口英雄が大学側証人として出席し、原告側の反対尋問がなされた。川口が昭和四十七年から四十八年九月までの間に河村氏が解雇にあたる行為があつたかどうかに集中して追及された。

第一点は昭和四十七年一月二十五日工学部教授会に於いて「除籍を含め処分」と決定し、翌二十六日再度岡本の圧力により学部長が除籍を提案してきたこと、川口はその際議長であるにも拘わらず、この点に関し何らの疑いをさしはさまず、むしろ解釈の相異と理解し、学生を除籍処分として取扱つたことが明らかになつた。

第二点は本当の解雇理由は何かとの質問に対し、工学部教授会の決定に従 わなかつたことが解雇理由の基本になつていると証言した。  
更に基本でなくて解雇理由の全体は何かとの問いに言葉をにこ

し、その後の一連の反省がないことにあるとの答であつた。  
原告側代理人は原告が昭和四十七年二月に授業拒否はやめると公言しているのではないかとただし、昭和四十七年二月以降河村氏に対し、解雇の話は一つもなかつたし、解雇理由がないとの確信を得たとしている。  
最後に処分された学生は入学時には学則に従つて入学したのであり、以後の緊急処置要綱により処分されるのはおかしいとして追及した。  
次回は四月十九日(木)午後一時より、大学側証人は前基礎科目主任関谷昭が出廷することになつている。関谷が登場することは大学側が河村氏に対し、解雇理由の脆弱性をおぎなうための人格攻撃をねらつたものであることは明白である。当時の状況にかかわつた方々は特に今回の裁判は関谷を注視する意味で傍聴していただきたい。

## 理科大近況その1

救援連絡会議でも反処分センターでも、「どうもこのごろ理科大の影がうすい。何をやってるんだ。自分のところの斗争が、和解の連続でケリがついたんで、あとは知らんとでもいうのか。」との声があると聞いています。さもあらんとは思いますが、結構、毎日のように忙しく飛び歩いているのです。何に重点をおいて力を入れたり悩んだりするべきかということになると、議論の余地はないといえませんが。

そこで、とりあえず二つの点を報告しておきます。

その1、理科大創設後約三〇年にわたつて理事長をやつていた平川伸五郎(九〇才)が昨年末、ついにその座を退き、会長という新設のポストに祭り上げられました。後任理事長は、ここ十年間ばかりの我々の斗いに対して、理事会を代表して前面に登場し

陳頭指揮をしてきた橋高重義です。この政変をめぐって、いろいろな臆測があるようですが、実際のところどんな権力抗争があつたかとなると、我々にはさつぱりわかりません。云つてみれば平川ももう年だからという事なわけですが、

ところがさにあらず、あの年でかくしゃくとして、絶大な権力を行使していたというのですから、確かに政変が起つたといえるでしょう。本質的な流れにのみ注目すれば、旧物理学時代からうけ継がれている理科大の旧時代の体質が徐々に変貌を上げてきたのですが、今回の政変で一挙に「近代化路線」に拍車がかけられるだろうということです。理大の授業料はなるべく安く、そのかわり教員も手弁当でというのが平川の基本思想だつたのですが、橋高はとれるだけとる、ある程度は「世間並には」払うという「合理思想」の持主だと思われれます。その橋高の「合理思想」は、私大協会の幹事校としての理大の地位を強化させ、私大資本の蓄積、拡大へむけて諸々の近代化路線を創り出し、筑波大学の管理支配体制を構築していくのにつけてだと思われれます。今後、理科大における労資の対立が、旧時代的なべールをとり払つた形で、直接に前面に出てくるでしょう。三年前に、教員の勤評を思いつき強引に実行した橋高は、今度は教員の給与を全体的に改善するという政策を発表しています。理大資本の蓄積とともに、ある程度生じた余裕をこのような「善政」へ回し、風当りを少くして、更なる近代化、合理化へ突進しようというわけですが。野田教職員組合は、その意図にふり回されることなく待遇改善をかちとるために、今必死になつて情宣活動をくりかえしているところ

です。こんどの政変に伴つて、もう一つ、あつと驚く（宮内斗争や、そのころの学園斗争を知っている人は間違いないと驚く）ことがあります。橋高の後釜の野田担当の常務理事に、工業化学科の御園生亮久教授が就任したことです。このことを二月三日の教

援連絡会議で報告したときの、宮内氏の顔つたらありません。しばらくあいた口がふさがらなかつたので、これからタカ派教授の先頭に立つて、あらゆる斗争をヒステリック（この「ヒステリック」がきわめて印象的なのです。）につぶしてきた御園生については、書いても書ききれないほど思い出があるのです。野田教職員組合も厄介な人物と今後、交渉をつづけることになつたわけですが、橋高体制確立そのものが、先程述べた通り、旧時代のべールを捨てた、露骨な労資対決への道を開いたものなので、我々も今までの甘さを克服して、対決の姿勢を作り出していかなければなりません。以上、ますます大変な局面を迎えているという近況報告です。（T）

### 理科大近況その2

次に労働運動の場面で我々の活躍ぶりを報告します。一九七八年十一月二十五日（土）、株式会社スズキ印刷（本社川崎、第二工場野田、社員一四〇名）において組合（関東化学一般全統一労組スズキ支部）と会社側の団交が開かれ決裂した。組合の要求は、年末手当要求に対する回答と御用組合解体であつたが、そのいずれもが拒絶された。組合はただちにスト体制に入り、翌日会社に通告した。二十七日未明、会社はトラックに御用組合員をのせ、組合の拠点である野田工場にかけつけ、泊りこんでいた組合員七名を叩き出し、主要な製品と機材を積みこみ、工場を釘づけにして立ち去つた。一方で早朝緊急動員を御用組合にかけ、川崎工場で生産を開始した。ここまでは会社の思ひがままであつたろう。神奈川県経営者協会のお抱え弁護士の岡と、その指導のもとに御用組合をつくりあげた会社の総務主任高野は、さぞかしにんまりとしたことだろう。ところが間もなく彼らの顔は真つ背になり、その日の夕刻までには二人とも首が飛ぶことになる。朝七時、どこから現われたか、突如として赤ハチマキ、腕章、セツ

ケンといういで立ちの、百人もの軍団が川崎工場に押しかけ、またたく間に機械をとめ、働いている人達を説得し、工場の外に退去させてしまつた。関東化学一般スズキ斗争本部の作戦、まんまと成功である。斗争本部の要請をうけて東京、千葉、神奈川の中小企業労働者（主として化学関係）が前夜からひそかに泊りこみで会社の様子をうかがい、早朝、一気に工場を占拠したのである。この後、ぞくぞくと応援がかけつけ、昼までに狭い工場を二百人ものやる気十分の労働者で埋めつくした。そのころ野田工場にも近辺から百名もの労働者がかけつけ、ロックアウトをいとも簡単に破つて氣勢をあげていた。新聞折り込みのチラシの印刷が仕事である会社は、これで完全に参つてしまつた。これまでの強気はどこへ行つたか。夕刻になつて会社は全面降伏した。「不当労働行為（組合活動家への配転強要）謝罪。御用組合と手を切る。高野は解雇。岡弁護士と絶交。」大体このような内容の謝罪文に会社側は署名し、七十二時間工場占拠の体制を敷いていた斗争本部は、一日だけで占拠を解き斗争は終結した。

以上、このいきさつは紙面の都合上省略しますが、中小企業労働者に対する資本の様々な攻撃に対し、企業の枠をこえた労働組合が強力な団結と指導性のもとに闘いきり、見事に勝利するといふ生きた実例を紹介しました。理科大では、一昨年の食堂斗争の過程で全統一労組の支部が誕生し、野田キャンパスにおける、一〇〇〇名の労働者の集会が開かれています。今回は集会ではなく工場占拠という実力斗争を貫徹したわけですが、もちろん、この工場占拠に理科大からも若干二名ですが、前夜からの泊り込みで参加し、社員の説得活動をはじめいろいろお手伝いさせてもらいました。

今日の労働戦線は、資本の側からの不況宣伝と賃金か雇用かといふおどしをうけて、それと有効に対決するのではなく、大手を中心にどんどん右傾化していくという悲しい状況にあります。

こんなとき最も悲惨な目にあうのは中小企業の労働者です。この中小の労働者の闘い方をこの度の体験でかなり学んだといえましよう。こんなことを、河村氏に話したところ、「理大はいよいよ助つ人稼業に徹することになつたか。」と憂な感心の仕方をしました。ただ食堂斗争以降、我々の目が教員や学生よりも、労働者の闘いに注がれることが多くなつたことは事実で、そのためついで大学の外へ出ることが多くなつてしまつたようです。実際のところ、これから先我々にどれだけのことができるのかかわりませんが、資本および権力との斗争は一貫して続けていくことには変わりありません。まあ、こんな具合に理科大も結構元気にやつているという近況を報告しました。（T）

### カンパ振込先

- ・ 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五一三六
- ・ 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四六六九
- ・ 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二七九六一
- ・ 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
- ・ 郵便振替 東京一三一四〇九八

名儀はいずれも「大学教員救済連絡会・代表者「宮内康夫」なお、カンパをお振込み頂きながら、事務局の怠慢のため、御礼状をお届けしていない方々に、この紙面を借りてあらためてお詫びと御礼を申し上げます。（宮内 記）

# 救 援 通 信

10

編 集

集 大 学 教 員 救 援 連 絡 会  
行 東 京 都 台 東 区 上 野 公 園 十 八 一 八  
グ リ ー ン パ ー ク マ ン シ ョ ン 五 一 〇  
A U R A 設 計 工 房 内

6・24  
1979

## 夏に燃える日大・小林裁判斗争

### 小林裁判に勝利する会

4・18日大・小林裁判法廷は、東京高裁五一五号室に多数の支援学生とM・M・K氏ら大学教員救援連絡会の皆さんの参加傍聴を得て、小林氏側に力強い空気をみなぎらせて開かれた。

この日の証言は、大学側証人・唯野哲男、雷印乳業KK研究所から一九六三年日大教授のイスにありついたというこの証人は、そのイスを後生大事に守り乍らの巧み？な証言をつづけ、主尋問の大部分は、本人が見たのか聞いたのか明確でない「見聞しました」づくめで、固められているが、ずい所に事実を反する部分をのぞかせた。

尤とえば、スト権確立時の学生総会の議決に関する数や内容について。小林解雇の理由の一つとされている68・11・4の「乱斗」時の小林氏の立つていた場所と行動と発言など、一番の何れの証言ともちがいが、小林氏本人も否定している等。

次回は7月18日午後1時から。前半は前回に引きつづき唯野証人主尋問、後半でいよいよ反対尋問が始まる。「見聞」の内容がどのように崩されて行くか、御注目を！  
多数各位の傍聴をおねがいします。

## 衆院議員・木島喜兵衛（社・新潟四）

### 再び学校法人日本大学に質問・・・

昨年6月に「学校法人日本大学の学生自治学生対策等に関する質問」を発した木島衆院議員（社会党文教部会長）は、「鈴木君焼身抗議」その他七項目についての日大側答弁に事実を反し、実態と異なるもの多々ありとしつつも一年間大学と学生の動向を見守ってきた。しかし今回、国会閉会に当って再度問題の質問主意書を提出した。内容は農獣医学部の学部祭で社研企画の講演会を講師（茶本繁正、青地農両氏）に難あり、として不許可にした事件、法学部ロクアアウトの件、青木君（経済・中国憲法部強制勧誘で死亡）事件について・・・等を取りあげたもの。とくに文理法学部に常駐する「関東軍」（警備員）の人数・資金等にも質問を及ぼしているの、答弁には注目したいところである。答弁入手し次第、機会を見てお目にかけます。（小林）

### 第二十六回河村教学権裁判報告

さる六月五日横浜地裁に於いて第二十六回河村教学権裁判が行なわれた。今回は当時の教室主任であつた関谷昭氏が証人として出

廷した。関谷氏は当時学長であつた岡本正氏の親衛隊として活躍し、必ずと云つてよいほど教授会に於いて、岡本氏の先導役になつて来た。特に大導師学長ひきつり落し役を四七年一月にはたした。特に問題にされるのは当時非常勤講師であつた満田氏をピラをくばつたと云う理由で定足数に満たない教室会議で解雇を提案し、強行した。教室構成員の署名を河村氏等が集め再審を要求したが、関谷氏は逃げまわつていたと云う事実がある。また満田氏は文学部においても非常勤講師であつたが、関谷氏は文学部小西氏に圧力をかけ、同時に満田氏は職を失つたのである。今回は小心で岡本氏に忠実であつた関谷氏の針小棒大な発言がみられ河村氏に対する人格攻撃がなされると想定されたが、状況の変化、岡本氏の退陣等があり、内容は空虚なものに終始した。とくに仮処分陳述書では教室会議に出席を強要したとあるが、今回の証言では教室会議で審議し、河村氏に待機してもらつたと証言をひるがえしていた。又単位認定権停止処分後、教務課に連絡しなかつたこと、更に河村の成績表は別に問題がなかつたと証言している。

いづれにしても今回の関谷氏の証言からは解雇にあたる理由は見出せなかつたし、大学側弁護人の河村氏に対する人格攻撃は失敗したと云える。大学側は西尾証人を提案して来たが、裁判所はこれで証人尋問は打ち切り本人尋問に入るとした。次回は九月二十日（木）に行なわれる。いよいよ最終段階に入りました。当時の状況、経過の全体が明確になるはず。多数の傍聴の御協力を期待いたします。

なお、裁判に先 だち、大学側弁護人から、和解の提案が河村氏の弁護人に対してなされた。内容は現在時点で河村氏の任意退職と云うものである。本来ならば支援された各位に相談すべきことであつたが、河村氏は即座にこの提案を拒否したことを附記いたします。

### 二月二十六日 防衛大学大高助教授

#### △解雇処分▽撤回裁判

△退職願提出のため、不法行為等による損害に対する損害賠償請求▽

一九七一年七月二十二日 猪木正道防衛大学学長は、突如、大高助教授を呼び出し、校長室において査問した。その場には、木村副校長、曲陸将（幹事）、小笠原将補（訓練部長）、水間総務部長、中里教務部長、奥野総務課長も同席していた。次いで、八月二日には、同じ査問ナンバー立合のもと猪木校長は大高助教授は自衛隊法第四二条に該当する事由で追放することを宣告した。今、裁判は、本人証言が行われている。当日には大高助教授の勤務態度「欠席はどの程度か、欠席の時には連絡したか、及び処分理由の本題である授業内容、授業の仕方、推薦書物について、原告側弁護人からの質問が行われた。弁護人の質問に対して、大高氏は明確に七年前の事実を思い起しつつ、自分の立場が決して処分を受けるようなものでないことを証言していった。

次回は六月四日の予定であつたが延期された。

#### △注▽

二月十七日の大学教員救援連絡会事務局会議において、大高助教授より、防衛大学告発のため、大高裁判闘争への支援を行うよう求められた。その後事務局会議においても、何回も討議を重ねてきたが、現在、救援連絡会の内部には、次に示す問題が山積しており、結論を出しかねているのが現状である。

一、救援連絡会の財政事情は依然として悪化しており当初用意した八十万の基金を半分近く食いつぶしている。このペースで行くと小林、河村裁判闘争を維持するだけでも、三年はもたないと思われる。

会 計 報 告	
( 7 8 1 2 0 9 ~ 7 9 0 6 2 1 )	
<前決算期より繰越金>	395,800
<収 入>	168,424
(内 訳)	
カンパ	139,000
関、売上金	28,440
預金利息	984
<支 出>	
(内 訳)	
弁護士謝礼金	100,000
印刷代	24,500
郵送費	8,250
<今期収支決算>	35,674
<次期繰越金>	431,474

### スズキ斗争その後

本通信第9号で報告させていただきましたスズキ印刷社における組合つぶし粉砕斗争の現状について報告し、読者各氏に協力をお願いいたします。昨年末の斗いは百パーセント勝利で一段落しましたが、その後会社は次々と陰に陽に攻撃をくり返し、ついに、五月のはじめに本社(川崎市内)をロックアウトして、責任者が翼がくれました。これにくじけず、組合の拠点野田工場では、自主生産を開始し、どうやら軌道に乗ってました。

そこで皆様へのお願いは、この斗いを継続させるために、印刷の仕事をまわしてほしいということです。お知りあいてもそのような話(印刷屋をさがしている)があれば御一報下さい。スズキ印刷は、新聞折込のチラシの印刷が専門で、その分野では他に

二、救援連絡会の事務所は依然として、宮内氏の設計事務所を無料で借りている。従つて、設計事務所活動を大きく妨げることとなる運動を作りあげることが出来ない。

三、当初、救援連絡会設立の目的は、小林、河村裁判闘争維持という最低限目標を持つていた。この目標だけでも、救援連絡会の体勢が弱体なだけに背伸びのきらいがある。従つて、大高裁判闘争支援は当会に体質の改善方針の転換を求められることになる。

四、過去、森本日大三高教師、竹内城右高枝教師の解雇撤回闘争への支援についても明確な解答を出していない。

以上の問題点を解決するより努力を重ねつつも、大高裁判闘争については、次のことを行うこととした。

一、大高氏の防衛大告発の内容をさらに理解し、情宣する。

二、大高裁判闘争を可能な限り傍聴する。

三、当面の財政援助は行わない。

四、大高側弁護士と協議する。

(以上 T・M)

負けぬ技術をもっておりませんが、今は、新聞、パンフレットの類も手がけております。

御用がおりの方は、〇四七一一二九一七二三六へ電話して下さい。(スズキ印刷の電話です。)

### 夏期一時金カンパの要請

今期(七八年十二月九日)七月九年六月二日)の決算報告は、別表の通りです。今期は支出が少なかつたため、少し残りました。今夏の一時金カンパにまた御協力下さいますようお願い致します。

### カンパ振込先

富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五三三六  
 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四六六九  
 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三一七九六一  
 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九  
 郵便振替 東京一三三四〇九八

名義は「スズキ印刷社」代表者「宮内康夫」  
 なお、カンパをお振込み頂きながら、事務局の台帳のため、御礼状をお届けしてない方々に、この紙面を借りてあらためてお詫びと御礼を申し上げます。(宮内 記)

### 次回公判期日

日大小林裁判 七月十八日(水)后一時より  
 東京高裁民事十二部  
 関学大河村裁判 九月二十日(木)前十時より  
 横浜地裁民事

### 反大学講座・「農業原論」第34回 成田用水と三里塚斗争

6月30日 6/9時 渋谷大向区民会館  
 講師・郡司トメさん(婦人行動隊員)  
 石井としもと氏(空港反対同盟員)  
 ☆創立三年の「農業原論」に、ご参加とごべん  
 たつを!



# 救 援 通 信

11

編 発

集 東 学 教 員 救 援 連 絡 会  
行 東 京 都 台 東 区 上 野 公 園 十 八 一 八  
グ リ ー ン パ ー ク マ ン シ ョ ン 五 一 〇  
A U R A 設 計 工 房 内

10・25  
1979

## 河村裁判斗争に更なる支援と理解を！

K G U 反 処 分 共 闘

河村裁判斗争も6年の歳月がたち、傍聴の願ふれも裁判斗争開始当初よりだいぶかわりました。傍聴の人数も大学当局におされぎみの傍聴席を見るにつけ月日の流れを身を持って実感いたします。私たちの横浜地裁における裁判斗争もいよいよ最終的段階に近づいて来ており、今回、9月20日、10月9日、と2回にわたって行なわれた被告本人岡本正(当時の学長)に対する主尋問の後反対尋問、本人尋問(河村氏)と続き、来年(一九八〇年)春には判決が出そうな情勢となって来ております。

今回の裁判(十月九日)には、神戸大の松下氏、教員救援会の宮内氏、セイケイ大OB氏を始めとして多くの友人のみなさんの傍聴をかちとり裁判が行なわれました。

当日裁判において岡本は七十二年一月一七日における寮攻防戦の話より要綱を制定するまでの状況をまるで自分が主人公のごとく話しまくりました。その中で要綱の中身の問題で注目された発言が二・三ありましたので以下に示します。

一、要綱を犯したものは除籍処分でなければならない。なぜならばその様な要綱を犯した学生は学園より放逐しなければならず、学則による退学処分は意味をなさない。  
二、大学が存続して行くためには、大学における学年暦をいかなる

事が有ろうとも遂行しなければならず、それを犯すものはいかなる者であろうと要綱に基づいて処分する。この事の意味は全共闘の闘うた大学の自身の問題、学問とは何か等は一切無視したカリキュラムにそった授業さえ行なえばよいと言ふ事である。  
三、要綱で言う暴力とは、物理的暴力はもちろんの事、学年暦の遂行を妨げる全ての行為すなわち、授業中のアジェンション・デモクラス討論、等が要綱で言う暴力であり、これを犯した者はすべて要綱に基づいて処分する。  
この様な要綱により河村氏を始め多くの学生、教員が処分され大を追放処分されて来ました。私たちはこの様な要綱処分体制を粉砕し処分撤回を勝ち取るまで闘い続けなければなりません。全てのみなさんの支援を断えず。  
次回河村裁判は十一月二十九日PM一時より横浜地裁五〇二号法廷で岡本の主尋問が行なわれます。みなさんの傍聴をおねがいします。

## 小林裁判報告

小林裁判に勝利する会

七月一八日午後一時から開かれた日大・小林裁判は、大学側証人・唯野(食品工学科教授)の主尋問の残りに引きつづき、反対尋問が内容であった。

この日も、多数学生(日大四学部・同OB農業原論の学友など)や、元日大教授であり小林講師と同室(世間ナミに云えば指導教授

の大江賢太郎氏の姿もあって、傍聴席は緊張した空気がみなぎった。主尋問の残り部分では、前回(第十号参照)に引き続き、「見聞しました」づくめで、小林講師(農斗委(全共斗)を印象づけるためのスジ書きを極めて巧みに運んだ。(少なくとも、そのつもりもようであった)。

しかし、後半の反対尋問では、小林氏代理人四井護士のチーム・ワークよろしく、有賀先生を中心に、おだやかに、きびしく、一つ一つの「見聞」をくずしていった。

たとえば、日本大学の教授会、学生々活などが、東北大学にくらべて「自由でのびのびしている」というのが、年一回集中講義で一週間訪れた東北大学との比較であったり、見と聞の内容はまことに粗末なものであった。

次回は十一月七日午後一時から、毎回同じ東京高裁五一五号室で反対尋問の詰めが行われます。ご多忙の時期とは存じますが、多数傍聴と激励をお願いします。(N)

毎度、息の長いご支援ありがとうございます。救援連絡会事務局の方々はじめ、カンパと激励を下さる皆様から感謝しております。

次回反対尋問を機に、猛反撃を開始したいと思えます。もう一息、頑張って皆様のご支援におこたえしたいと思います。

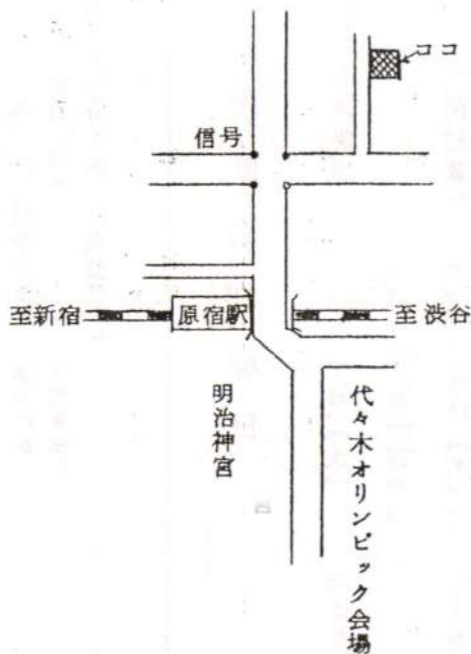
(小林 忠太郎)

## 大学高校を追放された教員が行う全共闘運動の総括

反処分を闘う教員宣言のための討論集会

主催 教員懇談会

日時 十一月二十三日(金)午後五時三十分 時間厳守  
場所 神宮区民会館集会场



一九六九年の全共闘運動の終局時における大学権力による違反教員に対する大量処分が発生して以来、すでに十年余を経過しました。この間、こうした教員の大量処分に引きずられるようにして、大学では小林日大講師、宮内理大講師、河村関学院大講師等の処分が発生しましたが、時すでに大学には闘う側に力なく、反処分の闘いは被処分者一人一人の決意に頼らざるを得ませんでした。

小林、宮内、河村の三聯軍は、こうした困難な状況を強固な決意のもとに切り抜かれ、ここに解雇撤回裁判闘争を今まで続けてこられました。同時に、高校においても、竹内城石高校、森本日大三校、国士館高校等の処分が発生しましたが、高校には造反教員を支える力なく、大学における闘い以上に被処分者一人一人の決意に依拠した闘いとして、それぞれの裁判闘争が今日まで続けられております。

こうした大学、高校の処分された教員の闘いは、一九六八、一九六九年全共闘運動における大学解放（高校解放）の闘いにおける思想に共鳴しつつ自らもその闘いを担うことによって、一躍大学権力に対する叛乱を企て力及ばずして処分されるといった経過を持っており、ここに一九六八、一九六九年全共闘運動の発生以来、綿々と続けられてきた大学（高校）教員の反処分闘争を正確に総括し、この闘いの次なる展望を少しでも見出したいと考えます。

一言で全共闘運動といふのも種々の内容を持って展開されてきております。果して、全共闘運動とはいかなる闘争であったのかという総括も繰り返して問い直されております。私達はまず、大学（高校）の教員がいかに全共闘運動をみていたのか、それも、自らが大学（高校）を追われるまでに、情熱を燃やした全共闘の闘いとは何なのかをじっくりと問題提起していきたいと考えます。そのことで、反処分闘争を闘う教員の側からの問題提起は鋭いものである筈です。私達は次のように問題を整理し、全共闘運動を教員の側から総括し、今日反処分を闘う教員の宣言とし、今後の運動の継続への支柱となる支柱としたいと考えます。

- 大学を追放された教員が行う全共闘運動の総括
- 反処分を闘う教員宣言（案）
- 第一章 大学（高校）を追放された教員の立場
    - 一節 大学（高校）教育とは何か
    - 二節 大学（高校）における教員の立場
    - 三節 大学（高校）を追放された教員の立場

第二章 全共闘運動の歴史的背景

- 一節 一九六〇年前全学連運動
  - 二節 一九六〇年安保闘争
  - 三節 一九六〇—一九六七 新左翼運動
  - 四節 一九六八—一九六九 全共闘運動
  - 五節 一九七〇—一九七九 無党派派運動
- 第三章 全共闘運動の総括
- 一節 大学（高校）の腐敗をどうみぬるか
  - 二節 大学（高校）の腐敗とどう闘うか
  - 三節 告発、批判闘争から何を学んだか
  - 四節 実力、バリケード闘争から何を学んだか
- 第四章 反処分を闘う教員宣言

次回公判期日

日大小林裁判 十一月七日（水）后一時より  
 東京高裁五一五号室

関学大河村裁判 十一月二十九日（木）后一時より  
 横浜地裁五階

カンパ振込先

- ・ 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五一三六
  - ・ 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四六六九
  - ・ 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三一七九六一
  - ・ 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
  - ・ 郵便振替 東京一三一四〇九八
- 名義はいずれも「大学教員救済連絡会・代表者 宮内康夫」  
 なお、カンパをお振込み頂きながら、事務局の台帳のため、御礼状をお届けしていません。この紙面を借りてあらためてお詫びと御礼を申し上げます。（宮内 記）

# 救援通信

12

編集  
発行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グリーンパークマンション五〇  
AURA設計工房内

12・15  
1979

## 11・7裁判（唯野証人反対尋問）

報告に代えて

小林 忠太郎

いつもながら、多数の皆さんのご支援をいただいて今年最後の法廷、偽証づくめの大学側唯野証人の反対尋問を終了しました。

唯野は、前号でも記しましたように雪印乳業KKの研究所から、「日大斗争」の少し前に日大農獣医学部・食品工学科（新設）に来た人物であるが、折角座つた「大学教授」のイス（それが日大教授であれ）を後生大事に守りたい一念からか、巧みな偽証をやり遂げました。よほど予行演習を積んだのか、あるいは斗争中から代制にクミしてきた結果片目の猿になり切つてゐるのか。

私が「助手」として日大に就職した当時、クルメさんという先輩がいて、「ここは片目の猿の島である。君はこの島に住みつくに當つて、他の猿と同じように片方の目をつぶして仲間入りする気があるか、あるいは両方の目をあけたままで通すか……？」と酒席で私にささやいたのでした。うまい表現であつたと、今でも感心しています。

どうやら私は両目のままで約十余年をすごし、あの68年日大斗争をむかえ、その結果がこんちになつてゐます。

先輩のクルメさんは、その後教授になり、さらに主任教授・学生担当の委員長など要職にも就いて現在もケン在です。

この十数年間、卒業して助手、講師になつたサル、国立大学を

停年になつて天下つた老サル、他の研究機関からヨコソベリして移り住んだサルなど、多数のサルが日大島に住みつきました。そして、早速片目をつぶしてかつぶつてかボスになつた老サルが、両目のままでいた一匹でした。「偽証」は彼らにとつては真実なのです。

一九八〇年はサルの年。妙な報告になりましたがお許し下さい。念のため両目、片目は、心の目のことです。目の不自由な方を差別する意志はありません。

今回は三月十日（午後一時）高裁五一五です。証人は鳥ハエヌキの片目のサルです。

過日（十一月二十九日）、河村裁判を傍聴して、改めて河村裁判が陶東学院と国家に突きつけている教学権のきびしさを認識しました。それにひきかえ、片目のサルを相手にする日大・小林裁判とは一体何なのか？

このことを問いなおしながら、一九八〇年を迎えたいと思ひます。一そりの力強い御支援をお願いします。（79・12・7）

### 河村教学権裁判報告

KGU反処分共闘

十一月二十九日<sup>模</sup>推浜地裁において、第二十九回教学権裁判が行なわれた。今回も元学長岡本正が出廷し、証言を行なつた。

当日は数多くの友人、学生諸氏が傍聴し、岡本証言で熱気をおびたものになつた。

岡本は数多くの問題ある証言を行つた。いくつかをあげると、  
①学生の除籍処分は教授会の大学の自治の外におくとして大学の自治はもはやなく、学長独裁の形で処分を行なつたことを示している。  
②独裁の形で行つたため、<sup>25</sup>のエ、経両教授会に<sup>26</sup>十一時五〇分までに処分を決めるよう要求した。  
③緊急処置要綱を決める際圧倒的多数であつたが、処分適用となると一票差であつた。  
④学則は陳結された。（事実上は傷害事件で学則で一名退学処分としてゐる。）  
⑤河村に対する権利停止処分は誰が書いたかわからない。責任は自分にある。（要綱の精神にもとづき処分したと訂正していた。）  
⑥成績の短冊を提出していない。事実上は<sup>31</sup>河村氏は提出している。  
⑦満田氏は単なる契約更新であつた。（事実上は解雇したものであることが証明出来る。）  
⑧河村氏の件は<sup>22</sup>段階で結論が出なかつた。  
⑨このころから学長一任が出て来た。（事実上は一任したと云う議事録がない。）  
⑩河村の思想は自由であるが、秩序にかかわる言論はこまる。（言論の自由を与えない。考えるだけならよい。）  
⑪教員不適格性が成立して、（事実上は教壇から追放しておきながら、不適格が出てくるとは不可解）

以上岡本証言にはいくつかの問題ある発言が見られた。彼の証言を越えないことには河村氏の勝利はあり得ない。次回は二月一日より第三十回裁判が行なわれる。次回は河村氏側代理人の反対尋問が行なわれる予定である。多数の出席を要望する次第です。

十一月二十三日

### 「反処分を闘う教員宣言」についての討論集会の報告

反処分を闘う教員の全共闘運動の総括と副題として開かれた、この集会には、大学に関する反処分を闘う教員、高校に関する反処分を闘う教員、高専に関する反処分を闘う教員、及び大学に関する反処分を闘う学生OBの多くの参加を得て成功裡に終つた。

集会の目標が余りに大きすぎたのかも知れない。参加者の一人が「全共闘でなかつた教員が何を根拠に全共闘を語るのか」といつた基本的な意見を出した。すでに歴史的産物として遠くに置いて考えるようになつてしまつた全共闘運動が、この集会では、改めて、自分のものとして、すなわち、一九六九年に接した形で、今なお自らの神聖な対象物としてゐること、この集会が持つ一つの大きな意味が与えられたと考える。すなわち、なお全共闘運動は、ここに参加した多くの人々の心の中に深く刻みつけられてゐることを証明している。

議論は重く、発言者は指名に従い一言一言かみしめるように「大学解体とは何か」を問い直していつたようにみえる。そして実生活では多様な生活パターンと闘いとを経験してきた参加者が、その最大の中心点を「大学解体」につなげようとしたこと、そのことによつて、次回は更に実のある討議が展開されるものと期待してよいだろう。（黄筆T・M）

次回予定

一月三十一日 神宮前渋谷区民会館（先回と同じ会場）

名称 反処分を闘う教員のための集会  
主催 教員懇談会

年末一時カンパのお願い

今期（七九年六月二十二日～十二月十一日）の決算報告は別表の通りです。このところ、小林・河村両裁判ともかなり進行が早くなり、弁護士への謝礼金が増えています。皆様の一層の御支援をお願いいたします。

カンパ振込先

富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五一三六  
 第一勧業銀行赤坂支店 ○五五一二一四六六九  
 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三一七九六一  
 三井銀行赤坂支店 ○六九一九六一一五八九  
 郵便振替 東京一三一四〇九八  
 名義はいずれも「大学教員救済連絡会・代表者 宮内康夫」  
 なお、カンパをお振込み頂きながら、事務局の台帳のため、御  
 礼状をお届けしていかない方々に、この紙面を借りてあらかじめ御  
 詫びと御礼を申し上げます。（宮内 記）

会計報告

(790622~791211)

前決算期より繰越金	431,474
<収入>	86,299
(内訳) カンパ	85,000
預金利息	1,299
<支出>	171,570
(内訳) 弁護士謝礼金	140,000
通信、印刷費	23,300
郵送費	8,270
今期収支決算	△85,271
次期繰越金	346,203

次回公判期日

関学大河村裁判 五五年二月一日 后一時より  
 横浜地裁民事法廷  
 日大 小林裁判 五五年三月十日 后一時より  
 東京高裁五一五法廷

# 救 援 通 信 13

編 集 行 集

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八番八  
クリンパークマンション五一〇  
A U R A 設計工務内

4・25  
1980

## 第三十一回 河村教学権裁判報告

今回二月一日は前回同様岡本元学長が証人として出廷した。河村氏の代理人は執念深く反対尋問を展開した。岡本氏は終始どろもどろとなり、都合の悪い事は全て忘れさり、自分にとって印象の深いものだけを勝手に自己顕示欲を発揮していた。それも馬脚をあらわし、河村氏に対し、思想を案えないことには自宅研修をとくつもりはなかった、と証言し、思想で処分したことは自明と言っていた。岡本は河村氏とは且つて友人であり、今も友人であると考えていると証言した。友人を追放し、生活を奪いながら今なお友人を思っている証言する厚顔無恥さに法廷内で笑いがおこっていた。当時大蔵寺元学長を追放していった過程が鮮明になった。特に河村氏側から提出された書証が大蔵寺元学長を追い落とす過程を記述してあったからである。又M氏は契約更新であると同証言したが今回新しい書証でM氏を解雇したことが証明された。いづれにしても次々と虚偽の証言がくつがえった。結局今回だけで反対尋問は終らず、もう一度岡本に対する反対尋問がなされることになった。次回は横浜地裁五〇二号法廷で六月十七日（火）午前十時から三十二回裁判が行なわれる予定です。今回同様大学側動員に負けない傍聴体制をお願いします。今回同  
関東学院大学反処分共闘会議

## 4・11日大小林裁判

### 佐々木御用証言に怒る

小林裁判に勝利する会

三月十日の分が、相手側弁護士父親急死のため約一カ月延期、四月十一日に、大学御用証人・佐々木実（教授、小林の先輩格で同学科のかけ橋）の主尋問が行なわれました。佐々木は、原審（地裁）でも小林氏解雇理由の各項にわたって有力な証言で大学側を有利に導いた怪物です。今回の出廷は、予定の福島（主任教授）の体調が思わしくない？理由で、いわばピンチヒッターでありましたが、原審でも、福島主任教授は予定されていながら証言しませんでした。彼には良心のかけらがあったのか？という見方をする者と、当時「学生指導委員長」という日大弾圧機構の最先端にあった立場上おそろしく出られないのだ、という者などいろいろです。いづれにせよ、代打の佐々木は小林裁判に今後の自身の運命をかけている？といわれるほどの熱心さで、偽証とキ弁を巧みにし、主尋問をこなしました。69年メーデーに小林氏が白ヘルで参加した等、コックレイ偽証は許すとしても、「疎開授業」について学生裁判（本田君、小林側証人の一人、刑事事件、裁判長）の判決で農獣医学部教授会や、り方が必ずしも適当でなかったといっているのをくつがえしたい余り、大学側証人が誰も出ていない等とウソをいい、いかにも学生側小林氏の証言のみを一方的に裁判所がとりあげたとしても言いたげな、全くありえないウソを並べるなど、許せない場面がいくつもありました。来たるべき反対尋問は、これらを一一つ粉砕し去った、小林氏の「言動」の背景をよくよく裁判官に認識させたいと、一同準備に次回は、七月十八日（金）午後一時〜四時。東京高裁五一五号室に結集をお願いします。

## 招 請 状

今から十一年前、ひとつの集会有った。「大学を告発する」全国大学教員報告討論集である。一九六九年五月二九日、都内文京公会堂で開かれたこの集会は、数十名の大学教員と数千名の学生を中心とする聴衆を集めた。この集会の招請ピラには、次のように書かれている。

日大闘争、京大闘争を頂点とする全国九十大学及び学園闘争において、学生諸君は、苦渋に満ちた言葉を以て、また文字どおり己の全存在を賭して、現在の大学に対する、更にはそれを規定する現在の国家権力に対する、熾烈かつ果敢な闘いを続行しつつある。この学生諸君の闘いは、現行大学を無批判に前提とした上での個別的改良闘争の段階を踏み越え、さらには現行大学制度の封建制という時代錯誤的・意図的規定からなる学園民主化闘争の階級をも突破して、まさに学生としての自己の社会的存在形態そのものを揚棄する志向を内包する闘いと質的に深化・発展を遂げるに至った。そしてまさにこの永続的否定的思想、その一環としての大学破壊の思想を通じて、真に全人民的な普遍性を志向するに至ったのである。（中略）

こうして学生諸君が、己れの存在基盤そのものを問うに至ったことにより、われわれ教員の存在自体、ついには現在の大学総体としてそこにおける学問、研究、教育活動総体が、根源から疑問符を付されざるをえなくなった。学生諸君の流した血によって問われ追求されているものが、まさにわれわれ自身によって具現されていることを、われわれは、はっきりと認めなければならぬ。その認識なしには何ごとも始まらないであろう。われわれは、学生諸君の提起した問いに己れの存在をかけて応え新たななるものかを構築してゆかねばならないと考える。（後略）

集会では、日大全共闘代表、東大全共闘代表があいさつし、壇上には、天沢退二郎（明学大）、安東次男（東外大）、折原浩（東大）故高橋和巳（京大）、野村修（京大）、松下昇（神戸大）、師岡佑行（立命館大）らが並び、それぞれ自己の闘いの原点と闘いへの決意を語った。席上パネラーの一人松下昇氏は、次のように発言した。

四月にはいりますと、神戸大学において、全共闘運動をめざして、教官共闘を結成しました。その主要な方針をかんとんに述べてみます。ほぼ五つありますが、第一は、現在の大学秩序を支えるいっさいの労働を拒否するということです。

二番めは、現在の学問体系を否定して、新しい世界、人間の把握をめざす。三番めが、バリエードを自分の内部にも築いて、そうして、具体的なバリエードを自分の力で守り、発展させていくということです。

四番めは、問題を単に学園闘争のワクの内に閉じ込めず、この闘争をかすめる、いっさいのテーマを、自分の必然的なテーマとの関わりあいのでとらえていく。つまり闘争をより高次元でとらえなおすということ。五番めは、現在の現実を止揚しつつあるすべての運動と、本質的な結合をめざす。自分の必然性に応じたすべての闘争への参加を、めざす、ということ。五番めは、現在の現実を止揚しつつあるすべての運動と、本質的な結合をめざす。自分の必然性に応じたすべての闘争への参加を、めざす、ということ。

この集会に前後して、全国のほとんどの大学の学生達の闘争が遼原の火の如く広がり、同時に大学教員らの闘争もより激しい状況のなかにまき込まれていくなかで、全国さまざまに大学で教員処分が発動された。さきの神戸大松下講師を筆頭に、日大小林忠太

郎講師、岡山大坂本守信講師、理大宮内康夫講師、徳島大山本光代助手、関東学院大河村隆二助教等。これら  
の教員達は文字通り大学から追放された。免職処分。人達であるが、停職、昇給停止、嚴重注意等の処分を受けた人達は、それこそ枚  
挙にいとまがないだろう。処分を受けた人達の、ある人はほぼ永続的に続くであろう裁判闘争を始め、ある人は己の肉体を賭して果敢  
な就労闘争を行なった。

全国の大学、ならびに小・中・高校の、かつていわゆる造反教師と言われた諸先輩、同僚、および後輩のみならず、少なくともこの  
文章を書いている私達にとつては、鮮やかな残像を残すこの十一年前の集会の回顧をきっかけとして、八十年代闘争への参加をそそ  
る図ろうではありませんか。今回私達が企画した集会の位置づけについては、私達のあいだでも必ずしも明確なイメージがあるわけ  
はありません。唯ひとつお互いに確認しあっていることは、かつて、あるいはいま、何らかのかたちで学園闘争に関わり合いを持って  
いる教員達の一人一人が、この十年間何を考え、いま何をしているかということが、この集会の席上でいくらかでも明らかにされれば、  
それでよいのではないかと考えています。皆様の本集會への御賛同と御来席を喜びかけたいと思ひます。

この十年間で世界は大きく変わりました、あるいは変わりつつあります。皆様の本集會への御賛同と御来席を喜びかけたいと思ひます。  
一九八〇年四月二〇日

大学教員教授連絡会有志

### 5.29 パネルディスカッション

## 教育を巡る

60 | 70 | 80

日時 一九八〇年五月二十九日 后五時三〇分開場  
場所 全電通会館(お茶の水駅下車二分)

#### 主要課題

- 反処分の闘いと今後
- 大学解体闘争と反大学運動
- 全共闘運動と大学管理体制解体

#### パネラー

一九六九年五・二九パネラー全員を招請します。  
文京公会堂にてパネラーをつとめられた同志へ

そして文京公会堂を何千と埋め尽くした同志へ  
七〇年代反処分裁判闘争を闘って来た教員を招請します。

大学における反処分を闘う教員・学生へ  
高校における反処分を闘う教員・生徒へ

参加者有志により当日は徹夜討議を予定しております。(遠方の方につき宿泊料無料)

### 次回公判期日

関学大河村裁判 五五年六月一七日 前十時より

横浜地裁五〇二法廷

日大 小林裁判 五五年七月一八日 后一時より

東京高裁五一五法廷

# 救 援 通 信

14

編 集  
行 集

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グリーンパークマンション五一〇  
AUR A設計工房内

8・15  
1980

## あらたな斗争の展望について

松 下 昇

一九八〇年に入り、永続的斗争の一環としての裁判斗争は、東京地裁（民事第十一部）にも拡大しています。三月二十一日、五月九日、六月二十七日と続いている冒頭の文書交換手続の後、いよいよ九月九日（午後一時、十九号法廷）から相手の人事院側からの証言が開始されるのですが、この公判が出現するまでの十年間を素描してみますと、

一九七〇年十月十六日 神戸大学は松下の懲戒免職処分を発表。一九七一年七月十九日から五日間の予定で神戸において人事院の公開審理。人事院の公平委員会は極めて不公平な審理を開始したので、以下の代理人が抗議すると、逆に、日常的必然行為（例えば、アルバイトをおえ、昼食をとる時間を惜しんでかけつけた学生が審理会場でパンをたべたこと）を口実にして、一方的に審理を打ち切り、その後、数年にわたる再開の要求、直接巡礼（岡山大学の坂本氏、徳島大学の山本氏による）をも黙殺して、ひたすら審理しないことによる（処分）の確定を意図してきました。

私に關しては一九七〇年以来、八個の公訴事実についての刑事公判（原告は国、被告は松下で、研究室の明渡しに關するもの）、と共に人事院審理の展開をふくめて、人事院審理が展開されてきたのですが、これらを総体としてひきうけ、重層する権力構造とたたかってきました。その過程で人事院審理の宙吊りを突破する必要性は次第に大きくなってきています。

## 二個の民事裁判

一九七〇年の松下処分以降、一九七三年に徳島大学の山本光代氏岡山大学の坂本守信氏が懲戒免職処分を、一九七五年には新潟大学の佐藤信行氏が被告処分をうけていますが、それぞれの人事院審理は、松下に關する審理が一九七一年以来おこなわれていないことを主要な理由として「何という倒錯か」、開始しないし続行を拒否され続けているのです。

国立大学における処分取消の民事訴訟は、前記の山本さんに対する本年一月三十日付の徳島地裁の棄却判決がのべているように、「国家公務員法九二条の二により、人事院の裁決をへた後でなければ提起できない」とされていることを考えると、人事院の審理中断が、いかに悪質な役割をもっているかがお判りいただけるでしょう。

私は、自分の処分が不当であることの主張のためだけでなく、いくつもの国立大学による処分のなしくずしの固定化を粉砕するために、はじめて原告として登場し、人事院（国と対決しよう）と考えてきましたが、救済組輪もなく、経済的にもドン底にあるため、政府広報によって知った法律扶助制度を応用しつつ、相手に訴訟費用を出させてたたくか、試みを一九七八年から開始しました。ところが私の申請を審査した神戸弁護士会内の法律扶助協会と、その上部組織の近畿地区協議会は、私のこれまでの刑事裁判などにおけるたたくかぶりに驚愕し敬遠しているためもあってか、申請を却下し、弁護士存在と法律扶助制度の限界をさらけ出してしまいました。あらゆる面で断念をしいられようとしたとき、一九七四年四月の卵の事件以来、自発的にはないにせよ、情況深部の関係性に

導かれて私や各地の（V）「斗争の裁判の弁護人であった河原昭文氏（岡山）が引きうけて下さり、一九七九年四月にすさまじいn次の勾留とたたかた（T）さん（時の櫻通信第一号参照）の保釈金の返還後の一部を、この事件の訴訟費用（着手金）に委託していただくという祝福をうけて、やっと、昭和五五年行（ウ）第一五号、行政不作為の違法確認請求事件が誕生したのです。

この裁判の背後にあるテーマ群の追求を媒介しつつ、八十年代の斗争を深化させていく作業に共斗されることを、とりわけ首都圏の皆さんに、つよくよびかけたいと思います。

## 5. 29 「教育を巡る60・70・80」パネルディスカッション開かる

去る5月29日「教育を巡る60・70・80」をテーマとしたパネルディスカッション（主催・教員懇談会）が、東京お茶の水の「全通会館」で行なわれた。パネラーは、河村隆二（関学大）、小林忠太郎（日大）、中村丈夫（長野大）、松下昇（神戸大）の四人、集会参加者は教職員、全共闘OB、学生ら約二百名であった。パネラー四氏は、それぞれ、これからの永久斗争に向けての姿勢と覚悟を力強く語りかけた。会場からは、塩川喜信（東大）、貝原久（相模女子大）、今川八栄（国土館高校）、日大法学部学生代表らが、発言された。

ただこういつた集会の常で時間が足らず、たまたまいつた討論は、会場を別に移しての徹夜討論の場に持ちこされた。夜の討論に参加した者は約四十名（徹夜組 約二十名）で、日大共闘OB、中村幸安（明大）、松下昇、清田正各氏らを中心に激しい討論が展開された。

深更になり参加者も少なくなつてからは、さながら松下昇VS日大共闘といったかたちになり、討論の中味はなかなかのものがあつた。討論を聞きながら筆者は、松下氏の独特な斗争の論理と

日大共闘の論理が深い所でつながつているように思え、興味をおぼえたものである。（宮内 記）

## 一日大小林裁判勝利のために 教職組農獣医支部の責任を問う

小林裁判に勝利する会

「十二月十一日教授会は小林忠太郎氏に対する退職勧告を決定しました。この勧告は調査にもとづくものといわれていますが、その構成も民主的な手続きによって設置されたものとは考えられません。調査委員会の蒐集した資料は客観性についても疑義をもたざるをえません。

大学自治のもつ社会的使命から考えても思想の自由は基本的に守られるべきであり、その相違を理由として簡単に解雇処分を行ふことは許されません。もし、こうした考え方が容認されるならば教授会を自から制約することになると考えられます。組合は組合員であるとして否とに拘らず教職員の人事に關して無関係にはありえません。特に今回とられた措置に見られるような本人に弁明の余地も与えずに最終的結論を出すことは民主化を推進するといふ学部の基本的方針にも反する行為であります。

すでに十二月十五日に通告された退職勧告返答期日である十二月二十日以前に小林氏を教授会に出席せしめ、充分な弁明の機会を与えることはもちろんのこと小林氏を弁護する意見も広く聴取し、これらの資料を考慮し慎重に再検討されるよう強く要望します。

昭和四十四年十二月十八日

日大大学教職員組合農獣医学部支部

委員長

矢崎仁也

日本大学農獣医学部長

磯辺秀俊殿  
日本大学農獣医学部教授会殿  
これは、小林氏への退職勧告直後に組合支部が出した抗議・要望の全文である。

ところが、71・3・23公判での小堀（当時支部次長）証言によれば、これを出す直前に支部幹部・矢崎仁也、宮崎宏の二人が学部長のところにいき、「小林は組合から除名することになっている。その矢先に退職勧告を出されて組合としては非常に苦しい。いずれ要望書は出すが、そういう事情なので適当に……」というので、出された要望書（前記の他に一通）は無視した。さらに、十二月二十四日に宮崎（書記長）が単独で小堀を訪れ、二通の要望書を撤回してほしい、役員会の決定だ、と申し入れたことが明らかになった。

裁判所（原審）は、こういう小林氏と組合の関係（除名されるべき人間）をそのまま受けて判決している。これは事実と反する。従って、これを否定し、何らかの組合員としての小林氏の立場を裁判所に認めさせることは、重要なポイントとなる。組合支部にその証言を求めたい。小堀証言を偽証と言いつけるならそれでもよく、組合の行為が小堀証言通りならそれを認め、責任をとるべし。

△抗議 先▽  
東京・世田谷区下馬町 日大農獣医学部  
矢崎 仁也 宮崎 宏  
同右気付 教職員組合農獣医学部支部

農業原論第 四 案 内  
9月21日3時 渋谷・大向区民会館  
「銃口は農民に向けられる」  
岡山・日本原農民斗争報告—内藤秀之氏

### 河村教学権裁判報告

さる六月十七日（火）午前十時より、横浜地裁に於いて、第三十二回河村教学権裁判が行なわれた。今回も前回に引きつづき岡本元学長が証人として出廷した。

河村氏の代理人は今回は自分の経過を根拠なく行ったことに対し、物証をもって岡本元学長に追求した。岡本は例により、都合が悪くなると知らぬ存ぜぬで逃げまわっていた。今回初めて河村本人が岡本元学長に対して質問した。特に86年末全共斗自治会と体連系自治会との交渉を目的に作られた大学実行委員会なるものは実は大道寺学長引き落としのクーデターであったこと、しかも翌47年1月22日まで岡本体制をささえるものとしてあったことがはっきりした。

河村本人の質問のうち86年末に全共斗系自治会代表三浦、岩山両君と実行委員会の代表岡本自身がナガサキホテルにて会合を開いたことは、岡本元学長は記憶にあるとしながら、河村氏が同席していたことはないとしていつわりの証言を行っていた。更にその席上「処分は毛頭考えていない」と云う発言を記憶がないとして逃げていた。いずれにしてもこの発言のいつわりは後日提出する陳述書で明らかにされる予定である。

いよいよ核心に入り、今回も未だ終了せず今回の9月30日一時より、岡本元学長の証言が再び行なわれることになった。皆さんの多数の御出席を期待します。

関東学院大 反処分共斗会議

### 次回公判期日

関学大 河村裁判 五五年九月三〇日

后一時より

横浜地裁五〇二法廷

証人 岡本 正（元学長）

日大 小林裁判 五五年 月 日

時より

東京高裁五一五法廷



# 救 援 通 信

15

編 集  
行 集

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グリーンパークマンション五一〇  
A U R A 設計工房内

1 2 ・ 1  
1 9 8 0

## 河村教学権裁判第三三回報告

さる九月三十日一時より横浜地裁五〇二号法廷で第三十三回裁判が行なわれた。今回で七回にわたり元学長岡本正が出廷し、証言を行った。今回は大学側の岡本に対する補充尋問であった。前回かつての同僚であり、友人でもある経済学部滝沢先生、元神学部高尾先生の両氏の陳述書をめぐり、岡本は前の証言を訂正した。昭和四十六年十二月滝沢宅に当時の実行委員会のメンバーが集会したことについて岡本は記憶がないとしていたのであるが、今回の証言では折橋先生、小西先生に聞いてみたら、おぼえていたそうだと証言した。岡本元学長は全くおぼえていないのか、わざとそうをついているのか、確認できないが、この問題は重要な側面を含んでいるのである。それは当時の実行委員会は岡本を長として、河村氏及び滝沢氏に対し、当時対立していた全共斗系、体連系自治会の両派に対し、衝突をさけるために、利用しようとしたこと証明することになるからである。岡本元学長はその事なるべくさげすんでいたとしか考えられないからである。当時全共斗系学生とパイプをもっていた滝沢先生の陳述書により、この点が明らかになった。その後四十七年一月河村氏及び滝沢先生らを利用して、大道寺学長を引き落す結果となった事は承知のことと思えます。

今回は岡本元学長は種々な点で前回の証言をひるがえして証言

した。例えば河村氏に対する処置は感情的となり、不適當であったとし、趣旨が段々とはげしくなった、と証言した。又要綱は学生に限定されるべきであるとし、教職員に通用するのは混同であると考えているとして証言した。この事は河村を処置したのは要綱の精神であることに對する合理化であることは明らかである。ちなみに当時河村氏に対する教学権停止処分は要綱により云々となっていた。

今回で岡本の証言は終了した。次回十二月十二日は当時の全共斗議長三浦俊一氏が証言に立つことが裁判所より認められた。三浦氏は大学側との闘争の経過を明らかにすることになると思われます。更に大学側が河村氏を処分した非合理性を証言してゆくことになると思われま。

裁判はいよいよおおづめに來ました。皆様の傍聴を期待します。関東学院反処分共斗会議

### ○次回公判期日

日時 十二月十二日 午後一時より  
場所 横浜地裁第五〇二号法廷

### 日大・小林裁判に職権和解勧告

地裁で七年、とりわけ控訴審を力強い皆さんのご支援で闘って

いる日大・小林裁判(控訴人・小林忠太郎氏、被控訴人・学校法人日本大学)に対し、東京高裁第十一民事部(裁判長・石川義夫)は、十月十五日、職権による和解勧告をしました。

小林氏側は、この職権和解を勧告した高裁の判断を原審(地裁、却下)より前進として一定の評価をし、ひとまず証人調べの中断を許して勧告に応じ、あくまでも解雇の白紙撤回を原則的要求として、交渉の席につくことにしました。

今後の交渉進展の各段階で、皆さんとご相談しながら進めたいと考えますが、とりあえず、小林氏の「革命の長きを思つて」の決断、反大学講座「農業原論」を柱とする「永遠の日大闘争へ」の飛躍的契機を探る小林氏の決断に、何とぞご理解・ご声援をお願いいたします。(80・11・3・小林裁判に勝利する会)

### ☆反大学講座「農業原論」第48回

原 発 と 農 民

11月29日(土)6時~9時

講師 舛倉 隆 氏

会場 (福島・棚塩原発反対同盟委員長)

会場 渋谷大向区民会館

小林忠太郎氏を実行委代表とする「農業原論」は、諸兄のご声援により五年目を迎え、息の長いところを見せています。一度ご参加ください。

### 「反原発メモ」その1

東京理科大学

田 宮 高 紀

石油不足→エネルギー危機→代替エネルギーの本命としての原子力、あるいは世界的な政治・経済の不安定→「自国を守る」必要↓

軍備増強→独自核武装の必要性といった、反動のイデオロギーが、鳴物入りで、大衆的に注入されつつある。労働者階級のかんりの部分も、そのイデオロギーを受け入れることによって活路を見い出そうとしている。

右のイデオロギー攻勢をバックにして、日本帝国主義は、原発の建設を急ぎ、核燃料サイクルの自前の確立へむけてばく進している。これに対するたたかいは、今のところ、きわめて地域的、部分的なものにとどまっています。総体としては、反動の路線に対し、たたかう闘争は大きく遅れをとっているといえる。「エネルギー危機」とは何か?技術体系としての原発および関連工程をどう評価するか?原発関連労働者をいかに組織するか?等々重大な問題について、たたかう闘争における意志統一が不十分どころか、この問題の重要性の認識すら共通なものになっていないのではないか。

大学斗争をたたかいた人々、あるいはたたかっている人々が、その世界観をより豊かにし、たたかう戦場を拡げていくためにも、右の問題をぜひ検討していただきたい。もし、許されれば、次号以降、小生の見解を少しずつ紹介していきたい。

### 神戸より

去る十月六日・七日の二日間、神戸大学で開かれた独文学会を舞台に、松下昇氏の自主講座がもたれました。自主講座はかなりな成功をおさめたこととす。ここに、この時のピラをコピーして皆様にお届けします。

### 神戸大学における

自主講座のテーマ断片

1. いま、あなたが存在しているのは、大学斗争の全てのテーマ

を包括する八七個の公訴事実の現場である。(起訴状パンフ参照)

あなたは、すでに自らの八〇年を現場検証する作業に参加してしまっている。

2. この紙片をうけとり、私に語りかけるためには、松下に対する71・5・15付の構内立入禁止通告と、その背後にある権力的抑圧総体に対してあなたがどのように対処するかとしてきたかを示す必要がある。

3. 全国から(秋の六甲の観光をかねて?)集ってくる学会員諸氏を接待し、あいさつや報告をおこなう神戸大学ドイツ語教室の諸氏の中には松下の斗争に関して検察官に供述し、証言したものが数名ふくまれている。かれらは、(かれらは、あなたの一つの影、一つの可能態でもあるのだ!)その行為をこそ、全ての参加者に公開せよ。

4. そもそも、大学斗争開始後(その世界史性のリズムは百年をこえて続くであろう。)いかなる研究や学問が成立しうるのか?この問いに身をさらさないものは、ついに、被抑圧者総体の敵であり、打倒されるべき存在にすぎない。この問いにいま、ここで八〇年をかけて答えよ。

5. 私たちの討論に関連する資料の表現は、現在も占拠中の松下研究室(A四三〇・B棟4階からペランダをへて窓へ到達可能)および京大教養部A号館3階ドイツ語資料室(セロックス室)に集積して、あなたとの出会いを待っている。いま私が歩く空間は、それらの空間性の延長と拡大としてである。

6. 全てのテーマを自主講座へ! 擬制の学問、研究、大学機構を解体せよ!

一九八〇年一〇月六日〜一〇月七日

松下 昇

お知らせとお願ひー松下裁判支援について

△通信▽前号で神戸大学松下昇氏が報告しておられるように、松下氏の裁判斗争は、東京地裁にまで拡大しました。人事院が不当にも松下氏の処分問題の審理を一九七一年の段階で打ち切り、以後再開しないことに抗議する「行政不作為の違法確認請求事件」ですが、松下氏はこのため、神戸から二、三ヶ月に一回は上京しなければならなくなりました。救援連絡会事務局で、この東京にまで拡がった松下裁判斗争に、どうかかわるかについて討議しました結果、とりあえず松下氏の神戸から東京への交通費の一部(一万円だけは負担しようということになりました。皆様におかれましては、どうか御了承下さいますようお願い致します。

(宮内記)

年末一時金カンパのお願い

△今期(七九年十二月十二日〜八〇年十一月二十六日)の決算書は別表の通りです。表でおわりの通り、今期は大巾の赤字となり、残金も心細くなって来ました。皆様の一層の御支援をお願い致します。

カンパ振込先

- ・富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五—一三六
- ・第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一—二一四六六九
- ・三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三—一七九六一
- ・三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一—一五八九
- ・郵便振替 東京一三四〇九八

名義はいずれも「大学教員救援連絡会・代表者(宮内康夫)」。なお、カンパをお振込み頂きながら、事務局の「名義」のため、御礼状をお届けしていない方々に、この紙面を借りてあらためてお詫びと御礼を申し上げます。(宮内記)

会計報告

(791211~801126)

前決算期より繰越金	346,203
<収入>	188,575
(内訳)	
カンパ	169,000
「関」売上金	16,500
預金利息	3,075
<支出>	
(内訳)	
弁護士謝礼金	250,000
交通費*	70,000
通信印刷費	41,000
郵送費	12,080
雑費	2,610
今期収支決算	△187,115
次期繰越金	159,088

\* 松下氏への交通費負担分

# 救 援 通 信

1 6

編 集  
発 行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八ー八  
グ グリーンパークマンション五一〇  
A U R A 設計工房内

4・10  
1981

「解雇の法的根拠が、もう一つ

スッキリしない……」と裁判長

―日大―小林裁判・第21回公判より―

△小林裁判に勝利する会▽

皆さんの「救援連絡会」に力強い応援を頂いて開始した小林裁判・控訴審も、早まる四年になりました。昨秋、高裁（石川義夫裁判長）によって出された職権解雇判決は、救援連絡会の皆さんの努力による弁護団の強化、新証人による事実の発掘などによって、原審での「敗北」を可成りもり返したところを見計っての判断として、一定の評価をし、また小林控訴人自身も、「革命の長きを思つて」ともかく「和解」のテーブルに着くことを決意させられたのでありますが、結果としては不調に終わりました。

十月十五日以来今年一月八日まで、前後四回に及んだ調停で、日大側は「解雇は白紙にもどすが、69・12月時点で円満退職」つまり、小林講師への「退職勧告」を受け入れられたと同時に処理することに終始こだわりを見せたため、処分白紙撤回・職場復帰を原則的要求として臨んだ小林氏側とは相容れるべくもなく、最後の日、小林氏側代理人等によって「打ち切り」を宣し、併せて、今後は本訴を提起（只今、弁護団が訴状作成中）して本格的な証人しらべによる事実認定をもって本格的な勝利を目ざして、学の内外あげて闘う旨を高らかに宣言したのであります。

来る三月二十五日は、継続の証人しらべ（日大側証人・教授佐々木実の反対尋問）最終回が開かれました。

## 第34回・第35回河村教学権裁判報告

昨年十二月十二日及び本年三月二十四日 第三十四回、第三十五回 河村教学権裁判が横浜地裁で行なわれた。両回とも当時全共闘議長であった三浦俊一氏が証言を行った。第三十四回は原告側主尋問、第三十五回は大学側反対尋問及び原告側補充尋問が行なわれた。三浦氏は当時の発言を振り返りつつとさせる堂々とした証言であった。当時の斗争の経過を克明に述べると共に体連系自治会及び大学当局との闘いがいかなるものであったかを立証した。とりわけ第三十四回での証言で、ナギサホテルに於いて、岡本が出した文書（乙二〇六号証）を見せ体連系自治会との衝突をさける様説得したこと、二、その際河村氏が終始同席していたこと、三、文書内容があまりにも公正さをかくこと、四、河村氏が岡本氏に対し、処分するつもりか、との問いに「考えていない」と云う発言があったこと等証言を行った。

更に当時の大学側執行委員会が岡本を長として大道寺執行部を退陣に追い込んだこと、その結果として、体連系自治会との約束をとりつけることが出来ず、非武装で学内にいた全共闘系自治会に対する襲撃と云う結果に到つたのであった。

その結果体連系自治会の武装化にどのような岡本は大学をロククアウトし、学内で演説をしたことを理由に緊急処置要綱をたて三浦氏ら四名を除籍処分したのである。

第三十五回裁判に於いては大学側代理人はこの裁判とは関係のないことのみ質問をくり返し、証人の印象を悪くさせる戦術で終始した。そのためか反対尋問にはならず、当時の文書、写真の確認に終った。最後に河村氏の代理人の質問に河村氏の行動は当然の行動であつて教員の良心を示したものであると証言した。

この日「救援連絡会」を代表して、理大の小谷先生、「農業原論」の発行委諸兄等、多数の傍聴支援があり、不調後第一回の公判にふさわしい、活気のある法廷でした。

佐々木反対尋問では、小林氏が恫喝して「卒業させない」といったことになって相手が、安藤先生の正体がいかなく暴露されました。「疎開授業」先の宿舎で、級友から袋だたきにされて骨折する程のヤクザ学生であつたのです。

尋問終了後、次回期日を定める前に、裁判長は被控訴人・日大の代理人に向つて、「どうも、解雇の法的根拠があるのか、それ以外の学校法人の寄付行為（定かん）に発するののか、それとも第三の何かに拠るののか……その辺の関連を明らかにする書面を次回までに提出されたい。一番ではそこをア・イ・マイにと言つたのデスー判決しているように思う。」という趣旨のことを申しわたしました。

われわれは、この言葉を無批判に評価するものではないが、ともかく、ア・イ・マイな一審判決を一層ききほりにするため、今後一そうち密な取り組みを展開していきたいと考えるものです。さらなるご声援をお願いします。

お礼と、お願いを申しあげ、簡単ながら報告に代えます。

(81・8・81)

次回公判は五月六日（水）午後一時

☆ 日大から準備書面（解雇の法的根拠）提出

次回はいよいよ河村氏の本人尋問が始まり、大づめに近づきました。この本人尋問でおそらく勝敗が決まると考えてよいと思えます。今回の裁判に皆様の傍聴を期待します。

## 反原発メモ―その2―

一、三月一九日の朝、浜岡原発三号炉公開ヒアリング会場の前の交差点で、現地住民の会を中心とする赤ハチマキの約六百人の戦闘的な部隊とともに、激しいジグザグデモの後、座りこみに入った。この部隊の戦闘性は、公開ヒアリングをなんとしてでも阻止してやるという意気込みで一致していることであつたが老人、女性、身障者およびこの種の行動初参加という人々等を含む、物理的には最弱体部隊でもあつた。静岡県内外から組織的に動員された黄色いハチマキの七〇〇〇に近い労働者の部隊は、見るからに頼もしいが、しかし指導部の統制のもとで、抗議デモと称して、会場前を通過するだけであつた。昨年十二月四日の柏崎、ことし一月二八日の島根、この二つの公開ヒアリング阻止闘争で見られた、組織労働者の戦闘性はあだ花だったのか？指導部の日和見を乗りこえる闘いのエネルギーは、こんどは抑えられぬまま終るのか？しかし、辛うじて、今後への希望をつないでくれることが起つた。我々が座りこみを開始するや、一度は通り過ぎたデモ隊が、戻ってきて路上に座りこみ、後続部隊もこれに従い、約一キロメートルにわたる座りこみが実現した。もともと、この瞬間、権力が襲いかかり、きわめて弱体な「戦闘的」部隊を、いとも簡単に排除した。「阻止闘争」はこれまで、あつた抗議行動へきりかえられた。きわめて限られた意味においては、組織労働者が大量に反原発の闘いの前面に登場してきていること、一方において、それに恐怖して、反原発闘争を「断固粉碎」と叫ぶ自民党

の運動方針に象徴されるような推進派のあせり、以上の二点を如実に示した闘いだつたといえよう。

二、反原発闘争のこれ以上の前進のためには、首都圏における大衆行動の高揚が不可欠であるが、スリーマイル島原発事故二周年の三月二十八日を期した大衆行動は全く組織されずに終つた。

この状況をどうやって克服していくのか？

一つの答として、高知県窪川町の原発推進派町長をリコールした、窪川町民のたまたかが教訓的である。彼らのやったことは、「スリーマイル島原発事故」を風化させないこと、その一点につきる。何百回という集会、勉強会の最大の武器は、二年前のNHKの報道特集「スリーマイル島原発事故」のビデオフィルムであつた。これを五百回以上も上映して、スリーマイル島を窪川町に重ねて、原発の恐怖についての認識を共同のものとしていった。そして決定打は、二月二十四日の高知新聞夕刊のトップ記事であつた。それは、スリーマイル島事故の後、ペンシルベニア州および当時の風下にあたる米国北東部において、乳児（生後一才未満）の死亡率が異常に増大しているとの、スタンダラス博士の研究結果を報じたものであつた。NHKのフィルムには生れたばかりの赤ん坊をかかえて逃げまどう母親の姿が写し出されている。そのフィルムを何回も見てきた人々にとつては、二月二十四日の高知新聞の記事は、他のどんな記事よりも強烈に目に焼きついたのである。

ここで強調したいことは、右のような窪川町民の「スリーマイル」を他人事と思わず、風化させまいとする活動が、原発が

くるかもしれない、という窪川町民だからこそ可能であつた、というべきではないということだ。スタンダラスの研究結果では、スリーマイル島から四百キロメートルも離れた都市でも、放射能雲が到達したと思われるところでは、乳児死亡率が前年

度より八割もふえているのである。原発については、日本中

るところ、「現地」でないところはなないのである。四百キロメートルといえは東京と大阪の直線距離に相当するのだから。推進派のデマ宣伝に抗して、原発の危険性をリアルに、徹底的に暴露、宣伝する活動を強化しなければならぬ。

(東京理科大学 田宮高紀)

### 事務局から

小林氏側が新たに本訴の提起を決意したことにより、日大・小林裁判は、新たな局面を迎えました。この本訴の提起の意味は、(1)こちら側の闘い姿勢を一層強く相手に示していく、(2)証人を随意に法廷に呼び出す(仮処分裁判では出来ない)ことにより、裁判を有利に展開させる、こと等であり、本訴の提起とともに弁護団への着手金の支払い等、今後裁判費用がかさむことが予測されますので、皆様の一層の御支援をお願い致します。なお、本訴の着手金二〇万円は、その大半を日大小松崎先生が集められ、それに当会の積立金より補てんして、既に支払いを済ませましたことを御報告しておきます。

小林裁判が新たな局面を迎え、一方河村裁判の結審が近づいて

### カンパ振込先

- 富士銀行鶯谷支店 一五四一五七五一三六
- 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四六六九
- 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三一七九六一
- 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
- 郵便振替 東京一三一四〇九八

### 次回公判期日

日大・小林裁判 五月六日(木) 午後一時～

東京高裁五一五法廷

◇ 日大から準備書面(解雇の法的根拠)提出

関学大・河村裁判 六月二三日(火) 午後一時～

三時

横浜地裁五〇二号法廷

◇ 河村氏の本人尋問

# 救 援 通 信

## 17

編 集 行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八一八  
グリーンパークマンション五一〇  
AUR A設計工房内

1.0・26  
1981

### 「小林忠太郎・河村隆二激励集会」

報 告

六月二〇日付で案内しましたように、日大の小林氏と関学大の河村氏を激励するための集会在、七月十一日に新宿区四谷公会堂にて開催されました。準備段階で予定していた会場が変更されたことが、小林氏に伝わっていませんでした。何とも言い訳のしよらないような不手際があつて、ついに小林氏は間に合わず、集会の意義は半減してしまいました。多忙の折、かけつけて下さった方々に深くお詫びします。参加者は十五人で、予想を大きく下回り、この点も含めて入念な準備および宣伝が不十分であつたことを反省しております。

集会においては、河村氏の方から二点にわたつて興味深い報告がありました。その第一点は裁判の進行状況に関するもので、六月二〇日の法廷における本人尋問の内容について、河村処分の背景となる十年前の関学大の状況をふり返りつつ詳しく説明されました。学長就任直前の岡本が、河村氏立ち会いの、学生との話し合いの席で、「学生の処分はしない」と約束したとの河村氏の証言（岡本は「覚えていない」とぼけているが）が重要な意味をもつて来りだといふことでした。

河村氏の報告の第二点は、今まさに河村氏が自らの生活のためにかかわっている、原子力発電所あるいは使用済燃料再処理工場からの廃棄物処分問題についてでした。この、きわめて今日的で、困難をきわめる課題とのとり組みの中で、河村氏は過去の自らにかけられた攻撃の質を再度問い直しているようでもありま

た。

河村氏の報告をうけて若干の討論のあと、出席した人々から激励の意味も含めてカンパが寄せられ（総額十一・五万円）正味わずか一時間半の集会が終了しました。

数々の不手際で集会の本来の目的を達したとはいませんが、河村氏の報告は、きわめて今日的な印象を与え、たまたまいつづけるとはどういふことを考えさせてくれるものでした。次にこの種の会をもつときは、小林氏の農業問題への取り組みについての報告も含めて、もっと充実したものにしたいと考えます。

（以上、田宮 記）

- 1 -

### 河村氏・本人尋問開始される 第36回・37回河村教学権裁判報告 K・G・U・反処分共闘

関学大における全共闘運動より二年、河村氏が関学大を追放されてより九年、横浜地裁に教学権確認の提訴を行つてより八年という長期にわたつて斗われて来た河村裁判闘争も、本年（一九八一年）六月二三日（第三六回）、及び十月一日（第三七回）に行なわれた公判において、いよいよ河村氏の本人尋問が開始され、教学権確認裁判も大づめに近づき横浜地裁における最後の闘いに突入いたしました。これにより来年度中にも結審というスケジュールとなつて来りました。

この二回にわたる公判において主に原告側主尋問が行なわれ、

この間多くの証人によりなされて来た証言の事実に対する、河村氏本人による事実の確認および否定がなされました。

特にその中において河村氏が、緊急処置要綱に基づいて、学内で演説したことを理由に四名の学生が除籍処分された事に対して反対した事、それはとりもなさず一九七二年一月二五日の工学部教授会において決議された「除籍を含まない処分」を翌二月二六日に撤回し、除籍処分とした当時の工学部教授会および大学当局指導部に対しての教育者としての反対であり授業ボイコットであった事が再確認され、また、河村氏の自宅研修処分中、再三にわたり岡本より河村氏に対し河村氏の思想信条の自由をおかすように自己批判を強制した点には、大学管理者の大学存続などと言ふ大義名分の基に、逆らう者は、すべて大学から放逐すると言ふ姿勢が、はつきり現われていると思われま

私たちは、河村氏のこの十年間の闘いはまさに教員の良心に於り開始され、今なおその良心の基に闘っている事を再確認し

この裁判闘争も大づめに近づき、この本人尋問が大きなウエイトを占めてまいりました。皆様の傍聴を期待します。

### 日大・小林裁判（東京高裁・仮処分）

本人尋問抜きで結審へ

### 12・9結審法廷に支援の渦を！

小林裁判に勝利する会

76年1・28地裁判決（却下）を不当とし、怒りを結集して今日までご支援頂きました日大・小林裁判（控訴審）は、これまで五年の歳月と諸兄弟の浄財を費して、日大側証人二名、小林控訴人

御証人四名の尋問を終り、来る十二月九日、双方の最終準備書面提出を以て結審という段階に至りました。

この間、「救援連絡会」の運営に当つて下さった諸兄、多額のカンパをもつて法廷闘争を支えて下さった皆さんに、まず御礼を申しあげます。

前々回の法廷（八月五日）で、裁判長は本人尋問は「必要なかろう」という判断を示しこれに対して小林氏代理人から、本人尋問を要求しましたが、結果として、九・三〇法廷に本人（小林）陳述書により、大学側証人による明らかな偽証（事実の歪曲など）部分を具体的に指摘するに止まりました。

本人尋問を省略した裁判所の意向が奈辺にあるかは容易に判断し難いところではありますが、小林氏代理人一同は、当面、最終準備書面に全てを期して奮闘中でありま

私たちは、来る十二月九日、午後一時、東京高裁五一五号室（第六号法廷）に大結集をかちとり、日大斗争の何たるやを、小林裁判の現在の意義をお大なるを誇示して、勝利への一石を投じたものと考えます。

これまで傍聴されていない方は是非この際、そして度々おいで下さった方も、この日は是非、傍聴と声援をお願いします。（N）

△反大学講座・「農業原論」第五四回▽

黒いミルクを告発する

— L L 牛乳の正体をあばく —（仮題）

11月7日（土）午後六時〜九時

渋谷・大向区民会館

（西武百貨店A B間入る）

講師・高松 修氏（都立大）

次回公判期日

日大・小林裁判 十二月九日(水)

午後一時～

東京高裁七十五法廷

関学大・河村裁判 八二年一月二一日(水)

午前十時～正午

横浜地裁 五〇二号法廷

カシバ振込先

- ・富士銀行鷹谷支店 一五四一五七五一三六
- ・第風勸業銀行赤坂支店 〇五五一一二一四六六九
- ・三菱銀行恵比寿支店 一三六十四三一七九六一
- ・三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
- ・郵便振替 東京一三十四〇九八

救援通信

18

編集発行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八一八  
グリーンパークマンション五一〇  
AURA設計工房内

5・1  
1982

日大・小林裁判控訴審

判決の日決まる

最終準備書面

一九七六年より斗い続けて来ました、日大・小林忠太郎講師の東京高裁における控訴審も六年の年月を経てようやく判決の日を迎えることになりました。判決の日は次の通りです。

◎五月二六日(水) 后一時

この日、東京高裁への皆様の御参集をよびかけます。判決の日を前に、先頃法廷に提出した、最終準備書面を皆様に届けます。

昭和五一年(特)第二二五号

控訴人 小林 忠太郎  
被控訴人 学校法人日本大学  
昭和五六年一月九日

右控訴人訴訟代理人  
弁護士 後藤 昌次郎  
同 小 池 貞 夫  
同 福 田 拓  
同 有 賀 信 勇

東京高等裁判所第一民事部 御中

第一、はじめに  
本件懲戒解雇が違法無効なものであり、従ってまた右解雇を認容した原判決は破棄されるべきである所以は、すでにこれまでの控訴人準備書面において繰述したところであり、当審において顕出された各証拠は、右主張を一層強く裏付けるものであると思料する。

端的に言って、本件解雇は、一年近くに亘って大学が封鎖されるという未曾有の事態に発展した「日大紛争」の渦中において、何とか学生の信頼をとり戻し、学園の民主化と授業の再開を図るべく日夜努力していた控訴人の一連の行動の中から、極めて断片的な一部を、しかも当時の状況から切り離して抽出しこれを歪曲することによって、あたかも控訴人がスト派学生の指導者・煽動者であったかの如き虚構のもとに、なされたものである。

換言すれば、控訴人は、紛争が一応の収束をみた時点になって、被控訴人もしくは農獣医学部教授会により、その無為無策無反省と変節を隠蔽するための、スケープゴートにされたものと言わざるを得ない。  
原判決もまた、証拠を厳格に精査・検討することなく、極めて安易に右虚構にのっとり、驚くべき事実誤認に陥っているものであって、到底破棄を免れないこと明らかである。  
以下、従来の主張との重複を避け、当審において明らかとな

第三

つた事実を中心に、原判決の問題点を若干補足したい。

一、 原判決は、「弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる疎乙第一七号証および証人佐々木実の証言によれば、申請人は、昭和四三年六月中旬頃、学生会役員室において、学生会役員に対し、ストライキ突入は当然であるかの如く話すとともに、ストライキに突入した場合における学生の占拠部署についての具体的指示まで与えていたことが一応認められる」と判示している。

右判示は、控訴人の昭和五一年四月一九日付準備書面「事実誤認の根元」三(三)に述べたとおり、全くの事実誤認であるが、原判決の非常識と偏見が典型的に現われており、かつ、原判決の全般的な事実誤認の原因ないし基調となつてゐる点なので、特に改めて次の諸点を指摘しておきたい。

二、 これが全く架空の「事実」であることは、被控訴人すらこれを懲戒事由とすることができなかったという事実自体から明白である。もしこれが真実とすれば、被控訴人はこの一点だけで控訴人を懲戒解雇にしたであろう。控訴人に現に向けられてゐる懲戒事由など及びもつかない学内秩序侵害行為だからである。

三、 原判決の全般的な事実誤認の原因ないし基調となつてゐるのは、まさに右の点における事実誤認にある。控訴人に対する懲戒事由を、それが事実であり、しかも懲戒解雇に値する事実であると認定するには、右のような虚構を前提として控訴人の人格と行動を歪曲しなければできないことである。

佐々木実証人は、控訴人に対する懲戒事由と右の「事実」とを比べてどちらが重大なのか、「その価値判断はちよつとわかりませぬけれども」といながら、この「事実」が懲戒事由にならなかつたことを不思議に思わなかつたかといつて聞かれて、「思いました」と証言した(当審第二一回期日)。大学側証人さえ不思議に思つたと言わざるを得ないほど重大な「事実」な

のである。それが懲戒事由にされなかつたのは、そのようなことがありえないことを、被控訴人自身が良く知つていたからである。だからこそ、安藤学生を反対尋問にさらされる証人とすることを回避したのである。そして控訴人が日大紛争の黒幕であるかのようなイメージを与えるために安藤学生一片の陳述書(疎乙第一七号証)を利用した。同陳述書は、日大紛争の現状を少しでも知っている者にとっては、とても信用できない代物なのであるが、原審はそこに描かれた虚構のイメージに促され、全般的な事実誤認に陥つたのである。

四、 農獣医学部のバリスタは、一部学生の専横や暴力によつたのではなく、まして控訴人の煽動や指示によつてではなく、学生会の正式の決議によつて行われたのである。

日大紛争の原因は、第一に「二〇億円使途不明金問題」に象徴される古田理事会の腐敗と専横にあり、第二に、それに対する教授会の対応の不充分さにあつて、それが学生大衆の積年の不満と相俟つて、学生会総会のスト決議(昭和四三年六月一九日)となつて現われたのである。このことは農獣医学部教授会作成の「学園紛争の経緯」(甲第八号証)によつても明らかである。それは日大の特殊性に淵源する歴史の必然といふべきもので、一教員の煽動や指示によつて左右されるような根の浅いものでは決してない。事件当時から日大理事であり、現日大総長である鈴木勝氏も「いま静かに反省すると、あの紛争は必然的に起つたものですね。学生たちがいったことも無理なかつたな」と思ふ……と述べているのである(甲第九七号証)。

五、 さらに、農闘委の指導者の一人であつた証人最首康市の証言(当審第九回期日)によれば、当時の農闘委では控訴人の名前すら知られておらず、組合支部は御用組合であるという程度の認識のされ方であつて、煽動や指導などなし得るはずもないことは明らかである。右「事実」は疎乙第一七号証の作出した虚

第三

構であり、全く措信しがたいものであるにも拘らず、原判決は安易に右虚構に寄りかかり、しかも該虚構にもとづく偏見によつて本件事案全般の事実誤認に陥つたものと言わざるを得ない。

一、 必然的に発生し、かつ口を追つてエスカレートする闘争を前にして、「理事会は何ら具体的策を示さず沈黙を守るのみ」(甲第八号証)であり教授会も「具体的解決策を見出すことができなかった」(同)状態の中にあつて、各教員の対応も区々たらざるを得なかつた。

唯野哲男証人の如く、大学全体の動き、学部全体の状況にはひたすら耳目をふさぎ、狭い学科内にとじ込めて数名の学生の持ち込む噂話のみ耳を貸し、理事総退陣を求める教授会決議にも態度を留保した教員もいた(同証人の証言、当審第一七回期日)。

又水野講師の如く、二〇億円使途不明金に激昂し、ストライキを決議して意気あがる学生達を前にして、自らのネズミの実験が破壊されることのみを怖れてストライキの中止を訴える教員もいた。

控訴人をはじめ若手教員の如く、あらゆる機会をとらえて学生を説得し、彼等の要求には理解を示しつつ、暴力や、パリケード封鎖に至らぬよう、又封鎖後は一刻も早く授業再開が出来るよう懸命の努力をなした教員もいた。

いづれが真に大学のためを思い、当時の教授会の意向にそつた行動であつたか、おのずから明らかであらう。

二、 紛争が一応収束された段階になつて、自己の無策を激しい理

事会の強圧に屈服した変節を糊塗するための人身御供に控訴人が選ばれたと解する以外、本件解雇は理解しえないのである。

そしてそのためには、まず控訴人が農闘委の指導者であるとの虚構を作出する必要がある、そのために、前述のような安藤学生の陳述書や、田中学生の陳述書(「口頭一般学生の間で申請人が農闘委系学生の指導者であると認識されていたことを思い出し云々」)あるいは四三年七月、八月頃には控訴人が農闘委の指導者であるとの噂(唯野証言、前掲)など、全くテストや反証不能な証拠が動員されるのである。

そのうえで、昭和四三年五月、六月頃頻発し始めた、体育会系学生との暴力や衝突を危惧し「暴力に対しては暴力で答えてはならない」と説得した組合支部のピラ(疎甲第二号証)を逆に暴力を煽動するものと解する、全く不可解な曲解(唯野証言)をなし、あるいは、同年一〇月三十一日の畜産学科協議会において、多くの出席者が「問題解決の方法」をめぐつて真剣に討論しているときに安藤学生より「日大闘争がどうなるうとも早く卒業したい。サラリーマン学生で結構だ。」との発言がなされた際、控訴人だけでなく、尾川、海老両助教授もそれぞれ右学生をさとす発言をし、むしろ最も激しく叱つたのは尾川助教授であつた(尾川証言、当審第一一回期日)にもかかわらず、あたかも安藤学生の発言が全員の意見を代表し、これに対し控訴人一人が煽動したかの如き歪曲を行うのである。

さらに昭和四四年五月九日、学内授業再開の初日、控訴人は入門チェックの副責任者として、責任者である尾川助教授と共に、学生をいたずらに刺激することなく無事入門させるべく腐心し、たまたま一人の学生がこのような屠殺場の入口みたくなところからは入れないとこねているのに対し、「今さらめめしくこういうところに来て何をいうか。民主化は中へ入つて正々堂々とやるんだ」と強引に説得して入門させてさえている(尾川証言、前掲)のに拘わらず、全く逆に、チェックの補助をして

いた塩谷助手に農圃委系学生をけしかけたとの虚構を行って  
るのである。しかも当の塩谷助手からは、何の事情聴取も陳述  
書の提出も行われずである。  
三、右で述べた二、三の事例からだけでも、本件解雇が、又それ  
を認容した原判決がいかに偏見と歪曲に満ちたものであるか、  
自ら明らかである。その余の事由についても、すでにこれま  
でに詳論したとおりである。  
貴裁判所の透徹した洞察力を信頼し、原判決が破棄されんこ  
とを切望するものである。

第四

一、被控訴人が本件懲戒解雇の根拠規定として主張する日本大学  
教職員服務規則および同規則二七条に基いて定められた懲戒規  
程は、労基法にいう就業規則としての効力をもちえないもので  
ある。すなわち、同法にいう就業規則としての効力をもつため  
には、第一に、当該就業規則の作成について、当該事業場に労  
働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労  
働組合、それがいない場合においては、労働者の過半数を代表する  
者の意見を聴くこと、第二に、右意見を記した書面を添付して  
当該就業規則を行政官庁に届け出ること、第三に、労働契約の  
締結に際しては当該就業規則の内容を労働者に明示し、かつ、  
当該就業規則を常時各作業場の見易い場所に掲示し、または備  
え付ける等の方法によって労働者に周知させることが要件であ  
る。(同法九〇条、八九条、一五、一〇六条)

しかるに、前記服務規則および懲戒規程の作成については、  
被控訴人は当該事業場(すなわち本件の場合農圃医学部)にお  
いて労働者代表の意見聴取も、行政官庁への届出も、明示・周  
知もした事実はない。

三、懲戒処分は使用者が労働者に対して一方的に課するサンクシ  
ョンであるが、元来労使関係は対等な私人間の契約関係である  
から、使用者はアブリオリに固有権として懲戒権を有するもの

に「右のような公教育法の法理による制限を課されている」の  
である。(兼子仁「教育権の理論」一九二―三頁。)

このような観点から本件をみるならば、被控訴人は控訴人の  
教師としての教育活動に対して、「日大紛争」が一部学生の煽  
動と暴力によってのみ発生・拡大し、控訴人がそれら一部学生  
の背後の黒幕として指導したとの歪曲と偏見の立場から一方的  
な非難を加えて懲戒解雇の拳に出たものであって、本件解雇は  
このような観点からも違法・無効たるを免れない。

四、原判決の教授会自治に関する驚くべき倒立論理の誤りと、解  
雇権濫用論についての判断の脱漏については、すでにくり返し  
触れたところに譲る。

いずれにせよ、本件懲戒解雇処分は、処分事由の点からも、  
また処分手続の点からも違法・無効たるを免れず、原判決は一  
刻も早く破棄されなければならない。

以上

第三八回・第三九回 河村裁判報告

さる一月二二日(第三八回)・三月三〇日(第三九回)と二回に  
わたり、河村教学権裁判・河村本人に対する大学側反対尋問が  
行なわれた。当日は十数名の支援の友人等による出席があった。  
両回とも大学側弁護人は当時の状況の確認に終始した。内容的に  
は何らの新しい問題はなかったが、大学側・岡本元学長にとつて  
ますます不利に展開していることは確実である。おそらく次回を  
もつていよいよは結審と云う局面にやがて来ている。第三八回において  
裁判所から和解の打診があった。大学側は退職と云うのであれば  
受けるとし、河村氏側は現在の段階では受けられないと答があった。  
最終段階に云り皆様の傍聴を期待しています。

○次回は六月一七日午後一時より行なわれる。

ではなく、労使間の契約ないし合意なくして懲戒権はありえな  
い道理である。労基法が使用者に対して「制裁の定をする場合  
においては、その種類及び程度に関する事項」を就業規則に定  
めるべきことを義務づけている(同法八九条一項九号)のも、  
この趣旨にはかならない。

しかるに、被控訴人が本件懲戒解雇の根拠とする前記服  
務規則および懲戒規程が、就業規則としての法的効力をもちえ  
ないこと前記のとおりであり、右服務規則・懲戒規程以外に本  
件懲戒処分を根拠づけるべき契約や合意は一切存在しないから、  
結局本件懲戒解雇はその法的根拠を欠き無効といふべきである。  
三、なお、被控訴人は、学校法人と教員との関係は一般私企業に  
おける使用者と労働者の雇用関係とは本質を異にする関係であ  
り、学校法人は当然に教職員に対して懲戒権を有するかのよう  
な主張を展開しているが、右は明治憲法の教師聖職論ないしは  
公務員の労使関係においてすらすでに判例・学説とも捨てて顧  
みない特別権力関係論に依拠する立場であって、なんの法的根  
拠もない誤見である。

むしろ逆に、現行憲法下における教員の身分・地位に対して  
は特別の身分保障が与えられているといわなければならない。  
教育基本法六条二項は、「法律に定める学校の教員は、全体の  
奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努め  
なければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、  
その待遇の適正が期せられなければならない」と規定している  
が、ここにいう全体の奉仕者の趣旨は、教員は、公立学校と私  
立学校とを問わず、「子女国民の教育をうける権利に充てる公  
教育にたずさわることを指している」と解され、公務員の全体の  
奉仕者とは異なる。そのゆえに私学の教師をふくめて教師には  
特別な身分保障が公教育上与えられるのである。」従って、私  
立学校設置者がその教師に対して行ふ解雇は、解雇権濫用の禁  
止という契約法および労働法の一般原理の適用を受けると同時

五・二三反核東京行動に注目せよ

田宮高紀(理科大)

労働運動が「ストなし春闘」に象徴されるごとく、無力化・弱体  
化の一途を歩んでいる今日であるが、一方において、核兵器の廃絶  
を要求する反核運動は空前の昂揚をみせている。四月一六日、総評  
会館で開かれた「平和のための東京行動実行委員会」には、三〇〇  
団体四〇〇人が結集して、五月二三日の通称「三〇万人集会」を成  
功させるべく活発な討論がなされた。このような大衆レベルでの実  
行委員会をもつことなく招集された「ヒロシマ集会(三月二一日)」  
に全国各地から二〇万人も結集したことから考えると、東京集会は、  
おそらく三〇万人を大巾に超える大集会になるであろう。

主催団体のトップは、今のところ、この運動が急速に反政府運動  
に成長していくのを恐れ、なんとかして「平和を願う心」の表現と  
いう一般的、抽象的な課題にのみ限定し、フェスティバルの域を超  
えないものとして演出しようとしている。しかし四月一六日の実行  
委員会では、現実には軍拡政策を強化している日本政府に対する姿勢  
を明確に示せとか、原爆の材料を生み出す原発についても討論の場  
をつくれとか、主催者・マスコミ・政府の思惑をどんと超えて、  
つき上げの発言が相いで出された。

昨春秋以来の欧米の反核運動の昂揚に刺激されたものとはいえ、  
これを機に各地で展開されている様々な運動が一つになって大きな  
力に発展しようとしている。

行革・合理化・増税という相つぐ攻勢と、無気味な労線統一の動  
きの中で、大衆運動が次々と無力化させられるかと思われる状況の  
中で、新たな形態での大衆運動の昂揚が今もたらされようとしてい  
る。

我々もこの動きに注目し、我々に何ができるのかを即刻検討しな  
ければならないと考える。



小林講師・日大闘争への証言(一)  
東京地裁(仮処分申請) 口頭弁論集  
「正義と自由の旗標の下に」

乞い一読・好評頒布中

東京地裁・昭四五(回)第二二二〇号・仮処分申請事件として一九七〇年三月から開始された「日大・小林裁判」は小林講師不当解雇撤回法廷闘争は、一九七六年春から闘いの場を東京高裁第十一民事部(昭和五一(回)第二二五号)へ移した。

その間、一九七六年一月二十八日の東京地裁・奥村長生判決は、「申請を却下する」とし、その理由は「大学の自治すなわち教授会の自治を尊重するたてまえから、よほどの事が無い限り、裁判所といえども教授会決定に介入しない」という趣旨であった。農獣医学部教授会に果して自治はあったか。

しかも東京地裁は、この判決にいたるまで七年にも及ぶ歳月を費して、申請人の訴える「仮処分」の本義たる「緊急性」を無視して小林講師の生活と、研究者としての生命をおびやかしたのみならず、申請人・小林講師自身の弁論のほか、申請人側各証人による証言をことごとく斥け、「御用」証人の偽証や「右翼」学生名義の一片の陳述書を「根拠」として、人間・小林講師に対して悪魔の判決をふり下したのである。

ここに、無視された、真実の一部をお伝えし、ご批判を乞う。

控訴審結審を目前に：「日大・小林裁判に勝利する会」

あながき・より

先 込 振 付 カン

- ・ 富士銀行 鷺谷支店 154-575136
- ・ 第一勧業銀行 赤坂支店 055-1214669
- ・ 三菱銀行 恵比寿支店 136-4317961
- ・ 三井銀行 赤坂支店 069-961-589
- ・ 郵便振替 東京-3-4098

救 援 通 信

19

編 集 行 大 学 教 員 救 援 連 絡 会  
東 京 都 台 東 区 上 野 公 園 十 八 一 八  
グ リ ー ン パ ー ク マ ン シ ョ ン 五 一 〇  
A U R A 設 計 工 房 内

8・1  
1982

日大・小林裁判控訴審敗ける

去る五月二六日、日大・小林講師の控訴審判決が東京高裁で下りました。結果は控訴棄却と訴訟費用云々の二言、裁判長が入室してから終わるまでたったの数秒、あたまた来るなあ。あまりのあつげなさに後藤弁護士が立上り、判決理由を読み上げよと申し立てるも聞き入れられず、傍聴人(当方二十数名)一同慄然たる表情で退席。

判決理由は一審とかなり趣を異にし、一審では処分理由(十二項目)のひとつひとつをあいまいに判定し、いわば〇×〇〇〇の論理で処分至当を理由づけたのに対し、今回は十二項目それぞれについて明快な判定を下しているのが特徴的です。判定結果をここでかいつまんで言いますと、十二項目のうち三項目はこちら側の言い分が通り粉砕、残る九項目についてはいずれも小林さんの言動が秩序びん乱と評価されるというものです。この秩序びん乱という言葉がやたら目につく判決文でありました。あとで知ったのですがこの判決の裁判長はこの月の二、三日前にあった、あの「内申書裁判」の裁判長と同一人だったのです。運が悪いといつか何というか、このところ司法の反動化はひどいものですね。

判決後、今後どうするか、一裁判(本訴)を続けるか否か一をめぐって、当連絡会と「小林裁判に勝利する会」とで二回小林さんを囲んでの集まりがもたれましたが、最後は小林さんの決断で裁判闘争を続けることに決まりました。したがって当連絡会もこ

れからも小林裁判の支援を続けることになり、みなさまの一層の御支援をお願い致します。(宮内記)

小林・河村両氏を励ます会

日 時 九月四日(土) 后五時より  
場 所 文京区民センター

(文京区春日町)  
国電・水道橋駅 下車  
地下鉄・後楽園駅  
丸(八一四)六七三一(代)

小林裁判の今回の判決のこと、河村裁判の結審のこと等をテーマに、集まりをもちます。御参集を呼びかけます。

# 5・26 高裁（仮処分）判決にめげず

## 「本訴」で最後の決着を！

### 日大・小林講師に今一度、拍手と協力を！！

#### 「日大・小林裁判に勝利する会」

都合十二年、折角みなさんの温かい御支援ご協力にも拘らず、控訴は棄却されました。

5・26 高裁判決で裁判長・石川義夫は、人間の復権を求めた「日大闘争」の本質をわきまえず、一切の経緯と背景を無視して、企業の論理と倫理で日大の名誉と秩序を優先しました。

教育基本法、学校教育法はむしろ逆にとられ、小林講師の言動を秩序びん乱と断定する為に悪用されました。小林氏の発言と行為の背景は「日大闘争」の経緯・状況は一切度外視されました。

下山人・石川義夫が、一週間前に「内申書裁判」の逆転判決をした悪名高き反動判事であることを思うと、怒りはさらに増幅せざるをえません。

しかも、この判決で石川は、小林氏側証人2名、教員2名、学生2名が証した真実に耳をかさず、御用証人2名（教授）の伝聞と嘘言のみを採用したことは、何としても許せません。

随所に事実誤認を許したまま、本人尋問を省略させてしまったことは、結果がらして、わが法廷闘争上の欠かんであったと思います。

いずれにせよ、このままでは引き下れません。長い間ご支援下さった皆さんに対する責任も果たせません。また、教育・研究の道を行く小林氏の「自殺」行為とも思えるからです。

小林氏と「勝利する会」は、一ヵ月余り自問しつづけ、悩みました。

しかし、ようやく「本訴」を決意しました。その間、宮内・河村・田宮氏を始め、支援連絡会の皆さんの激励を頂き、勇気づけられたことは申すまでもありません。

「解雇理由」12項目のうち、二・三については、小林氏を非とするに当らず、と言わせはしましたが、残る「理由」一つ一つについて、可能な限り多数の証言を得て、とくに教職組関係の人たちにも証言を願って、あの時あの状況の中では、小林講師のあの言動こそが真に教育の名に値するものであったことを、具体的に立証したいと思うのです。

もとより、生命に軽重はありません。しかし、実験用ネズミのいのちよりも人権が軽視されていいはずはありません。

小林氏は去る6月15日、52才になりました。しかし、十二年前よりむしろ生き生きと頑張っています。七年目の「農業原論」を、裁判所を教室にする小林氏には定年がありません。「本訴で決着をつける、それまでは何としても生き抜く」と、固い決意に燃えています。

ここに、今一度、大学教員支援連絡会に参加・賛同される皆様

に力強いご声援・ご協力をおねがいする次第です。

# 関東学院大・河村裁判斗争

## いよいよ最終公判へ

◎九月十六日（木）午前十時～十一時

◎横浜地裁 五〇二号法廷

河村裁判斗争も足掛け十年の歳月が経過し、いよいよ次回公判（九月十六日）において、河村氏に対する大学側反対尋問および原告側補充質問をもって結審と云う局面を迎えています。

この十年間において我々を取りまく状況も大きく変化し、河村氏が裁判斗争を開始して以来共に闘って来た教員裁判斗争の、理科大（宮内氏）の和解、一九七六年以来闘い続けて来た日大（小林氏）の東京高裁における控訴審敗訴、学生裁判斗争のセイケイ

大の和解、武蔵工大の一審敗訴と言う当局側にとって有利な状況の中、さる六月一七日（第四〇回公判）に河村教学権裁判・河村本人に対する大学側反対尋問が行なわれ、前回の公判まで行なわれていた、当時の状況の確認に終始していたとは打って変わり、

大学解体を叫ぶ者、大学の秩序を乱す者、全共斗およびシンパに対しては、大学管理者の大学存続と言う大義名分の基礎は、すべて大学から放逐するのは当然であると言う事をさかんに印象づけ、

河村氏もその一派であると言う事を印象づけるのに終始しました。私たちは、河村氏が教員の良心によつて緊急処置要綱に基づいた除籍処分に対し「授業ポイコット」を行い、その後の自宅研修処分中に大学当局者は大学当局（岡本）への忠誠を強要し、それを拒否するや大学当局者にさからう者として大学から放逐する

という暴挙に対し、河村氏のこの十年間の闘いはまさに教員の良心により開始され、今なおその良心の基に闘っている事を再確認

しました。

河村裁判斗争も最終段階に至ってまいりました。皆様の傍聴を期待します。

（KGU反処分共斗）

## カンパ振込先

富士銀行 鷺谷支店	154-575136
第一勧業銀行 赤坂支店	055-1214669
三菱銀行 恵比寿支店	136-4317961
三井銀行 赤坂支店	069-961-589
郵便振替	東京-3-4098

### 控訴棄却にめげず

#### 司法反動化に抗して

#### 「本訴」で斗います

長い間のご支援にもかかわらず小林控訴は棄却されました。ご声援くださった皆さんに心からお礼とお詫びを申しあげます。くわしくは、同封させて頂く会報34号にゆずりますが、このまま引き下ろすことはできません。

「日大斗争」68、69年の高まりは、人権を求める10万学友の大きなうねりでした。あの時、あの状況の中で、あの言動こそが教育・研究の名に値するものであったことを、今もって、いや今こそ確信している小林氏は、残る人生をかけての「本訴」を決意されました。

少なくとも実験用のネズミと人権の重みが問われた、あの状況における小林講師の発言と行動の正当性を、何としても立証しなければなりません。

政治的反動化の中で、司法がますます人民の側から遠のく気配は誰の目にも明らかです。

山積する困難と、悪化する状況の中で、控訴棄却に屈せず決意をかためて「本訴」に立ちあがった小林講師に、旧に倍するご支援をおねがいする次第です。

末筆ながら、10月20日本訴提起に向けての手続きの段階から、井

護団に新しく一名加わって頂きました。その昔、私どもの戦友であった城戸浩正弁護士です。何分よろしくおねがいます。

△小林裁判に勝利する会▽

◎ 第一回公判 一九八三年一月二十日（木）

東京地裁民事十九部法廷

### 河村△教学権裁判▽の現在の状況報告

さる九月十六日教学権裁判の最終証言が河村氏により行われ、裁判長職権により和解の提案があった。河村氏側としては復帰を含まない和解に応じられないとしたため、裁判長はそれも含めてとして、十月六日に和解の期日が入りました。当日倍席裁判官は提案として ①復帰 ②一定期間在職後退職 ③金銭解決と三つの方法を考えているとして大学側・原告側に提案した。その後十月二十日、十一月十五日、十二月七日と三回にわたり和解の問題が横浜地裁民事七部で行われました。最終的には大学側は①の問題は受け入れられない、②、③により金銭解決として、名誉回復Ⅱ解雇撤回を行うという提案があり、河村氏側は価値判断の問題で

ないとし①に固執し、両者相<sup>た</sup>れることなく、十二月七日河村氏は和解打ち切りを表明しました。裁判官はこれは最もよい条件であるとして、河村氏説得にあたりました。しかも裁判長も登場して、再考を要請して来ましたが、河村氏はよく考えた上での結論であるとして、今回の和解の話はこれで終了しました。十一月十二日は最終準備書面を提出し最終回となります。この間の和解が決裂した状況について河村氏の最終陳述書が提出されます。同時に掲載します。

### 最終陳述書

原告 河村 隆 二一

横浜地方裁判所民事第七部御中

昭和四八年以来教学権裁判を行って来て、ここに最終的的局面に至りました。私はこれまでの経過及び今後の自分の生き方を考えて、簡単に最終陳述書を書くことにいたします。

これまで私の人生を支えてくれた人達は、私が逆境にあるとき励ましてくれた人達であった。それぞれ時間のひとこま、ひとこまにその人に感謝の気持は忘れてはいません。これが私にとって人並の苦勞・貧困・苦学・死別等全て耐える力を与えてくれたと思っています。

私にとって人生の唯一の負い目は昭和四六年夏最愛の子供を失ったことです。これは私にとって一生の重荷として、背負って来たとし、背負ってゆくつもりです。そのときの葬儀に数多くの先輩、同僚、友人学生諸氏がかけつけてくれたことが、どんなにうれしかったか忘れることが出来ません。とりわけ昭和四七年二月二十六

日学生を除籍処分にした岡本先生、除籍処分された全共斗系学生が同席し、激励してくれた事を忘れることは出来ません。恩を感じている人が逆境にあれば何らかの力にと思わない人はいないと思います。

一月二十五日の工学部教授会では除籍を含まない処分として決定しました。私は反対であっても、その場は沈黙しました。翌一月二十六日岡本先生の圧力で再審となり、昨日の決定が私の目の前で逆転しました。除籍処分と云う処分は教育の場ではあってはならない、又教育の放棄であると考えました。私はこの一件で狂気のごとく、きどおり午後の全学教授会の記録にあるとおり、岡本先生と対決する形に至ったわけです。当日全学教授会での岡本先生の発言、又一月五日のなぎさホテルでの約束をおして、私には岡本先生に不本意ではあるが、いづれかの外部の圧力に屈服したとは思われませんでした。裁判をおして明らかになったことは、そういう言葉の重さを岡本先生はお忘れになっていたと云うことでした。当時私にはどういいう形で自分の立場、主張を表明することが出来るか判断が出来ませんでした。たゞ思いついたことが授業拒否と云う表現でありました。他人に軽率な行為といわれましたが私には他の方法が考えられなかったのです。結果的には首尾一貫せず両親、家族、友人の説得により、教員であることを望むが故に授業拒否を撤回しました。人間としてはずかしい事であるとも今でも思っております。

教員であることの喜びと問われたとき、学生の人生と云うドラマの初めの舞台に立ち合うことであり、次の将来の舞台を見つめてゆくことであると思えます。その意味でこの九年有余の裁判は単なる価値判断の次元の問題ではなく、意味の次元の問題であったと位置づけしております。教員と云う職業は自分にとって天職であると考えて来たとし、仮に才能がないとしても、自分にとって一

番適していると思われず。別に大学の教授でなければならぬと云うのではなく一教員として残された人生を全うしたいと思っております。

現在生活のため一企業に働いておりますが毎日疑問を持って日々を送っております。一方解雇以来私に対する汚名は消えたとは云えません。和解による金銭解決は価値判断の次元であり、この九年度の意味と教員として生きてゆくための必要条件であっても十分条件とはならないと判断しました。名譽回復の解雇撤回には復帰と云う実体が伴わなければ、現実に教員として通用しないと考えます。私にはこの裁判に勝利し、教員として原職に復帰することのみ、教員の道が残されているのです。私にとって一生の五分の一をこの裁判にかけてきました。貴裁判所の良心に訴える次第です。

そもそもこの裁判は単なる管理、秩序の問題であつたであろうか。教育過程で教員と学生のふれあう接点は信頼関係だけであると思ひます。そして私はそれを信じて行動して来たつもりです。両者の信頼関係が成立したときのみ初めて教育と云えるのではないだろうか。学問体系、真理探究を通してと云う言葉の中には、教育の一部しか含まれていないと思ひます。私は昭和四六年以降そういう意味では精一杯努力して来たつもりです。各証言をみればその内実がはつきりすると思ひます。

私に残された人生を自分の子供に胸を張って誇れるものは何もありません。だゞこの裁判を通じてあらわれた真実のみが残されているだけです。私の子供がどう解釈するかは自由であると思ひます。たゞ私が苦しんで来たこの九年間の汗の一滴が私の子供の心の中に残ってくれることを願っております。

昭和五七年十二月八日

### 小林・河村両氏を励ます会報告

九月初旬、昨年同様小林・河村両氏を励ます会が、文京区民会館で開かれしました。しがしながら、昨年とは違い、参加者の人数は当初の予定をはるかに超え、多数の人々が東西南北・遠近を問わず参集し、支援の熱意がいまなお高いを示しました。当日は、小林・河村両氏を初め、神戸大学の松下氏、新任の弁護士川崎祐東先生等々の顔が見られました。励ます会の開催時期は、日大・小林氏の東京高裁での控訴棄却の直後であり、また関東学院・河村氏の本訴結審直前という、裁判の重要な節目に当たっていました。この様な事情も重なり、多数の支援の人々が参加されたと推察されましたが、参加の皆様は、実情に情熱にあふれ、支援の熱意がまださめずの趣きでした。小林氏からは、仮処分から本訴へと日大斗争にかかわった者の一人として、その斗争の本質の継承と発展を続ける旨の発言がありました。本訴では、証人等の申請も自由に許されており、仮処分という枠を離れて、御用証人を紛砕し、かつ、いまだ日大で惰眠をむさぼるやからに鉄槌を下すことができそうです。このことにより、仮処分とは違い、本訴では自由で楽しい本廷を演出することができると思ひます。いまさら言うまでもなく、裁判は小林氏にとって農業原論と対をなす人生の両輪であります。今後とも、この両輪への支援をお願いいたします。

河村氏は、83年春の判決を前に裁判の結審の時期を迎えました。大学側は、全共斗の時代の全ての裁判と同じく、裁判の本質と別に全共斗暴力集団の図式の中で、河村氏を秩序破壊者と決めつけようとしています。これは逆に河村氏が真の教育・研究者として関東学院で働いて来た事の証左であります。教育・研究の面で、

### 事務局より 会計報告

暮もおしせまりましたが、皆様如何お暮りですか。今年は、カンパ収入は概ね例年通りでしたが、支出が減ったため、別表のようになし残りしました。支出が減ったのは、たまたま小林裁判の結審一判決の時期にあたり、法廷期日が少なく、ために弁護士さんに支払う謝礼が減ったからです。記事の通り、小林さんは、本訴をいよいよ起すことになり、一方、河村さんは、結審の直前、裁判所より和解勧告があり、調停の場に数度のぞみましたが、結局和解をけることになり、御二人ともこれからもう覚悟しております。今後とも皆様の変わらぬ御支援をお願い致します。

(宮内記)

(室田記)

河村氏との争点に敗れた大学側は、唯一・暴力の問題を提出して来ています。裁判を支援する一員として、実にこれらの論争は、精神を消耗させることでしょう。しかしながら、正面切って突破せねばなりません。これらのことは十分に反論して来たことであります。来春の判決へ向け、さらになんばりたいと思ひます。神戸大学の松下氏は、人事院問題で東京へ何回か来られました。人事院が審査を放棄し結審しないということは、人間一人の職業と生活、思想と信条を全く無視していることにはかなりません。またこの秋には、神戸大学の松下氏の研究室が奪還されそうだと報告もありました。そして今回は特に、新任の弁護士の先生の紹介もありました。年も若く全共斗の時代もよく承知されておりました。実にも頼もしい限りです。これからの活躍が期待されます。こうした人々以外の参加者の発言も多々ありましたが紙面の関係で終りとしたいと思います。最後にぜひ皆様と共に、小林、河村両氏と一緒に歩いて行くことを考えながら終りとします。

### カンパ振込先

- 富士銀行鷺谷支店 一五四一五七五二三六
- 第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四五五九
- 三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二七九六一
- 三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
- 郵便振替 東京一三一四〇九八

### 会計報告 ('81.12.01 ~ '82.12.07)

前決算期より繰越金	114,240
今期収支内訳	308,871
<収入>	
(内訳)	
カ ン パ	307,300
頂 金 利 息	1,571
<支出>	245,200
(内訳)	
金 援 費	150,000
支 費	60,000
支 費	22,000
支 費	10,800
支 費	2,400
今期収支決算	63,671
次期繰越金	177,911

## ■ 河村教学権裁判 ■ 終 結 ( 結 審 )

さる、三月八日で河村教学権裁判が結審の予定であったが、右陪席判事転勤のため、四月二十一日に新しい構成に変わることになり延期となり、四月二十一日に再度口頭弁論が行なわれた。当日は傍聴人わずか一名という支援体制であり、これまでの十年間の歴史を物語っていると見えよう。

当日は新しい構成により、大学側、河村氏側の両者の提出すべき書類の有無をたしかめ、これにて終結ということになった。裁判長いわく、七冊にのぼる膨大な書類のため夏休み中に判決文を書き、秋に判決出来る様努力するとして、日程は後日連絡するとして、終結した。

この十年間長い年月であった。河村氏にとっても人生をかけた闘いであったし、支援していただいた諸氏にあらためて御礼を述べる次第です。司法の反動化にあって、結論は予断を許せないとしても、弁護士先生方の不断の努力に対して敬意を表すとともに勝敗は勿論の事として、十年間の忍耐、努力が河村氏の人生の礎となった事は否定出来ない。

勝利への展望は五分五分と考えてよいであろう。いづれにしてもこの教学権裁判の重みは単に一大学教員の問題ではなく、今日の教育制度と一教員のあり方を問う問題であり、河村氏を教育界から抹殺することは教育が今日人間の序列化、切り捨て化を証明するに他ならない。我々が宮内氏、小林氏、松下氏、河村氏を支援して来た原点はこの点だけ問うても国家と対峙して来たのである。

来る秋の判決日には全ての支援の人々が、横浜地裁に結集されることを訴える次第です。期日については後日連絡いたします。

## 厚 顔 し い

### 「大学の社会的責務・教員の義務」

#### 被告、日大の答弁書に怒りを……

皆さんの御支援によって昨年十月二十日に提出させて頂いた「訴状」(通信19号参照)に対する「答弁書」と「準備書面」が、第一回公判(一月二十日)以来、第二回(三月二十九日)、第三回(六月二日)で出されてきました。

ひと目みて、まず気づくことは、日大闘争の本質を極度に歪曲して記述し、その背景を「全国における極左尖鋭グループによる暴力的行動および学園紛争が頻発していた状況下」において、「一部過激派学生がこれを学園紛争の口火として利用云々」などと説明しようとする悪意をむき出してきた被告・日大の姿勢の変化である。これは仮処分高裁判決に「わが意をえたり」とする、日大の強気であり、ごうまんに因るものでありましよう。

とくに、高裁判決で気をよくした「法的根拠」を、百％並べたてて、厚顔しく「大学の社会的責務」と「教員の義務」

「義務」を小林勉分の「正当性」にコジつけていることは、断じて許せません。

具体的には、学校教育法第五条を引きあいに出して、物的設備と人的組織・運営の管理権を言い張り、おこがしくも教育基本法前文、第一、二条、六条にすがりついて、学校の「公」的性質を利用し、自らのなりふりには一切おこがまなしに「全体の奉仕者」としての教員の使命を云々して、無上の全体の奉仕者であった小林講師を逆におとしめようという、まことに笑止千万な法の援用です。

「大学が国家とのかかわりにおいて、国の文化の維持伝達に関与するものである以上、大学は国公私立の如何にかかわらず、高邁な使命を担うものであり、従ってその使命遂行には万難を排して取り組むべき責務を有することが明白である。それ故、かかる大学の使命・役割・機能が、一

部の過激派学生の物理的暴力によって破壊され、麻痺することは、単に当該大学に止まらず、ひろく国家の損失にかかわる由ゆしき問題である」云々にいたっては、あいた口がふさがらない」といふ他ありません。

要するに、「大学の教員が教育基本法第六条二項の定める社会的責務を自覚せず、その義務に違背したり、或いは大学の負担する社会的責任を阻害したり、教育目的達成を妨害するような言動に出た場合には、大学の設置者は教育基本法第五条に規定する管理権に基づいて、この教員を排除する権限を行使しうるに止まらず、むしろ、大学の負担する社会的責務からしても、かかる教員を排除すべき公的な義務を負担している」と、自分の違法性をタナ上げした言い草。

しかも、あろうことか、あの悪名高き「学則」中の「日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしなひ、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする」を、臆面もなく紹介して、これを教基法、学校教育法に定める大学の社会的責務と使命を明文化したものと開きなおってばばからないのです。

あの、日大闘争の大義名分の一つ、「学則31条」に基づく、集会、ピラマキその他を規制する（現在なお）許可制

度はこの「憲章」と矛盾しないというのでしょうか。  
また、現在文理学部には白昼のキャンパスでのさばることを許されている「反憲学連」や、法・経学部の「検問」などを、何と説明するつもりでしょうか。  
怒りを新たにしたに、今後の法廷に臨みます。

△日大・小林裁判に勝利する会▽

◀ 次回公判 ▶

8月16日  
(午後3時30分から)  
東京地裁  
民事19号法廷(2階)

カンパ振込先

- ・富士銀行鶯谷支店 154-575136
- ・第一勧業銀行赤坂支店 055-1214559
- ・三菱銀行恵比寿支店 136-4317961
- ・三井銀行赤坂支店 069-961-589
- ・郵便振替 東京-3-4098

事務局より

事務局の怠慢により「通信」の発行が大巾に遅れてしまったことをお詫び致します。  
資金が残り少なく(十万円を切る)なつてまいりました。事務局の努力も不足しておりますが、皆様方の一層の御支援をお願い致します。

(宮内)

永続闘争へ

河村隆二

河村裁判敗れる

一九七三年十月以降、十年の長きにわたって争われた河村裁判―地位確認等請求訴訟―の判決公判が、去る十一月二十九日横浜地裁で開かれ、請求棄却―河村側の敗訴―という判決が出されました。以前に仮処分裁判で敗けていたため、判決の予測には樂觀を許さないものがありました。この結果は、河村氏と支援の私たちの前にまた新たな厳しい現実を突きつけるものとなりました。判決理由を構成する論理は、さき的小林裁判控訴審判決と類似のもの、すなわち、全共闘―暴力学生―悪、秩序維持―処分―正義という、極めて単純かつ粗雑なもので、いわゆる司法の反動化の実態をまざまざと見る思いです。河村氏は判決後直ちに控訴の決意を固め、その手続きを先頃済ませましたが、永続化する小林・河村両裁判闘争を今後どう支援し闘っていくか、私たち救援連絡会も新たな決意を迫られていると言わねばなりません。

(宮内記)

河村裁判闘争敗訴す!

新たな怒りをもって勝利の日まで!

皆さんの御支援によって、この十年間に互って斗って来ました反処分の斗い―河村裁判闘争判決公判が、十一月二十九日横浜地裁において行なわれ敗訴と言う結果になりましたが、判決そのものはまさに、現在の反動司法の内容そのものを、はたなくも露呈せしめたものと思われまます。

判決によると河村氏の斗いが教員の良心によって斗われ、要綱に反し処分された4名の学生処分に反対した事は「学園を正常に戻すべくその規範として制定した要綱に支えられてやっと授業を再開したその第一日目に、要綱に違反した学生に対し強い処分を以て臨まなければ企図した学園再建はその第一歩において挫折することは明かであって、かかる事情の下では、大学が学生を除籍処分したことは誠にやむを得ないものである」「そうであれば河村氏が要綱及び学生の処分を違法無効であるとして、これが撤回を求めてなした授業等のポイコットは正当行為ということができない」とし、さらに自宅研修処分等に関しては「岡本が大学学長としてした業務命令であって、ただ内容的には自宅研修という処遇が幾分制裁的な感じもしないではないが、未だ懲戒処分であるとは断ずることができない」とまことにもってあいまいな内容の判決である。

河村氏の斗いはアビール文に「これまでの十年有余の人生経験、人々の心の暖かさに接したことだけでも私にとってこの斗いは勝利であったと考えています」とある様に、まさに大学の管理支配のためには教員、職員、学生を大学から放逐する事を何とも思わない関東学院大学、管理者、教員、大学側職員に対する教員の良心による斗いであり、今後とも反処分共闘、多くの支援の友人と共に勝利するまで斗っていきたく思っております。

△ K G U 反処分共闘 V

去る十一月二十九日教学権確認の裁判に於いて敗訴いたしました。この間弁護士諸先生方及び皆様の暖かい御支援にここに感謝の意を表します。十年間の裁判闘争は私にとって十年間の人生そのものであり、生活の糧のための労働は言葉に云いつくせないほどつらいことであり、又楽しいことでありました。そして数多くの知己にめぐりあい社会の底辺、失意にある人々の気持と同一地平になり得たことは私にとって何よりも勝利であったと思っております。今後の私の人生は何ものも恐れず生き抜いてゆく自信をもつてたことはこの十年間の蓄積であり、輝しい勲章であると思っております。

裁判の結果は一方的に大学側の云い分のみを認め、例によって何らの規準、理由、根拠を明示することなく、仮処分のときと同様社会通念によって処断しております。現在の世の中がこのように人間性、教育者の良心が受け入れられず、組織管理が優先するような裁判の結論をどうかしてくつがえさなければならぬと思ひます。

この先又何年かかるかわかりませんが、私にとって悔後悔や無念さは全て祝福と考える心境になりました。高裁に控訴し、この斗いを昇華させたいと考えております。

判決文

昭和四八年(ワ)第九四六号教学権確認等請求事件

判決

厚木市戸室一二五〇番地の一

原告 河村 隆二

右訴訟代理人弁護士

秋本 英男

中川 明男

中島 通子

福田 邦雄

藍谷 拓

横浜市南区三春台四番地二

被告 学校法人 関東学院

右代表者理事長 高野 利治

逗子市久木五丁目五番二六号

被告 岡本 正

右被告兩名訴訟代理人弁護士

本多 彰治郎

安江 邦治

主 文

- 一 被告学校法人関東学院は原告に対し金二二万六〇〇〇円及びこれに対する昭和四八年一〇月二一日以降完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告の被告学校法人関東学院に対するその余の請求並びに被告岡本正に対する請求はいずれもこれを棄却する。
- 三 訴訟費用は原告の負担とする。
- 四 この判決は第一項に限り仮に執行することができる。

- 一、請求の原因1の事実が当事者間に争いが無い。
- 二、被告関東学院における学園紛争並びに要綱制定の経緯について(略)
- 三、本件解雇に至る経緯について(略)
- 四、原告に対する解雇の効力について

1 解雇事由の存否

(一) 二・一七措置等の効力  
 (1) 要綱は、前記認定の事実を徴すると、被告関東学院における昭和四四年以降の学園紛争の中で、大学が全共闘系学生らの暴力によって妨害され事実上不能となった大学の管理、運営を正常な状態に取り戻し大学本来の使命である学究の場を確保するために設けられた大学の学則であり、大学自治の原則に基づき学校教育法等によって与えられた権限内のものといふべきである。確かに要綱の禁止事項には学生の授業時間中における演説が含まれている(学生の発言を一切認めない趣旨の規定は全くこの点に関する原告の主張は失当である。)が、これは前記認定の紛争の経緯に照らし、大学における正常な授業の遂行のため必要な合理的処置と認めることができ。授業時間中に授業を妨げる行為をすることを禁止することは憲法の言論その他表現の自由の保障規定に違反するものではなく、ましてや学問の自由を侵すものでないことは多言を要しないところである。  
 また要綱は、全学教授会の決議に基づき定められたものであって、大学の学生がこれに関与していないことは前記認定事実によって明らかである。しかし大学に認められた自治は教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由を保障するためのものであり学生は、右のような自治の効果を反射的に享受するにすぎず、大学の運営、管理に

積極的に関与することまで許容されたものでないことは極めて明白であって、学則たる本件要綱の制定に学生を参加させなかったことはけだし当然のことであって、何ら違法の点はない。

さらに要綱は、除籍処分をなすに際し要綱違反者に対し告知、弁解、防禦の機会を与える旨を定めていないことは前掲乙第五号証によつて認められるけれども、私立学校においては学生は、学校の提供する物的、人的設備を利用して教育を受けることができる地位にあるにすぎないから、学校が学生に対し施設を利用させるについては一方的に学則を制定することができ、従つて学校が学則に違反する行為をした学生に対しこれを施設の利用関係から排除するのどのような手続をとるべきかは学校の裁量に委ねられているものといわなければならない。

よつて大学が学則たる「要綱」に、違反学生を除籍するにあたりこれに弁解、防禦の機会を与える旨の規定をおかかったからといつて、右「要綱」が直ちに憲法三一条もしくはその精神に違反し無効であるとするということはできない。

(2) 要綱が右のように有効に定められ、授業時間中における演説等が禁止されているにもかかわらず三浦ら四名の学生がハンドマイクを以つて授業時間中に演説したことは同要綱に定める除籍事由に該当するから、被告岡本が、三浦ら四学生を右要綱に則り除籍処分としたことには違法はない。そして前記認定事実を徴すると、当時の大学としては全共闘系学生の暴力によつて荒廃した学園を正常に戻すべくその規範として制定した要綱に支えられてやつと授業を再開したその第一日に、拡声器で要綱の撤廃を叫び授業を妨害するに及んでは行為者である三浦らに対し強い処分を以つて臨まなければ企図した学園再建はその第一歩において挫折することは明らかであつて、かかる事情の下では、大学が三浦らを除籍処分に

したことは誠にやむを得ないものであつて、決して裁量の範囲を逸脱した不当のものであるとするはできない。

(3) そうであれば、原告が要綱及び学生の処分を違法無効であるとしてこれが撤回を求めてなした授業等のポイコットは正当行為といふことができないばかりか、かえつて原告は大学の工学部助教でありながら大学の危機に際し学長である被告岡本をはじめ職員らが学園の秩序回復のため最大限の努力を払っているときに敢えてこれに反対しあまつさえ全共闘系学生を力づける結果となる授業等のポイコットをしたことはその職責にもとるものといふべきである。したがつて、原告の所属する工学部教授会が原告に対する教授活動等の禁止を決議し被告岡本においてこれを承認したことは正当な措置といふことができる。

(4) 原告は、二・一七措置が有効であるとしても、原告が昭和四七年二月二一日、同年四月以降の授業ポイコットを取りやめる旨通告しているから、本件ポイコットの中止を解除条件とする二・一七措置は同月以降その効力を失った旨主張する。原告が昭和四七年二月二一日、被告岡本及び工学部教授会等に対し同年四月以降の授業ポイコットの中止を旨通告したことは当事者間に争いのないところである。しかし工学部教授会の二・一七措置は、工学部教授会が原告に対し当時の学内の状況に照らし直ちに本件ポイコットの中止するよう要請したにもかかわらず原告がこれに応じなかったことに対応してとられた措置であつて、原告がポイコットの中止することを解除条件としているものでないことは前掲乙第一二七、第一二八号証に照らし明らかであるから、原告が同年二月二一日に至つて同年四月以降の授業ポイコットの中止を旨を通告したからといつて二・一七措置が効力を失ふことはならない。

(5) 三・二四措置は工学部教授会の二・一七措置を前提に、原

告がなお反省せず要綱及び学生処分の撤回を求めている(原告は授業ポイコットの中止を申し入れていたが上記の主張は変えていなかった。)ことを理由として被告岡本によりとられた措置(自宅研修を命じた)であり、九・一八措置は右三・二四措置を、三・二八措置は右九・一八措置をいづれも順次前提としてその間の原告の非協力態度の不变を理由としてとられたものであるところ、工学部教授会の二・一七措置が正当なものであることは前述のとおりであるから、被告岡本の右各措置は少なくとも右前提措置において違法性、不当性はなく、しかも前記認定のように原告は右各措置に対しても反抗的で反省の態度がみられなかったのであるから、右各措置はいずれも相当として是認することができる。

(二) 右各措置に関する被告岡本の権限  
 原告は、右各措置が被告岡本においてその権限なくなした懲戒処分である旨主張する。

しかし前掲乙第一三六号証の二、第一三七号証、第一四〇号証、第一四七号証及び証人高津鉄朗の証言並びに被告岡本、正本人尋問の結果を総合すると、右各措置は、被告岡本が大学学長としてした業務命令であつて、ただ内容的には自宅研修という処遇が幾分制裁的な感じもしないではないが、未だ懲戒処分であるとは断ずることができない。

而して成立に争いのない乙第四号証によると、被告関東学院の職制に関する規定において「大学学長はその大学を統理する」と定められているから、学長はその大学の業務全般を統括し業務に関し必要な指揮命令を発する権限を委ねられているものと認めることができる。  
 したがつて、本件各措置は被告岡本が大学学長としての権限に基づき発した適法な命令といふべきである。  
 (三) 以上のとおり、工学部教授会の二・一七措置、被告岡本による三・二四措置等の本件各措置はすべて正当として是認で



きるから、原告が右各措置によって命ぜられたところの、言動を慎むこと、要綱遵守を誓約すること、自宅研修の報告書を提出することをいずれも拒否したことは、被告関東学院の当時の状況に鑑み原告に対する解雇事由となるものということができる。

よって本件解雇には解雇事由がないとする原告の主張は失当として排斥を免れない。

2 解雇権の濫用の成否

(一) 被告関東学院が昭和四八年九月一日原告を同年一〇月一日付で解雇することに決定し、同年九月一八日付文書によってその旨を原告に通知するとともに、原告に解雇予告手当として給料一か月分を提供したことは前示のとおりである。

(二) そこで、本件解雇が解雇権の濫用に該当するか否かについて判断する。

(1) 請求の原因5の(一)について

原告のなした本件ボイコットの目的もしくは動機が要綱の制定及び前記三浦ら四名の学生に対する除籍処分に対する反対、抗議することにあつたことは前記認定のとおりである。然しながら

(イ) 要綱には何らの違法はなく、三浦ら四名の学生に対する除籍処分が相当であることは前記説示のとおりである。

また、三浦らに対する処分については、工学部教授会が、昭和四七年一月二五日の会議においては一旦除籍を除いた処分をすることに決定しながら、その後大学学長代行被告岡本から要綱に基づいて処分する場合は除籍処分しかない旨の説明を受けるにおよび翌二六日の会議において改めて除籍処分とするに決定したという経緯のあることは前記認定のとおりであるけれども、前記(二)で認定したとおり要綱に従えば違反学生に対しては除籍が原則であるのみならず、処分をする場合には大学学長の介入権が認められているのであるから、右学長の助言をもって工学部教授会に対する不当な干渉とい

うことはできないし、前記のような工学部教授会の態度をもって自主性を失い自治が形骸化したとの批難は当たらないものといふべきである。

したがって、原告が如何に主観的に要綱並びに学生処分が不法、不当であると考え、これに対する抗議のために本件ボイコットをしたとしても、原告の右行為は客観的には不法、不当な抗争であつて、良心に基づく行為として許容されるべきものとは到底認め難いところである。

(二) 次に、原告が実際に授業ボイコットを行ったのは昭和四七年二月三日、四日における連続体力学、物理セミナー及び量子物理の授業合計六時間であり、この間一部の物理実験及び二部の授業についてはボイコットの対象から除外していることは前記三(三)において認定したとおりである。しかし、大学において教授もしくは助教が、大学が正当な手続を踏んでとつた措置を不満としてこれに抗議するため自らの授業をボイコットすることは許されるべきものでないばかりでなく、学内暴力を排除して大学の正常な管理運営を維持するために要綱を制定しこれに支えられて授業を再開した第一日に違反した学生に対し除籍処分をなした段階において本件ボイコットがなされたことを考慮すると、本件ボイコットによって大学並びに学生らに対し与えた影響は決して軽微であるとはいえず、また大学の業務を阻害しないものとは到底い得ないものである。

また、原告が同月二一日付で大学学長、工学部長及び工学部教授会宛に文書をもって同年四月以降本件ボイコットを取りやめる旨通告したことは当事者間に争いがなく、右原告の通告は、工学部教授会の要請どおりボイコットを即時中止するといふのではないうえ、その後の大学学長被告岡本の質問に対してはボイコットを今後も続けるか否かについて明確な回答をなさずあくまでも要綱及び学生の処分の撤回を求める

旨述べて従前よりの態度を変更するような兆候をみせなかつたのであるから、原告の右ボイコット中止の回答は原告に対する解雇の当否を検討する上で斟酌するに値しないものといわなければならない。

よって、原告のボイコットを処分理由とする本件解雇が権利濫用にあたるもの原告の主張は理由がない。

(2) 請求の原因5の(二)について

被告岡本が九・一八措置及び三・二八措置に際し、大学学長としての権限に基づき原告に対し報告書、その他反省に類する文書の提出を要求したことは前記のとおりである。しかし

(イ) 自宅研修期間を終了して原告を職場に復帰させる場合に従前の非違行為を反省して将来再び同様の非違行為を繰り返さないという趣旨の反省文書ないしは誓約書を提出させることは、原告の自宅研修の成果を一層実効あらしめるに役立つものとして当然許されて然るべき合理的な措置であり、学長の有する業務命令権の範囲内に属するものといふべきである。

(ロ) また、右のように提出を求める文書の趣旨は、従前の非違行為を反省して将来再び同様の非違行為を繰り返さないということであるから、何ら原告の尊厳を傷つけ、思想及び良心の自由を奪うものではない。

(ハ) さらに原告は、原告が被告岡本の要求に応じて文書の提出をしないことを解雇の理由とするためには、文書不提出が本件ボイコットと同一程度に批難できるものでなくてはならないと主張する。

然し原告の右主張は独自の見解であつて採用することはできない。

よって、原告の文書提出の命令に対する不服従を解雇事由とする本件解雇は権利濫用であるとの主張は理由がない。

(3) 請求の原因5の(三)について

本件各措置は、原告の授業ボイコットに対する懲戒処分

は工学部教授会の措置は同学部部の自律権に基づく業務上の措置であり、その余の措置は被告岡本が大学学長としての権限に基づき原告に対し大学の方針に反する行動を慎しむよう反省を求めるために自宅研修を命じた業務命令であるから、原告が右各措置に対して十分その責を果したというためには、被告岡本の命に従い自宅研修の結果を報告するとともに自己の従前の行動に反省を加え、態度を改め、少なくとも大学の方針に反する行動はとらないことを被告岡本らをして確信せしめるのでなければならぬのであつて、単に自宅研修をしたというだけではその責を果したといふことはできない。

しかるに原告は、前述のように自宅研修の成果についての報告を拒否し、依然として要綱及び学生の処分の撤回を説き、授業ボイコットに対する態度を保留しているのであるから、原告は右各措置によって責任を果したし償をしたといふことはできない。

確かに、原告を解雇することは原告を大学から放逐し研究教授の場を失わしめることになり、場合によっては原告の研究、教育者としての生命を断つ結果にもなりかねない虞れはあるけれども、以上述べてきた被告関東学院における学園紛争の実情、紛争を終らせ学園の正常化を計った大学の努力、これに対する原告の行動、被告岡本らによる原告に対する反省を求める措置、これに対する原告の態度等諸般の事情を勘案すると、被告関東学院による原告の解雇は誠にやむを得ないものであつて、社会通念上著しく妥当性を欠くものといふことはできない。

原告の解雇が妥当性を欠くことを理由とする解雇権濫用の主張も、失当として排斥を免れない。

3 以上の次第で、本件解雇には正当な事由があり権利濫用と目すべき事情は何ら存しないから、被告関東学院が昭和四八年九月二〇日原告に対しなした同年一〇月一日をもって解雇する旨

の意思表示はその効力を生じたものというべきである。  
 よって原告の被告関東学院工学部助教たる地位の確認を求め、請求並びに右地位を有することを前提に昭和四八年一〇月以降毎月金一三万九六〇〇円の割合による給料の支払を求め、請求はいずれも理由なきに帰する。

五、原告の被告兩名に対する金一〇万円の慰籍料請求については、被告岡本によってなされた三・二四措置、九・一八措置及び三・二八措置がいずれも違法、無効であることを前提とするものであるところ、前記説示によって明らかとなり右措置はすべて正当であつて何らの違法もないから、原告の右慰籍料請求はその余の点について判断するまでもなく失当たるを免れない。

六、次いで原告の未払賃金二万六〇〇〇円の請求について判断する。原告が昭和四七年三月二七日(三・二四措置)によって自宅研修の開始された日(当時工学部二部において物理学及び連統体力学の二講座を担当し右時点まで一か月金一万二〇〇〇円の夜間手当の支給を受けていたことは当事者間に争いがないうところ、被告関東学院が同年四月以降同四八年九月までの間原告に対し右金員を支払った旨の主張立証はない。

被告関東学院は、右手当は現実に夜間講義をした場合にのみ支給される性質の金員であると主張するが、そのように解すべき証拠資料は何ら存しない。かえって前記認定事実によれば、原告は昭和四七年三月二七日より同四八年九月三〇日まで業務命令に従い自宅において研修に従事していたが、右業務命令では「自宅研修期間中給与は全額支給する」とされていることが明らかである(なお、原告は同四七年二月より授業等のポイントに入ったが、同年四月以降は中止する旨意思表示をなし、しかも同月以降は業務命令により自宅研修に従事するようになったから、同月以降はポイント中であると認めることはできない。)  
 然らば原告は被告関東学院に対し同四七年四月以降同四八年九月までの一か月金一万二〇〇〇円による夜間手当合計二二万

六〇〇〇円及びこれに対する各支給日(毎月二四日)以後の遅延損害金の支払請求権を有するものというべきであるから、金二二万六〇〇〇円及びこれに対する期限後である同四八年一〇月二一日以降完済に至るまでの民法所定年五分による遅延損害金の支払を求め、原告の請求は正当として認容されるべきである。

横濱地方裁判所第七民事部

裁判長裁判官 安 国 種 彦  
 裁判官 山 野 井 勇 作  
 裁判官 佐 賀 義 史

### 河村裁判報告会開かる

去る十二月三日後楽園内の集会所において河村裁判の報告会が二十名ほどの参加者のもとに開かれました。席上最初に福田弁護士より今回の判決の分析が詳細になされ、弁護士との質疑応答のあと、今後の闘い方について自由討論に入りました。判決直後というところもあって皆とまどいがちで、威勢のよい発言もみられぬまま苦汁のうちに散会というのがこの日の経緯です。

### 事務局より

暮もおし迫り、皆様には何かと忙しい日々を送られていることと思ひます。今年度の決算は別表の通りです。見られるように、救済基金が残り少なくなつてまいりました。小林・河村両裁判とも今後長く続くことが予想されますので、皆様の一層の御支援をお願いいたします。

### カンパ振込先

- ・富士銀行鷹谷支店 一五四一五七五二三六
- ・第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二一四五五九
- ・三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二七九六一
- ・三井銀行赤坂支店 〇六九一五六一一五八九
- ・郵便振替 東京一三一四〇九八

### 会計報告

(82 12 07 ~ 83 12 02)

○前決算期より繰越金	177,911	
○今期収支内訳		
<収入>	264,847	
(内訳)		
バ金息	164,000	
シ助	100,060	(小林裁判に勝利する会より)
カ援利	847	
<支出>	347,790	
(内訳)		
裁判代	140,350	
判代費	120,000	
裁裁	60,000	
村林	15,000	
河小	11,840	
松印	600	
印郵		
郵雑		
○今期収支決算	△ 82,943	
○次期繰越金	94,968	

編 集 大 学 教 員 救 援 連 絡 会  
 発 行 東 京 都 台 東 区 上 野 公 園 十 八 一 八  
 グ リ ー ン パ ー ク マ ン シ ョ ン 五 一 〇  
 A U R A 設 計 工 房 内

12・1  
 1984

### 1 河村裁判控訴審始まる1

秋霜深まる候、いかがお過してでしょうか。  
 関東学院大河村氏は、昨年十一月二十九日の横浜地裁での敗訴判決後、東京高裁へ控訴しました。本年三月二二日に公判開始の予定でしたが、控訴審の在り方を直接の契機として弁護団の全員辞任という思わぬ事態が生じ、公判延期のやむなきに到りました。判決は前号に掲載した通りですが、曰く、「大学が全共闘系学生らの暴力によって妨害され、事実上不能となった大学の管理……」「大学に認められた自治は……教授の自由を保障するためのものであり、学生は右のような自治の効果を反射的に享受するにすぎず……」「学生は、学校の提供する物的・人的設備を利用して教育を受けることができる地位にあるにすぎない……」等々。「大学」を「国家」に、そして「学生」を「国民」に読みかえても同じですが、ここには管理抑圧機構を支える勅法の貌だけがあります。教授連絡会は、この様な現行法の本質を露呈した一審判決をくつがえすには、これまで敢えて留保してきた論点の全面展開に射程の拡張が不可欠であると判断し、河村氏の永年の共闘者である神戸大松下氏も参加されて、地裁判決の根底的批判をまとめ、五月二十九日の第一回公判に臨みました。(「控訴趣意書」「陳述書」参照)。

その後、石田・近藤両弁護士が代理人着任を受諾され、九月二〇日の第二回公判より本格的な裁判闘争が再開されました。(「準備書面」参照)。日大小林裁判ともども、多くの方々の参加・傍聴をお願いします。  
 自らの特権の否認を原点にもつ全共闘運動の思想は、地道ながらも様々な地域・市民の運動と結びつき、この「高度に発達した」社会の矛盾が端的に表われる諸領域(公害、差別、教育、農業、核、原発、勅法および権力等々)の、おそらく既成左翼には不可視な核心に、着実にせまりつつある様にみえます。これらは河村闘争にとっても彼岸の課題ではなく、一義的に位置づけられねばならないと思います。  
 最後になりましたが、十年間にわたり、厳しい状況の中で、困難な裁判を担い持続された前弁護団の方々に、心から感謝致します。(山浦 記)

#### 次回公判日程

河村裁判 十一月十三日 一時三〇分  
 東京高裁 八二二号法廷  
 小林裁判 十二月 四日 四時  
 東京地裁 七一〇号法廷

### 被告・日大準備書面に

あらたな怒り湧く……

原告 小林忠太郎

皆様の力強い御支援をいただきながら、息の長い法廷闘争をつづけております。性こりもなく?とお思いの方があつたかも知れません。「本訴」として再出発してから、早くも二年経ちました。この間、双方①⑤の準備書面を出し終り次回(12・4)は原告・被告から「書証」の提出、次々回(期日未定)に「証人申請」の段取りを進めております。

被告日本大学は、①⑤にわたる準備書面の中で、終始、小林の主張する民主化に全共闘の要求、小林に全共闘の幕……という観念を裁判所にやきつけようと、やっきです。自分で言うのもていなくさい話ですが、私の、「教師である前に人間でありたかつた」などという百姓じみた言い分は、裁判所にも、日大にもなじめずうもありません。

しかし、真実、私が当時の学友諸君の主張や要求に共鳴しえたのは、彼らを取りまく、前世紀的学内情況と、人間不在、人権無視の学習・研究環境に対する怒りを共有した結果でありました。……やはり、その間の消息、つまり「日大闘争」の背景を明らかにしつづける以外、ありません。  
 被告による、数々のデッチあげに、怒りをあらたにして、頑張り抜きます。

#### 小林忠太郎の活動日程

- 10・27 許すな百周年Ⅱ「天皇の大学」  
 化・日大全学御用学祭化策動阻止・克ちとろう学生自治第一回日大全学統一行動に参加・アピール。(神田三崎町)
- 10・28 御用学祭「三茶祭」へ学友(こんな学祭いやだ)農獣医学学生会)と共に情宜(憲法に基づく)学生課無届ピラ)、門前アビル。(世田谷区下馬町)
- 11・3 同 (藤沢市亀井野町)
- 11・4 反大学講座「農業原論」情宜 東京農業大学(世田谷区同大)
- 11・19 農業原論・第60回講座  
 味くらべー米・日・韓の米糧(1) (神宮前区民会館)
- 12・1 農業原論・第61回講座  
 味くらべー米・日・韓の米糧(2) (渋谷大向区民会館)
- 12・4 公判 東京地裁民事19部16時



2、本件の解雇は、業務命令違反と原判決は判断するが、自宅研修を業務命令とする  
順りの上に解かれており、二重の誤りを犯している。

たとえ、自宅研修が業務命令だとしても、本件解雇は、自宅研修後の報告書が提出さ  
れなかったことを理由としているが、事実上、控訴人は被控訴人の報告書提出要求に  
一度ならず回答しており、この点に關しても、原判決は誤った判断をしている。被控  
訴人の意にその旨をなすという誓約を内容とする報告書がないということであり、原  
判決がこのことを過剰したとすれば、思想・信条の自由という基本的人権の侵害を認  
めるといふ重大な誤りを犯したことになる。

3、本件の審理を事件の重要性にふさわしいものにしていくためにも、次の3点を要  
請する。  
1、関東学院大学側内、とくに「要綱」提示場所、および河村研究室の授業拒絶。本  
件の背景、問題点が現在まで未解決のままであることへの被控訴人の責任、処分後の  
学内状況の把握が必要である。  
2、本件について、学内のみならず広い範囲で論じられた文書等（追って一頁教を提  
出する）の体系的な検討。本件が教職史を通してどのような位置の把握が必要である。  
3、控訴人の所属していた教室全編・教授会・理事会・組合等の諸事案に關する文書  
提出命令。（別紙）

4、現在まで、代理人弁護士は着任していないが、交渉中の各々弁護士は、本件の重  
要性を認めているからこそ、まず本件に直接かかわっている当事者らによる主張、展  
開によってしか把握しえない事項のあることを予備し、審理がこの位相で開始される  
過程で参加していく条件を相互に創出したいと望んでいるのである。この意味からも  
また、本人訴訟を基本とする民事訴訟の本来の趣旨からも、早急に実質審理を開始し  
ていただきたい。

(注)

本「控訴趣意書」は弁護士選定がなされぬまま、  
数度に及ぶ打合せの後、救援連絡会で作成した。  
土台の文案は、松下昇十満田正、文責は宮内康  
である。なお、本文書の名称は、正しくは「準  
備書面」ということである。素人集団の失たい  
であるが、まあたいしたことではない。

陳述書

厚木市戸室1-250-1  
原告 河村 隆二

私は今回の横浜地方裁判所の判決に左記の理由により承服できません。  
初めに教育について一般的な問題から入ります。旧い時代でもそうでありましたが、今  
日でも差別と言う言葉が変質されて残っているようにみうけられます。それは差別と言う  
門地、宗教の問題とは異なり、選別、または区別と言うてよいかも知れません。今日の教  
育制度を見ると、本来の個人個人の資質、特質を最大限のばすことよりむしろ社会的基準  
に沿った人間像を作りあげることが教育と思っている人々が多いように思われます。その  
結果その制度に反対し、また反逆する人に対しては排除と言う形で表現されている。しか  
しながら教育の場に於いてこのことが許されるであろうか。現在、中・高校生徒の実体は  
このことを物語っていると言える。しかもますます、教育が管理と同義語になればなるほ  
ど低年齢化が進むと言えよう。  
かつて関東学院大学において、この内容がそのまま行われたといえる。入学して来た学  
生はもともと学生運動のために入って来たわけではなく、社会の矛盾や大学の内幕が教員  
の講義では語られない矛盾として直面したであろう。しかしながらこれを解決する、また  
解明する方法が見出せないとわかったときあらゆる手段でこの矛盾とぶつかっていった。  
しかし本来この問題に常に対決していなければいけない教員がいなければ暴力的手段に訴

えても黑白をはっきりさせようとする。これが本来若者の特権であり、飛躍の方法であろ  
う。一方大人たち教員は何等解答を与えることなく、この問題を直視しないとすれば、逃  
げるか、また管理ないし、秩序と言う制度上の規範をたてに問題に目をつぶり内容の問題  
が手段に転化されてしまう。これが処分、または追放と言う形で一見全てが解決したかの  
ようにみえて、何も解決せず収束する。しかしその内実はどうかということ、教員の側は  
心に備を持って残された人生を生きてゆかねばならないし、追われたものは怨念につさま  
とわれて生きてゆかねばならない。私にはやはり教育の場ではどうしてもどんなことがあ  
っても除籍、退学と言う処分はあってはならないと思います。

次に判決の内容について私なりに考えてみます。今回の判決の論理は数学で言う演えき  
法であり、要綱は学則であると言う公理にして、学校教育法の範囲で学生の処分に対し自  
由裁量権を大学が有しており学生が要綱に反している以上除籍処分は正当であるとしそれ  
に反し原告の授業拒否は正当でない以上原告に対する解雇は有効であるとしています。こ  
こでこの点を背理法で考えてみます。かりに要綱が学則でないとすると判決の論理は全て  
くずれてしまいますし前述の判決とは異なる結果となるはずで、まずはじめに要綱は学  
則であるとは被告大学側も一言も言っていないし大学側は学校教育法施行規則第2、第3  
第4条にもとずき学則をすでに有しており文部省に届出している。更に第4条には変更  
の手続きが記載されており学則が実質的に二つあることを認めていないとおもいます。要  
綱が学則でなくすでに学則はあるのですから今回の判決文は否定され要綱は合理的なもの  
でない故学生の参加も可能になり告知、弁護の機会を与える事も正当であり処分が一方的  
に行なえない事になる。当時昭和47年1月25日の工学部教授会の決定「除籍を含ま  
ない処分」は学則に則った処分を行なうことを意味しており、それに反し1月26日の決定  
は現在ある学則を否定し要綱で処分したことになります。事実当時同じ時期に障害事件で  
学則により退学処分がなされたケースがある。学内での演説を理由に障害事件より重い  
在籍歴を否定する除籍処分にしたことは公平さに欠けているといえる。その理由は二つ  
規定をつくり、都合のよい処分が行われたことによる矛盾といえます。次に仮に要綱が学  
則の一部で有るとすれば1月22日に制定し1月26日まで文部省に変更の届出が完了し  
ていなければならないし、今日未だに要綱が学則である旨の届出がなされていると聞いて  
おりません。従って右事由により要綱が学則であり得ないと思います。

次に原告に対する判断について考えてみます。大学側が秩序回復のため最大限の努力を  
払っているときに、原告は何もせずむしろ授業拒否を行なったことは職員にもとるとして  
います。昭和46年12月26日当時実行委員会は教授会で承認され、滝沢宅に集まった  
メンバーは滝沢氏及び原告を除き実行委員会として学生間の衝突を回避するためあまった  
ものであり、原告はここに参加したことはすこしでも協力の意思が有ったからであり、  
又47年1月5日ナギサホテルに於ける同委員会委員長であった岡本氏と三浦、岩山両君  
の話し合いに立会ったのも学生間の衝突をさけるための原告のささやかな協力であつはずで  
ある。表面にあらわれた現象のみ取上げこれらの背後の人間の信頼関係に係わる事実を無  
視した皮相的な判決と思われれます。

次に事実認定のあやまりの一端について考えてみます。判決文51丁にある「学生の発  
言を一切認めていない……」意向について、20丁ある1月25日午前9時50

控訴人 柯村 睦二  
被控訴人 学校法人関東学院  
岡本 正

昭和五九年九月二〇日

右控訴人訴訟代理人

弁護士 石田 省三 郎  
近藤 彰 子

東京高等裁判所

第一六民事部 御 中

準備書面

一、問題点

原判決は、被控訴人による控訴人の本件解雇の理由が、第一に控訴人が合計六時間に亘って授業ポイコットを行ったこと、第二に、自宅研修期間中に、被控訴人から命じられた「報告書」その他反省に類する文書の提出」をしなかったことにあるとし、右によれば、本件解雇には正当な理由があり、権利濫用と目すべき事

分より(40丁では9時40分となっている)午前11時ごろまで演説をしていたことになっている。原告はこの時間よりはるかに少ない時間であったと記憶しているが、仮にこれが事実とすると、この時間帯に休憩時間が入っており休憩時間中に演説していた学生は処分の対象ではないはずである。しかしながら、4名を処分したことは教室内の演説でないから時間的、空間的に演説することを一切否定したことになる。しかも被告大学側が10時50分になってやっと演説中止を呼掛け午前11時に演説が終了している以上4名の学生は呼掛けに応じた事になる。従ってこの判決文はこの点だけ限定しても事実認定において誤りであると言えます。

まだ言いたりませんが以上の点だけ考えてみても今回の横浜地裁の判決は事実において省略し論理においても矛盾し教育観においても誤っており教育を単に管理として見た発想から判断しており教育を人間のふれあいとして見る立場を欠落している。更に原告の訴えた内容を措信せず、本当に今回の件を理解した裁判官の判断とは思えない粗い判断と私には思えます。若しこの判断がまかり通るとすれば、私はもう一度教員として復帰することが私に課せられた人生の目標とすることは意味があると考えます。

裁判所の正しい判断をお願いします。

東京高等裁判所民事12部御中  
昭和59年2月29日

情は存しないとしている。

しかしながら、原判決のかかる判断は、事態の本質を無視したあまりにも皮相的なみかたのものになされたものといわなくてはならない。

すなわち、被控訴人法人が控訴人を解雇するに至ったのは、授業ポイコットがその直接の原因ではなく、自宅研修期間中における控訴人の態度を問題にしているのであるが、控訴人にかかる態度をとらせた被控訴人の側の対応が十分検討されなくてはならない。

つまり、本件解雇の不当違法性を検討するに際しては、原告が前記のような行為をなすに至った背景あるいは動機等を子細に検討することが必要であるし、また、被控訴人が控訴人を解雇するに至った真の理由が、事実、前記理由にあるのか否か、換言すれば、他の不当な意図のもとに謀なされたのではないかを検討しなくてはならないのである。

以下、本準備書面においては、かかる観点から、原判決の事実誤認ないし経験則違反を明らかにする。

二、「要綱」の問題点と、控訴人の立場

1. 本件「要綱」に種々の問題点が存在することは、すでに原告において、詳細に論じてきたところである。

問題は、かかる要綱が大学教授会において決議され、制定されたものであるとしても、これが絶対不可侵のもので、内部的にこれを批判し、この適用等について、反対の意思を表明して、何らかの行動にでることが絶対に許されないものであるかどうかである。

原判決は、かかる「要綱」の制定やこれを適用した学生の処分を絶対的なものとし、これに批判的な考えを有した控訴人の考えあるいは行動を、「悪」とみなし、かかる基本的立場のもとに、本件授業ポイコットや、報告書提出拒否を、否定的見地にたつて、立論しようとしているのである。

しかしながら、この問題は、それほど単純なものではない。事は、大学における学生処分のあり方や、大学教授としての対応のあり方に関する本質的な問題を含んでいるのである。

2. たしかに、大学においては、大学の自治、特に教授会の自治が最大限に認められなくてはならず、ここでの決議事項は一応尊重されるべきであろう。しかしながら、かかる教授会における決定が、絶対的であるとする原判決の発想は誤りである。まして、本件のように、教授会による要綱の審議が、きわめて短期間に、しかも、十分議論がなされないままに決議された事情(具体的経過については原告で明らかにしたとおり)や、右要綱にもとづく学生の処分

についても、一不再理の原則に反してきわめて拙速に行なわれるなどの事情があったのであるから、これに対して、教授会内部から、批判が起るのは当然のことであつたといわなくてはならない。

そして、当時の全共闘系学生と右派系学生との対立のはざまにあつて、大学教授としていかなる立場に立つかを思い悩み、自らの良心と信念に従つて、遂には授業ボイコットという形式で、抗議の意思を表明するに至つた控訴人の心情に注目すべきであらう。

### 三、授業ボイコットに至る経過とその理由について。

1. そこでまず、控訴人が、授業ボイコットをなすに至つた事情とその背景について、改めて、述べておくこととする。

2. 控訴人が授業ボイコットを行なつたのは、昭和四七年二月三  
ないし四日の三コマ六時間であるが、その直接の動機となつたのは、同年一月二六日、全学教授会で、四七対四六の僅差で、  
四人の学生を除籍処分を決議をしたことである。

しかしながら、控訴人の考えるところによれば、かかる除籍処分は、いわゆる全共闘系学生に対する不当に重い差別的処分であつた。

3. すでに、控訴人本人が昭和五九年五月二二日付陳述書において明らかにしたとおり、大学は、昭和四六年四月、授業料備上

急要綱を作成し、この要綱を用いて、単に、学内で演説をしたにすぎない学生四名を、「暴力学生」の名のもとに除籍処分に付したのである。

4. しかも、右除籍処分は、当初除籍処分を含まない処分に付する旨、工学部教授会において決定されていたにもかかわらず、一夜にして、除籍処分に付する旨再決議がなされるなど、きわ

めて、手続的にも不当なものであつた。

5. このような事情から、控訴人は、授業ボイコットに至るのであるが、それは、全共闘系学生を説得する場に自分を立ちあわせながら、この説得を守つていた右学生の処分を強行した大学側の理不尽な対応に対する抗議の意思表示であつたのである。

原判決は、控訴人の右行為が、学内暴力を助長するものであるかの如き判断をしているが、むしろ、学内の学生に対立を生む契機をつくつたのは、大学の側であり、控訴人が、暴力行為に加担したり、これを支援するなどということは、全くなかつたのである。

控訴人の行為は、自らの良心と信念にしたがつた、やむを得ない行為であつたといわなくてはならない。

このような控訴人の態度に対して、悪感情をいだいていた岡本は、控訴人を学内から排除しようと考え、同人にキューパへ

げ問題に伴つて、大学側の主張を有利に導くため、いわゆる体連(右派)系自治会を公認し、岡自治会とのみ交渉を行うなどきわめて差別的な対応をなしてきた。

かかる大学側の学生に対する稚拙な対応のために、体連系自治会と、全共闘系自治会との対応が一層激しくなつた。このような事態の中にあつて、当時の大道寺学長の主導のもとに、学生の処分に関する学則のみなおしをはかるための改革委員会が設置されていたが、これと対応するかのようになり、岡本正主導のもとに、実行委員会が設置されるなど、教授会内部においても学生に対する対応のしかたに混乱がみられた。

しかし、基本的には、大学側は、体連系学生のみを肩入れしていた。かかる状況のもとで、岡本は、暴力排除の名目で全共闘学生を説得しようと考え、昭和四七年一月五日、ナギサホテルにおける学生を説得する場に、学生から信頼の厚かつた控訴人を同席させ、学生の説得活動を行った。

控訴人としても、学内において、無用の対立や暴力行為が行われることに要慮していたため、かかる説得活動の場に同席したのである。しかるに、その後、体連系学生が、前記説得の場での約束を守つていた全共闘学生を一方的に襲撃(昭和四七年一月一七日)、これを口実に、当時すでに学長代行に就任していた岡本の主導のもと、全共闘系自治会の学内弾圧のために、緊

の留学を画策するなどの手段を講じたが、控訴人は、あくまで、学内に残り、願つた被控訴人らの考えを糾そうとしたのである。

### 四、自宅研修命令解除にいたる経過と解除理由

しかるに、被控訴人は、かかる控訴人の心情を全く理解することなく、同人に対して、自宅研修を命ずるに至つた。

昭和四七年三月二四日、学長岡本正が控訴人に対し、同年三月二七日より同年九月三〇日までの自宅研修を命じてから控訴人が昭和四八年一〇月一日に解雇されるまでの大学あるいは学長岡本の控訴人に対する命令、処分ないし、通告の概略は以下のとおりである。

1. 昭和四七年三月二四日、学長岡本は控訴人に対し、①前述の期間の自宅研修、②一七措置が効力を有していることの確認(即ち教學権の停止)を命じ、右研修に於ては「一・八声明」「要綱」「学生に対する除籍処分」を研究し、控訴人が自己批判をして学長岡本の方針に従うことを特に求めたが、右の命令は、a. 控訴人が、同年二月二三日の工学部教授会、同年三月一日の基礎科目教室会議への出席を要求したこと、b. 単位認定資料不提出により基礎科目教室及び学生を、困惑させた

こと。c. 「要綱」及び、「学生の除籍処分」撤回を主張していること。d. 二・一七措置の撤回を主張していること。e. c及びdを将来も維持する意志をもっていること。の五点を理由としたものである（以下第一次自宅研修命令という）。

2. 右自宅研修期間中の同年八月八日及び九月四日、学長岡本は控訴人に対し、①自宅研修の報告、②「要綱」及び「学生の除籍処分」撤回の主張を従前のような言動をもって行わないとの約束、③右②に反した場合にはいかなる処分にも服するとの約束を求めた（八月八日は口頭で、九月四日は書面で）。

3. 同年九月一日、学長岡本は控訴人が前記記載の三項目の要求に応じないことを理由に①同年一〇月一日より昭和四八年三月三十一日までの自宅研修、②二・一七措置の再確認（教学生権の停止）を命じた（以下第二次自宅研修命令という）。

4. 前記の自宅研修期間中である昭和四八年三月十七日、学長岡本学長は、控訴人に対し期限を付して、①反省と遺憾の意、工学部教授会への忠誠を公式文書で表明すること、②「要綱」の遵守を文書で誓約すること、③学長の方針を遵守することにつき文書で誓約すること、④乃至⑤に反した場合はいかなる処分にも服すること、⑥自宅研修について報告書を提出すること、を要求した。

5. 同月二十八日、学長岡本は、控訴人が前記五項目の要求に応じないことを理由に、①同年四月一日より同年九月三〇日までの自宅研修、②前記五項目の諾否を同年八月三十一日までに回答すること、を控訴人に命じ、右自宅研修期間を、反省のための期間、と説明した（四月一日付内容証明郵便による）（以下第三次自宅研修命令という）。

6. 同年九月一日、大学は控訴人に対し、同年一〇月一日付をもって解雇する旨通告したが、この理由は、控訴人が「要綱」と「学生の除籍処分」撤回の主張を変えず提訴に踏みきったことであつた。

以上で明らかとなつており、控訴人に命ぜられた自宅研修とは、自宅において、「要綱」と「学生の除籍処分」撤回の主張をなしこれを実現したことを反省するためのものであつて、いわば「謹慎」を求めたものであり、また、控訴人に対する解雇理由は右主張をなしたことについての反省、遺憾の意を表明せず、工学部教授会・学長方針要綱への忠誠を誓わず、従前の主張を変えないことであつたのであり、控訴人が三コマ六時間の授業ポイコットを行つたことが解雇理由ではない。

右1.乃至6.の命令・通告には、直接授業ポイコットに懸

れる部分はなく、控訴人の授業ポイコット中止の意思表示に対し、授業ポイコットという形態で表現した控訴人の主張そのものの撤回を「反省」と「誓約」で表わすことを命じているのである。

原判決は、解雇事由につき、右のように認定しているもの（五六丁裏）解雇権濫用の主張に対する判断においては、控訴人の解雇事由が授業ポイコットであつたかの如き認定になつており（五九丁裏）、これは原判決が、控訴人の「行為」と「主張」とを峻別せず混同して評価したという根本的な誤りを如実に示すものである。

五 自宅研修命令が懲戒処分であるということ。

1. 第一次自宅研修命令は、前記一・1.にも見たごとく、控訴人が二・一七措置に従わず、「要綱」「学生の除籍処分」撤回の主張を続けていることに対する制裁としてなされた一種の「謹慎」処分であり、「出勤停止」処分であつて（給与の支給によつて右処分の制裁としての性格が変わるものではない）、いかなる意味においても、業務命令の範疇に入るものはない。他人に対し「反省」を求め「自己批判」を求めめることは、使用者が指揮命令を発し、労働者が労務を提供するという通常の労使関係の場では勿論、学問の自由、思想の自由が支配する大学においては殊更「業務命令」ではないことは明白である。

以上のことは、第二次、第三次の自宅研修命令においても同様である。とりわけ、第三次自宅研修命令においては、教学生権の停止処分は明示されず、ひたすら「反省」「遺憾の意」の表明、教授会への忠誠、「要綱」・学長方針遵守の誓約を求め、制裁としての性格を一層顕著にしているものである。

2. 一般に、懲戒処分においては、懲戒事由が明定されていることが要請されるが、被控訴人法人において教員に対する懲戒規定はなく、懲戒は許されない。また、仮に、懲戒処分があり得るとしても一般私企業の労使関係とは異なり、大学における懲戒権者が誰であるか、は明白ではなく、学長が懲戒権限を有するという根拠は皆無である。（使用者の懲戒権は、労使間の支配服従関係を前提とするところにはじめて存在しうるものであつて、教長の長たる学長が「大学を統理する」からといって、この規定により学長に懲戒権が発生するものではない。）本件各自宅研修命令がいずれも学長の権限としてなされたことは原判決も認定するところであつて、懲戒に関する規定の存在しない被控訴人大学において、教授会での十分な審議と結論を経ない本件各自宅研修命令が無効な懲戒処分であることは論をまたない。

3. ところで、第一次自宅研修命令は、前記一・1.乃至6.の控訴人の言動を対象にしたものであるが、右は、いずれも懲戒



処分の対象にはなり得ないものである。右 a、b は、二・一七措置違反をいうものであるが、二・一七措置は控訴人の授業ポイコット中止宣言により効力を失ったものであり、かつ a、b による弊の影響は皆無であつて、半年間にも及ぶ自宅謹慎を正当化する言動とはとうてい言えないものである。また c、乃至 d は、控訴人の「意見」「主張」を懲戒の対象とするものであるが、個人がいかなる「意見」や「主張」を持つとも、又それを表明しようとも、誰もこれを非難することができないことは憲法一九条に言及するまでもなく当然のことである。

4. 万一、第一次自宅研修命令に正当性が存するとしても、控訴人の行為に対する処分は右命令で完結しており、以後の第二次第三次自宅研修処分は二重三重の処罰であつて無効である。第一次自宅研修命令は半年の自宅研修と教職権の停止のみを内容とするものであつて、報告書の提出や「要綱」「学生の除籍処分」撤回の運動を行わない約束を求めるものではなく、半年間の自宅謹慎により完結したにもかかわらず、学長岡本は、八月八日、九月四日の二回にわたり新たに三項目の要求を控訴人に行い（前記一、二）、これに応じなかつたことを理由として第二次自宅研修命令を行った。右の三項目の要求は「反省」「誓約」

の非違行為であるかは別論として、「非違行為」としての評価を受けることは充分考えられるとしても、「反省」や「誓約」など個人の内心の意思の自由に属することがらについて表明することを強制すること自体が、いかなる形式をもってされるものであれ許されないのであつて、右の強制に応じないことは何らの非違行為をも構成するものではない。

原判決は、控訴人の現実になした行為、即ち「授業ポイコット」と「要綱」「学生の除籍処分」撤回の主張を有していることを混同し、控訴人が右主張を維持していること自体を批難するがこの二者は峻別されなければならないのであつて、控訴人が右主張にもとづきさらに非違行為と見なされる行為をなした場合にあらためて処分がある得ることは格別、右主張を有していることのみを理由として処分を行なうことは誤りである。

なお、被控訴人らは、「反省」や「誓約」を表明することは「内心の自由」を侵すものではないと主張するが、内心の意思に属する「反省」や「誓約」の表現を強制することは「内心の自由」を侵すことに外ならない。

2. 控訴人は、学長岡本の恣意的判断により「解雇」という形式で大学より排除されたものである。

約」を強要するものであるところ、これら内心の自由を侵害する命令は業務命令に該当するのであり、右の要求に応じないことをもつて新たな処分を科すことは許されない（「始末書」につき同旨高松高判昭四六・二・二五、労民集二二巻一八七頁）。ことは昭和四八年三月一七日の学長の五項目の要求に応じないことを理由とした第三次自宅研修命令その後の解雇処分、においても同様である。

以上のとおり、被告訴人らは、控訴人に対し無効な懲戒処分たる自宅研修命令を積み重ね、あげくの果てに解雇したのであり、本件解雇に正当性は全くない。

#### 六、解雇について。

控訴人の解雇には客観的合理性がなく、恣意的に行われた不当な処置である。

1. 一、において見たとおり控訴人の解雇は、同人が「反省」「遺憾の意」、教授会への忠誠を表さず、「要綱」「学長岡本の方針」の遵守を誓約しなかつたことを理由になされたものであり三コマ六時間の「授業ポイコット」を理由に、なされたものでない。右「授業ポイコット」が解雇処分を相当とする程度

昭和四七年二月一七日の処分こそ工学部教授会の名に行われたものの、以後は被控訴人岡本が、工学部教授会に審議も決議も経ることなく、直接控訴人に対し自宅研修命令や誓約書、反省文を要求し、結局これらに応じないことを理由に理事會をして控訴人を「解雇」させた。この間、岡本と控訴人との間には長文の論争が繰り返され、その論争の中から岡本が新たな命令をなすという経過をたどり、その端緒が昭和四八年三月二八日の五項目要求であつた。右の論争は、昭和四四年以来、大学の直面してきた様々な事態との関連で、「大学の自治」の問題から見方考え方に至るまで広範な論点について展開されたのであり、いずれにしても管理する者としての学長と管理される者としての教員という立場にもとづく問答ではなかつたにもかかわらず、岡本は自分の考えに反対する控訴人を排除するため学長に名をかりて種々の命令を発し、控訴人を「解雇」した。このことは、控訴人が本訴を提起するや、岡本に反対の意思を対外的にも明らかにしたとして解雇を決定した事実にも明らかであつて、とうてい客観的合理性を備えた解雇とは言えないのである。

#### 七、解雇同意約款に違反する解雇であることについて。

1. 本件解雇は、被控訴人法人と関東学院大学教職員組合との間



長々と時日を浪費して「準備書面」の交換がようやく本日で完了。

これまで一人の裁判官で進行していた法廷を、今日から合議制(三名の裁判官)に。

今井功、藤山雅行、星野隆宏―いずれも若い判事で、意見を述べるために起立したわが後藤昌次郎弁護士を、「原告ご本人ですか」に一同笑い。

その後藤弁護士の見解は、次々に出された被告日大側準備書面のずい所に、立証不可能な、あるいは初めから立証する気もないでたらめな言いが多い点の指摘。

たとえば6・4組合支部文書(学生に配布、暴力に対しては、暴力で応えてはならない、などという程度のもの)が、全学学生集会(団交要求、神田)と時が一致したとか、ピラの作成者は小林であって、組合支部に相談なく諮意的に…とか、法廷をデマ宣伝の場にするのを許すな、という趣旨。ところが、後藤弁護士は大声なので、初めての三判事もビツクリ。

法廷は文・法・農各学部の学生と農業原論実行委(小林側)と、日大職員(教員は一人)という被告側傍聴者。

次回はよいよ証人申請の段階に入ります。―とはいっても、原告側で申請したい当時の大学幹部は、死んだり、よろよろになつていたり、甚だ困りもの。

■ 6・3 小林裁判から ■

小林忠太郎活動日誌(抄)

○ 5月11〜12日 総合農学学会で研究報告

(出稼ぎ農民の実態調査報告第二報、日本畜産立地論第三報―悪魔の都市計画から酪農をまもる)

○ 5月12日 全国学生共同闘争(明大駿河台)でアピール。

(集会後日大本部にデモ)

○ 5月27日 自主講座「大学論」で講話。

大学の存立理由を問い直す、―反大学講座「農業原論」10年目の総括。

○ 5月31日 脱大学「食糧論」(日大農・法・芸学生主催) 第5回「日本畜産不経済論」

(「農業原論」実行委・Y)

◆ 次回公判日程 ◆

河村裁判 九月 三日 午後三時

東京高裁 八二二号法廷

小林裁判 七月十五日 午前十時

東京地裁 七一〇号法廷

河村控訴審

次回より証人調べ開始

昨年一審敗訴後控訴審開始、すでに第七回を数えるに至っております。

これまでほとんど文書交換に終始し、石田・近藤両代理人就任後昨年九月当方より準備書面が提出され、本年一月大学側よりその反論とも云うべき準備書面が出て来ました。

昨年九月石田・近藤両代理人より提出されてあった証人申請が、この五月二十一日に開かれた第七回口頭弁論において、そのうちの一人である小西嘉四郎氏(当時関東学院大文学部助教教授独語・哲学担当)が次回の証人と決定しました。

これで控訴審も本格的段階に入りました。小西嘉四郎氏は昭和四十六年当時実行委員であり、河村氏に対し、全共斗説得を依頼し、河村氏の自宅研修センターバ行きを進言した人物であり、当時のプロセスに対して明確な証言が得られるものと考えます。次回より証人尋問に皆様の傍聴を期待しております。

△ 追記 △

私達の長年の敵であり、河村氏の闘いをここまで持続させて来た岡本正氏はさる六月三日薨天なさいました。ここにつつしんで御冥福を御祈り申し上げます。

関東学院大 反処分共斗

《小林裁判15周年》

日大闘争勝利ノ総決起集会(仮称)への招待

★ことし二月末で、小林裁判は満十五年になりました。仮処分から本訴まで、長い間のご支援、本当にありがとうございます。

「活動日誌」の通り小林氏はますます元気に本訴「証人しらべ」に向かって意気込んでいますが、この辺で、一回、激励する集いを開き、十五年間という長い法廷闘争の労をお互にねぎらい、この先のエネルギーを産み出したいと思えます。同封(折込)の要項に従って、多数の御参加をおねがいします。(三〇〇〇円程度の会費を御用意ください) ささやかに乾杯したいと思います。

小林裁判15周年

日大闘争勝利ノ総決起集会(仮称) 実行委員会

# 松下昇、中尾麻里子さん に対する第一回公判報告

三月十一日に東京地裁第十二刑事部(裁判長=新谷一信)で松下昇、中尾麻里子両被告人に関する公務執行妨害等の第一回公判がおこなわれた。

被告人らは、公訴事実とされる昨年十二月十七日の東京高裁第一民事部における行為について公訴棄却請求を各めて根底的な反論を展開した。

松下氏らは、八七〇年に神戸大学がおこなった懲戒免職処分についての人事院審理が十年以上放置されている事態に関して東京地裁と高裁に審理を要請してきたのであるが、裁判所は審理に応じると人事院や国の論理的敗北が明らかになることを怖れ、特に高裁第一民事部(裁判長=小池勇)は、本人等問責をやらずに実質審理抜きで結審をおこなない、判決予定日

直前の忌避申立に対しては民事法ではなく刑事法による簡易却下を、松下氏からの即時抗告(異議)申立提出という当然の訴訟行為に對して、何と法廷秩序維持に関する法律違反として監禁二十日間という最高刑を加え、その上、公務執行妨害で告訴するという強圧をおこなった。

このため松下氏らは、一月六日に東向を出所直後に令状逮捕され一月十六日起訴後、現在まで長期の拘留が続いている。身体的状況は悪化しているが、三回にわたる保釈請求は全て却下。

司法権力の凶暴な強圧の背後には、松下氏らが闘争に参加した者すべてを反被被告、参加人として公判過程に登場させ、②法廷等の秩序維持に関する法律が、破防と法廷に戦後過程の司法的即任の軸であることを明らかにし、③空

こなつて結審し、また京都地裁が松下氏および共闘者の占拠する京大教養部ドイツ語資料室に関する民事判決(一月二十八日)と、二月一日強制執行(使用中の幼児を含む全員の暴力的排除と全物品の留置)をおこなっていることに注目すべきである。

(詳細な問題点については、三月から再び東向を占拠している松下氏か、「救援」前号に記した場所へ連絡して下さい。)

☆ ☆ ☆

※前号において、松下昇氏の記事として掲載した記事(五面)、は今号と同様に、松下氏と共闘している人の作成したものでしたので訂正します。 編集部

大学教員救援連絡会 御中

原稿依頼のお手紙、受け取りました。  
まず、東京地裁(刑事)の日程をお知らせします。

6月19日(水) PM1:15~(429号法廷)  
7月10日(水) PM1:15~( " )  
7月31日(水) PM1:15~( " )

連絡会メンバーからも、公判へ参加しつつ、  
《救援ニュース》の編集方針へ方向性を提起していただけると幸いです。  
簡単ですが、とりあえず ~

中尾 麻里子

~1985.6.2夜~

## 事務局より

△救援通信23の訂正とお詫び▽

前号巻頭の河村裁判経過報告中、「弁護団の全員辞任」という表現は、事実の客観的経緯から誤りであると判断し、「弁護団の解任」と訂正します。弁護士の方々に御迷惑をおかけしました事を深くお詫び致します。

(文責 山浦)

## カンパ振込先

- ・富士銀行鷺谷支店 一五四一五七五一三六
- ・第一勧業銀行赤坂支店 〇五五一二二四五五九
- ・三菱銀行恵比寿支店 一三六一四三二七九六一
- ・三井銀行赤坂支店 〇六九一九六一一五八九
- ・郵便振替 東京一三一四〇九八

# 救 援 通 信

## 25

編 集  
行 行

大学教員救援連絡会  
東京都台東区上野公園十八一八  
グリーンパークマンション五〇  
AURA設計工房内

10・5  
1986

河村裁判結審となる

判決は十月十六日

さる八月十四日、東京高裁にて第十一回河村裁判控訴審が開かれた。当日は若干名の傍聴人の支援の下に、河村氏本人の証言がなされた。この日は主として七一年当時から大学の抱えている矛盾と学生間の衝突、岡本らの方向転換、学生処分過程が証言され、河村氏解雇に至る背景が明らかにされた。これをもって結審ということになり、浅井氏、折橋氏、横井先生（中央大学）等の証人申請は却下された。判決は十月十六日に行われる（午後一時半より）。この間、裁判官による和解の斡旋は一切なかったことを付記しておく。地裁、高裁と長年にわたる皆様の御支援に深く感謝いたします。巻末に今回提出した河村氏の陳述書をコピーしました。

関東学院大学反処分共闘

す。マルい顔が真ツク口口に日焼けしてヒエヤキモチ（ヒエの粉でこねたおダンゴ）のようです。

☆ ☆ ☆

反大学講座「農業原論」が去る六月二十二日で満十年を迎えました。三冬つづけた出稼ぎ農民の実態調査は、「手づくりの出稼白書」として第三集を準備中です。

今年の野望として、「反大学」などといふ小さな看板にいつまでもこだわることよりも、戦いの進むアジアへアフリカへ連帯の手と足をのばして行きたい、と考えています。

目下、フィリピンの農地改革と土地革命に役立つような「学習会」と実践活動組織を準備中です。

小林・河村裁判報告生口集もたれる

去る七月二十五日、ひさかたぶりに小林・河村裁判の報告会がもたれました。テーマは次の通りでした。

・小林裁判報告

・河村裁判報告

・徳永豊（大阪産業大学教授）氏に対する大学側による不当処遇

問題（いいがかりとしか言えない理由で短大へ回されたこと）

について

証人尋問すすむ小林裁判

小林講師の近況

さる三月十三日、六月五日の両日、本訴はじめての証人尋問、小林原告側申請の藤原正行（現、日大助教授・植物病理学）証言（主、反）が終了しました。当時、機動隊導入をめぐる学部当局、学生、再建委（小林、藤原らも委員）のやりとり、事実関係を公開したパンフ「事実と考察」（小林、藤原ら四講師の責任で公開）などについて、ありのままを証言して頂きました。いまなお、助教役のままにお仕立てされていて、白いものがめつきり増えた初老？の藤原博士の淡淡たる口調は、事実を訴えるに十分な雰囲気でありましたが、「覚悟」の上の証言とはいえ、これでもはや、教授昇進への道が閉ざされた？と思うと、我を忘れて彼のこのみ気になる私でありました。藤原さん、本当にありがとう。

☆ ☆ ☆

去る衆・参同日選挙の結果、私はまた「失業」しましたが、時間的拘束と精神的忍従から開放され、今こそ万巻の書をひもとくと、意気軒昂・早速、米価の季節到来の折、十五年ごしの農民運動に専念しております。

・松下裁判報告

・会計報告

出席者は次の通りです。

伊藤久夫妻 小川信夫 亀山亜士 河村隆二 北島巳一郎 小林忠太郎  
田宮高紀 徳永豊 豊田巴津男 福田祐（弁護士） 松下昇 満田正  
宮内康 室田明彦 山浦元（敬称略）

われわれにとつての新しい問題―徳永氏の処遇問題―については、徳永氏自身より概略報告がなされましたが、氏の出勤簿捺印拒否をきっかけとして始まる今回の不当処遇が、文部省大学設置審議会の資格審査の結果によるものであることが、この問題の特徴づけています。学科（工学部電気電子工学科）増設に際しての資格審査ですが、このようなかたちでの処分もありうるのかと、あらためて現在の大学がおかれているきびしい状況を考えさせられました。徳永氏の話では、当初大学側は、この処遇によって氏が大学を辞めるのではと考えていたらしい、だが氏が辞める構えを示さないで、いま大学側は対応に困っているのではないかとのことでした。とりあえず氏へのこれ以上のきびしい処分はなさそうだとのことなので、われわれ救援連絡会としてはしばらく、きびしく見守りつつも静観ということになりました。

つづいて、小林、河村両裁判報告のあと、松下氏より「あなたにとつて大学闘争はどのようなものとしてあり続けているか」と題したレジュメ

陳 述 書

河 村 隆 二

私はこれまでに、当審において、小西、西尾、大道寺三氏の証言を聞いていましたが、ここで明らかにされた事実をふまえて、関東学院の準備書面の矛盾を指摘するとともに、真実を明らかにするものであります。三氏の証言だけでは一部分のみしか解明出来ないとしても、表面に現われたものだけで判断することなく、事実全体像をみていただきたいと考えます。

大道寺氏は、その証言の冒頭で「クレータはにより失脚させられ、自宅に来て実行委員会に退陣を要求された」と明言されてい

ますが、このひと言だけで当時の全てを表現しているといつても過言ではありません。

つまりこの事実は、昭和四六年四月以降の大学内の流れからして、大学全体が教育の場と言うより、政治・力の論理の場であったことを示しているのです。

すなわち

大道寺氏と体連系自治会との接触（大道寺証言及び甲五五号証）

全共闘系自治会と体連系自治会の対立、

大道寺執行部の方針の矛盾（故阿本氏の一月五日付文書甲五七号証）

両自治会の対立の解消への努力（乙二〇七、二〇八号

会 計 報 告

(84・11・27—86・7・25)

○前決算期より繰越金

○今期収支内訳

<収 入>	720,342
・一般カンパ	288,300
・特別カンパ	140,000
・小林裁判に勝利する会より	150,000
・河村氏より	140,000
・銀行利息	2,042
<支 出>	534,800
・河村裁判弁護費用	195,000
・小林裁判弁護費用	290,000
・松下氏支援	15,000
・印刷費	30,000
・通信費	2,000
・雑費	2,800

○今期収支決算 185,542

○次期繰越金 355,390

カンパ振込先

・郵便振替	154-575136
・富士銀行鶯谷支店	055-1214559
・第一勧業銀行赤坂支店	136-4317961
・三菱銀行恵比寿支店	069-961589
・三井銀行赤坂支店	東京-3-4098

恒欄 佳未 後 訂 記

「通信」の発行を一年以上もさぼってしまいました。事務局の怠慢をお詫びいたします。また、この間カンパをよせられた方にこの場を借りて御礼申し上げます。

(宮内記)

が配られ、このテーマをめぐって、どちらかと言えば皆口の重そうな会話が続けられたなかで、ひとりいま関学大生協で闘っている豊田氏の元気の良さが印象的でした。福田弁護士がそのさなか、いまの韓国留学生運動をどう見るかという問いを皆に投げかけましたが、席上の皆、この問題についてさしたる反応をしめさず（何故か）、後日ぼくに氏は不満の意を表されました。

(宮内記)

いものであるかどうかについて教育者として疑問を提示するためのものであります。

二、小西氏は、阿氏が私に渡したメモは、元愛知大学教授三好四郎氏電話番号が記載されているものであることを認められています(甲七二二二号証)。三好氏は小西氏の知人でない以上、小西氏の判断私に三好氏の電話番号を知らせるはずはありません。このメモ私に渡したのは、故岡本氏からの依頼によることは明らかであります。すなわち、故岡本氏は小西氏を通して、三好四郎氏への連絡を依頼し、私にキニバに行くことを求めようとしたものであり、これは、物理学の研究(キニバでは物理学の研究は盛んでない)を遂行したものではなく、一時私を学内から遠ざけることを目的としたものであることは明らかであります。従って

故岡本氏は私がキニバに行くことを望んでいたが、私が三好氏らと連絡をとらなかつたため、その報復として自宅研修処分にしたとするのが、真実なのであります。

三、また西尾氏は、極めて重要な証言をされています。西尾氏は昭和四八年七月八日ごろ、私が裁判を提訴するのをやめさせるため、野毛の小料理店「仁和」(氏は「浜幸」とまちがえている)で学長補佐であった塩原氏と私と会う予定でした。西尾氏は、当時教務部長であり、阿氏とも故岡本氏と最近距離の立場にありました。

ところが、阿氏は、その直前になって七月六日付で私が裁判を提起していたことを知り、私と会うことを止めてしまいました。

西尾氏は、この日まで私の解雇問題などは、全く話題にもなっ

証)。

実行委員会の設置の決定(故岡本氏の一月一日付文書乙二〇六号証)。

一月二六日滝沢氏宅での全共闘<sup>会</sup>学生への説得の要請(甲六五、六六号証)。

一月五日ナギサホテルでの阿自治会幹部に対する説得、  
実行委員会の説得の失敗。

実行委の大道寺氏との対立(甲五九号証)。

一月一〇日ごろの非公式全学教授会(連合教授会)での大道寺氏退陣の要求決議。

大道寺氏退陣による体運系自治会の怒りによる学生間の衝突。

故岡本氏の体運系自治会への出席(甲三六号証)。

体運系学生からの圧力。

全共闘系学生の一月二六日の処分

など、これら一連の流れは教育の場に於ける行為とは見られず、一方の力の論理と他の力の論理の対決となっているのです。

大道寺証言にあるように、体運系学生自治会による親全共闘系の教員追放要求に故岡本氏及び実行委員会のメンバーは大道寺氏の方針に危機感を感じて、大道寺氏を追放し、体運系自治会との取引<sup>き</sup>により、全共闘系学生の処分を行うことにより、バランスを取ったとする見方が妥当であり、当時の教授会メンバーは現在でもそのように理解しています。

私のとった行動はこれらの処分が公正且つ、教育的にみて正し

とは血の繋がった人間のつながりを求める場ではなかったかと言  
うことです。単に知識の伝達だけが教員の役割でないと考えて  
ます。貴裁判所の正しい判断をお願いするものであります。

昭和六一年八月一日

東京高等裁判所  
第一六民事部

御中

河村 隆 二

ていなかっただと証言されていますが、このような事実からする  
と、関東学院側が、私を解雇することになったのは、私がこの裁  
判を提起したからであることは疑いの余地がありません。

四、当時実行委員会のメソバトである折橋氏から電話にて、一月五  
日にナギサホテルで開かれた会合への出席を依頼されていま  
す。一二月二六日にも滝沢宅に呼び出されています。その目的  
は、阿自治会の衝突をさけるために説得するということでした。  
そのために私は滝沢氏などの依頼により、大学側の者として、  
出席したのであって、無理におしかけたものではありません。当  
日同ホテルに滝沢氏も呼び出されています。このことは折橋氏  
や当日出席していた全共闘系自治会の岩山君らに確認してい  
ただければ、明らかになると思います。

六、故岡本氏は私を解雇する以前に小菅氏を解雇しています。その  
際労働協約（甲五二号証）にある組合との話し合い条項にもとづ  
き話し合いを行っています。この当時の労働協約をほごにするた  
めに私の自宅研修中に労働協約を一方向的に廃棄したのです。当時  
の組合は、学校側に対し再三再四団交を要求していますが（甲  
七〇号証）、故岡本氏はこれを拒否したのです。しかも当時の執  
行委員長亀井氏を呼びつけて、私を応援するなど命じたのであり  
ます。この点に関しては、浅井氏の証言も又不可欠と思います。

私は終始誠実な教員たらんとして来ました。今日サラリトマン  
となってもその精神は忘れていません。今なお教壇に復帰するこ  
とが私の人生の使命とっております。

私のなした授業拒否が教育者の資質を問われるとすれば、教育



小林裁判

十八年目にして、停戦を決断

日大・小林裁判に勝利する会

足かけ十八年、非妥協と徹底抗戦を合言葉として「教育コンツェルン」日大を相手どって闘いぬいてきましたが、このたび諸般の状況から「和解」を決断せざるをえず、六月十九日調印、七月末日、一切の事務手続きを完了しました。長い間の御支援ありがとうございました。

情況の第一は、日大側証人が相次いで亡くなり、あるいは病氣と称して証言台に立てなくなったこと——たとえば、当時の学部長・磯辺秀俊(死)のような老齢のもの他、まだ年齢としては若い小山(学監)、佐々木(学科主任)、長野(同)らまで死に急ぎ、病床に伏すなどして証言不可能となったため、せつかくの本訴が有意義な審理を続行出来ず、そのことによって勝利への展望がもてなくなりました。こうした事態を見かねた裁判所が昨秋「和解」

の勧告を出した次第です。

日大当局が、どのような判断でこの勧告を受け入れたかは不明ですが、小林氏は——

- 一、証言予定者が病・死のため、有効な尋問が不可能になり、この先、勝利への展望がもてず——仮処分(一、二審敗訴)の悪影響をモロに受けること必定。
- 二、この際、「私の日大闘争」は、ひとまず「停戦」とし、時を待ちつつ、自身の学習・研究を続けながら、本当に私を必要とする運動に専念する自由を得たいと思います。
- 三、夫婦のとしを合わせると、百をはるかに越えました。いのちを大切に、とくに病妻をいたわりながら、十八年の闘いを仕上げたいと思います。

——ずいぶん悩みぬいた上の決断と思えますが、結果として「停戦」を決意されました。

長い間、本当にありがとうございました。簡単ですが、とりあえずご報告に代えます。

目取言同裁裁に上生口するにあたって

河村隆二

本年四月に最高裁に上告し、六月に上申書を提出しました。

これまで十五年間、弁護士の先生方、友人各位の御支援により、小林先生の「シッポ」にぶらさがって生きてきました。もはや、勝敗の問題は昇華してしまっただけの感があります。むしろ人生の三分の一をこの闘いにいどんで来たことの意味しか残されていません。

私を切り捨てた処分者はすでに死んでしまっただけ、もはや私には怨念というものがないままです。むしろこれまで与えられた苦難、試練が充満した感じが残り、他者の苦痛を思いやる気持ちが出来ること、これが最大の学んだことと言えます。最高裁では実質審議がないことから、これで事実上終了したことになります。

長いことありがとうございました。次に何をめざして生きてゆか、今のところ目途がたっておりません。

伊藤久久さんが亡くなりました。氏は二年前に癌の宣告を受け、病と果敢に闘ってまいりましたが、去る八月十九日〇時四分永眠されました。享年三七才。伊藤さんは、関学大反処分共闘の主力として、この間一貫して河村さんの裁判闘争を担って来た方です。氏の年齢を思う時、私たちは絶句するしかありません。合掌。

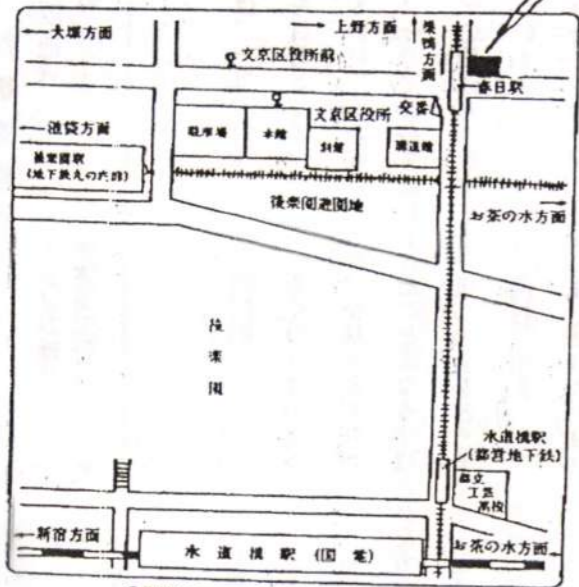
小林、河村両氏の報告を聞き

両氏のこれからの励ます云

記事の通り、小林、河村両氏の闘いは、ひとつの終結をむかえました。この時にあたり、久しぶりに両氏を囲む会を持ちたいと思います。多くの皆様の御出席をお待ちしております。

- 日時 九月三十日 午後六時三十分
- 場所 文京区民センター(別図)
- 会費 3000円

文京区民センターの4F.B-4  
〒113 文京区本郷4-15-14



◎都営地下鉄有明線下車徒歩1分  
◎地下鉄丸の内線後楽園駅下車徒歩3分  
◎都バス文京区役所前下車1分  
◎国電水運橋駅下車徒歩8分

# 救 援 通 信

27

編 集 大 学 教 員 救 援 連 絡 会  
東 京 都 豊 島 区 池 袋 一 一 六 二 二 二 二 池 袋  
二 〇 九 号 室 宮 内 康 建 築 工 房 内

4. 20  
1989

## 河村裁判

### 最高裁の判決下りる — 上告棄却 —

昨年十二月二十日、解雇無効、教職権確認を請求した河村裁判の最高裁の判決が下りた。結果は、今日の司法の反動性（とりわけ最高裁の）からある程度予想されていたと言え、上告棄却である。判決理由として引用されている、最高裁昭和四八年大法院判決が対象としている事件と本件とは、その性格が大きく異なっていることは誰の目にも明らかなのに、どうしてこのようなこじつけがまかり通るのだろうか。最高裁の判事は常識が通用しないとはいえない。あるいは、松下さんが述べているように、最高裁は、憲法第十九条（思想、信条の自由）に関してその解釈を狭めるべく、意図的に判例を変更しようとしたのかも知れない。いずれにせよ異議申し立ての機会を与えない密室の中で最高裁審議と判決に我々は暗い怒りを身に蓄えるばかりである。とは言え最高裁の判決がこうして下りてしまった以上、我々にはもはや河村事件に関して法的な手立てを持たないわけだから、この判決で十七年の長きにわたった河村裁判は、事実上終了したことになる。この大学教員救

昭和六二年（オ）第四四二号

判 決

神奈川県厚木市戸室一二五〇番地の一

上 告 人

河 村 隆 二

右訴訟代理人弁護士

石 田 省 三 郎

近 藤 彰 子

横浜市金沢区六浦四八三四番地一

被 上 告 人

学 校 法 人 関 東 学 院

右代表者理事 高 野 利 治

右当事者間の東京高等裁判所昭和五八年（ネ）第三二九六号教職権確認等請求事件について、同裁判所が昭和六一年一〇月一六日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石田省三郎、近藤彰子の上告理由第一点について、原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件解雇が労働基準法三条に違反するものではなく、また解雇権の濫用にも当たらないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法

援連絡会は、一九七六年、小林、河村両人の、主として裁判費用等金銭面の支援を目的としてつくられ、多くの方々の支援のもとにあしかけ十三三年活動を続けて来たが、八七年、小林さんが和解し、ここに河村裁判も終わり、会の役目もまた終了したことになる。残されたカンパ金（約四〇万円）の使途方法を含めて今後この会をどうするか、どうしめくするかについて去る二月十四日、河村、田宮、松下、満田、宮内、室田、山浦が会合をもったが、あまりまとまらないまま、とりあえず河村裁判の結果を報告する「通信」を出すこと、五月頃をめどに報告集会をもつことを決めて散会した。

（注）この事件はかいつまんで言うと、（株）三菱樹脂が試用期間中の労働者の本採用を学生運動をしていたという理由で拒否し、特定の思想、信条を有することが雇入れの拒否の理由となるかが争点となったもので（判決では可としている）、河村事件とは「社会通念」（注・一審では社会通念の合理性から解雇が至当とされた）から言って殆ど関係ない。

長い間のあたたかい御支援ありがとうございました。（事務局 宮内）  
はない。所論憲法一九九条違反の主張は、最高裁昭和四三年（オ）第九三二号同四八年一二月一三日大法院判決（民集二七卷一〇号一五三六頁）の趣旨に徴し、失当というべきである。論旨は、採用することができない。

同第二点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被上告人が「組合員に対する処分はすべてその処分の正当なる理由を組合が認めない限り行わない」旨定める本件労働協約についてした解約の申入れが権利の濫用に当たるとはいえず、右労働協約は右解約の申入れにより昭和四八年三月三十一日限り効力を失ったものであるとし、また、右解雇等同意条項が労働協約の終了により失効した後も右条項に定められたところが個別の労働協約の内容として存続すると解する余地はないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、民法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

真 家 克 巳

裁判官

伊 藤 正 己

裁判官

安 岡 満 彦

裁判官

坂 上 寿 夫

長い十七年間であった。私は現在五三才、人生の三分の一をこの裁判闘争に費消したことになる。私の人生は人間にとって苦難という名のものはすべて受苦として受けとめることが出来た。戦争、貧困、苦学、労働、死別、そして解雇、裁判、失業、倒産、再就職——この過程で良い友人に恵まれ、この人達の力添えにより立直り、生きつづけることが出来たのである。十七年間に人の心の傷みを分かちあえる心持<sup>こころ</sup>持ち得ただけでも、私はこの闘争に勝利したのである。

十七年間に数多くの方が、天国に召されて行った。病苦と闘いながら裁判闘争を支援してくれた伊藤久君は、一番つらい思い出であった。我が兄の死と同様、若い伊藤君の死に私は代替わりしたい程であった。一審の代理人であった秋本英男先生は、戦前の台湾人の戦争犠牲者の代理人として活躍なされ、戦死と思われる一生であった。私を支援してくれた人々だけでなく、大学側で私を解雇した当事者、岡本先生、理事長加藤氏、学院長柳生先生も物故された。もはや当時の敵に対し、私は何も怨念は一切ない。むしろ反面教師として、私は前進し、生き返ったのである。

テレビドラマでかつて「逃亡者」というのがあった。そのなかで「時として神は正義を滅ぼし入ることがある」というような言葉があった。裁判の中で感じたことは正義という言葉<sup>ことば</sup>は実体はないのではないだ

最後にあと残された人生をどう生きていくかという問題が残されています。私はやはりサラリーマンには向かない感じがしております。もう一度教壇に立てるならばという切なる希望を持って生きてゆきたいと思っております。

長い間ありがとうございました。

廿六閏月廿六日米抄

山 浦 元

河村解雇の契機が教学権裁判の提訴にあったとする高裁証言をふまえた石田省三郎、近藤彰子両弁護士さんの緻密な論理展開に対して、高裁が論証抜きで持ち出したのは、労働者雇用に際しての企業者の特権を追認した三菱樹脂事件最高裁判決であった。解雇過程を少しでも検討すれば両事件の差異は明らかかな善なのに、憲法十九条と言えば反射的に十五年も前のお墨付きを振りかざす短絡的なご都合主義が<sup>現</sup>司法の体質をよく表している。十九条に関して思想・信条・良心の、現在および未来における実践性の水準にまで踏み込んで問われている事の自覚が全くない。

判決も

今回の松下昇氏が言う情況の困難さを象徴しているに違いないのだが、七〇年代初期に河村氏の呼びかけに応えた方々の消息にその感は一層深まる。関学反処分闘争伊藤久氏提訴をためらう私達を明快な論理で説得された秋本英男弁護士、遠く九州の地から繰り返し連帯のメッセージを

ろうか。アメリカでは法と秩序と正義という言葉<sup>ことば</sup>を聞くが、この場合の正義の実体は力である。裁判所における正義も同様力であって、一審における「社会通念」という美名の下に決定されている。次に時としてという言葉は、偶然にもと解することが出来る。ところが十七年の裁判の過程

で言えることは、時としてではなく、数多くということであった。仮に正義があったとしても、数多く正義が敗れさせたことであろう。そのことは昨今問題となっている、死刑囚の再審事件で数多く無罪となつていふ事例から推察出来る。刑事事件のみでなく、民事事件についても同様のことが言える。正義が正義でないと判定されたとき程、世の中に矛盾があることの証左と言えよう。しかも権力機構は少数者の正義を選ばない。仮に選んだとすれば、裁判官として出世が望めないからである。裁判にはもともと体系なんぞなかったのである。彼らは結論が先にあり、あとは論理矛盾のない文章を三段論法的に作成するのである。例えば一審での「社会通念」という言葉は、本来使用出来ない法律用語であろう。同じ論法でゆけば、戦争中反戦運動を行った人は日本中が戦争に突入していった状況からみても、当然罪に問われることになる。だから、裁判官は社会の礼儀倫理を超えた地平から正義を判断すべきであって、常識的な判断をなすべきではないはずである。

十七年間の裁判で得たものは何もない。得たものがあるとするれば、それは人の心の暖かさである。終生忘れることは出来ない。ここに皆様方の御支援と御友情に心から感謝いたします。

届けられた滝沢克巳氏、物理学者として早くから原発の危険性を察知し精力的な実践活動の傍ら駆けつけて下さった水戸巖氏らが、十七年の時の流れの中で自然に還られてしまった。

予期しなかった三菱樹脂判決文を辿りながら浮かんで来たのだが、宮内康氏や小林忠太郎氏の関係者を除くと、実は七三、七六年の高揚期に最も熾烈にたたかっていた旧支援する会のメンバーも、外部から陰に陽に支えてくれた多くの友人達も、当時直接には大学に関わりを持っていない人々であった。支援する会が三年に渉って河村と大学闘争の枠をはみ出し超えようとする志向性と質を持続し得た理由の一つはその辺にあったと私は考えている。

各々にとって単なる河村支援ではなく、いわば獲得目標も戦略も自らの問題意識に引きよせた上での我が闘争の感があった。七六年仮処分敗訴の総括に際して、あの宮内氏をして息を吞ませる凄絶な論争が展開され、河村氏も私も対応し切れないままに解体宣言を記さざるを得なかったのも、その意味では自然な成り行きだったのである。その後この人達が自らの在りようを通して送り続けてくれた示唆を——残された時間の短さを測るとはるばる関西から高裁審理に参加してくれた小学生Mちゃんの世代へ引き継いでゆく方法も含めて——かかえている課題にどう生かしていくか考えこんでいる今日はなんと大畏の日。

最高裁判決は、上告代理人弁護士の上告理由については形式的に判断してはいるが、本来の当事者である河村氏が支援者との討論をへて作成し提出した上申書に対しては、一顧も与えていない。これこそ憲法第三二条(裁判を受ける権利)が最高裁によって空洞化されていることの象徴であろう。たしかに河村氏作成の上申書の内容の主要なものは、代理人弁護士作成の上告理由書に包括されている、ということはできるとしても、それは、あくまで法律的に翻訳された主張としてであつて、河村氏が発せざるをえない表現の基底に渦巻く情念や関係性の動きに及ぶものではない。代理人弁護士作成の上告理由書は、想定しうる限りのすぐれた出来はえであり、高く評価はするが、河村氏の表現の最高裁による無視として現れている法の構造の疎外の最高形態を、今回の判決であらためて確認したいと思う。

一方、最高の(??)法律専門家としての最高裁の裁判官の上告棄却理由は、専門家としての代理人弁護士の上告理由書に、よく対応しえていくかという点と全くそうではない。判決は最高裁の裁判官ではなく、最高裁の方針に忠実な下級裁判官のためのエリート・コースでもある調査官によって作成されたであろうが、今回の文体には大きな論理的な錯誤があり、それは法律の専門家でなくても(あるいは、ないからこそ)明確に了解しうる水準のものである。

以上のように、最高裁の判決は、最低の内容である。しかし、対等の関係においては問題にもならず破棄される誤りや矛盾が、権力をもつ者の文章であるという理由だけで力をもち、河村氏の解雇処分を最終的に確定してしまうという現実に対して、私たちは深い怒りを持続させていくべきであろう。そして、裁判所に対する批判を資料集等の形態でまとめいくと共に、裁判過程や、それをつつむ闘争過程の総体における私たちの、これまでの、さらにこれからのかわり方の対象化と討論が不可欠であると考え、支援し、関心をもつてくれた人々のためにも、また、私たちにとっては未知の、しかし必ず私たちのテーマに出会うであろう人々のためにも。

救援連絡会の「店じまい」について

田宮高紀

河村さんのたたかいは最高裁判決がついに、法廷闘争というかぎりにおいては、終わりを迎えた。わが大学教員救援連絡会は、理科大の宮内さんが地裁で勝利し高裁で和解したところ、似たような事情でたたかっている日大の小林さんと関東学院の河村さんの法廷闘争を支える目的で結成された。似たような事情とはいっても、それぞれ考え方も性格も生活スタイルも三者三様で、彼らを支援する人々もまた然りで、「支える」といつても、その中味はとどきどき同窓会的に人を集めて激励しあうほかは、金銭面で「支える」ところが主要な内容であった。

救援連絡会が一番あわてて、真剣になつたのは、河村さんが高裁に控

① 判決は、上告理由の第一点と第二点について、それぞれ判断しているようなフリをしているが、添付されている上告理由書と対比すれば判るように、第一点、第二点のそれぞれに含まれる重要な理由のうち、ごく一部に言及しているのみである。これでは、判決理由として成立しえない。

② 判決は、上告理由の第一点と第二点についての文章の冒頭に、「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて」という条件を付けている。これは立証のない独断にすぎず、前項のように、確定しうるまでの事実関係が一〜二〜三審で審理されていない以上、条件として解体しており、従って判決としても解体しているのである。

③ 百歩譲って、前項の条件を捨象し、続いて記載されている文章(数行で片付けること多い最高裁の文章としては異例に長いので、それなりに河村氏の上告の処理に苦しんだと思われる。)を讀むと、そこでは、憲法第十九条(思想および良心の自由)についての判例に言及し、「その趣旨に徹し」上告理由は失当、としている。しかし、この判例(團寛希望者にはコピー配布可能)は、事実経過としても争点としても本件とは殆ど交差しないものであり、最高裁が苦しまぎれに言及したにすぎないことを示している。言及した判例を変更するために、河村氏のケース以上にふさわしいものがあるのか。

憲法の精神にもとづいて

訴する前に、それまでの弁護団が全員辞任したときである。これは「辞任」ではなく「解雇」だともいわれているが、いずれにしろかんじんのところは、本人と弁護団の関係において事態が進行するの任せるほかに館のない連絡会ではあつた。ともあれ、一時は救援連絡会が直接に河村裁判を担うていかなければと、悲壮な覚悟と努力をしたものであつたが、これも長続きはせず、結局石田弁護士と本人に任せたまま、今日にいたつた。

はじめに戻るが、河村さんの裁判が終わつて、当初の目的に照らして考える限り、これで救援連絡会の仕事も終わった。単純に考えれば、あとは「残務整理」と「解散」すなわち「店じまい」である。ところが、この「店じまい」の方法が難問で、これまでかかわつてきた人々のそれぞれの思惑が絡んで、すつきりとした方針が出てこない。みんなそれぞれ、この20年前後の間それぞれ生活の築いたり維持したりしながら、それぞれの思いで裁判にかかわつてきた。終わってみると、「それが何であつたのか」「自分にとって・・・」「他にたかたかっている人々との関係で・・・」と、ある意味での「総括」が迫られてくる。そのくせ何かすつきりせず、話があちこちと飛んでは発散する。

今のところ、最大公約数的にまとまつている方針は、3つの法廷闘争の経過をまとめた「資料集」を編集しようということである。それが現在闘っている人達および今後闘うであろう人達にとつて貴重な「資料」となるであろうし、それを作成し遺すことは、これまで法廷闘争にかかわつてきたわれわれの最低限の任務であり、責任である。こう言つてしまえば、きわめて正論で、なんの反駁もしようもないし、「やりましよう」ということにしかならないのであるが、どうも私にはそう単純でもないような気がしてならない。ちよつと話を具体的にすすめる、とたんに「どれぐらいのボリュームか」という単純なことから、「どんな内容に重点をおくか」というところまで、実にさまざまアイディアが出てくるが、一向にまとまらない。結局当該も含めて、救援連絡会にか

かわつてきたひとびとが、どういうつもりで、どれくらい真剣にかかわつてきたかに応じて、一言に「資料集」の編集といつても、そのための莫大な労力のことも含めて、イメージがさまざまなものにならざるを得ないのである。これが現状である。結局、河村さんの法廷闘争終結の報告会を近々開催することとして、その時まででこれまでかかわつてきた人達に問題提起をして、考えてもらおうということになった。

それで、以上が私に「書け」といわれた問題提起のものであるが、多分これでは無責任で「おまえはどうなんだ」と言われることは目に見えている。それで私がどう考えているかを告白しておかなければこの原稿を終わりにするわけにはいくまい。

理科大の宮内闘争が一応終わったあとでも、理科大では組合と大学との緊張と闘いは絶えることなく続き今日に至っている。学内で大衆レベルの運動を築けないという、いかんともし難いもどかしさは一貫しているのだが、それでも私にとつて理大当局および理大資本との闘いは、日常的な課題であり続けている。この間私は、学内から外に出て、中小労働者を中心とする労働運動にもかかわることになり、同時に反原発運動にもあたかもライフワークのように取り組むようになった。

このようないろいろな「闘い」に身をおく生活の中の一つとして、私は救援連絡会を「支える」一翼を及ぼすながら担ってきた。理科大の他のメンバーも大同小異である。それだけに、さまざまな批判があつても、私の救援連絡会へのかかわりは、日に日に濃度の薄いものとなつてきた。もつともいはずれはこうなるものという、冷めた評価を法廷闘争というものに下していた自分もあつたことは否定できない。長期にわたる法廷闘争が、記憶が薄れていく過去の復讐ではなく、常に今日的な課題としての位置づけがされ、方針が論議され続けなければ、闘争が「風化」することは必然の成行きである。

そんな問題意識と危機感を抱きつつも、当該とも救援連絡会とも、状況を克服するための真剣な討論をしないまま、おおむね時の流れに身を

任せた自分の「ずるさ」をいま改めて確認しているところである。私は、「忙しい」ことを理由に、救援連絡会の会議の間隔、ニュース発行の間隔などが長くなり、会議の集まり具合も集中度も乱れてきていることに、あえて警告や批判をすることをせず、むしろ安心さえしていたのである。

だから、いま改めて「資料集」の編集が提起されても、反対はしないが、救援連絡会にかかわり、支えてきた人々それぞれのある意味での「総括」が出されない限り、あまり現実的ではないような気がしてならない。「どんなつもりで」ということを徹底的に討論し、私も納得し、全体が一致して「やる気」になり、組織的に取り組む体制が確立すれば、私もそれ相当の力を注ぐつもりではあるが、少なくとも「オレ一人でもやってみせる」というほどには、いまのところ見栄をきれないというのが本音である。

大変不真面目なところだけ描いてしまつて申し訳ないが、一つの問題提起にはなつていないのではないかと思う。

## 理科大宮内処分撤回闘争日誌

### Ⅱ 主な出来事と解説Ⅱ

(「鉄格子の大学」より)

日付	事	項	解
69年 4/5月	この頃各学科単位でカリキュラム問題・学費問題をめぐって討論集会頻発		
6月2日	学長所感出る(大学立法について)		
6月X日	建築学科集会・教師も交えて「大学立法」をテーマとして行なわれる。		
6月9日	宮内研究室封鎖さる(建闘委準備会)		<ul style="list-style-type: none"> <li>この封鎖は学長所感の白紙撤回要求とともに、宮内講師を始めとする全教員に対する厳しい異議申し立てであり、一週間の期限つきであった。この時から学校当局は宮内講師に目をつけ始めた。</li> <li>翌日の学生大会に向け出されたもので、内容は「スト中止せよ」</li> <li>大学立法をめぐって騒然とした雰囲気の中で、大学立法反対は圧倒的多数で可決、ストは少差で可決。</li> <li>経営工学科教員を中心として妨害の動きがあり、前日の助手有志</li> </ul>
6月15日	宮内研封鎖解除		
6月27日	教授総会告示出る		
6月28日	学生大会 大学立法反対決議		
6月30日	助手有志6・27教授総会告示批判のピラ出す		
7月1日	大学立法に関する教員研究集会		

7月10日	第二回教員研究集会
7月15日	大学立法反対声明(四九名の署名)
9月17日	理工共闘「六項目要求」提出、学長団交要求
9月18日	学長「回答書」提出、団交拒否
9月21日	全学「女子」封鎖(理工共闘、大学立法粉碎)
9月23日	教員有志立看で大学当局の姿勢を批判
9月27日	緊急対策本部設置 封鎖自主解除、セックアウト 10月6日までは休講
9月28日	鉄条網、校庭のまわりに取付けられる。 学生実力撤去
10月×日	事務室の一部等に鉄格子とり付けられる。 緊急対策本部解散
10月5日	全学無期限ストライキ
10月6日	二号館をのぞき昼間ロックアウト解除(夜間ロックアウト)
10月20-23日	教授総会宮内講師を追求 二号館昼間ロックアウト解除 各科討論集会頻発
10月24-25日	

のビラの犯太割り出しにやっぎとなる。

- ・二年間にわたる宮内講師に対する処分攻撃はこの時点から始まる。というのはこのバリバリが行なわれた時、学生が出撃の拠点の一つとして宮内研をえらんだ事によるのであるが、当局は宮内講師があたか陽動者であるかの如く精宣した。
- ・しばらくこの緊対が全権を握った。
- ・午前中理工共闘の主力は神楽坂封鎖におもむき逮捕され、そういう状況の下で緊対の指揮下に機動隊装甲車がキャンパス附近を通過する中で、教員の手で解除された。
- ・国家権力と直結した大学の姿を如実に示した事件であった。

- ・大学当局は延期された試験を強行しようとしたが、学生の反撃に会い午後に関がれた学生大会で、無期限ストが圧倒的多数で可決された。
- ・事務室の中核がある二号館のロックアウト解除は、最終的にはここが他より荒れていたため遅れ、宮内講師が学生に研究室の鍵を

11月27日	建築科学生多数夜間入り込み(ロックアウト粉碎・団交要求)うち十二名撤夜討論 当局機動隊導入十二名逮捕
11月28日	教員有志十一名警官隊導入抗議声明(署名人) 前記教員有志、教授総会に問題提起するも黙殺される。
12月2日	学部説明会、10数分にて理工共闘系学生により粉碎さる。
12月5日	強行授業再開(以後所謂正常化に向う)
12月8日	抗議声明署名者(十一名)を理事、学部長代行召換 教員三名(宮内・成瀬・小谷)期末手当カット 慰労金差別支給
12月中旬	猪川助手辞職(建築抗議声明署名者)
12月下旬	名古路助教辞職( )
70年	
1月17日	学部集会

与えない旨の声明をするまではなされないことになっていた。

- ・早朝ただ泊り込んでいた全く無抵抗の学生が全員検挙され、担当の検事も驚く。
- ・これを契機に教員連絡会議を結成
- ・この頃、他に学科説明会なる名称の対話集会(?)が当局の手により学科毎に開かれるが、いずれもその欺瞞性を学生につかれ、当局の意図は粉碎される。
- ・学生の闘争疲れの状況をとらえ、当局は一部学生と結託スト解除の方向に向う。
- ・この折全員辞職勧告に近い圧力を受け、録音テープで記録される。

- ・いわゆる「団交」を極度に嫌う当局は「学部集会」という名称ならしめしふ腰を上げる。この集会は教師・学生双方の代表団の長い予備折衝の後ようやく開かれたものであるが、その内容は紛争收拾のための形式的儀式的なものであった。たとえばこの集会では、前もって一般教員の発言が禁止されていた。一学生の名指しの発言要求に宮内講師は禁を犯し発言、後に物議をかます。
- ・同時刻橋高理事と会見した田宮・小谷は、「宮内・成瀬・小谷はや

2月3日 理大教職員組合野田支部結成  
 3月下旬 宮内卒業採点方法をめぐって教室会議で対立  
 この頃大学当局、学則改訂の作業を開始  
 4月5日 建築学科教授五名による学長宛「具申書」提出  
 4月×日 宮内講師定期昇給停止処分・組合へ提訴  
 4月×日 宮内講師時間割より外される  
 5月12日 宮内講師、教室会議で戸川前主任及び教授四名を追及  
 5月26日 組合、理事と会見  
 7月5日 学長菊池正士より小谷正雄にかわる  
 7月5日 宮内講師教室会議で「具申書」の撤回を要求  
 7月8日 理事・学部長、宮内講師を喚問  
 9月28日 理工共闘及び自治会、前期試験粉砕  
 (第二次理大闘争に突入)  
 大学当局休講措置で対応  
 10月12日 授業再開、ガードマン現われる  
 10月下旬 学科単位で「団交」「集会」頻発  
 10月16日 工業化学科集会  
 10月20日 太田良平君(数学科三年)逮捕される

めてもらう、田宮は「ストレス」と桐嶋をうける。  
 教員連絡会議は発展的に解消

- ・宮内講師免職要求と考えられる内容のものである。
- ・「具申書」が直接のキッカケでなされた処置である。
- ・宮内講師定期昇給停止処分問題を中心に開かれたもの。
- ・組合の抗議に対し、理事は「処分」ではない、「昇給保留」であると居直る。
- ・辞職勧告に近い内容のもの
- ・学則改悪粉砕をスローガンとしたもの。当局は学則改訂によって学生処分を成文化しようとしていた。
- ・工業化学科は、理工共闘とは別個にクラス決議で前期試験をボイコットした。この時の集会は教員の沈黙と開き直りのため深夜までつづいた。
- ・この事件は授業強行に抗議した同君がガードマンに負傷させたとして、ガードマンより告訴された事をもとにして逮捕された。事

11月5日 理事・学部長ら数学科教室会議に圧力かける  
 11月6日 第一回数学科団交  
 11月11日 当局の弾圧で第二回数学科団交中止  
 数学科教員に自宅待機の指示出される。  
 教員有志十四名数学科弾圧抗議声明  
 11月14日 電気工学科外逃亡  
 11月14日 経営  
 この頃より数学・電気工学科は学生達の自主管理状態になる。  
 11月24日 理工学部当局、事態収拾のため「小委員会」を設置  
 12月21日 当局、ガードマンを背景に自主管理を解除。  
 ロックアウト  
 12月27日 教授総会、学生四名の処分(退学三名・無期停一名)二十一名の呼び出し決定  
 71年

実誤認だとして学生達は追求、この件が一つのきっかけとなり数学科団交へ発展。

- ・これは翌日の団交を中止させるべく学科主任に会いたいと申し入れたが、教室員の拒否に会うや教室会議に乗りこみ、団交中止をせまるがほぼ全員の反撃に会い、しぶしぶ団交を認める。
- ・この団交はそれまでの団交と異り、教員も「団交」と規定して臨み、教師と学生の真剣な討論の中から数学科独自で事態解決を模索しようとしたもので、他学科のそれとは質的に異ったものであった。当局はこれに恐怖し弾圧を開始。
- ・学長の命令に等しい指示が出され、数学科教室会議はそれに抗し切れず以後自宅待機
- ・これは数学科弾圧に対する学生の反撃により、両学科は数学科に全責任をなすりつけ、自ら逃亡し学生の処分を条件に出校を宣言したもので数学科のそれとは本質的に異なる。
- ・この「小委員会」及びその下部組織「計画委員会」がくせものであった。両委員会の実権を握ったタカ派分子は以後野田キャンパスで専制の猛威をふるい、学生処分・宮内成瀬処分を断行していた。

・この処分は当初35名を予定したもので、事実誤認は数知れずまったくめっちゃくちゃなものである。

1月1日 三浦教授（建築科主任）学部長代行となる  
この頃全館の一階の全ての窓及び二階の一部に鉄格子つ  
けられる  
1月11日 強行授業再開「学部説明会」開催（機動隊三〇〇、ガ  
ン五〇余名）  
全教員の「点呼」開始  
1月16日 宮内講師、警備ならびに「点呼」拒否  
1月19日 追加処分（学生一名退学）  
1月30日 宮内講師宛「勤務命令書」（点呼に応じ警備活動に従事  
せよ）  
2月1-3日 学生三名処分撤回要求のハンスト  
2月2日 宮内講師、教授総会にて学生処分の再審査要求  
2月16日 小委員会、宮内講師成瀬助手を召喚、「辞職勧告」（午  
前）。教授会「宮内・成瀬両氏の辞職は至当」の決議（  
小委員会提案）（午後）  
宮内・成瀬両氏組合に提訴  
2月19日 大学当局、宮内・成瀬両氏を人試監督委員よりはずす  
2月22日 宮内・成瀬両氏文書にて辞職勧告を拒否  
3月1日 三浦学部長、学長に2・16教授会決議を上申  
3月2日 建築科教室会議の席上、デザイン系五名（堀川・奥平・  
宮内・成瀬・神田）処分策謀者（重倉・富沢・野村）を  
追求  
3月5日 組合野田支部「小委員会」「教授会」宛公開質問状提出  
3月6日 デザイン系教官連名で「小委員会」宛要望書提出

歴史は以外な人物を舞台に登場させた。  
三浦学部長の有名な「ところでん野郎」の発言に学生あきれはて  
る。  
処分理由にあげられた「特別勤務要請拒否」である。  
この「勤務命令書」が宮内処分攻撃の第一段階（公然化したとい  
う意味の）である。  
この日の夜いわゆる「柏駅ホーム事件」が起る  
「教授総会」は講師以上だが「教授会」は教授だけで成り人事権  
をもつ。  
この公開質問状は3月6日に校内各所にはりだされたが三浦学部  
長の命令により、ほとんど全てはがされる。

3月8日 三浦学部長、口頭でデザイン系教官に回答  
3月10日 宮内講師、東大吉武教授の呼び出しを受ける  
3月16日 小谷学長「宮内・成瀬処分」のための「諮問委員会」を  
設置  
3月17日 浜田工学部教授、宮内講師と会見、妥協の勧め  
3月29日 宮内・成瀬及び堀川助教授・田宮講師（組合野田支部委  
員長）諮問委員会より呼出通知を受ける  
3月30日 慰労金差別支給（宮内講師支給されず）  
4月1日 宮内・成瀬両氏諮問委員長宛要望書提出、要望受人れぬ  
場合は回答拒否を伝える  
4月2日 諮問委員会開催、前記四名出席、意見を述べる  
宮内・成瀬氏は回答拒否  
4月8日 堀川・田宮・宮内・成瀬「意見と要望書」を諮問委宛提  
出  
堀川・奥平・神田「要望書」諮問委宛提出

席上三浦学部長は「辞職勧告の基礎資料は、建築科五名（非デザ  
イン系教員三浦・戸川・重倉・富沢・野村）の連名で作成提出し  
た」と明言  
宮内氏の大学院時代の指導教官で、三浦学部長からおだやかに辞  
職するよう説得を頼まれた由伝えられる。  
業務規程第21条（降任・免職規程）に両氏は該当するか否かを判  
断するための委員会、各学部より一名づつで構成。以後十二回  
にもわたって開かれ処分理由の点検、追加の策動を開始  
以後処分前夜まで二カ月間、種々なかたちの妥協工作と恫喝がな  
される「妥協案」の主な内容は一旦辞表を書きその上で工学部（  
神楽坂）の嘱託講師か非常勤講師（いずれも一年契約）の辞令を  
受けとるといふもの  
正確に言えば、両氏の要望は受け入れられず、両氏は原則的に回  
答を拒否したが、彼等のせい弱性より委員会の質問に一部回答す  
ることになった。



助手有志(小川・国府田・小谷)「意見書」諮問委宛提出

宮内・成瀬支援連絡会議結成

4月15日 宮内・成瀬両氏に定期昇給ストップの弾圧

4月28日 諮問委員会「宮内・成瀬両氏は業務規程21条に該当する」という答申を学長に報告、同時に解散

4月29日 小谷学長、宮内・成瀬両氏と非公式会見、諮問委の答申内容を伝え、辞職を勧める

支援連絡会議「要望書」を学長に手渡す

5月4日 成瀬助手宛の学長名の厳重注意書くる

5月7日 宮内・成瀬支援連絡会議ピラ入れ活動開始

5月8日 浜田工学部教授、宮内講師に妥協工作

5月10日 理事会、学長の申し出を至当と認め、妥協工作待ち

5月11日 小谷学長、宮内講師と非公式会見、辞職強要

宮内講師処分理由を追及し、回答を要求

橋高理事、宮内講師と会見辞職強要、宮内講師拒否

組合員学部長と会見

5月12日

理事会「宮内講師免職処分」の通知を発送

5月14日

宮内講師、前記通知と「説明書」を受ける。内容をみた上で直ちに返送

理事会退職金を銀行振込、宮内講師これを返送

組合員対学長会見

これは宮内・成瀬の友人を中心に大学の外部につくられたもの

・席上学長は、自発的に辞表を書くことを要請、今後の身の振り方について意見のべる。兩名返答せず5月10日までに返答を求められる。

(助手のままおくが以後厳重注意せよ)

・会談は学部長室で行なわれたが、隣室に動員された教員・ガードマン・私服が待機した中で行なわれ、会談後近くの食堂で開かれた拡大組合員委員会にガードマンがはいり込む

・5・11に組合(宮内講師を含め)との会見を受諾した学長は5・12付で宮内講師が免職になった事を理由に、宮内講師の出席を拒否。組合対学長会見は流れ、かわって組合員対学長会見とな

5月15日

組合野田支部委員会主催「宮内・成瀬の処分問題についての報告集会」開催。教員十数名、学生三〇〇余名参加。宮内講師「闘争宣言」発表

5月17日

第二回組合員対学長会見

5月18日

宮内講師第一回授業強行、以後7月6日まで毎週火曜日講義貫徹、第三回以後は教室を閉鎖され、図書室にて行

なう

5月25日

組合野田支部「宮内処分白紙撤回要求」決議

5月31日

当局一方的に宮内研の錠を新しくつけかえる

6月3日

建築科教室会議、成瀬助手に「新しい錠を渡す」と確約するも以後果さず

6月8日

組合員対理事会見

6月12日

宮内・成瀬処分白紙撤回総決起集会、後デモ

6月15日

学生、宮内研のドアを破り一定時間占拠

6月19日

宮内・成瀬支援連絡会議、会館へカンパの呼びかけ

6月24日

当局、宮内研を鉄骨で逆封鎖

6月28日

学生自治会主催、宮内・成瀬処分報告集会

6月29日

理事長名で組合に報告集会に出るなどの文書くる

教職員組合野田支部委員会(以下組合と略す)

理事会に団交申し入れ

組合「教授会会見」申し入れ

理事会「団交」拒否

り、委員でなかった宮内・成瀬・小谷・弘の四人は退場した。

・この集会につき三浦学長は教授総会で、組合は学生をアジっていると発言。組合はこれに抗議文提出

・第一回から毎回宮内講師に「退去命令」第二回以後毎回正面玄関にてガードマン・教職員によるピケ隊あり

・宮内処分正当化のため当局は今年度より学外研修を講師以上は週一日、助手には認めないと通告、組合委員会はこれを追求

・デモを見守っていた小谷助手を私服三名が桐嶋、学生ら学外へ追い出す

・宮内氏出席の団交を理事会は拒否

6月29日 宮内講師、弁護士二名を代理人として東京地裁に「仮処分命令申請」

7月5日 宮内講師、各クラスへ入り処分の不当性を訴える  
教授会、会見を拒否  
断食支援の学生によりテント村出来る  
成瀬助手に学部長名の「勤務命令書」

7月6日 小谷助手、四十八時間断食宣言  
宮内・成瀬処分紛争総決起集会

7月7日 小川助手、七十八時間断食宣言

7月8日 国府田助手、七十二時間断食宣言  
夜八時十五分頃物理科主任実験室より出火、断食教員及び支援学生が火災を発見、整備員の妨害を排除して消火

7月9日 この頃宮内氏が学内に入るたびに、内容証明で「構内立入禁止」の書簡が届く  
北島講師、無期限断食宣言

7月10日 学生有志十数名、相次いでハンスト突入

7月13日 主任会議テント村撤去の方向打ち出す

7月14日 教授総会「断食中止勧告」及び「テント村撤去」の決議  
学長、教職員に宮内処分の経過説明にみる。

7月15日 断食教員と組合委員長、橋高理事と会見  
夕刻ヤクザ風の三〇名前後の集団テント村襲撃

以下三名に同様の文書

この事件はあまり闘争とは関係ないように見えるが、窓に鉄格子がはまりガードマンによって嚴重に警備された大学は、いかに異常なことが起るかということ象徴的に示す出来事としてあげた。

追求された大学当局は嘘や沈黙で時をかせぎ、時間が来たとして強引に閉会。支援の学生達の警戒体制の中を学長閣にまぎれて逃亡

7月17日 学部長、理事、断食教員の要求一部のむ  
成瀬助手（13日間）北島（9日間）の断食を中断。テント村自主撤去  
松戸地裁より宮内講師に、野田校舎構内の「立入禁止仮処分命令」

7月26日 第一回法廷

8月1日 理窓会幹事会で、学長、理事長、宮内処分について報告

8月2日 組合員と教授会メンバー第一回会合

8月6日 第二回会合

8月X日 宮内研究室コンクリートでぬり込められる

9月13日 第二回法廷

10月15日 第三回法廷

10月25日 学費値上げの説明会、学生により粉砕（理工学部）

10月28日 理工学部学生大会、授業料値上げ反対・宮内処分白紙撤回のローガンの下に波状スト決議

10月29日 神楽坂学生大会開催、一週間後からの波状スト決議

11月5日 宮内講師、神楽坂で総決起集会に参加。処分の経過を報告

11月6日 神楽坂第一波スト突入

11月16日 神楽坂学生大会、無期限スト突入可決

11月27日 神楽坂無期限スト突入。完全ピケ体制、教職員の入構禁止

11月19-24日 理大祭。宮内・成瀬シンポジウム

要求の一部とは「組合員と教授会メンバーとの会見」である。

両氏とも宮内処分は大学の方針に従わない故であると明言。思想を載くものではないとの説明と矛盾することを暴露。なお理窓会とは理大の同窓会の事である。

7・17の確約にもとづくものである。

10・26日付朝日新聞で宮内がふれた「あかずの間」である。

ガードマン、学生と乱闘。体育館より追放される、双方に負傷者。

第一回スト11・2 / 11・8 第二回11・16 / 11・22。

11月30日 午前二時、神楽坂に機動隊導入  
夜半再度導入、学生三名逮捕さる

12月6日 組合野田支部宮内講師を含む「理事会団交」申し入れ。  
神楽坂機動隊導入、学生八名逮捕さる

12月17日 断食教員五名にボーナス一部カット

12月20日 組合野田支部委員会ボーナス一部カットに対し抗議文  
慰労金差別支給(断食教員五名支給されず)

72年 12月24日

1月14日 成瀬助手、重倉建築科主任に海外出張を願い出て、拒否  
される。

2月12日 成瀬助手、堀川助教授、北島講師が橋高理事と会見し、  
成瀬助手の海外出張の必要性を説明

3月1日 理事会は成瀬助手の海外研修(無給休職)を認めると回  
答

3月6日 橋高理事3・1回答を撤回

3月28日 成瀬助手渡仏

3月31日 奥平助教授(建築学科)辞任

4月1日 村井講師(建築科デザイン系)着任

5月9日 理工教授会、学長に成瀬助手の処分を要請

7月4日 宮内処分粉砕総決起集会(M・H・C)

7月18日 成瀬助手分限免職

8月24日 第1回公判(大学側証人II小林事務長、富沢)

9月1日 野田支部、成瀬問題につき学長と会見

9月18日 自治会執行部宮内処分反対署名開始

10月6日 野田支部公判報告集会(於会議室)

- 拒否されつつける
- 勤務手当のうち〇・二カ月分がカットされる
- 拒否理由は「私がよいといっても上(理事会)が許可しないだろ  
う」
- 3・6以後成瀬助手は橋高理事に事情を聴こうとして連絡をしつ  
づけたが橋高理事は接触を避けつつづけた。成瀬助手は3・1回答  
だけが理事会回答であるとして渡仏。後に「長期無断欠勤」とし  
て免職となる。
- 集った教員はわずか数名

10月7日 宮内裁判第1回公判報告集会(M・H・C・自治会)

10月31日 組合同約改正(全員投票による)

73年 12月7日 第2回公判(大学側証人II重倉・森脇・小浦)

3月14日 第3回公判(宮内側証人II奥平・堀川)

5月12日 宮内処分白紙撤回総決起集会(M・H・C他教サークル  
学生大会・宮内処分白紙撤回要求決議  
団交要求(野田支部II理事会))

6月28日 宮内処分白紙撤回総決起集会

7月7日 第4回公判(宮内側証人II堀川・神田・大谷)

7月11日 処分粉砕総決起集会(M・H・C)

9月18日 第5回公判(宮内側証人II田宮)

9月19日 第1回解放講座(M・H・C・宮内)

10月20日 10・20解放講座に関連して6名の学生に警告処分

10月25日 野田支部主催「宮内裁判報告集会」の会場の使用が認め  
られず、大食堂で抗議集会

11月6日 宮内裁判斗争勝利総決起集会(M・H・C)

11月7日 理事会から野田支部に厳重注意

11月9日 第6回公判(宮内側証人II田宮・北島)

11月13日 第2回解放講座(M・H・C・宮内)

11月25日 理大祭・第3回解放講座(M・H・C・宮内他教員多数

11月28日 宮内処分白紙撤回に向けた理事会団交

- この集会の準備段階では組合野田支部も全面的に参加
- 組合同約の不備で充分な法的保護が受けられない(不当労働行為  
の申立て等)ということ以前から作業を急いでいたもの。
- 裁判における展望がある程度明確になったことから再度理事会  
団交を追求することになった。
- 会場使用不許可の理由は「大学に反抗する集会には大学の施設は  
貸せない」(三浦学部長)であった。
- 10・26の大食堂における抗議集会は違法集会である旨の注意であ  
る。教室使用不許可の正式理由は「立入禁止になっている宮内氏  
が参加するおそれがあるから」。
- 処分問題をテーマにした始めての団交である。野田支部は再三団  
交を要求してきたがその都度理事会の団交拒否にあっていて。今  
回の団交も6・28に要求した団交であり、この団交が実現するま

12月6日	東京地労委に「不当労働行為」の申し立て
74年	
1月31日	第7回公判(大学側証人II橋高)
3月31日	村井建築科講師辞任
4月16日	宮内処分紛争総決起集会(M・H・C)
4月19日	第8回公判(宮内側証人II宮内)
6月13日	宮内処分紛争総決起集会(M・H・C)
6月14日	宮内裁判最終公判(証人宮内)
6月28日	公判報告集会(M・H・C)
9月6日	宮内処分白紙撤回総決起集会(自治会)
9月17日	学部長選挙最終投票(教授会)
9月19日	判決II全面勝利 宮内裁判判決報告会(野田支部主催) 理事会・学長に団交要求書提出
9月20日	野田支部「処分再審議」の全学署名開始
9月24日	M・H・C、建築科エヌキス室を「宮内研究室」と命名
9月25日	教授総会中止(宮内講師が入室したことがその理由) 理事会「宮内氏の処遇に関する決定」

この間に理事会は団交の場所、時期、出席者等々様々な口実を設けて、団交を延ばしてきた。

11・28以前の団交拒否、10・26の教室使用不許可を不当労働行為として地労委へ提訴

- ・教授総会(講師・助教授・教授で構成)で選ばれた3名の学部長候補から教授会が1名を選出する。
- ・この教授会に橋高理事・小谷学長が出席し、宮内裁判に敗けたら控訴すると発言
- ・野田校舎2号館前広場で大々的に行った。集会参加者の見守る中で理工学部長に「教授会に対する要求書」を手渡す。
- ・この日に備えて、学部長は全教職員に対し待機の要請を行った。
- ・このとき大学当局は宮内講師に対して「学外者は退去せよ」という退去命令を出した。
- ・宮内氏に対する「本学の専任教員としての身分は認められません

9月27日	宮内研究室(仮)を建築科フロアの廊下に設営
9月30日	理事会団交、小谷学長も理事として出席
10月1日	宮内処分白紙撤回総決起集会(自治会主催) 理事会、宮内講師の71年7月以後の給与を支払う。 物理科連沼教授学部長に就任
10月8日	建築科教室会議中止 野田支部定期大会
10月15日	理事会団交
10月18日	建築科3学生に警告処分
10月21日	地労委最終審問
11月8日	宮内処分完全白紙撤回大集会(M・H・Cを主体とする 集会実行委員会主催)

「という見解を発表

- ・この日以後宮内講師は廊下の一部をロッカーで仕切った「宮内研究室」に「出勤」し、「勤務」を続けている。
- ・理事会の9・25決定の撤回、給与の支払を要求
- ・建築科主任大河原教授は宮内講師の入室を理由に教室会議の会場を変更、学生の追求を受けて中止を宣言
- ・組合大会の会場使用は「宮内氏が出席するなら許可」ということで拒否された。鍵の開いていた他の教室で大会を開いたが定足数に足りず大会は不成立
- ・宮内講師の就労を要求するも理事会に全く誠意なし。
- ・この団交の最後に理事会は組合の活動(9・6、9・19の違法集会への参加、10・8教室会議妨害)に対する嚴重警告書を手渡す、この警告書は翌日理工学部全教員に配布された。
- ・建築科主任大河原教授、重倉教授を追求した学生に対する悪質な処分攻撃である。

・学外よりも、関東学院大学河村助教と支援の関学大学生自治会10数名、多摩美大建築共闘、卒業生等多数参加。

※この後も大学当局は一貫して宮内氏を「学外者」として扱い、組合の行事にも「宮内が出席するなら教室を貸さない」などの干渉を続けた。それに対して、自治会やM・H・Cの学生に支えられた就労闘争や、組合の労働委提訴などが続く中で、東京高裁の和解勧告があった。宮内氏、弁護士、支援者相互の苦しい相互討論の末、和解に応ずることとなり、最終的には一九七五年六月二六日に別紙の内容で和解が成立した。

期日	昭和五〇年六月二六日午後四時〇〇分
場所	東京高等裁判所第四民事部
裁判官	東京高等裁判所第四民事部 古川 純 一 平柳 一夫
裁判所書記官	平柳 一夫
手続の要領等	左の通り和解成立
一、当事者の表示	東京都新宿区神楽坂一―三 控訴人 学校法人東京物理学園 右代表者理事 平川 仲五郎 右訴訟代理人 大高 満 範 弁護士 上山 太佐久 同 村松 俊夫 同 和田 良一 同 字野 美喜子 埼玉県浦和市文蔵一六八八 被控訴人 宮内 康夫 右訴訟代理人 片桐 章 典 弁護士 有賀 信 勇
二、請求の表示	原判決（東京地方裁判所昭和四六年（司）第二、三一六号）事 実摘示のとおり
三、和解案項	（一）控訴人は被控訴人に対し、昭和四六年五月一二日付をもつてなした分限免職の意志表示を本日撤回する。 （二）被控訴人は昭和五〇年度控訴人大学理工学部において専任講師として建築計画の特別講義を行なう。 （三）控訴人は被控訴人のために理工学部建築学科内に研究室を設置する。 （四）控訴人は被控訴人に対し、昭和五〇年七月一日から控訴人給与規定により、三等級一〇号俸の給与を支払う。 （五）控訴人は被控訴人に対し、解決金として金壱千萬元（復職時までのバックペイおよび退職金全額を含む）の支払義務あることを認め、右金員を左記のとおり被控訴人代理人片桐章典方に持参または送金して支払う。 記 1. 金四、七六一、一九三円 昭和五〇年六月末日限り 2. 残金金額 退職時 （六）控訴人、被控訴人は、本和解の趣旨に則り、被控訴人は教員としての責任を十分に自覚して行動し、控訴人も被控訴人に対し不当な取扱いをなさないことを相互に確認する。 （七）被控訴人は昭和五一年三月三日をもって控訴人大学を退職する。 （八）第一審および第二審の訴訟費用は各自弁とする。 以上

日大「紛争」史・年表

△小林解雇問題の背景▽

（「麦わら帽子」

小林裁判に勝利する会）  
一九七五・八

年月日	事項	備考
67 / 12 / 27	教職員組合・農獣医学部支部結成（支部長・小林忠太郎）	スローガン（①労働条件の適正化、②マスプロ教育の再検討、③民主的研究体制の確立、④正義・自由・平等の理念の下、世界平和に貢献しよう）
68 / 1 / 26	理工学部・小野竹之助教授、五千万円脱税問題起こる	経済学部・富沢会計課長逃走（3・26）
2 / 8	東京国税局、「脱税問題」で日大本部を監査	各学部へ『本部事務連絡』 「二〇億円は五万円所得者のわずか七五〇円にすぎぬ」と。
4 / 15	二〇億円使途不明金発覚	学生、新聞等の報道で動揺。クラス・サークルなどで次第に討論拡がる。
4 / 16	理工学部会計課徴収主任・渡辺さん自殺「わたしは潔白です」	（使途不明金は調査中……、防衛の第一線に立て）
4 / 18	教職組・農獣医支部「理事全員の辞職」勧告	「日大闘争の前進のために」(P・70〜71)
4 / 22	農獣医学部長（大森理事）「学生諸君に訴える」配布	教職組・支部会議、連日開催。
4 / 28	教職組・農獣医支部、理事総退陣を要求	「眠っている子をおこすことになる」（大森学部長
5 / 7	学生、学部当局に対し説明会の開催を要求	
5 / 9	学部当局、説明会拒否	

年月日	事項	備考
5・15	学生会総会(約三千名)で「不明金」追求を議題とするも、時間切れで閉会。	
5・23	経済学部で学生の抗議集会に当局介入「二〇〇mデモ」	経済学部学生会・秋田委員長ほか一四名を停学処分(5・25)
5・27	日本大学全学共闘会議(秋田明大議長)結成	「理事即時総退陣」など五大スローガンを掲げる
5・29	農獣医学生会、総会「説明会」要求を決議	文理学部学生五〇〇六〇名、農獣医周辺をデモし共闘連帯を呼びかける(5・30)
5・31	農獣医学生会、「最後まで闘う」ことを宣言。校庭で集会(無届)。	文理キャンパスで全学共闘会議による大衆団交要求集会開催。農獣医からも多数参加。
6・4	教職組・農獣医支部「声明書」 「暴力に對しても暴力で応えてはならぬ」	農獣医学生会、総決起集会開催。後に全学総決起集会(経済学部前)に参加。
6・7	学部、第一回公開説明会、大森学部長「使途不明金は目下調査中なり」と。	学生は納得せず、再度の説明会開催を要求。
6・11	日大全学共闘会議主催の大衆団交要求総決起集会に体育系学生ら暴力をもって妨害、砲丸などを屋上から投げ落とす。	負傷者一五〇名、学生ら法学部三号館占拠。
6・12	学部「学生諸君へ」文書配布	経済学部、ストライキ突入
6・13	学部、第二回公開説明会	「最大の大学、最大の危機」 司直のメスが加えられつつある使途不明金問題は体制の底にどむ病患の露頭である。云々……(朝日ジャーナル、6月9日)

6・15	学部、第三回公開説明会(学部長説明は前回と同様)	露頭である。云々……(朝日ジャーナル、6月9日)
6・17	農獣医・教授会「学生諸君へ」理事会あて「勧告書」(条件つき不信任表明)	教職組、中止されようとしていた「説明会」を開くよう、支部から要望書提出。学生、さらに説明会の開催を要求・決起集会、学部周辺デモ。文理学部スト突入。全学総決起集会。このころ三崎町周辺に集まる学生は一万人以上となる。
6・18	学部、第四回公開説明会東理事を農獣医へ派遣して説明にあたらせる(東理事「私はもらっていない……」)	小林氏ら、説明会を打ち切ろうとする当局の姿勢を指弾。畜産科四年次、要望書提出「根気よく話し合いを」このころ各校舎の入口にシャッター(鉄格子)の取り付け作業始まるが、小林氏の指摘により大森学部長現場確認して中止。商学部スト突入。
6・19	予定されていた第五回説明会中止。学部当局の一方的処置に学生ら怒り、学生会総会に切りかえ合法的にスト権確立。	大学本部封鎖。芸術学部スト突入。学部、「臨時対策委員会」設置(教授会に代わり、諸対策の協議と実行の権限を有す機関)
6・20	学部教授会、理事会あて条件つき不信任表明	講師ら若手教員(目黒会)教授会あて要望書(1理事総退陣を理事会に要求せよ、2スト突入回避を、3合同会議の要請)。畜産学科集会開催。
6・22	農獣医学部ストライキ突入	文理(三島)スト権確立)
6・24	理事会、一九項目「改革案」発表。	教職組、「臨対委」に友対、理事退陣要求の第一回デモンストレーション行なう(6・29)。学生も抗議集会続く。

年月日	事項	備考
7・1	学部報で「臨対委」の実施事項を報告（七月一日付）	「臨対委」代表と助教授会、目黒会・職員の各代表懇談。
7・4	理事会、寄付行為改正委員会設置（委員長・永田総長）	学部、上記委員会代表二名おくる。学部内にも小委員会をつくり討議（小林氏も講師グループ代表として参加）
7・5	「臨対委」解散	理工学部、スト権確立。
7・6	寄付行為改正委、審議開始	理工学部（習志野校舎、スト突入）、7・8理工学部スト突入。
7・9	農獣医学部、学生総会開催、学生会は闘争に關する一切の権限を闘争委員会に委任、農獣医学部闘争委員会（農闘委）が「唯一の闘争組織」として確認される。	「ヤミ給与」の全容発表。所得税、重加算税など一億一千万円。7・10より学部夏季休暇に入る。
7・11	教授会、バリケード封鎖中の学内で開かれる	この間、学生前後五回にわたり教授会（代表）と話し合う。
7・18	「全共闘」と大学当局、大衆団交の予備折衝	理事の出席少なく流会。（8・4再度予備折衝により大衆団交を確約）
7・26	「農闘委」と教授会の話し合い流会となる	八・二、八・四と確約破棄に対する全学抗議集会が行なわれる。
8・1	古田会頭「八・四団交」拒否（確約破棄）	寄付行為改正委、原案（永田案）を理事会に答申
8・10	学部、学則31条（許可制度）改正案提出	

年月日	事項	備考
8・12	文理学部で大衆団交開催	学生指導委員長辞任を約束。
8・21	農闘委・教授会に討論会開催を要求	翌二二日、教授会は農闘委の討論会申し入れを拒否
8・25	農獣医・全学学生総決起集会	会の構成は①広報関係②教授会関係③学生関係④教育関係⑤研究関係⑥人事関係（小林氏は講師グループより選出され⑦人事関係委員となる）
8・29	学部、「新体制確立小委員会」を設置	（教職員の総力をあげて紛争解決にあたる姿勢をかためる）。各学科自主カリキュラムによる学習を始める。
9・3	農獣医、教職員合同会議開催	機動隊導入により学生多数負傷、逮捕者も続出。西条巡查負傷（のちに死亡）。学生再びバリケードを築く。
9・4	法、経済学部、仮処分執行により学生を排除	法・経、再々バリケード築く。（農）全教職員、合同会議開き「仮処分」について討議。教職組は「仮処分」に抗議。
9・5	法・経、機動隊再導入により再び解除	法・経奪還闘争、機動隊による負傷者・逮捕者多数。
9・7	学部教授会、理事会に要望書提出（仮処分とりさげ十理事即時退陣）	白山通りを中心に法・経学部周辺で「仮処分」による
9・12	学生、一万人デモ	大学自治破壊に抗議・機動隊と激突。
9・14	商学部に右翼が襲撃	農獣医学生、商学部に結集し右翼を撃退。医学部スト権確立。
9・19	全学総決起集会	大衆団交を要求。医学部スト突入（九・二〇歯学部ス

年月日	事項	備考
9・21	理事会、団交を拒否	ト権確立により日大一一学部の手てスト態勢に発展する。 第四次改正案を発表 大衆団交を要求。農獣医教授会、学部当局はこのころ各学科の自主カリキュラムを進展させて授業再開を具体化しようとはかるが、理事の退陣を始めとする幾多の根本的な問題の解決なくしてはスト解除は望むべくもなく、ついに九・三〇大衆団交を迎えることになる。学生約三万名結集。理事会、学生の団交を受け総退陣を始めとする九項目について確約。更に十・三に団交再開を約す。 「人民裁判方式は望ましくない……」。 大衆団交での確約事項を無効と決定。 「政府の紛争介入を許すな」。教員協、政府に直接抗議。
9・24	全学総決起集会	
10・1	佐藤首相発言	①許可制度の撤廃②現行学生指導機構の廃止③自治活動施設を学生に④処分者は現時点において出さない⑤教職員人事は自主的、かつ公正に⑥毎年度末に経理を
10・2	理事・学部長合同会議	
10・3	9・30団交確約破棄による団交拒否	
10・4	教員連絡会議、全学集会開催	
10・5	日大全共闘・秋田議長ら九名に逮捕状	
10・9	全学抗議集会（秋田議長らに対する「逮捕」を不当として）	
	(農)「教授会の基本姿勢について」を発表	

年月日	事項	備考
10・11	全学学部長会議開催	公開、なお四年次卒業のためのタイムリミットを十月一八日と発表。 「全理事退陣」を要請 福島県郡山市の工学部校舎を放火 「許可制度」および指導機構廃止を各学部に 理事総退陣要求を決議。農獣医からも教授会代表が参加。 九・三〇確約事項の取り扱い等を協議（小林氏も個人として参加）。古田会頭、寄付行為改正作業の遅れを理由に「全理事即時退陣」を撤回 農闘委学生との間にトラブル発生。小林氏ら教員有志が最少限におさえる。渡辺、川島教授も同様に行動。 解雇理由のひとつ「煽動」となる。 前日の行動の正当性を確認させる。「日新会」の調査を約束。 他学部闘争委が駆けつけ「関東軍を粉砕
10・14	工学部バリエーションに体育系学生襲撃	
10・18	理事会通過	
10・25	(農)畜産学科四年次から「学科協議会」開催を申し入れ	
10・28	全学「教授連合」を結成（七学部）	
10・31	(農)「畜産学科協議会」開催	
11・4	(農)「日新会」など無条件スト解除派学生らによるバリエーション破壊	
11・5	(農)教員協メンバー、教授会に参加	
11・6	理事会、寄付行為改正により新役員選出まで留任する態度を表明	
11・8	芸術学部バリエーション「関東軍」襲撃	



年月日	事項	備考
11・9	教員協ら教員四〇名、法学部前でハンスト	一一・六の理事留任表明に抗議（呼びかけ・教員協、支援・教職員組合）。
11・10	全日大父兄大会（於・両国講堂）	学生、父兄大会に問題の本質を訴える。(1)理事総退陣要求(2)授業料不払い(3)古田会頭を告訴等を決める。
11・12	芸術学部にて機動隊導入	一一・八の「現場検証」？との理由で、抵抗する学生に催涙弾八百余発をうち窓ガラスをメチャメチャにして排除。四六名の学生を逮捕。教授会「学園のみならずへ」で暴力否定を訴える。
11・16	全学四年生連絡協議会（四連協）を結成	東大闘争との連帯を確認
11・19	全学総決起集会	東大・日大闘争勝利を目指し東大安田講堂前へ結集。
11・22	全国学生総決起集会	教職組、「授業再開」強行に対し反対声明（「日大闘争前進のために」）
11・24	各学部「疎開授業」開始	山梨県下の山林買収について背任の容疑
11・27	小林講師ら教職員有志、古田会頭を告発	理事会、永田総長名で各学部に「授業再開」を通達
12・3	(農)第一回合同会議	教授連合不満を表明。教員協、教職組、いずれも不満を表明し抗議声明。
12・5	(農)第二回合同会議	再建委員会を設置「紛争解決についての一切の執行機関として、それに必要な全ての権限を与える。学部長
12・6	寄付行為修正案成る	
12・8	(農)第三回合同会議	

年月日

事項

備考

年月日	事項	備考
12・11	(農)再建委と農闘委との話し合い始まる。	代行(磯辺教授)を委員長とする」ことを決める。小林氏は講師グループより選出され委員となる。寄付行為「改正」の欺瞞性を糾弾。文理学部「疎開授業」開始。
12・14	新寄付行為可決、文部省へ	①一二・一六授業再開を強行しない ②機動隊導入はしない ③十日以内に再度話し合う(団交)を確約
12・15	日大闘争報告集会(於・東大)	農獣医学部広報、合同会議設立、再建委員会設置、正常化委員会解散、磯辺学部長代行の選出等を報ず。
12・16	再建委員会(第一回)開催	教授会・再建委の合同会議(再建委の権限について)再建委の権限無視により学生との意見一致を見ないまま授業再開決議。歯学部で団交(大学・自治弾圧をわびる)
12・21	教授会、四年次授業再開をきめる(一二・二三より)	(於・鶴高体育館)磯辺学部長代行・四年次授業再開を通告
68/12・22	(農)教職員合同会同	教授会が前回(一二・一一)の約束を反古にして、一方的に授業再開を決めた点を追求(結局、流会)
12・24	(農)教授会と農闘委の話し合い(二回目)	獣医科四年(静岡・須崎)、畜産科四年(福島・矢吹)反対学生多数。
12・25	(農)学外授業一部開始	

年月日

事項

備考

年月日	事項	備考
12・28	文部省、日本大学の改正寄付行為を認可 疎開授業阻止闘争開始	農闘委、静岡県須崎の離れ小島でテント宿泊を始め授業阻止。一月五日まで授業中止、民宿周辺を私服警官が警備。
69/1・6	須崎・獣医四年、授業再開	授業阻止続く。討論集会に切りかえ。翌七日も同。一・一四教職組、疎開授業につき理事会のやり方を批判、学部の教職員に訴える。
1・21	理事会、全共闘に退去通告	(農) 教授会は「自主路線」のためまえから、退去通告の掲示は出さず。一・二八大森学部長より磯辺学部長代行へ権限移る。
1・30	再建委、農闘委代表と話し合い 再建委員会開催	学部集会は九・三〇確約事項に対する確認集会とする。学部集会の開催、提案文書等につき討議。再建委メンバーから「提案文書」起草委員を選任・着手。
2・11	理事会、教職三幹部を解雇処分 再建委、学科連合代表と話し合い	大学の名誉を傷つけたとして。再建委開催 工学部で野引学部長(理事・故人)、放水など指揮して四時間乱闘の末、バリケード撤去。福島県警は大学をも調査。
2・3	教授会、再建委の合同会議	学部提案文書(再建委案、教授会案)の審議(後者を修正して採択)。
2・4	「学部提案文書」付「学園紛争の経緯」作成	再建委、学科連合のハガキの内容に関して学部当局に

年月日	事項	備考
2・5	「再建委」学部集会に向けて公開予備折衝を準備	抗議 (会場を学内にするか、学外にするか)。教授会と合同会議。提案文書(付紛争の経緯)を学部で配付。
2・6	「再建委」学部教職員会同	公開予備折衝について代行より通告。
2・7	公開予備折衝(於・目黒福祉センター)	ここで学部長代行より再建委、学生学科代表団の役割と機能を否定し、以後一切教授会が決定する旨発言あり、事実上二者の活動は停止。
2・8	教授会に助教・講師助手らも参加	学部下馬校舎、何者かに襲われバリケード破壊、ガス開放、放水、電話交換機が破壊される。学部集会中止。
2・9	退去命令、学内に提示	教授会、予定時刻繰り上げ一部メンバー欠席(未到着)のまま「緊急事態の処置一切に関する決定権を代行に一任」と決議。小林氏、福島県矢吹で授業。
2・10	機動隊導入によりバリケード撤去	学内「立入禁止」とする。
2・11	各学部に先がけて入試(於・両国講堂)	若手教員有志「公開抗議質問書」作成(教授会「基本姿勢」の真意を疑う)。
2・12	経済学部会計課長(失そう中)を告発	入試会場には機動隊配備。全共闘、神田で五万人集会。
2・13	「公開抗議質問書」を学部長代行に提出	「公開抗議質問書」に若手教員五〇名署名。 学部ロックアウト。学部周辺に機動隊常駐。数人の学生がかたまって歩いても規制。 教授会、「機動隊導入」について追認。教員も警備に

年月日	事項	備考
2・15	学内立入禁止のまま警備体制をしく	つくことを決議。 教職員に割り当てガードマンに協力(小林ら一部組合員には割り当てなし)。二・一五以降、学生は立入許可制となる。「質問書」は返却。 (態度と意見を問う)。大木、小林、小松崎、篠原ら教員有志で「事実と考察」作成決める。
2・22	磯辺学部長代行、学生にアンケート郵送	
2・24	古田会頭、二〇億円脱税に関し告発される	
3・5	小林氏に警備の要請	警備体制がしかれて初めて警備本部より「警備の任につくよう」電報連絡。条件を述べてその日は拒否。
3・12	全共闘・秋田議長逮捕	
3・14	生産工学部統計学科の教授ら七人に辞職勧告	
3・19	(農) 学部教職員合同会議	学部長代行、再建委および学生学科代表団による話し合いの解決の道をとる意志のないことを表明。教職員 の立入禁止解除(身分証明書提示)。
3・20	歯学部・松岡、三輪両助教授に対する「登校妨害は不当」と、東京地裁より判決	
3・25	「事実と考察」(初版)完成、学部内で頒布	(於・世田谷公園野球場)三・二九日付で「学部集会の状況報告」を学部当局が配付・一般の手許にわたったのは数日後(「事実と考察」訂正・増補版の後)
3・28	教職員、学生「学部集会」	

年月日

事項

備考

考

年月日	事項	備考
8・31	畜産学科・大木卓講師・自主退職	前年六月、スト突入直前に福島主任教授にあずけた辞表が学部当局にまわされ受理されたもの。四年次卒業。
4・4	教授会、学部長代行・磯辺氏を学部長に選出	
4・6	「事実と考察」(訂正・増補版)配布	
4・17	磯辺学部長「告」を出す	(授業を再開し、併せて学園の民主化を推進……)
5・9	学生通用門を「迷路」状に囲う	畜産学科三年次、授業再開のトップを切る。
5・10	小林氏ら教員有志・「迷路」撤去を要求すべく署名運動。田中丑雄教授ら署名者多数。	小林氏、獣医学科本田広一他「農闘委」学生の訪問に応じ、研究室で話す(約一時間)
6・7	評議員選挙。	磯辺・遠藤教授、森経理課長が当選。磯辺氏、理事となる。
7・2	農獣医、下馬校舎再バリケード封鎖	小林氏・畜産学科旧三年次の牧場実習指導で軽井沢へ。
7・3	学部・機動隊警ごの下でバリ排除	「造反有理」「日大闘争勝利」と書いたムギワラ帽子を着用(第一日目に紛失)。
7・9	小林氏・教職組支部委員長として「支部活動の課題と展望」を提起(支部総会)	その後学生は再バリをしたが、再びバリケードは排除され、以後屈強な警備員(桜親衛隊)を常駐させる。
7・21	農獣医・校舎のまわりを鉄板でおおい、入門	ここで、いわゆる「日大アウシュウィッツ」体制の発祥地としての農獣医学部の警備、検問体制が始まる。

年月日

事項

備考

考

年月日	事項	備考
7・31	古田会頭、警視庁で取調べを受ける	
8・11	小林氏・入門許可証なしに入構して議義後、紛失のための再交付手続きをとがめられ始末書を書かされる(解雇理由一一関係)。 東京地裁、脱税問題に関して古田会頭を不起訴	
8・28	古田会頭「会長」に	新理事長に高梨公之氏 解雇理由一二の関係
9・10	遅刻学生の入構問題	磯辺学部長の提案により設置、委員長は小堀進学部長。
9・16	古田会長・山梨県の山林問題で送検	
9・19	小林講師の言動調査委員会設置	
10・2	懲戒規定、一部変更	「重要な人事は理事会が決定」することを付加。日本大学執業規則(服務規定)は労基署に届出なし。従ってこの変更も届出はない。
10・17	「小林言調委」調査報告を磯辺学部長に答申	小林氏、「言調委」から喚問される(委員のうち出席者は四名)。
12・11	教授会、小林氏に「退職勧告」、受けなければ「懲戒免職」とすることを決議	回答期間を二月一八日として(理由は小堀言調委員
12・15	学部長より「退職勧告」	

年月日	事項	備考
12・16	小林氏担当の全科目を「休講」(当分の間)と揭示	長より口頭で伝達)。回答期間は小林氏の申入れて、一二月二〇日に延長。 教職組支部委員会、学部当局および教授会あての要望書二通を提出(①組合として支援②支部交渉要求③支部総会を開く④回答期限の延期⑤「休講措置」は不当) 矢崎支部委員長、宮崎書記長の両名が学部当局に申し出(①小林氏は除名予定であった②要望書は出すが扱いは「テキストウ」に)。
12・20	小林氏、回答書提出	「退職勧告」の理由が不明確なので、口頭でなく文書で明示せよと通告。この回答書は組合支部書記局(前島書記局員)の作成した文書であり、小林個人で作成したものではない。支部委員長(矢崎)、書記長(宮崎)は登校せず、前島氏は佐々木副委員長に報告して諒解を得た。教職組中執委・楡山委員長発言、①法廷闘争支援②生活扶助検討③小林氏を中央闘争委のメンバーとする。
12・23	支部総会開催	「解雇権濫用」「組合弾圧」として闘うことを決議
12・24	中執委・楡山委員長、二〇日と同趣旨発言。	「中央と連帯し、支部と団結して闘う」。支部書記長・宮崎宏、単独で学部当局から先に提出していた「要望書」を取り下げる。

年月日	事項	備考
12・16	理事会、小林氏を「懲戒免職」とすることに決定。	支部団交開催。ただし小林氏を出席させず、一方的に学部当局の「解雇」についての説明を聞くのみ。
12・28	各支部三役会議で小林処分問題を報告・討議	小林氏は組合中執の指導により文書を添えて返送(廿二・三・三)付内容証明)。
12・30	「解雇通知書」小林氏に届く	①中央委員会を早く開くこと②「休講」措置を交渉の争点に③法廷闘争の準備をすすめたの三点。
70/1・12	小林氏・支部委員会へ申入れ	小林氏の言動に疑問ありと(①一月二〇日「回答」は小林氏の個人判断②一月三十一日「返送」も同じ)。
1・16	支部委員会開催	小林氏からの反論(①一二・二〇回答は前島書記局長作成佐々木副委員長諒承済み②一二・三一返送については中執・片岡法対部長の指導により……③支部役員不在へ登校せず)こそ責任問題である)。結果として、支部委員会は怠慢を認め解散(辞任)を決める。
1・19	中央執行委員会声明	「小林問題を白紙に」
1・20	支部三役新提案	①小林氏への懲戒免職処分は苛酷②法廷闘争を支援すると軽卒にいえぬ③転職を斡旋する
1・22	支部総会開催	一・二〇新提案を討議(結論は次回に。
1・27	支部委員会開催	「新提案」のうち③転職斡旋の項を取り下げる
1・30	支部総会開催	「支部委不信任案」を可決(一三対九)、支部委員総

年月日	事項	備考
2・4	支部総会開催	辞職。 支部委員改選。当選1委員長・矢崎仁也(前委員長)対立候補・小松崎氏との得票差僅少(一二対一〇)。 一〇数名組合を脱退(小林・小松崎・前島・塩沢・今井氏ら)。

『日大生ジャーナリスト会議編』  
『日大を許さないから』

日大闘争はつづいている(六八—八三)

- '68・4・15 三十四億円使途不明金発覚。
- 5・23 経済学部抗議集会、「二〇〇メートルデモ」。
- 5・27 日大全学共闘会議(秋田明大議長 結成)。
- 6・11 全学総決起集会(一万人)。
- 9・30 法学部バリケードストライキに突入。以後、各学部で次々にバリストへ。
- 10・1 日大講堂で大衆団交(三万人)。
- 10・2 日大当局に学生の全要求を確約させる。
- 10・2 9・30団交を否定する「佐藤発言」。
- 10・2 日大当局、団交での確約を確棄。
- 11・8 関東軍、芸術学部を襲撃。
- '69・2・2 機動隊導入で法、経のバリケード破壊。以後、各学部で関東軍、機動隊によるバリケード破壊。各学部でプレハブ校舎での疎開授業開始。
- 12・31 農獣医学部講師小林忠太郎氏が不当解雇される。
- '70・2・25 商学部生中村克己君、右翼体育会系学生に虐殺される。
- 3・9 警察はやっつと右翼学生六名を「暴力行為」で逮捕。しかし、全員不起訴。
- 3・10 中村君全共闘葬。
- 5~4 経済学部でガードマン常駐による検問・検閲体制導入。さらに、各サークル
- 6・1 中教審「今後における学校教育の総合的な充実整備のための基本的施策につ
- 5・13 「検問体制粉砕」の集会やデモが法・経周辺でくり広げられる。当局はシヤッターを閉め、机で逆バリケードを作ろうとしたが、学生は机を街頭に持ち出し機動隊と対峙した。以後、連日の抗議集会へ。
- 6・1 中教審「今後における学校教育の総合的な充実整備のための基本的施策につ
- 5・13 「検問体制粉砕」の集会やデモが法・経周辺でくり広げられる。当局はシヤッターを閉め、机で逆バリケードを作ろうとしたが、学生は机を街頭に持ち出し機動隊と対峙した。以後、連日の抗議集会へ。
- '71・3 日大創立八〇周年記念として全職員に金一封—これが政府援助金七億八〇〇万円から四億円あまりを流用したものと判明。
- 4 商・「学文連」結成。
- 5・12 法・ギマン的「新歓」に抗議するピラをまいていた学生に対し、ガードマンが妨害し、連行しようとしたところ、周辺にいた学生たちが糾弾し日大本部へ突入した。
- 71・3 日大創立八〇周年記念として全職員に金一封—これが政府援助金七億八〇〇万円から四億円あまりを流用したものと判明。
- 4 商・「学文連」結成。
- 5・12 法・ギマン的「新歓」に抗議するピラをまいていた学生に対し、ガードマンが妨害し、連行しようとしたところ、周辺にいた学生たちが糾弾し日大本部へ突入した。
- 6・3 中村君虐殺事件の加害者右翼を「傷害致死」として地裁に告発。
- 6 日大医学部付属高等看護学院において、日大看学共闘会議結成。以後、卒業撤回闘争が闘われる。
- 11 経・「三崎祭」援助金凍結問題起きる。商・「生長の家学生連合」の右翼暴力をはねのけ、自主学祭「第一回結核祭」開催。
- 72・1・20 日大創立八〇周年記念として全職員に金一封—これが政府援助金七億八〇〇万円から四億円あまりを流用したものと判明。
- 4 商・「学文連」結成。
- 5・12 法・ギマン的「新歓」に抗議するピラをまいていた学生に対し、ガードマンが妨害し、連行しようとしたところ、周辺にいた学生たちが糾弾し日大本部へ突入した。
- 6・21 法一号館大講堂において、青木、杉山、大淵、鶴沢、岩井の五教授を出席させ、千五百人の学生が大討論会。以後連日学内においてピラまき、討論会をくり広げる。
- 6・24 二十一日に提出された公開質問状に対する当局の回答が出される。
- 6・25 二十一、二十四両日の確約事項に基づく公開予備折衝が大淵、石川、中山ら当局の代表者と千二百人の学生の参加で開かれる。しかし、当局側は確約事項を破棄し学生の糾弾により退場。
- 10 経・「サークル会議」を中心に教授会と折衝が持たれる。
- 72・1・20 文理・学内で中村君虐殺糾弾集会。
- 4 法学部長選挙、マスコミで問題化。
- 6 商・「学文連」が当局との大衆団交で「学文連を自治組織として認める」等の三項目を打ちとる。
- 11 経・「サークル会議」の自主運営により「三崎祭」開催。学生の自主管理による七十二時間完全解放を打ちとる。
- 11・23 法・「幻法祭」にて中村君虐殺糾弾集会。
- '73・4・4 警視庁・神田署が法四・五号館を家宅搜索。
- 4・5 六八年九月以降続いていた東京地裁執行の「占有排除仮処分」が取り消される。
- 4・20 経・「部室・部費獲得実行委員会」結成。
- 76・1・12 法・当局、後期試験を中止。
- 1・16 理工・学費に関する団交要求集会。
- 1・17 理工学部ロックアウト。
- 1・20 法・「阻止共闘」が当局と大衆団交(学生一千人以上)。「一定の確約を打ちとるが、当局は予定通り値上げを行なう。
- 1・22 理工・値上げ反対集会。
- 1・27 法学部(一、二、三号館)ロックアウト。
- 1・29 法・学生会館(四、五、六号館)ロックアウト。大宮校舎では、機動隊二百人を導入し検問を敷いて試験を強行。
- 1・30 法・「阻止共闘」がストを決議したが、当局は機動隊を導入しロックアウト。
- 2 商・当局、「学文連」のメンバーに対し「警告書」を郵送。
- 2・9 「国公立大学学費値上げ阻止全国学生総決起集会」が全国約四十大大学の学生参加で開かれ、法「阻止共闘」参加。
- 4・8 日大全学統一入学式、八年ぶりに復活。
- 4・9 商・「学文連」は5・31事件のW君不当処分撤回のため、教授会への糾弾行動開始。
- 4・12 商学部ロックアウト。
- 5・6 商・抗議集会、デモ。
- 5・16 商・「学文連」のメンバー五名が不当逮捕される。連日の抗議集会、デモへ。

- 6・6 法・四号館が家宅搜索。再び八日にも、経済学部ロックアウト。以後、現在まで検問・検閲体制。「サークル会議」より「体連」が脱退し、御用化。
- 6・28 経・「部室・部費獲得委」のN君宅に退学通知書が届く。
- 7・6 経・「右翼ガードマン追放/N君不当処分粉砕」集会を開こうとした学生とガードマン、職員がこせり合い。法学部長に染野義信決まる。
- 9・21 経・「サークル会議」が分断され「音連」「文連」が脱退し当局管理下へ。商・当局のサークル登録策動に対し、大衆団交を開き拡大三項目を確約させる。
- '74・4・2 経・学内問題討論会に関東軍数十人が乱入し、鉄製のクズ箱や灰皿・砲丸を投げつけ、隣りでゼミ定例会を開いていた学生まで含め負傷者多数を出す。
- 6・26 長野県北志賀で行なわれていた生産工
- 6・28 学部を中心とする「桜魂空手道部」の合宿で、二年生二人が、無断で抜け出したことを理由に、特訓をうけ、理工学部二年の東明広君が死亡。
- 11・3 商・関東軍を名のる学生三人が「砧文化展」に参加していた写真研部員に襲いかかり、重傷を負わせる。「学文連」は「11・3右翼暴力糾弾委員会」を結成。
- 11 「文連」「音連」「体連」による
- 12・19 法・「阻止共闘」大衆団交。
- 12・18 法・学費値上げ阻止共闘会議結成。学生大会を開く。
- 12・16 理工・学費値上げに反対し大衆団交。当局は明確な回答を拒否し、一方的に授業中止。
- 12 日大当局、十年ぶりに大幅な(二倍以上)学費値上げを発表。
- 11・21 日大当局、入学金の「二段階手続き方式」採用決定。
- 11 日大当局、入学金の「二段階手続き方式」採用決定。
- 10 文理・当局主催の「サークル祭」強行される。
- 9・22 商・5・31事件のW君、成城警に逮捕される。
- 7・2 文理・御用学祭デッチ上げに反対するピラまき中の学生に関東軍が襲撃。商・二百人以上の学生による総決起集会。
- 6・12 商・当局、「学文連」の中心メンバーW君を無期停学処分。以後、5・31デッチ上げ不当処分撤回闘争がくり広げられる。
- '75・3・24 日大全学統一卒業式、七年ぶりに復活。
- 5・31 商・「生長の家学生連合」の山本周也がオルグ活動を始めたが「学文連」の学生たちに追及され自己批判書を書く。商・当局、「学文連」の中心メンバーW君を無期停学処分。以後、5・31デッチ上げ不当処分撤回闘争がくり広げられる。
- 11・29 文理学部ロックアウト。関東軍を大量導入して重弾圧体制敷かれる。
- 6・1 「三崎祭」御用学祭開催。以後、毎年行なわれ現在にいたる。
- 6・1 中教審「今後における学校教育の総合的な充実整備のための基本的施策につ
- 5・13 「検問体制粉砕」の集会やデモが法・経周辺でくり広げられる。当局はシヤッターを閉め、机で逆バリケードを作ろうとしたが、学生は机を街頭に持ち出し機動隊と対峙した。以後、連日の抗議集会へ。
- 6・1 中教審「今後における学校教育の総合的な充実整備のための基本的施策につ
- 5・13 「検問体制粉砕」の集会やデモが法・経周辺でくり広げられる。当局はシヤッターを閉め、机で逆バリケードを作ろうとしたが、学生は机を街頭に持ち出し機動隊と対峙した。以後、連日の抗議集会へ。
- '76・1・12 法・当局、後期試験を中止。
- 1・16 理工・学費に関する団交要求集会。
- 1・17 理工学部ロックアウト。
- 1・20 法・「阻止共闘」が当局と大衆団交(学生一千人以上)。「一定の確約を打ちとるが、当局は予定通り値上げを行なう。
- 1・22 理工・値上げ反対集会。
- 1・27 法学部(一、二、三号館)ロックアウト。
- 1・29 法・学生会館(四、五、六号館)ロックアウト。大宮校舎では、機動隊二百人を導入し検問を敷いて試験を強行。
- 1・30 法・「阻止共闘」がストを決議したが、当局は機動隊を導入しロックアウト。
- 2 商・当局、「学文連」のメンバーに対し「警告書」を郵送。
- 2・9 「国公立大学学費値上げ阻止全国学生総決起集会」が全国約四十大大学の学生参加で開かれ、法「阻止共闘」参加。
- 4・8 日大全学統一入学式、八年ぶりに復活。
- 4・9 商・「学文連」は5・31事件のW君不当処分撤回のため、教授会への糾弾行動開始。
- 4・12 商学部ロックアウト。
- 5・6 商・抗議集会、デモ。
- 5・16 商・「学文連」のメンバー五名が不当逮捕される。連日の抗議集会、デモへ。

9・1 経・柔道部員が合宿中に酔って通行人に暴行し四名逮捕される。  
 9・11 商・検問撤廃される。  
 9・28 法・「サークル連合」結成大会。当局も交渉団体として承認。  
 10・2 法・五号館解放される。  
 10・21 法・六号館解放される。  
 11・23 文理解・学生の主体的な「文化フェスティバル」開催。  
 3 法・学部長選抗争。染野派と杉山派が争い、怪文書乱れとぶ。  
 4・22 経・新入生青木君、中国拳法部の強制勧誘により死亡。  
 6・1 文理解・「全文理連絡会議」結成。  
 11・2 文理解・「第二回文化フェスティバル」開催（四日まで）。  
 11・20 日大当局、グリーン宣言発表。  
 3 法・学部長選が再度行なわれ、鶴沢義行が選出される。  
 4・15 商・「学文連」執行部室に「反憲学連」を名のる山本周也ら八名が襲撃、暴力を働く。  
 4・20 「四・二〇文部次官通達」。  
 5・11 法・「サー連」と鶴沢執行部との自由討論集會に暴力ガードマン、職員が乱入し、破壊される。  
 5・27 経・「歴史研究会」に民族派右翼学生十数人が乱入。

6・5 法・新聞学科一年のS君、当局の学生弾圧に焼身抗議。これ以後、連日の集會、デモ。  
 10・17 文理解・御用学祭「文理祭」に対抗し、「第三回文化フェスティバル」開催。  
 11・1 法・当局、「幻法祭」中止命令を出す。  
 11・16 法・「サー連」「幻法祭実行委」は鶴沢学部長と大衆団交。「幻法祭」は認めろ。ロックアウトはしない」の発言を克ちとる。  
 11・17 法・学部長ロックアウト。以降、現在まで検問・検問体制。  
 12・1 法・千五百人の学生が関東軍を實力排除し、抗議集會。  
 12・2 法・集會を開こうとした学生たちに対し、数十人のガードマンが暴行。多くの学生が重傷。  
 12・14 以後、連日の抗議集會。  
 12・15 文理解・重弾圧体制を打ち破り、千五百人もの学生が学内實力総決起集會。  
 12・18 日大当局、学費値上げ（六〇%以上）発表。  
 4 法・新入生勧誘に際し、当局はサークル員名簿の提出を強要。  
 4・26 法、理工不正入試事件。石松理工助教と杉山法教授の疑念うかぶ。  
 6～5 文理解・二カ月間にわたる連続した学内集會を実現。検問所を解放し、学内禁止事項を無力化させる。

6 法・許可制による「公認」サークルへの講堂使用を開始。  
 この頃、「東京ゼミナール事件」が社会問題化。  
 6・20 法・一号館ホールで学内集會。  
 10 法・「幻法祭実行委員会」結成される。  
 10・16 法・「幻法祭実行委」にガードマン暴行。学生二名が「建造物不法侵入」等の容疑で逮捕される。  
 10・18 文理解・「第一回自主学祭実行委員会」結成。  
 10・27 商・「体連」が「秋のスポーツの祭典」を強行。以後、毎年「あきない祭」をデッチ上げている。  
 11・21 文理解・あらゆる弾圧をはねのけて「第一回自主学祭」開催。  
 80・1 法・サークル登録制を設置。  
 2・14 日大少林寺拳法部の一年生新井孝夫君（通信教育部）が上級生に殴られ死亡。  
 4 法・当局「公認サークル連絡会議」を招集。  
 4・23 文理解・「80統一自主募集・自主新歓実行委」結成。  
 4・25 文理解・「自主新歓」実現。  
 5 法・「公認サークル連絡会議」において「学祭実行委準備会」がデッチ上げられる。  
 7・3 文理解・「第二回自主学祭実行委」結成。  
 9 法・「学祭実行委」正式発足。

10 法・一般学生に対する初めての学祭説明會で、多くの学生の反対にたい紛糾したまま途中流會。  
 10・25 法・「河本敏夫講演會」開かる。  
 11・1 法・御用学祭「第一回法桜祭」強行される。  
 11・7 文理解・「第二回自主学祭」克ちとる。  
 11・18 文理解・鉄パイプ、日本刀、青電刀で武装した「反憲学連」登場。  
 11・19 文理解・登校する「自主学祭実行委」メンバーに「反憲」は正門や日大通りでテロ——暴力的入構阻止が開始される。  
 11・22 文理解・「反憲」が「自主学祭実行委」本部に押し入り、決算資料、資金、サークル名簿を盗み出すなど荒し回り、凶器を運びこむ。  
 冬休み 文理解・各サークル部長宅に、「反憲」のデッチ上げパンフ「昭和56新歓実参加御案内」が郵送される。また「自主学祭実行委」メンバーに対し「被疑者不詳」の「凶器準備集合併」容疑の家宅捜索（二十カ所以上）行なわれる。  
 1・13 文理解・下高井戸駅頭で情宣活動をしていた学生を「反憲」が襲撃。  
 1・14 文理解・闘う学生たちの入構闘争が開始される。「反憲」の暴力をはね返し、正門にたどりつくが、当局と「反憲」が協力して門を閉じ、警察の強制排除をうける。  
 16 文理解・入構闘争の文理解生は、閉じられた正門を實力で開き入構を克ちとる。

2・10 文理解・「第二回自主新歓」実現に向けた討論會が開かれ、サークルが団結していく。  
 3 法・任期満了にともなう学部長選で鶴沢再選。  
 4・13 文理解・「第二回統一自主募集・自主新歓実行委」結成。  
 4・17 文理解・当局、直接管理の「新歓」を打ち出す。  
 4・19 「総合安保粉砕／反憲学連一掃ノ」全国学生共同闘争が六十七大学八十七団体一千名の学生の結集で闘われる。  
 4・20 文理解・当局、検問開始。  
 5・12 文理解・「反憲」学外者を導入し「新歓総括會議」を二十名ほどでデッチ上げ「全文理サークル連絡會議（準）」をデッチ上げる。  
 7・2 文理解・「第二回自主学祭実行委」決算提出。  
 10・13 文理解・何回もの討論會を経て「第三回自主学祭実行委」結成。  
 10・16 文理解・当局に折衝要求を行った「自主学祭実行委」二一サークルの代表団に「反憲」四十人（学外者）が暴行し、その間わずか七分間で「秋桜祭実行委」をデッチ上げる。  
 10・21 文理解・検問を行ない、当局は「10・21告示」を出す。

11・1 法・御用学祭「法桜祭」で竹村健一講演會に反対する学生を警備学生と学生課職員が暴力で排除。  
 11・18 「ファシスト反憲学連武装登場一周年糾弾ノ」首都圏学生共同闘争に四百人の学生が結集。  
 11・24 文理解・「反憲」は反憲学連首都圏ブロック——生学連女子部を動員して「秋桜祭」をデッチ上げる。  
 11・26 文理解・「自主学祭実行委」は、サークル合同発表會を開催する。  
 12・18 文理解・「第三回自主学祭実行委」は解散せず「サークル連合（準）」を結成。  
 1・18 文理解・「反憲」は学外者三〇名を動員して「昭和57新歓実」を一度の討論會もなくデッチ上げる。  
 4・12 文理解・当局は「自主新歓実」との折衝を拒否し、当局主催の新歓を行なうことを打ち出す。  
 4・19 法・学生課の根回しで「新歓実行委」が四年ぶりにデッチ上げられる。  
 4・22 文理解・当局主催の新歓が強行され、その前後に検問敷かれる。  
 4・25 全国学生共同闘争。  
 5・20 法・大宮校舎において、「新聞思潮」21号配布を学生課職員が妨害。  
 5・21 法・御用「新歓」強行される。  
 5・23 反核東京四十万人集會。法「日大生の会」旗上げ。

夏休み

法・当局、五号館を改造。

11・18

ファシスト学生運動武装登場二周年糾弾ノ学生共同闘争に四五〇人の学生が結集。

9・17

法・「反検問通信」登場。日替りピラ連日配布開始。

12・1

文理・「反憲」デッチ上げの「秋桜祭」が抜き打ち開催。参加パレードは学外を含む「反憲」のみで、文理のサークルは皆無。

9・18

文理・「反憲」、文理生にテロ、リンチ事件。「大東亜戦争はアジア解放のための戦いだった」。中国人は喜んで日本軍に殺された」旨のピラをまく。

'83

1・19

文理・「第四回自主新歓実行委」結成。

9・21

法・六年ぶりに『日大新聞』が無料配布される。

2・19

小林忠太郎氏の日大当局の不当解雇に対する裁判闘争、本訴審初公判。

9

法・「法桜祭」準備のための五号館の使用が許可される。

4

生産工学部不正入試事件発覚。

10・1

法・大宮学生課職員「新聞思潮」号外の配布を実力妨害。

4

法・第二回御用新歓強行される。

10・12

文理・「反憲」、学外者百人を動員して「鈴木内閣打倒」集会。その時、二名の文理生が四〇分にわたるリンチをうけ、ろっ骨にヒビが入る。眼球にコンタクトレンズが突きささる等の重傷を負う。

4

法・「日大プレス」「反検問通信」「反核日大生の会」「エコロジスト・グループ」の共催で「自主新歓」開催。

10・28

文理・「自主学祭表現に向けた青空集会」開催。「反憲」に対する公開質問状が確認され、十一月五日に公開討論会を設定する。

6

法・「日大プレス」創刊。

11・3

法・「第三回法桜祭」の野坂昭如講演会に右翼学生集団「菊心会」乱入。

22&16

核日大生の会「エコロジスト・グループ」の共催で「自主新歓」開催。

11・5

文理・公開討論会に「反憲」現れず。当局は検問を敷き、乱闘服姿の右翼暴力団、制・私服警官を動員。

6・1

法・「日大プレス」創刊。

(八三年六月作成)

〈参考資料〉

・経済学部歴史研究会編『続・日大の歴史』

・文理学部『自主新歓』パンフレット

・法学部『新聞思潮』各号、他

### 小林裁判の記録

仮処分一審

一九七〇年

第 回(二〇・二二)

佐々木実証人(主)

第 回(二二・二二)

佐々木証人(反)

一九七一年

第 回(一一・二二)

川島証人

一九七二年

第 回(一・二四)

小松崎瑞彦証人(主)

第 回(四・一〇)

小松崎証人(反)

第 回(六・一六)

大江賢太郎証人(主) (反)

第 回(一〇・二二)

大江証人(反)

第 回(一一・一七)

本田広一証人(主)

第 回(一一・一七)

本田証人・中止

第 回(一一・一一)

大木卓証人(主)

第 回(一一・一一)

大木証人(主)

第 回(五・二九)

大木証人(主)

第 回(一一・一一)

小山進証人(主)

一九七三年

第 回(五・二九)

大木証人(主)

第 回(一一・一一)

小山進証人(主)

一九七四年

第二〇回(三・二一)

小山証人(反)

第二一回(五・一五)

小林講師本人尋問(主)

第二二回(八・五)

〃〃 (主)

第二三回(九・四)

〃〃 (反)

九・一九

第二四回(一一・二五)

宮内勝訴

一九七五年

第二五回(二・一八)

小林講師本人尋問(反)

第二六回(五・二九)

小林講師本人尋問(反)

一九七六年

手続・結審

判決(一・二八)

一九七七年

第一回(四・一九)

準備書面の交換、証拠・証人申請

第二回(六・二二)

〃〃

第三回(一・二二)

〃〃

第四回(一一・二三)

〃〃

一九七七年

準備書面の交換、証拠・証人申請

第五回(二・二二)

準備書面の交換、証拠・証人申請

第六回(六・三)

証拠(証人)調べ開始

第七回(一〇・七)

小林講師側証人・小松崎瑞彦証人(主)

第八回(一〇・七)

小松崎証人(反)

一九七八年

準備書面の交換、証拠・証人申請

第九回(一・二三)

最首康一証人(主) (反)

第一〇回(四・三)

石井誠一証人・中止

第一一回(六・二二)

尾川昭三証人(主)



- 一九七九年
  - 第一四回(一・一七) 手続
  - 第一五回(四・一九) 大学側証人調開始
  - 第一六回(七・一八) 唯野哲男証人(主)
  - 第一七回(一一・七) 唯野証人(主)
  - 第一八〇年
    - 第一八回(三・一〇) 佐々木実証人・中止
    - 第一九回(四・一一) 佐々木証人(主)
    - 第二〇回(七・一八) 佐々木証人(反)
    - 第二一回(一〇・一五) 証拠・証人調べ中断、裁判所による和解勧告

一九八二年  
一〇月二〇日 本訴(地位確認)を提起  
小林講師側代理人弁護士は城戸浩正氏が加わり五名となる  
第一回(一一・一)

一九八三年  
第二回(三・二九)  
第三回(六・二二)

このあと、原告側小松崎証人、同僚原証人による大学側傍聴人多数注視の中で『良心と勇氣』に満ちた証言を終り、被告・日大側証人長野実の主尋問のみ終了!

そして反対尋問の段階で「急病」と称して出廷せず、この状態を原告側代理人より裁判所に善処を申し入れた結果、「和解勧告」が出されるにいたった。

(小林裁判に勝利する会会報最終号)

一九八九・九二

- 一九八一年
  - 和解交渉(四回)は決裂・審理再開
  - 第二二回(三・二五) 佐々木証人(反)
  - 第二三回(五・六) 準備書面交換
  - 第二四回(八・五) " "
  - 第二五回(九・三〇) " "
  - 第二六回 " "
  - 第二七回(一二・九) 結審
- 一九八二年
  - 判決(五・二六) 控訴棄却(石川義夫裁判長)

本訴

参考資料1

関東学院大学 紛争年表  
(一九六八・五―一九六九・二)

このわずか一年未満の記録は、関東学院80年の歴史をはるかにしのぐ質を蔵する。

(関学同窓会誌「燦葉」七号、大学紛争特集号)  
一九六九・九二

年月	学内	学外
1968年5月	<p>25 青雲寮火災二棟焼失。被災学生を葉山学寮と焼け残った北寮へ収容。 27 大学青雲寮火災対策委員会、寮火災について基本方針協議。 28 学生側教授対策委員会に対し、大学の基本方針を学生部長より申し渡す。学生自治会執行部、青雲寮々生、大学の基本方針の白紙撤回、五月二十九日大衆団交を要求し、院長室へ坐り込み会見要求。 29 第一回大衆団交行。学生側、寮の再建、寮費・入寮費の使途、図書館の図書購入に関する問題、厚生施設に対する見解、マスタープランについて回答要求。 30 31 第二回大衆団交行。三〇日から三一日にかけて十六時間半にわたって行われ、学生側、二五〇名以上収容の新寮建設要求、入寮費の使途不明追求し前舎監田代氏の呼出し要求す。</p>	<p>21 日大闘争始る。 27 日大全校総決起集会、日大全共闘結成。</p>
6月	<p>1 第三回大衆団交行。学生側、マスタープランの第一に学生寮を入れることを要求し、YMCA寮方式、入寮費が新寮建設の資金といわれていることについて質す。経理公開要求。 3 白山院長、相川学長、辞意表明。 4 理事会、評議員会において白山院長、相川学長の辞任承認。理事長代行に高取寿</p>	<p>2 米機九大構内に墜落、以降九大で反戦闘争起る。 4 日大大衆団交要求集会、九大米機墜落抗議デモ。</p>
6月	<p>男理事があたる。学生三名ハリストに入る。 5 全学教授集会にて高取理事長代行より院長、学長の辞任について報告。各教授会、学長の辞任を承認。 6 予定の大衆団交を延期し、白山院長、相川学長の辞任挨拶を全学生に行う。ハリスト中止。 7 学長事務取扱に高取理事長代行の兼任が決定。 13 全学共闘会議結成される。 17 全共闘、葉山学寮にて森島学寮長と団交。学院における葉山学寮の位置、学寮の最高決定権は理事会に存在することについて確約書交換。 18 四学部長、全共闘代表、寮新旧自治委員会会見。 19 28 連日四学部長会議、大学協議会、課長会議、寄附行為改正委員会、教授対策委員会が行われ、この間全共闘執行部、寮自治会が高取理事長代行・四学部長・寄附行為改正委員会等へ団交、会見要求。 さかんに文書交換行われる。 28 学生大会開催。大学・学生交換文書の印刷物配布。 29 葉山学寮収容の寮生に対する四学部長の説明中止に抗議して学生、経済学部長室に乱入、交渉決裂。「葉山学寮自主占拠」を宣言し退場。 30 大学側、葉山学寮七、八月の開放処置のため宿舍代替対策として金沢八景電宮館への移行体制整えたが、学生応ぜず。葉山学寮バリケード封鎖される。</p>	<p>5 政治活動の自由要求して上智大闘争始る。 11 日大全校総決起集会に体育会系右翼学生が来襲。機動隊、共闘派学生に暴行。バリケード構築、各学部次々とスト突入。 15 東大全校闘、時計台占拠。「六月行動全国委」主催反戦反安保集会。日大文壇、無期限スト突入。 17 東大、機動隊導入、時計台占拠排除。全学闘争連合結成。 26 東大無期限スト突入。新宿米タシ阻止デモ。東教大スト突入。 28 東洋大団交、機動隊出動。 29 東洋大「機動隊導入責任追求」等で学園封鎖宣言。</p>

10月	9月
<p>2 全学集会開催。理事会より寮の暫定処置について提案されたが、集会を大衆団交とするか否かをめぐって議論終結、閉会。5 各科学学生会、諸団体役員有志、学長に会見要求、一〇月九日の集会のあり方について意見交換。7 全学合同教授会開催。講場へ全共同学生アモ、一〇月九日の大衆団交要求し発言要求、協議の結果三〇分間教授会中断し、学生三名の意見聴取。学長、合同教授会に訴える所信を文書で表明。8 九日の全学集会について各セクションの学生代表と教授会議長団、事前打合せを行う。学長、七号館裏で全共同の学生に囲まれ(二一時)九日の全学集会を大衆団交とすること、全理事を出席させるようにとの要求をうけ、七一〇一教室に入り話し合いの結果、九名の理事出席確約。9 全学集会開催、理事長以下八名出席。議事運営上の確認事項①決議可能なものは議場で決議し理事会、学長、教授会、学生は責任をもつ②決議不可能な場合は、その理由をそれぞれが納得できる形で説明する③決議不可能の件についてはそれぞれが問題を各所に持ち帰り、後日責任をもって回答する。回答については、議長団が責任をもって受けとる④決議事項は公文書化する。理事より仮寮建設案提示。「四者協」の是非について協議。14 二部学生との対話集会開催、学生約六十名、学長、学部長、野田理事、学生部長出席。24 全学集会開催 全理事出席。旧体制の問題</p>	<p>集会を大衆団交とすること④四者協議会についての大学の見解⑤学長の再選挙・拒否権・リコール権の要求。</p>
<p>3 慶大、四カ月ぶりにスト解除。 5 東京医科歯科大インターン制廃止闘争、九カ月ぶりにスト解除。 8 新宿米タン阻止、羽田一周年反戦闘争。</p>	<p>らの自己批判。</p>
<p>11 東京外国語大、教授会大衆団交拒否、パリケード・ストライキへ発展。12 東大、法学部無期限ストで全学部スト突入。福島大スト終結。 14 芝浦工科大学賃上げ反対闘争始まる。16 明治学院大学園民主化闘争</p>	
11月	10月
<p>4 全学合同教授会開催、理事長他四名出席。5 全学集会開催理事九名出席。講場正面に次の四枚のタレ幕が掲げられた①学長退陣と学長再選挙②拒否権、リコール権の確立③立候補制の確立と政策発表④学生の大学運営参加。学長選挙に対する学生の参加方法について四学部教授会の見解①学生参加を積</p>	<p>題点追求(七・八項目要求)理事会の基本的姿勢の追求、学生の要求に対する教授会の態度表明の追求あり、各学部長より表明。文学部より最高会議案提出される。大学の運営に学生の参加を認めるや否やについて、理事会、学長、教授会それぞれ態度表明。28 全学集会開催、理事十名出席、旧理事会についての批判と新体制の理事長所信表明を行う。この全文を全学生に配布を約束する。事業部の経理公開、責任者の召喚を要求。理事長、学長に対して大学のビジョンを問う。四者協議会についての各教授会の意向をたずねる。四者協・準備委員会設立について確認される(自治会としては反対表明)10・28 全学集会議長団報告(I)議事運営に関する議長団見解①この全学集会を大衆団交とする。ただし、ここでいう「大衆団交」とは次の三条件を意味する①決議可能な件については議場で決議し、理事会、学長、教授会、学生は責任をもつ②議長団が審議の過程において、詳細な検討が必要と認められた場合は、一時各所で審議することを要請する③決議事項は公文書化する(II)決議事項①四者協議会を結成するための準備会をつくることは確認されたが、その内容をどうするかについては、各所で検討し、次回の全学集会に持ちよること。</p>
<p>1 東大、大河内総長辞任、全評議員辞任。2 東外大本部封鎖、教授会追放。4 東大、加藤法学部長を事務取扱に選出、文学部ストライ</p>	<p>31 明治学院大、全学集会、課外活動の規制緩和で意見一致。 27 警視庁、新宿駅騒乱事件で明大、中大を捜索。28 東洋大、大学側と共同会議の話し合いを不満としてスト反対派の学生パリケード撤去、機動隊出動。</p>

9月	8月	7月
<p>2 全共同議長、大道寺教授に大衆団交要求、大道寺教授これを拒否。7 新理事会発足(理事長・千葉勇)10 学院長・富田富士雄、大学長・大道寺</p>	<p>6 葉山学寮のパリケード撤去について折衝行なわれたが、学生側これを拒否。20 葉山学寮収容の寮生あて、九月以降の住所と下宿未定者の特赦及びその要望をきく文書、学部長より出される。21 学長公選が行われ、大道寺達教授、学長に選出される。29 八月二〇日の学生部長よりの文書に、寮自治権の侵害であるとして、寮学生代表が抗議、学生部長室に坐り込む。学生会館にて全共同、寮学生代表と四学部長会見。</p>	<p>1 全共同の要求による全学説明集会、高取理事長代行の都合により中止。これに抗議し、全共同、総務課・企画課入口をパリケード封鎖。2 弘報室階段入口パリケード封鎖される。3 全学合同教授会で大学再建対策委員会(八人委員会)結成される。学生大会開催。5 全教授と全学生との対話集会開催。6 本部・大学全職員集會開催。総務課等のパリケード封鎖、全共同の手で解除される。7 8月6日この間四学部長、大学再建対策委員会は葉山学寮問題について連日会議をもち、再三再四、全共同及び葉山学寮の寮生と交渉。寄附行為改正委員会、寄附行為改正答申案作成に努力。大学協議会、学長公選について審議。合同教授会数度開催。理事長、学院長選考委員会、学長候補者選考委員会開催。全共同、寮学生代表と大学側との数度の文書交換あり。</p>
<p>4 日大機動隊導入、経法、本部のパリケード解除。パリスト破壊抗</p>	<p>2 日大各学部総決起集会、全学総決起集会、神田デモ。 8 中大評議員会、学生会館運営費を凍結。 28 東大医全学開、医学部本館封鎖。</p>	<p>2 東大全共同、時計台再占拠。 5 慶応大、米軍資金問題で団交要求スト突入。10 日大の使途不明金について国税局発表。24 東大全学助手共同結成。28 ASPAC粉砕「神田カルチャー」闘争。</p>
<p>30 早大大衆団交、理事</p>	<p>16 東洋大授業中止。 19 日大全学総決起集会。医学部スト決定、一一全学部ストに発展。 25 東京外国語大全学共同結成。</p>	<p>9月 達」の人事異動公示、「新学長の所信表明を九月一日に行うこと。定期試験を予定通り九月一日より実施すること」公示される。11 全共同、一二日説明会の大衆団交への切替えを要求。大学側、①新学長による所信表明は公示通り実施する②大衆団交は大学の基本姿勢として受け入れられない③大学の当面する問題については新理事会において検討した上で別に機会を設ける、と回答。二部学生大会開催、全共同代表、四学部長出席し質疑応答あり。文体連、各科学学生会、ゼミ連、YMCA各代表より九月二日の所信表明について要望書提出され、学部長との会見の結果、所信表明に引続き学生との対話の場を設ける。大学側、学生側双方三名ずつの議長を出す。と決定。12 学長所信表面と学生との対話集会開催。三者協議会の問題、経理公開、監査制度の確立要求、学長公選問題について討議される。次回集会について採決の結果試験後に開催と決定。13 経済学部教授・学生対話集会開催。14 早朝、全共同が、号館パリケード封鎖、占拠。大学側、パリケード構築に遺憾の意表明、秩序回復呼びかける。学生集会開催、パリケード構築に抗議、撤去要求決議され、各学生団体代表からなる交渉団と全共同の交渉の結果、全共同、パリケードの撤去、試験阻止及び試験期間中はパリケードの構築は行わない旨確約。封鎖解除される。17 「学校法人関東学院役員」人事異動公示。25 一〇月二日全学集会の予備折衝のため全共同執行部と学生部長会見。学生側要求①一〇月二日全学集会への理事全員出席、常任理事の積極的な対応②学寮問題の具体案提示③一〇月二日の</p>
	<p>12 日大全学総決起集会、白山通りデモ。 9 東大医学卒業試験強行。</p>	



であったが、緊急事態に大道寺学長は退席、団交に臨む。団交と並行して一号館事務フロアの学生部室では全共闘会議学生が、過去にもこの様なケースが必ずある筈、学生部の全書類を点検させよ」とせまり、湊学生部長はこの要求を全面的に承認、学生部長、課長、係長らに命じ学生部関係書類在中の全ロッカー開放、書類中より昭和四十一年五月横須賀港への原子力潜水艦寄港の際の逮捕学生三名に関する野田前学生部長名の回答文書、昭和四十二年六月山下公園での反戦デモ逮捕学生に関する身元調査への野田前学生部長名の回答文書を出る。全学共闘会議学生は即刻、野田前学生部長の喚問を要求、このため大道寺学長は六階理事室で会議中の野田常務理事（前学生部長）に団交への出席を要請。後、一号館六階会議室に場所を移し、全学共闘会議学生と大道寺学長、伊藤卓二学長秘書室長、野田常務理事（前学生部長）、湊学生部長、佐久間学生部長次長、鈴木学生部長、田中厚生課長出席し、午後八時頃迄団交継続。この後、大学側は、富田院長、野田理事、大道寺学長、伊藤学長秘書室長、湊学生部長、佐久間学生部長次長、鈴木学生部長、田中厚生課長ら院長宅でこの緊急事態について午後一時頃迄協議する。

26 学部長会議（野田理事、湊学生部長、ほか学生部課長含め）鎌倉の中桐寮で事態の分析行う。  
27 早朝、闘うキリスト者学生同盟が四一八礼拝室を封鎖、チャブレン団協議の上、午後十一時からチャブレン及びキリスト者学生協議し、闘うキリスト者学生同盟の決議で一月二八日午前七時頃、封鎖解除。  
28 全学共闘会議、学生部問題について団交要求。

全学合同教授会、途中全学共闘会議学生が会場に入場し、要求をアビール後、学部教授会に分散。大学協議会開催、問題点を整理。湊学生部長、「辞任のこ」とば、学内に掲示。29 学部教授会、厚生補導委員会、常務理事会開催。大衆団交開催、厚生補導委員会の辞任と解体、学長、学生部長の自己批判確認。二部学生大会開催。30 厚生補導委員会開催。大衆団交開催、全学共闘会議より文書回答期限一月三〇日一二時半の「八項目要求」出る。全学共闘会議に学生部資料の返却求め高野経済学部長がうけとる。深夜まで学部長協議。31 二月一日に全学集会。二月一日の試験は中止。二月四日から試験の学内公示される。学長持病悪化のため病院に向う。全学合同教授会開催、学長依頼の特別委員会編成をきめる。全学共闘会議主催の総決起集会開催。四学部合同委員会で基本線を討議。学生会館二階で高野経済学部長ほか合同委メンバーと全学共闘会議話し合い、「三、五項目に回答し、その他は全学集会で」とするが全学共闘会議は拒否。全学集会開催。合同委協議、大道寺学長の病状一か月安静ということ判明。学生会館に他学の学生三〇名入る。二月一日早朝までに半数退去。

31 東大当局、全共闘学生を破壊容疑で告訴。京大教養部、学生部封鎖解除問題で無期限スト突入。横浜国大、学生部廃止等要求し、全学無期限バリケード・ストライキ突入。

これを不満とし、「先生かえれ」の連呼の中で、本日の全学集会とりやめ宣言。全学合同教授会を再開、その間学部教授会で分散審議を続け、八項目回答の基本姿勢、試験延期、全学生へのアビール、学長代理の四件について協議。合同委員会、前記四件および委員の役割、分担、委員会の審議ルールについて協議、学長代理には、委員互選で高野経済学部長が選出される。2 合同委員会、八項目すべての回答草案作成。3 草案にもとづく回答文作成。全学共闘会議、一号館を封鎖（学生会館も）全学合同教授会開催、四日以降の試験中止の経過と八項目回答を四一五日学生に配布することとする。合同委の交渉委員と全学共闘会議非公式折衝、全学共闘会議の二・三回答拒否、二月五日団交拒否の方針明らかとなる。全額共闘会議メンバー、消火器、土木工学科実験用コンクリートテスト・ピース持ち去る。深夜まで合同委員会、職員の特効勤務体制つくる。学院内高校入学試験、各高校で実施。二部学年末試験中止し、学生集会開催。高野学長代理任命の理事会公示揭示。4 教員、正門、西門で経過説明と試験延期のビラ配布。西門で全学共闘会議と民青のトラブル。全学共闘会議主催総決起集会開催。合同教授会開催、途中から学部教授会、合同委員会に分散協議。紛争対策本部を構成。二部学友会集会。5 各紙朝刊に広告、学内事情により試験は一〇日から、二部は五日から予定通り、試験延期中といえども学生は登校し、自主的に問題解決の討論を、と呼びかける。合同委員会開催。学生諸団体代表と全学共闘会議代表の協議会行われ、教授会が新回答を出すなら団交を行う。

4 千葉大、医学部卒業予定者ら医局員・研修制度の改善要求し無期限スト突入。私大連、芝浦工大の改革案検討。「最高管理機関への学生参加、学長選挙での学生の拒否権」重視。東京水産大、無期限スト突入。  
6 長崎大、機動隊導入。

てよいとの方針出す。入学面接実施。6 合同委員会、学内で学生のさまざまな集会開かれる。建築科学生会の散会直後、全学共闘会議学生が「〇〇を出せ」とせまりトラブル。午後八時半頃、全学共闘会議学生が七号館裏の敷石約一五〇枚をはがし一号館にもちこむ。学生諸団体代表連合、教授会と全学共闘会議に要請書出す。全学共闘会議から一二日団交の意向出る。推薦及び学院内高校入学試験定教授会。7 合同委員会開催、八項目に対する新しい回答草案作成。回答文を全学共闘会議に手交。全学共闘会議から一二日団交の要求出され、教授会これを了承。8 合同委の交渉委員と全学共闘会議、一二日の団交確認。闘うキリスト者学生同盟の五項目要求出る。合同委員会、謝罪文、文部省申し入れ書ほか検討。学部長会議開催。9 警視庁および関係警察署に抗議文郵送。朝刊各紙に広告一〇日以降の試験は当分中止。一二日大衆団交、二部は予定通り試験実施。10 各紙朝刊に広告一人試の願書受付はすべて郵送で。清水神学部長、清水経済学部長代理、文部省に抗議申し入れ書提出。全学合同教授会開催、八項目回答をめぐって討議、一日も午前一〇時から同様の集会を開くこと決定。合同委員会開催、全学共闘会議主催全学総決起集会開催。

封鎖解除。文部省、芝浦工大に大学当局の独走（学生参加、拒否権）で警告。  
7 明治学院大、機動隊導入。  
8 長崎大、学期末試験中止決定。

# 関東学院大学闘争史

(1968)

S 43・5・13

闘争宣言  
①産学共同路線粉砕。  
②大学運営に学生の参加要求。  
「青雲寮火災救援対策委員会」設置。……カンパ活動  
金沢警察署。出火場所と思われる部屋の四人を長時間連行して取り調べる。  
イ、焼跡に新寮を建設する意志ナシ。  
ロ、五十名程度の寮なら建設。  
他に二つの案を作成。

- 25 青雲寮火災 中・南寮全焼(百八三名焼け出される)。
- 27 大学当局。三春台校舎にて担当者会議。  
「青雲寮火災救援対策委員会」設置。……カンパ活動  
金沢警察署。出火場所と思われる部屋の四人を長時間連行して取り調べる。  
イ、焼跡に新寮を建設する意志ナシ。  
ロ、五十名程度の寮なら建設。  
他に二つの案を作成。
- 28 白山学院長、湊学生部長と会見。 院長室(七時間)  
二七日の四考案を白紙撤回させる。
- 29 大衆団交 七一一〇七(七時間半)
- 30 大衆団交 七一一〇七(十六時間)
- 6・1 大衆団交 七一一〇七(四時間)
- 4 有志三名、大学当局に抗議して、ハンガーストライキ突入。
- 5 白山学院長(理事長)、相川学長(財務担当理事)辞任。  
(大衆団交中止)
- 6 白山・相川辞任説明会 七一一〇七教室。  
全学総決起集会 全学共闘会議準備委員会成立。  
ハンスト・ドクターストップ。(五三時間二十五分闘う)  
公示。理事長・大学長事務取扱い、高取寿男氏を発表。  
全学共闘会議結成大会。  
高取理事長代行・四学部長に大衆団交要請。 | 拒否 |  
14 13 10 理事會。横浜スカイビルで臨時緊急理事會。(秘密會議)  
16 15 青雲寮自治會。葉山学寮の自治を宣言。  
17 白山 相川教授に大衆団交要請。 | 拒否 |  
21 白山 相川教授。寄附行為改正委員会に団交要請。 | 拒否 |  
25 17 16 15 14 13 10 理事會に大衆団交要請。  
葉山に収容している寮生に、龍宮館(温泉)移転通告。  
本部に座り込み抗議集会。

- 29 28 青雲寮自治會。四学部長と会見。  
高取理事長代行の大家説明會。寄附行為改正委員会の大衆団交を七月一日に文書確約。  
葉山学寮使用期限問題未解決のまま、一方的追い出し通告。  
葉山学寮バリエード構築 自主管理に突入。  
六月二十九日の大家説明會。大衆団交の確約を拒否。  
30 抗議集会 総務課バリエード封鎖。  
5 教授會との対話集会  
学園再建委員会と葉山にて会見。  
総務課バリエード封鎖自主撤去。  
夏季休暇始まる。  
9 1 四学部長、学園再建委、寄附行為改正委と会見。  
評議員會。理事長に、日本バプテスマ同盟前理事長千葉勇学院長に、福田富士雄教授を選出。  
夏季休暇終了。  
9 1 前期試験延期。大衆団交要請。 | 拒否 |  
新体制所信説明會。  
本部(一号館)バリエード構築。  
14 12 9 諸組織の反対により、無念のバリエード自主解除。  
10 2 16 前期試験始まる。  
全学対話集会  
工学部総決起集会。  
8 7 全学共闘会議総決起集会。  
大道寺学長と会見。  
大道寺学長と会見。  
緊急抗議集会。 | 確約していた本日の団交拒否 |  
全学対話集会  
文学部教授會。最高會議(四者協議會)を提案。  
24 17 9 大衆団交。千葉理事長の所信表明。  
11 5 28 大衆団交。大道寺学長、退陣を確約。  
全学総決起集会。  
大衆団交。  
29 14 13 大衆団交。  
12 10 教授會自己批判。(四学部長より)  
全学対話集会。

(1969)

S 44・1・13

「大衆団交権」を獲得。  
五項目「学長立候補制・政策発表・拒否権・リコール権・団交権」を獲得。  
大衆団交。  
葉山学寮の自治権「管理権・運営権・入退寮権」を獲得。  
大衆団交。  
不当検査者の調査協力証明。  
闘うキリスト者同盟(闘基同)、チャプレン封鎖。  
大衆団交。  
湊学生部長辞任表明。(二六日付)  
大衆団交。全共闘、八項目要求。  
教授會、第一次回答書提示。  
全学総決起集会。  
2 1 学年末、卒業試験粉砕。(教授會四日から発表)  
教授會提案の集會粉砕 全学総決起集会。  
教授會、第二次回答書提示。  
3 大学本部(一号館)。バリエード封鎖。  
当局、学長代理に高野(経済学部長)発表。  
教授會、第三次回答書提示。  
4 学年末、卒業試験十日からと発表。  
教授會、第四次回答書提示。(二・七回答書) | 拒否 |  
7 全学討論集會。 | 拒否 |  
10 学年末試験は無期延期。卒試は十七日からと発表。  
13 10 経・工・文学部闘争委員会集會。  
15 全学ティーチン。  
17 四年生卒業試験始まる。  
20 17 15 四学部教授會見解発表。  
24 自主講座開始。  
26 24 闘基同、神学館バリエード封鎖。  
3 1 大道寺学長辞任、高野学長代理、代行に昇格。(二・二八付)  
9 野田常任理事(前学生部長)辞任。(二・二八付)  
6 入学試験粉砕。(横浜一山手英学院)  
31 葉山学寮バリエード内部改造の撤去。(二五五日ぶり)  
4 1 後期試験、時間割発表される。  
5 経・工・文学部、学生集會。

- 7 大衆団交(対教授會)  
大衆団交(対理事會)  
臨時学生大会。  
教授會、「全学生諸君に訴える」「全共闘諸君に訴える」が告示。  
「学生部廃止」が告示。  
文学部教授會、中間総括「初心に還れ」を発表。  
21 経済学部大衆団交。  
23 25 学部別入学集會が行なわれる。  
30 青雲寮々長、右翼にテロられる。(五日間のケガ)  
5 1 全共闘議長以下三名、右翼テロにあり。(二名が共済病院に入院)  
6 一年生講義開始。(一部粉砕)  
果が「図書購入費補助金」打ち切りを通知。  
7 体育会系学生を中心に七号館封鎖。  
9 七号館封鎖解除。  
16 9 7 経済学部ティーチン。  
27 28 神学部無期限ストライキ突入。  
28 27 16 9 7 工学部大衆団交。  
教授會、三日間のロックアウトの休講措置発表。  
工学部闘争委員会、工学館自主管理。  
文学部(英米・社会)十日間のスト権確立。  
29 工学部総決起集会成立。(教授)  
6 2 29 工学部教授會見解発表。  
3 神学部教授三名(大竹・高尾・嘉手納)辞表提出。(保留)  
6 3 横濱四大学浜内デモ。  
6 3 1 関東学院大学から約五百名が参加。  
神学部長代理に吉田教授を選出。  
9 工学部大衆団交。  
12 全学総決起集会。  
14 12 9 工学部建築設備学科、五日間のスト権確立。  
16 14 12 9 工学部応用化学科二年、三日間のスト権確立。  
17 16 14 12 9 工学部機械科一年、三日間のスト権確立。  
18 17 16 14 12 9 臨時全学学生大会で十日間のスト権確立。  
19 18 17 16 14 12 9 全県下学園闘争勝利、大学立法粉砕総決起集会。  
20 19 18 17 16 14 12 9 関東学院から横浜市大までデモストレーション。  
23 1 神学部学生大会。  
1. 教授會の一切の指導を拒否。

(1973)

48 48 6 5 4 1 1 12 11 11 19 15 12 11 21 15 20 22 19 伊勢田、嶋田自治会信託。 伊勢田自治会選挙。 徳ヶ崎「自治会」予算配分会議開く。 徳ヶ崎「自治会」署名をもって相方自治会に統一要請。 徳ヶ崎一方的に合同学生大会拒否。 文学部学生大会

(1972)

47 1 8 12 24 16号線封鎖——機動隊機滅 当局休講措置 パリケード封鎖 当局機動隊導入——パリ排除 大道寺学長、各学部教授会・教員会議連名で戦闘宣言 学長右翼 体連・ヤクザ・白根らに武器給与 大道寺学長退陣 体連を中心として青雲寮・0号館襲撃 当局追求 岡本学長代行となる。 当局機動隊導入 当局ロックアウト——ガードマン常駐 岡本代行「緊急処置要綱発表 授業再開 学費値上げ阻止・1・22緊急処置要綱白紙撤回 全学集会開催 岡本代行4名の除籍処分強行。 河村工学部教授処分に抗し授業ボイコット 加茂中止分の選挙行方。 工学部教授会河村助教に教学権停止発表。 5・15沖縄返還粉砕闘争。 全学自治会選挙公示 竹村「武田自治会」信託。 加茂「自治会」学生大会——リコール 臨時野口執行部形成。 加茂29リコール拒否。再度学生大会約束——反故 マスタープラン共闘会議結成 竹村自治会、野口臨執統一学生大会 統一選挙打ち出す。 徳ヶ崎「自治会」選挙 粉砕につき郵送に切り返す。 伊勢田自治会選挙。 伊勢田、嶋田自治会信託。 対新人生報告集会——13の参加団体により開催。 全学自治会池子弾薬庫撤去闘争闘い抜く。 文連「自治会」署名をもって相方自治会に統一要請。 全学自治会6・26合同学生大会提唱。五大政策提唱。 徳ヶ崎一方的に合同学生大会拒否。 文学部学生大会

(1975)

50 1 1 12 11 10 6 4 24 23 17 4 21 31 30 29 27 10 10 22 17 12 30 28 26 20 19 16 13 23 17 18 17 13 9 5 12 9 6 5 29 27 26 合同学生大会開催。(徳ヶ崎逃亡により追求集会となる) 岡本処分 徳ヶ崎「自治会」学生大会——徳ヶ崎追求を恐れ体連を使って 暴行「全学自治会」会長他多数負傷。 学部教授会開かれる。 要綱撤回緊急集会。 文連学生3名27公示撤回ハンスト突入。 河村助教、教学権確認等請求——横浜地域に提訴。 青雲寮・工化学学生会・経済ゼミ生ハンスト突入。 文学部大衆団交。 岡本学長、全学自治会会長他4名除籍処分発表。(十日付) 河村助教解雇処分発表。 文ゼミ生ハンスト突入。 試験粉砕。 文学部合同学生大会——スト権確立。(18日—25日) 文学部両科学生会に文教授会より恫喝文書 文学部学生大会——スト権投票(15日—17日) 経済学生大会 文学部スト権確立(20日—27日) 全学学生大会 文学部大衆団交。全学自治会スト権投票(26日—29日) 村部「自治会」選挙——粉砕——郵送 全学学生大会——スト権確立——7項目要求 全学48時間スト突入。 全学集会 全学集会 全学自治会選挙——板坂——伊勢田自治会形成 村部「自治会」学生大会 全学学生大会——集会となる。 体連——若林、生協理事をテロ。 生協時限スト、狭山差別裁判弾集。体連、公開追求集会 狭山差別裁判現地闘争 学内厚生施設獲得——体連追求集会 体連追求集会 全学集会 体連総会(青雲寮攻撃——放火、学長機動隊導入——学内捜査 学長扇動により青雲寮破壊、ロックアウト一週間 ガードマン常駐 2/10

(1974)

49 1 12 30 28 26 20 19 16 13 23 17 18 17 13 9 5 12 9 6 5 29 27 26 合同学生大会開催。(徳ヶ崎逃亡により追求集会となる) 岡本処分 徳ヶ崎「自治会」学生大会——徳ヶ崎追求を恐れ体連を使って 暴行「全学自治会」会長他多数負傷。 学部教授会開かれる。 要綱撤回緊急集会。 文連学生3名27公示撤回ハンスト突入。 河村助教、教学権確認等請求——横浜地域に提訴。 青雲寮・工化学学生会・経済ゼミ生ハンスト突入。 文学部大衆団交。 岡本学長、全学自治会会長他4名除籍処分発表。(十日付) 河村助教解雇処分発表。 文ゼミ生ハンスト突入。 試験粉砕。 文学部合同学生大会——スト権確立。(18日—25日) 文学部両科学生会に文教授会より恫喝文書 文学部学生大会——スト権投票(15日—17日) 経済学生大会 文学部スト権確立(20日—27日) 全学学生大会 文学部大衆団交。全学自治会スト権投票(26日—29日) 村部「自治会」選挙——粉砕——郵送 全学学生大会——スト権確立——7項目要求 全学48時間スト突入。 全学集会 全学集会 全学自治会選挙——板坂——伊勢田自治会形成 村部「自治会」学生大会 全学学生大会——集会となる。 体連——若林、生協理事をテロ。 生協時限スト、狭山差別裁判弾集。体連、公開追求集会 狭山差別裁判現地闘争 学内厚生施設獲得——体連追求集会 体連追求集会 全学集会 体連総会(青雲寮攻撃——放火、学長機動隊導入——学内捜査 学長扇動により青雲寮破壊、ロックアウト一週間 ガードマン常駐 2/10

2 解体闘争突入を宣言。 理事会「神学部解体宣言」 全学臨時学生大会。 経済学部教授会パンフ「当面する大学問題についての討議 科」発表。 工学部機械科・建築設備学科無期限スト突入。 教職員組合、職場放棄闘争 7 4 全学臨時学生大会。 全学臨時学生大会。 全学無期限ストライキ決議。正、裏門バリケード封鎖。 教職課程粉砕。(横浜商工) 高野学長代行と団交。 大学立法強行採決。 大学立法粉砕全学総決起集会。 神学部大衆団交。「教授団」室をバリ封鎖。 神学部大衆団交。 教授会、カリキュラム編成権・処分権・卒業判定権・人事 権を放棄。 大学立法施行。「重傷校」に認定される。 高野パンフ「関東学院大学の全構成員に訴える」を発表。 機動隊九百五十人が乱入。二〇人が不当検挙。 全学説明会粉砕。 高野学長代行辞任。 工学部見解書発表。 右翼秩序派・民青による「学生大会準備委員会」が野島公園 にてデッチ上げ「臨時学生大会」を開く。 バリケードを事実解除される。 全学自治会、学内にて学生大会を予定。 「学生大会準備委員会」どのゲバルト。 学長代行に岡本教授が選任される。 教授会 (1) 全共闘との公的な接触拒否。 (2) 無期限ストライキとバリケード撤去を確認。 当局、機動隊の出動を要請。 公安当局、大学・青雲寮・葉山学寮に凶器準備集合罪・暴力 行為で強制捜査。 岡本パンフ「当面の緊急事態の処理方針」発表。 「非暴力宣言」発表。

(1971) (1970)

46 1 21 46 1 21 全学学生大会 森脇・森山自治会承認。白根「自治会」 選挙粉砕決議 選挙粉砕 大道寺学長就任。 青雲寮再建総決起集会。 学生大会 4・28沖縄返還協定調印阻止ビケスト決議。 ビケストストライキ 臨時学生大会——沖縄返還協定調印阻止5・18・19全学スト。 決議。 全学スト。 白根「自治会」学生大会開催。 白根学大終了後学内スト放棄——児島教授扇動——ゲバルト。 学長機動隊導入。 公安当局学内強制捜査——早朝 当局休講措置。 授業再開。学長白根「自治会」承認。 学生大会——対当局ビケ決議 6・17全学教授会粉砕ビケ決議 沖縄返還協定粉砕デモ。 学生大会 学費値上げ阻止全学スト決議(1週間) 沖縄返還協定批准阻止スト決議。 加茂「自治会」選挙粉砕決議。 早朝、公安当局学内強制捜査。 当局捜査協力抗議——1号館当局追求——当局——白根ボス公文書 書発見。 学長機動隊導入。 早朝対岸機動隊とゲバルト。

# 河村氏に関する年表

△一九六〇(一九七〇) 全国学園闘争高揚、関学大でも暴発、警察への捜査協力

を契機に闘争が激化、河村ら、学生の間に伝へるため真剣に活動

△一九七〇 六二五、河村、反安保闘争のデモに参加し、公務執行妨害容疑で逮捕

△一九七二 七二三、河村氏の長男行君(四才)、自然に還る

十一、大学当局学費値上げを画策、阻止闘争激化

十二、八、授業中、学内に機動隊導入、河村、公務執行妨害容疑で逮捕

△一九七三 一月、関本正らのクーデターにより、大道寺学長特任、教授会非暴

力宣言、機動隊の暴力に小す

一、二七 民間系学生と伴連系学生が衝突、機動隊導入

一、二八 ロックアウト、以後一週間ガードマン常駐

一、二二 関本学長代行、弾圧規則「緊急処置要綱」を提案、教授会で強行可決

一、二五 学生四名、授業中に演説

一、二六 関本代行、四学生の除籍処分を提案、工学部教授会、賛成

七名で決定せず、経済学部教授会も不賛成

一、二七 関本代行の圧力により、工教授会の除籍賛成教員二九名に

午後、全学教授会開催、出席者九三名中、賛成四七名

一票差で除籍処分決定

一、二九 河村、処分抗議して授業ボイコットを表明

一、二九 工教授会、授業ボイコット撤回を河村に要請

一、二二 河村、工教授会に学生処分問題の先議を求め、ボイコット撤回にワソは態度

一、二七 工教授会、河村の教授会出席禁止等の教学権停止処分を

発し、問題を関本代行に一位

二、二一 河村、四月より授業再開の意思表示

二、二二 関本代行、文書にて河村の思想を問う

三、二 河村、文書で反論

三、三 関本学長、再び河村あて文書を郵送

三、四 河村、回答文提出

三、二四 関本学長、業務命令として、河村に自宅研修を命ずる(第一次)

七、 河村、執筆「不条理」を刊行

九、四 関本学長、河村の思想、信念、良心の自由を記す三項目にわたって

自己批判文の提出を要求

九、五 河村、三項目の根拠を問う質問書を提出

九、二八 関本学長、質問は反抗、拒否の証拠であるとして、自宅研修

処分をさらに半年延長(第二次)

△一九七三 三、二七、関本学長、五項目にわたって回答を要求

三、二八 河村、拒否回答を出し反論、関本学長、直ぐに同日付けで

自宅研修処分を延長(第三次)

四、二 河村、関本学長および工教授会に処分の撤回を要求し、法的

手段に訴えることを宣言

六、二八 河村氏の学園復帰闘争を支援する会 結成、河村、決意表明

七、六 河村、教学権確認等請求の訴状を横浜地裁民事五部に提出

八、三〇 関本学長、裁判提訴を理由に河村解雇を工教授会に先議を要請

九、五 工教授会、河村解雇について関本学長の措置を了承(出席者

五八名中、学長文書を承認する三八名、承認しない四名、白票六名)

九、二二 関本学長、河村解雇を理事会に進言

九、二八 理事会、十二付で通常解雇すると、河村に通知

九、二〇 河村、解雇通知書と理事会に返送

十一 河村、解雇撤回を要求、今後とも教員の権利を行使し、研究

室を使用すると声明、以降十餘年にかけて研究室を確保し、

十二 教学権等確認裁判第一回公判、自主講座を継続

十二、七 河村、解雇無効、地位保全仮処分申請書、および訴変更申立

書を横浜地裁に提出

十二、二 河村と松下、大学祭で七〇年代の教育問題に関して講演

十二、六 仮処分第一回審尋(以後、教学権本訴と併せて、七五年九月の仮

処分判決まで、計十三回行なわれた)

△一九七四 五、二〇、大学構内で、不当処分紛争労学連帯集会

九、二九 理大宮内氏の地位保全仮処分訴訟、東京地裁で全面勝訴

十一 河村解雇一周年決起集会

十二、七 不当処分紛争労学連帯集会

十二、二 大学祭で、河村、宮内、松下三氏による、大学闘争に関する講演と討論

△一九七五 四、二三、不当処分紛争労学連帯集会

大五 大学祭で、河村、小林、宮内三氏による闘争報告シンポジウム

九、二九 河村の地位保全仮処分申請却下の判決

△一九七六 一、二八、日大小林氏の地位保全仮処分申請却下の判決(東京地裁)

三、 関学大「反処分共闘会議」結成

三、二八 大学教授救護連絡会「設立

四、二六 不当処分不当判決糾弾集会(東京、全電連会館)

六、二〇 「支援する会」解体

九、七 教学権本訴第十五回公判

△一九七七一(一九八二)年に三々四々のペースで、計二六回の公判が開かれた

△一九七九 十一、二五、河村、関山大学解連統三ホジウムに参加(以後、数年にわたり、

松下氏と交じりながら、松下氏と交じりながら、松下氏と交じりながら、松下氏と交じりながら、

△一九八〇 二、二〇、大学当局、自主管理中の河村研究室を破壊して物品を留

置(七、七、六二に続く二回目)

△一九八二 五、二六、日大小林氏の仮処分控訴審尋却判決

九、四 小林、河村氏の今後の裁判闘争の方針に関する会議(文芸春秋会館)

△一九八三 四、二一、本訴第四二回公判(結審)

十二、二九 河村の地位保全及び教学権等確認請求棄却判決

△一九八四 五、二九、東京高裁で河村控訴審第一回公判

△一九八五 六、三、元学長関本正、肝臓がんのため死去

△一九八六 八、二四、控訴審第二回公判、河村証言をもって結審

十二、六 河村の控訴棄却判決

△一九八七 二月、河村、最高裁へ上告

六、二九 日大小林氏、地位確認本訴停戦

△一九八八 八、二九、伊藤久氏、自然に還る

△一九九〇 三、二七、河村裁判報告集会(豊島区立勤労福祉会館)

以上、詳細は資料目録参照







- 十二七 仮処分命令申請書、訴状更正申請書(河村↓横浜地裁)。
- 十二八 支援する会ニース十五号、河村仮処分申請。
- 十二九 文部省に於ける不正な授業妨害について(岡本学長)公示。
- 十三〇 処分に関し、学生諸君のちややす疑問に答えて(岡本学長)。
- 十三一 支援する会ニース十六号、教組理事会と同文。
- 十三二 文学部学生諸君、授業の妨害に関して(文学部教授会)。
- 十三三 支援する会ニース十七号、文学部教授会の自治を問う。
- 十三四 十八号、松下北大学祭に来賓(予志)。
- 十三五 十九号、二十六仮処分着尋開始。
- 十三六 七〇年代中後期における教育問題(河村松下講演、大学祭プログラム)。
- 十三七 河村解雇について(全学教授会議事録)。
- 十三八 河村裁判闘争資料集第二集(支援する会)河村岡本支援文書集。
- 十三九 支援する会ニース二十号、不当解雇糾弾。
- 十四〇 二二号、全学教授会、岡本報告を承認せず。
- 十四一 仮処分最終弁書(岡本学長)↓横浜地裁)。
- 十四二 教育学程説明書(岡本学長)岡本学長↓横浜地裁)。
- 十四三 支援する会ニース二二号、二十六第一回仮処分着尋報告。
- 十四四 二二号、自主講座への呼びかけ。
- 十四五 S四七満田河村の態度に於ける報告書(岡谷主任)↓川口工部部長)。
- 十四六 河村解雇に到った経過と理由(岡原理事)↓横浜地裁)。
- 十四七 支援する会ニース二四号、解雇理由のテラ上げ批判。

- 十三二 支援する会ニース二五号、十三七第二回審理への呼びかけ。
- 十三三 訴状更正に対する答弁書(岡本学長)岡本学長↓横浜地裁)。
- 十三四 河村降二氏の解雇理由上申書(岡本学長)↓横浜地裁)。
- 十三五 支援する会ニース二七号、十三七第二回審理報告。
- 十三六 二八号、新就業規則成立阻止。
- 十三七 教育学程準備書面(河村↓横浜地裁)。
- 十三八 支援する会ニース二九号、自主講座への呼びかけ。
- 十三九 三二号、三二八裁判報告。
- 十四〇 一月、五月三日の会通信十六号、東京、関東学院大学から(訴状)。
- 十四一 支援する会ニース三二号、元神学部教員に支援と連帯を。
- 十四二 小冊子紹介(日本読書新聞)河村裁判闘争資料集第二集。
- 十四三 支援する会ニース三三号、緊急処置要綱の幻想。
- 十四四 仮処分準備書面(河村↓横浜地裁)。
- 十四五 河村助教授解雇撤回闘争(岩波ニース五五号)。
- 十四六 仮処分準備書面(岡本学長)↓横浜地裁)。
- 十四七 支援する会ニース三四号、教組への要請書。
- 十四八 三五号、二二〇仮処分公判への呼びかけ。

- 二二〇 河村降二氏の解雇理由上申書(岡本学長)↓横浜地裁)。
- 二二一 支援する会ニース二六号、二二〇仮処分着尋報告。
- 二二二 号外、反教組労働裁判一覧表。
- 二二三 三二〇裁判報告。
- 二二四 三二〇、岡本学長、虚偽の報告を理事会に。
- 二二五 河村先生の学園復帰を、教職員闘争の近況(支援五九号)。
- 二二六 神光授業に関する陳述書(河村↓横浜地裁)。
- 二二七 陳述書(小倉)↓横浜地裁)S四八、九五工学部教授会について。
- 二二八 準備書面(岡本学長)岡本学長↓横浜地裁)。
- 二二九 準備書面(河村↓横浜地裁)。
- 二三〇 三二〇、三二〇。
- 二三一 教員としての適格性に於けることを示す陳述書の事柄について、報告書(岡本学長)。
- 二三二 陳述書(河村)↓横浜地裁)学生処分、教授会の態様。
- 二三三 仮処分証拠説明(岡本学長)↓横浜地裁)。
- 二三四 上申書(岡本学長)↓横浜地裁)河村、小倉陳述書への反論。
- 二三五 陳述書(滝沢)↓横浜地裁)。
- 二三六 仮処分事件関係文書の要旨説明について(加藤理事)。
- 二三七 河村降二氏の訴訟事件について正しい認識をもたないために(岡本学長)。
- 二三八 仮処分準備書面(河村)↓横浜地裁)。
- 二三九 支援する会ニース三九号、岡本学長公文書の偽造。
- 三四〇 四〇六、準備書面(三)。

- 四一 支援する会ニース四三、特務機関員岡本某(福和知夫、革命運動関係)。
- 四二 上申書(岡本学長)↓横浜地裁)滝沢陳述書への反論。
- 四三 河村裁判闘争資料集第三集(支援する会)法廷提出文書特集。
- 四四 支援する会ニース四四号、裁判勝利目前に迫る。
- 四五 抗議文(河村)↓岡本学長(支援する会)↓加藤理事、岡本学長)。
- 四六 仰通知(支援する会)↓岡本学長(金見平太)。
- 四七 決議文(不当処分物議工学部連帯集会)↓加藤理事、岡本学長)。
- 四八 支援する会ニース四五号、就業規則を物議せよ。
- 四九 四〇号、号外、五二〇工学部連帯集会への呼びかけ。
- 五〇 四五号、五二〇工学部連帯集会への呼びかけ。
- 五一 四六号、五二二本訴報告、工学部連帯集会報告。
- 五二 五二七 号外(反撃)〇〇〇)連帯集会報告。
- 五三 要請書(河村)↓野田教組委員長)。
- 五四 支援する会ニース四六号(反撃)〇〇〇)五二二本訴報告。
- 五五 四七号、六二六本訴公判の呼びかけ。
- 五六 証拠申出書(河村)↓横浜地裁)控人申請。
- 五七 支援する会ニース四八号、教育学程本訴報告。
- 五八 不当解雇に支援を(河村、地裁闘争四五号)。
- 五九 要請書(支援する会)↓野田教組委員長)。
- 六〇 回答書(野田教組委員長)↓支援する会)。
- 六一 教育学程本訴準備書面(河村)↓横浜地裁)。

- 八二 再要請書(支援する会)野田教組執行委員長)
- 八三 債務者準備書面(三) (関東学院) 岡本学長) 横浜地裁)
- 八四 支援する会ニース六号(反野田)
- 九一 要請書(河村)野田教組執行委員長)
- 九二 理大宮内地位保全仮処分判決(東京地裁)
- 九三 支援する会ニース四九号、九二五本折の呼びかけ、宮内地位処分勝訴
- 九四 債務者準備書面(四) (関東学院) 岡本学長) 横浜地裁)
- 九五 支援する会ニース五〇号、九二五本折報告、宮内地位処分開争
- 九六 解雇一周年決起集会写真(支援する会)
- 九七 十七名女子連帯集会への招請状(支援する会、全学自治会)
- 九八 支援する会ニース五二号、組合執行部は提議を撤回せよ
- 九九 河村問題討議資料一(二) (教組)
- 一〇〇 準備書面(六) (河村) 横浜地裁)
- 一〇一 同文要請書(支援する会) 加藤理事長、岡本学長)
- 一〇二 支援する会ニース(加藤理事長、岡本学長) 河村)
- 一〇三 要請書(支援する会) 野田教組委員長)
- 一〇四 支援する会ニース三三号、組合執行部は提議を撤回せよ
- 一〇五 五四号、十二号不当処分紛争女子連帯集会報告
- 一〇六 再要請書(支援する会) 野田教組委員長)

- 一〇七 支援する会ニース六四号、一二一本折報告
- 一〇八 六五号、開争支援の訴え
- 一〇九 号外、教組員への支援要請(河村)
- 一一〇 七四年組合活動報告(教組) 河村解雇問題
- 一一一 支援する会ニース六六号、アール
- 一一二 要請書(支援する会) 滝沢教組委員長) 四項目要求
- 一一三 支援する会ニース六七号、岡本学長は退陣せよ
- 一一四 号外、解雇撤回開争報告
- 一一五 四二二女子連帯集会への招請状
- 一一六 同文要請書(支援する会) 加藤理事長、高野学長) 事務取扱
- 一一七 支援する会ニース六八号、四二二女子連帯集会への呼びかけ
- 一一八 公開質問書(支援する会) 野田、川口、柳生)
- 一一九 四二三付文書について(加藤理事長、高野学長) 事務取扱) 河村)
- 一二〇 支援する会ニース号外、四二三女子連帯集会に結集しよう
- 一二一 六九号、女子連帯集会報告、抗議文
- 一二二 本折準備書面(四) (河村) 横浜地裁)
- 一二三 支援する会ニース七〇号、六二本折への呼びかけ
- 一二四 同文要請書(支援する会) 加藤理事長、高野学長)
- 一二五 上申書(滝沢教組委員長) 横浜地裁)
- 一二六 債務者準備書面(七) (関東学院) 岡本) 横浜地裁)
- 一二七 平塚祭連立、宮内、小林、河村、シムジンを成功させよう

- 一二八 再同文要請書(支援する会) 加藤理事長、岡本学長)
- 一二九 支援する会ニース五六号、松下氏大学祭来賓
- 一三〇 債務者準備書面(四) (関東学院) 岡本学長) 横浜地裁)
- 一三一 七三付要請書への回答(教組) 支援する会)
- 一三二 五月三日の会連立一七号、東京理科大学から、宮内裁判全面勝利
- 一三三 河村問題第二次討議資料一(教組執行委員長)
- 一三四 準備書面(七) (河村) 横浜地裁)
- 一三五 白く塗りたる墓からの便り(河村、教組六七号)
- 一三六 支援する会ニース五七号、十一三公判への呼びかけ
- 一三七 五八号、十一三裁判報告
- 一三八 五九号、河村、組合執行委員長に立候補
- 一三九 七〇年代教育開争の展望、日大、関学大、理大(宮内処分白紙撤回の行
- 一四〇 十三三付文書への回答(支援する会) 教組)
- 一四一 支援する会ニース六〇号、たまたか組合の確立を
- 一四二 六号、開争労働運動を生かそう
- 一四三 鉄橋子の大学から(理大野田支部) 宮内処分完全白紙撤回のために
- 一四四 ぬりぬりした研究室の開放に向けて(宮内)、産横、日大、アウエニゲイツ
- 一四五 支援する会ニース六二号、組合役員選挙を終って
- 一四六 視角九号(関学主催) 五月十日記念特集号) 関東女子院女子開争史
- 一四七 支援する会ニース六三号、一二一本折への呼びかけ
- 一四八 債務者準備書面(五) (関東学院) 岡本学長) 横浜地裁)

- 一四九 支援する会ニース七二号、六三裁判報告
- 一五〇 河村裁判開争報告シムジム(大分県) 宮内、小林、河村)
- 一五一 六二付同文要請書への回答(加藤理事長、高野学長) 事務取扱)
- 一五二 五月三日の会連立一八号、横浜関東学院から、河村解雇撤回開争報告
- 一五三 支援する会ニース七二号、九二三本折の呼びかけ
- 一五四 まゆみ帽子(小林裁判に勝利する会) 小林講師不当解雇撤回
- 一五五 工学部教員各位に訴える(支援する会)
- 一五六 闘いを継続させるために主体的なありを(支援する会)
- 一五七 九二六抗議文(河村) 加藤理事長)
- 一五八 支援する会ニース七三号、九二三本折報告
- 一五九 河村地位保全仮処分申請却下判決文(横浜地裁)
- 一六〇 裁判官は管理者の、河村仮処分判決(教組七九号)
- 一六一 要綱判例を上回る横浜地裁の政治的処断
- 一六二 河村不当解雇撤回開争とは何か(支援する会)
- 一六三 地位保全仮処分申請却下についての私の見解(河村)
- 一六四 支援する会ニース七四号、十三本折報告
- 一六五 七五号、地位保全仮処分申請却下
- 一六六 五月三日の会連立一九号、東京理科大学から(私にとって六二六和解
- 一六七 一三八、小林氏地位保全仮処分申請却下判決文(東京地裁)
- 一七八 不条理判例(関東大反処分委員会)

- 三二八 大学教員救護連絡会設立のお知らせと御協力のお願(宮内)
- 三三二 文学部紀要一八号、困本定年記念特集
- 四一七 小林裁判と日大(大学論、小林忠太郎)
- 六二〇 支援する会(リクス最終号、組織の解体について)
- 七二二 七二全都報告集(七二反処分算会実行委員会)
- 七二六 不条理二号(反処分支開会議)反処分支開の創出
- 七二〇 救護通信二号(救護連絡会)四二六針弾算会報告

- 十一〇 戦後日本共産党私誌(守東仁兵衛)困本説教師
- 十一三 教員権準備書面(河村↓横渡地裁)
- 十二 救護通信二号(救護連絡会)小林裁判の新段階
- 十二〇 風景を撃つ(宮内、相模書庫)宮内庫建設案論議
- 〈一九七〇〉 三二〇、救護通信三三〇、三二二河村裁判、三二二小林裁判報告

- 六二五 抗議文(河村↓加藤理事長、高野以子長)河村研究室からの盗
- 六二七 物品引取り要請(高野学長↓河村) 品返却要求
- 七二 要求文(河村↓加藤理事長、高野以子長)盗品返却要求
- 十 五月三日の会通信二四号、横渡から、工教授会議事録
- 十四 救護通信四号、六三小林裁判、六八河村裁判報告
- 十二 河村・宮内講演(大学寮、自主講座)
- 十二三 不条理八号、十二の公判への呼びかけ

- 六二〇 陳述書(三浦俊↓横渡地裁)
- 六二四 陳述書(高尾判教、滝沢正樹↓横渡地裁)
- 八二五 救護通信十四号、六二七河村裁判報告
- 十二三 時の救護通信(八二)号、大学闘争開始十周年集
- 十二二 救護通信十五号、九三〇河村裁判報告、小林裁判和解勧告
- 〈一九八二〉 四二〇、救護通信十六号、三二五小林裁判、三二二河村裁判報告
- 四二五 五月三日の会通信二五号

- 十六 救護通信十七号、六二二、十二河村裁判報告
- 十二二 正義と自由の旗幟の下に(小林裁判に勝利する会)東京地裁口頭弁論
- 十二八 最終陳述書(河村↓横渡地裁)
- 〈一九八二〉 五二、救護通信十八号、小林裁判最終準備書面、三二二、三三〇河村裁判報告

- 八二 救護通信十九号、五二六小林裁判審判敗訴
- 十二二 〇〇号、小林裁判本訴、九二六河村裁判報告
- 十二四 教員権準備書面(河村↓横渡地裁)
- 〈一九八三〉 三八最終陳述書(河村↓横渡地裁)
- 三八 債務者準備書面(関東学院、困本↓横渡地裁)
- 四九 時の救護通信(八七)号、(八二九)東京巴民会館の裁判方針に
- 七二 救護通信二二号、四二二河村裁判報告、日大発刊書批判

- 十二五 救護通信五号、十二七小林裁判報告
- 〈一九七八〉 三二二、救護通信六号、一三三小林裁判、二二二河村裁判報告
- 五二七 反処分トクイン(反処分闘争連絡会)
- 六一 関二(救護連絡会、関利行会)処分撤回闘争資料五
- 七一 救護通信七号、五二六河村裁判、六二二小林裁判報告、五二七反処分トクイン報告
- 九二 伝習館を考ふる大阪の会会報五三三
- 十二 自主講座(参加しよう)自主講座を進める会
- 十二六 関大闘争を共に闘った仲間さんへ(反処分支開)

- 十二二 救護通信八号、十二七小林裁判、十二六河村裁判報告
- 〈一九七九〉 三二五、救護通信九号、一七七小林裁判、二六河村裁判報告
- 四一八 四一九河村公判(の時)の呼びかけ(反処分支開)
- 六二四 救護通信十号、四二八小林裁判、六二五河村裁判報告
- 十二五 〇〇号、七二八小林裁判、九二〇、十九河村裁判報告
- 十二 河村講演、大学教育の本質(大学寮)

- 十二五 救護通信十一号、十二七小林裁判、十二九河村裁判報告
- 〈一九八〇〉 二二二、河村研究堂写真(反処分支開)
- 四二五 救護通信十三号、二〇河村裁判、四二二小林裁判報告
- 五二九 五二九バオルテリノカフシオン(教員懇話会、全港通会館)六二九、五二九東京公会堂での大学闘争総討議集に引き続く徹夜の討論集
- 十二五 時の救護通信(九〇)号、(河村裁判の情况的位相)
- 二二九 河村裁判闘争いよいよ高潮へ、河村陳述書(反処分支開)
- 五二二 陳述書、控訴趣意書、文書提出命令中止書(河村↓東京高裁)
- 七二 訴松委任状(河村↓石田、近藤弁護士)
- 七二 上申書(石田、近藤↓東京高裁)
- 九二二 時の救護通信(八二)号、河村控訴審、控訴趣意書
- 九二〇 準備書面(石田、近藤↓東京高裁)
- 十二三 証拠説明書(関東学院、困本↓東京高裁)関東学院百年史地
- 十二二 救護通信二二号、五二九、九二〇河村控訴審報告
- 〈一九八五〉 二二四、準備書面、証拠説明書、証拠申出書(関東学院、困本↓東京高裁)
- 三二九 準備書面(石田、近藤↓東京高裁)
- 六二 小林裁判(五周年)、六二九総決起集会への呼びかけ
- 六二五 救護通信二四号、六三三小林裁判報告
- 七二〇 小林裁判に勝利する会会報、号外
- 七二二 時の救護通信(八〇)号、(河村氏と関大R.B問題)

- 十二五 公訴、河村裁判判決下り(高野理事長、藤本学長)写真
- 十二三 助教授の訴え却下(神戸新聞)、助教授の復職訴訟(読売)
- 十二二 研究堂私的台け取り要請(高野理事長、藤本学長↓河村)
- 十二五 救護通信二二号、十二九河村裁判判決
- 〈一九八四〉 二二二、昭和系民船(社会評論社、小林忠太郎)
- 二二五 時の救護通信(八九)号、(河村裁判の情况的位相)
- 二二九 河村裁判闘争いよいよ高潮へ、河村陳述書(反処分支開)
- 五二二 陳述書、控訴趣意書、文書提出命令中止書(河村↓東京高裁)
- 七二 訴松委任状(河村↓石田、近藤弁護士)
- 七二 上申書(石田、近藤↓東京高裁)
- 九二二 時の救護通信(八二)号、河村控訴審、控訴趣意書
- 九二〇 準備書面(石田、近藤↓東京高裁)
- 十二三 証拠説明書(関東学院、困本↓東京高裁)関東学院百年史地
- 十二二 救護通信二二号、五二九、九二〇河村控訴審報告
- 〈一九八五〉 二二四、準備書面、証拠説明書、証拠申出書(関東学院、困本↓東京高裁)
- 三二九 準備書面(石田、近藤↓東京高裁)
- 六二 小林裁判(五周年)、六二九総決起集会への呼びかけ
- 六二五 救護通信二四号、六三三小林裁判報告
- 七二〇 小林裁判に勝利する会会報、号外
- 七二二 時の救護通信(八〇)号、(河村氏と関大R.B問題)

八・八 岡本正戸籍謄本(是子市)履歴書。

九・三 岡本正取下げ上申書(関東学院↓東京高教)死亡。

十三 報告書(竹中千恵子↓東京高教)小西メモの件。

十二 高教証人尋問書(東京高教↓石田・近藤)。

△(一九八六)一八、時の模通信第(十四)号。(河村陳述書の評価)。

五・五 小林裁判に勝利する会会報号外。

七・二六 時の模通信第(十五)号、河村公判の原案に於けるテーマ。

七・二五 小林・河村裁判報告集会の呼びかけ(宮内)。

七・二五 七・二五の集まりに参加する方々(松下)裁判の経過とテーマ。

八・一 時の模通信の読者の方々(松下)。

八・二 陳述書(河村↓東京高教)。

九・一 小林裁判に勝利する会会報号外。

九・二四 海備書面(石田・近藤↓東京高教)。

十・五 救護通信二五号、三三、六五小林裁判、八二四河村裁判報告。

十・二 債務者海備書面(関東学院↓東京高教)。

十二 河村控訴棄却判決文(東京高教)。

十三 河村処分に関するレジメ(松下)二審判決批判。

△(一九八七)二八、今後の交換活動についての提議(豊田)。

二・ 上告理由書(石田・近藤↓最高裁)。

五・ 上申書(河村↓最高裁)。

六・八 間病報告(伊藤久)。

八・二〇 小林裁判に勝利する会会報号外。

九・二〇 救護通信二六号、六・一九小林裁判報告、待戦。

十・二 伊藤久遺稿集発刊の呼びかけ(遺稿集発刊事務所)。

十・ 日大「違反講師」十八年日付状(状況と主体十月号)。

十二 八 伊藤久遺稿集編纂二一ノ一号(遺稿集発刊事務所)。

△(一九八八) 十二・二〇、河村上告棄却判決文(最高裁)。

△(一九八九) 四・二〇、救護通信二七号、十二・二〇河村最高裁判決報告。

五・ 神戸大学闘争史、年表と写真集(刊行委員会)。

九・一 小林裁判に勝利する会会報最終号。

△(一九九〇) 六・六、「伝習館」を考ふる大阪の会会報二二(最終号)もう一つの解散集会(松下)。

△(一九九二) 三月、救護通信最終号。

(註)

二三年間にわたって蓄積された、河村・山浦所有の膨大な資料群から、約五〇〇点を抽出し毎月日順に誌した。回覧し入手を希望される方はご連絡ください。

右目録には、関東学大、理研大、日大、神戸大関係の主要文献と共に、全国の学園闘争を語るに不可欠な五月三日の会通信、時の模通信地が含まれているが、次の機会にさらに補填し、リストの拡充を予定している。各地からの資料の提供をお願したい。(山浦 元)

# 宮内・小林・河村三氏の近況紹介

# 建築

## 肉体のモニュメント

東京・山谷に労働者のための施設である「山谷労働者福祉会館」が先ごろ完成した。市民からの建設費カンパと、労働者が自ら無報酬でつくり上げた汗の結晶は、いま誇らしげに輝いている。

会館は、日雇労働者が集まる山谷のほぼ中心(東京都台東区日本堤一ノ五ノ一)に建てられた。全体に丸みを帯びた形態の建物に、四角い窓が規則的にくりぬかれている。建物の正面には背たいがモザイク模様をつくる。全体はグレー、薄いブルーのシックな色彩でまとめられている。壁面のうちには鬼がわらと現場で働いた人がつくったレリーフがはめ込まれ、手作業のぬくもりが伝わってくる。

敷地面積は約百三十平方メートル。建物は鉄筋コンクリート造り三階建て。一階に食堂と医療相談室、二階に娯楽室を兼ねた集会室(ホール)と労働相談室、三階に事務局。

建設主体は日本基督教団、山谷労働者、山谷労働者の一働き仲間(会館設計)の会(会館設計)が中心で、「会館設計委員会」を設立。映画の上

映や市民運動などのカンパで集めた資金は約一億円。不足分は借金でまかなって完成にこぎつけた。

設計したのは状況劇場のけい(山梨・山中湖畔)の設計で知られる建築家、宮内康さん(55)。日本のみならず国際的な労働者問題を研究している「寄せ場学会」からの依頼で引き受けたものの前途は多難だったという。「建設費が低く抑えられ、山谷の労働者を工事に参加させるという設立委員会からの要望もあって、いくつか工務店をまわったが、引き受け手がなかった」と宮内さん。

この苦境を救ったのは、山谷の人たち。「何か手伝えることはないか」と作業を買って出てくれた。中には、鉄筋工、木工、電(び)の経験がある人たちがいて宮内さんを狂喜させた。

当初は三人一組で作業を進めた。建設の話が労働者の間でアツという間に広がって、かつて山谷で働いたことのある人たちが「オ

## カンパと汗で手づくり

### 完成した「山谷労働者福祉会館」

によるレリーフがはめ込まれている。

「レリーフはこの建築に携わった人の痕跡をどよめたいと思ったからです」と宮内さん。この建物は建築家のデザインを押し付けてはなく、山谷パワリーの結集ぶりを見せている。

「いつもなら設計図を好きなように書いて渡せばすんでしましますが、自分たちでつくるとなると大変でした。しかし、みなさんの協力で驚愕らしいビルができました」と宮内さんは胸足した。

穴掘りから仕上げのペンキ塗りまで、すべて現場の工程に参加した中原真さん(53)は「自分たち

ちの拠点をつくるためだけに、力がわいてくるし、みんな協力してくれた。宮内さんがね」と笑う。

さんもその一人。偉い人なんでしょうが、先生じゃない。仲間だよ。こわい人ですがね」と笑う。

役員、電気、排水配管は専門家に任せたが、大半の作業はボランティアによって進められた。宮内さんは「職人さんや現場で働いている人の生の声が聞けた」と大きい。また細かいところまで道具でとんなかひに仕上げたのがよへ

初めは山谷へ行くには抵抗感があった。しかし、現場でいろいろな人に接して楽しかったし、いい経験になりました」という。

同館事務局の水野松男さん(59)はこの建築は山谷の拠点としての意味が大きい。ホールで映画を上映するなど、交流の場としていきたい」と願うはず。

しかし、借金の返済は月額約百万円というから、当分カンパが必要である。

(洪澤和彦)



「レも手伝おう」と、全国から駆けつけてくれた。

「地中のコンクリート打ちが始まった時、約四十人がひしめき合うように手伝ってくれました。それを見つめる人たちがヤシッたりして、お祭りのようでしたよ」と宮内さんは懐かしそうに振り返る。

ほかに宮内さんが大学

「山谷労働者福祉会館」のイントランス。手作業の跡が人のぬくもりを伝えている。(写真部 海藤秀満)

で教えている学生も手強い。壁面の彫刻は女流彫刻家の作品。山谷で働く人たちの力強さに引かれ彼らをモデルに制作した。階段の壁にも工事に参加した人



宮内康(みやうち・こ) 学院博士課程修了。69年生まれ。1937年、神戸AURA設計工房(88年)生まれ。東京大学工学部 宮内康建築工房(88年)建築学科を卒業後、同大立。東洋大学講師。

(神奈川県) 89. 9. 4

# 39人



こばやし・ちゅうたろう  
農業専門書その他「昭和棄民船」  
(社会評論社) など著書多数。  
趣味はスキー、スケート、民  
謡など。東京都在住、59歳。

事務局には受講希望者か  
らの電話がひっきりなしに  
かかる。学校協同組合方式  
に行き詰まり、再生に向け  
て導入した会員制が功を奏  
した。「地域の人の参加が増  
えた」と顔をほころばせる。

## 小林 忠太郎さん

「市民立」の学び舎として再建をめざす  
横浜市緑区の「共学舎舎学長に就任した

事務局には受講希望者か  
らの電話がひっきりなしに  
かかる。学校協同組合方式  
に行き詰まり、再生に向け  
て導入した会員制が功を奏  
した。「地域の人の参加が増  
えた」と顔をほころばせる。

学生相談役も兼ねて共  
学舎の事務局に入ったのは  
一昨秋。バトンタッチを  
約束したかのように、初代  
舎学長の故家坂哲男さんが

相前後して入院した。  
共学舎では食糧・農業原  
論の講師を務める。愛称は  
「トマトスクール」。「食糧輸入  
ゼロの日」をテーマに、輸  
入に頼り切っている日本の  
農政の現状や食糧安全保障

論、アジア・アフリカの食  
糧問題とのかかわりを問  
直す。時には近くの野草を  
てんぷらにして食べるとい  
うユニークな授業も。  
小林一茶の隣村、長野県  
信濃尻村の農家に生まれ

(石塚 淳子記者)

# 共学舎通信

No. 71 '89年 9月 4日

〒227横浜市緑区市ケ尾町1161-8  
TEL事務局045-973-9516  
会費振込先 郵便振替：口座名「よい学び舎をつくる会」：横浜9-57201



## 新舎学長あいさつ

新舎学長 小林 忠太郎

家坂前舎学長の急逝―「再建調査委員会」

・・・と目まぐるしいこの間のいきさつから、  
共学舎への初参加の頃の覚気込み?とはいさ  
さか異なる心境で、つまり全く異なる事情の  
下で大切な役目がまわってきてしまいました。  
当分、「代行」のつもりでやらせて頂きます

す。大勢の方々に「参加いただき、共学舎が  
様々な市民運動等に関わりをもたせて頂く適  
程で、最善の舎学長が選任される日の、一  
日も早からんことを切望しながら・・・。

いま、地方発刊の旬刊紙(日本農民新聞・  
下関市)に連載中の「食と農の「狂奏」」を  
書きながら、食と農のみならず、教育こそが  
米・日「安保」―MSA体制下に格めとられ  
ていることを痛感します。とりわけ「教育」  
として文部省の所管でなされた学校給食こそ  
が、いじめなど「教育」を今日のありさまに  
導き、人づくりを歪めた元凶であることに確  
信をもつにいたりしました。また少人数で、と  
かく滞りがちですが、「食料・農業原論」―  
愛称・「トマト・スクール」では、参加者の  
皆さんとそんな中身で語り合いたいと思っ  
ています。

再出発の共学舎の「新しさ」の代表は何と  
いっても市民参加の「共学舎論」。世間な  
みの大学でいえる教授会に相当する部分ですが、  
すでに参加して下さる市民の皆さんに圧倒さ  
れながら、清新な発想と、生き生きとしたエ  
ネルギーを提供して貰っています。  
教育、脱原発講座から健康体操、布の絵本  
づくり、人形劇まで、頭のかたい「昭和」ひ

とけた(小生5年)生まれには発想の及びが  
たい幾つかの試みが、どんな運動とつな  
がる形と内容で展開されようとしている共学舎  
の姿を目のあたりに見て、いささか感無量。  
「再建」の過程で藤田祐幸さん(当時、再  
建調査委員長)が提案された、市民立の共  
学舎が「一歩ずつ創られているように思います。  
会員目標二五〇名。現在のところ達成まで  
に大分間があります。皆さんのご参加・ご協  
力をよろしく願います。

### △舎学長のプロフィール▽

長野県生まれ、現在の本籍地は相模原市小山。  
晴耕雨読の農業高校を出発点に、畜産学(日  
大)、農業経済学(同・大学院)、農政学  
(東大)、農業立地学(東京農大)、総合農  
学(東教大)・・・と学び歩き、現在総合農  
学学会理事。日大在職中に教職組を結成、日  
大闘争(六八―六九)に決起した学生を扇動  
したとして不当解雇。裁判闘争十八年をやり  
抜いて「休戦」。反大公立講座「農業原論」代  
表、「日本―フィリピン農業・農民運動セン  
ター」事務局長。専門書のほか「昭和棄民船」  
(社会評論社)など著書多数。  
七月の理事会で新舎学長に就任。

三次元地下水流・核種移行連成近似解析への

境界要素法の適用

河村 隆二

An Approximated Analysis of Boundary Element Method in Three-  
Dimensional Coupled Groundwater Flow and Migration of nuclides

Ryuji KAWAMURA

Coupled problems as groundwater flow and migration of nuclides have been considered in many science and engineering. By means of BEM for its simplicity, these problems have been treated to further investigation. In the disposal of radioactive materials after reprocessing of nuclear fuel, migration analysis plays an important problem to assess the performance of the repository as well as thermal, radioactive and structural analyses. This migration analysis is combined with the analysis of groundwater flow and advective diffusion. Coupled groundwater flow and advective diffusion of radioactive nuclides with a decay chain are formulated in this paper by means of the direct boundary element method using respective fundamental solution in each phenomenon. A few numerical examples are presented. This approach is also applicable to chrolo-carbon and heavy metal disposal problems.

Approximation Analysis on 3-Dimensional Coupled Electric Potential and  
Hole or Electron by Boundary Element Method

Ryuji KAWAMURA

Information and Mathematical Science Laboratory, Inc. 2-43-1  
Ikebukuro, Toshimaku, Tokyo 171

ABSTRACT

Coupled problems such as electric potential and hole or electron of semiconductor have been considered in many science and engineering. By means of BEM for its simplicity, these problems have been applied to further investigation. In the design of semiconductor device simulation This simulation analysis is combined with the analysis of electric potential flow and hole or electron. The former consists of non-linear potential problem, however, the later is slightly complex because of an advective term due to its advective term. Coupled electric potential flow and advective diffusion of hole or electron are formulated in this paper by means of the direct boundary element method using respective fundamental solution in each phenomenon. A numerical example is presented. The method aims at analyzing not only simple but also conventional treatment.

境界要素法による3次元非定常移流拡散方程式の解法†

河村 隆二\*・福岡 通人\*\*

ABSTRACT Advective diffusion analyses have been applied to many fields of science and engineering, such as dispersion of chemically reacting substances, thermal conduction in fluid, electromagnetic field by a moving magnet, and migration of nuclides in groundwater flow. In solving non-static advection diffusion equations by the boundary element method, however, time integrations appear in the boundary integral equation, which makes the BEM application to advection diffusion problems difficult. Therefore, the method has been approximated in the past relevant publications. This paper describes the method to carry out the time integrals analytically, and the usefulness of the technique is demonstrated with some examples of practical engineering interests. The results obtained from the examples were compared with the analytical solutions or with the results from other numerical codes.

1. ま え が き

移流拡散問題は媒体中に流れが存在する場合の拡散現象を記述するものであり、化学反応、熱伝導、移動磁気、あるいは放射性核種の移行解析等多方面にわたる応用が可能である。この解法として近年境界要素法が着目されているが<sup>1)2)3)</sup>非定常移流拡散問題を取り扱うにはその移流項のために、基本解の時間に関する直接積分が困難である。したがって、従来の解法では、移流項を右辺にもってきてソース項として取り扱った<sup>1)</sup>、またはGreen関数を近似する<sup>2)3)</sup>ことによりこの困難さを避けてきているが、その為多少の誤差が生じている場合がある。

本解析では、これらの移流項を含む基本解を直接時間積分することにより定式化し、これに基づく3次元非定常移流拡散解析コードを開発した。また、このコードを用いて、既存の3ケースの例題1)静的及び動的境界値問題2)1次元パイプ型のソースのある場合の移流拡散問題3)2次元核種移行の単純な問題のFEMと同様な計算を行い、それぞれの結果を比較・検討した。

2. 定 式 化

流体中の熱伝導、化学反応または放射性崩壊を伴う  
Analysis of Three-Dimensional Translational Advective Diffusion by Boundary Element Method. By Ryuji Kawamura (Information and Mathematical Science Laboratory, Inc.) and Mitsuo Fukuma (Japan Research Institute, Ltd.)

\*情報数理研究所

\*\*財団法人日本総合研究所

†1988年6月27日受付 1988年9月7日再受付

物質の移流拡散等を記述する方程式は一般に次式で与えられる。

$$L[C] \equiv \frac{\partial C}{\partial t} + (\vec{v} \cdot \nabla C) + \lambda C - K \nabla^2 C = S(\vec{r}, t) \quad (1)$$

ここでCは求める量(温度、核種濃度、等)、Sはソース項である。λはCが放射性核種濃度の場合は放射崩壊定数であり、化学反応(一次)を伴う化学種の濃度場合は反応速度定数である。熱伝導を対象としている場合はλは存在しない。vは(>0)移流速度であり、ここでは場所に依存しない定数とする。また、K(>0)は実効的な拡散係数でこれも定数とする。非圧縮性流体中の熱伝導の場合、Kは熱拡散率(=k/ρc<sub>p</sub>):ここで、kは熱伝導率、ρは密度、c<sub>p</sub>は定圧比熱)である。核種の地中移行の場合、地下水流、分散・拡散係数、遅延係数、および、ソース項をそれぞれu, D, R, および、Fとして、v=u/R, K=D/R, S=F/Rとすればよい。

初期条件は、

$$C(x, y, z, t=0) = C_0(x, y, z) \quad (2)$$

とし、境界条件は、

$$C(x_1, y_1, z_1, t), \text{ (Dirichlet 条件)} \quad (3)$$

または、勾配

$$-K \frac{\partial C(x_1, y_1, z_1, t)}{\partial \vec{r}} \cdot \vec{n} \equiv q(x_1, y_1, z_1, t), \quad (4)$$

(Neumann 条件)

で与えられるものとする。ここで点(x<sub>1</sub>, y<sub>1</sub>, z<sub>1</sub>)は境界上にあるものとし、nはこの境界点における外向き法線ベクトルである。



山浦 元

(一) 最高裁判決後、河村さんの入院などで延び延びになっていた報告集が、九〇年三月二七日、豊島区立勤労福祉会館で開かれました。その場で、救援通信バックナンバーを基本に救援連絡会の活動をまとめるパンフの作成がきまり、六月、「自分が出会った課題」を中心テーマに原稿を依頼しましたが、ここに通信最終号としてお届けします。

寄せられた原稿および旧資料の誤字、脱字の類は、編集にあたった田宮、松下、宮内、山浦の責任で訂正し追加してあります。また、多くの方々から、現在の心境を伝える丁寧なお手紙を戴きました。感謝致します。

日大関係の寄稿が少なかったのが心残りですが、八九・九・一付「小林裁判に勝利する会会報」最終号に文章を書かれた人が多かったためと思われまふ。ご希望の方は小林忠太郎さんに申し込んで下さい。横浜市緑区市が尾町一六一一八所在の共学舎を訪れると、舎長兼おそうじ係を自認する小林先生の温顔に接することが出来まふ。

宮内さんと河村さんは、奇しくも同じ豊島区池袋にある宮内康建築工房、情報数理研究所で、それぞれライフワークに取り組んでおられます。その一端も紹介しておきました。河村さんは持病に悩まされつつも、「また凄く論文を書いた、添削してくれ」と相変わらずの調子で元気です。

添えに添え還元するのはこれからという思いと共に、どこか、思いがけない場での出会い、共闘を予感しております。

最後に、連絡会が持続出来たのは、メンバーの強烈な個性を物とせず、淡々と事務局を担われた宮内さんの人格と包容力のなせる業だな、と率直な感慨を記して欄筆します。

(二) 活字化された諸文章の全体を改めて読み返すと、風化しかけていた闘争初期の原点を現状における各人の問題意識に即してとらえ直し、継承し飛躍させる条件の模索を、とのパンフ作成の意図はある程度達成しえたと考えていますが、夫々の差異が明らかになった事を評価したうえで、敢えて一言付記します。

それは、少なくとも、①(河村さんを支援する会の解体後、最も遅れてこの会に参加した一人として)救援連絡会の原則の評価、②三氏の裁判過程と法廷空間を介して見えて来たテーマの、様々な裁判との関連における位置付け、③国家による裁判終了後にも、これまでの経験を生かして各人が展開して行くであろう活動方向の相互確認、などに関する総合的な議論がこれからのために不可欠ではないか、ということですが。

(三) 会計報告は別記の通りです。

当初の予測以上に頁数がふえ、予算の都合で田宮さんと宮内さんが(松下さんも)、多忙にも拘らず率先してワープロ作業を引き受けて下さいました。蛇足ながら、促音「っ」の大きさ等は機種特性によるものです。

今後を考慮して頒価を設定したこと、および神戸から編集会議に参加された松下さんの交通費を事務局に補助して頂いたことをご了承願います。

(四) 大学闘争と各事件の核心を深く把握、言わば司法を裁く仕事人として、最高裁までつき合つて下さった石田、近藤両弁護士さんを始めとする全弁護団の先生方、そして物心両面にわたつて連絡会を支え続けて下さいました皆様、本当に有難うございました。お力

会計から

一九七六年三月にこの「大学教員救援連絡会」が発足して以来、一九八九年四月に「救援通信二七号」の発行をもってこの会の役割の實質的な終了をうたうまで、この一三年間皆様の温かい御支援のもとになんとか会を続けて来ることが出来ました。あらためて御礼申し上げます。会の役割終了宣言のあと、いくつかの出費がありましたがおかげさまでいま会には三二五、〇〇〇円残金があります。この「救援通信終刊号」は、このお金をもとにして出来たものです。皆様の御了承を頂けるものと考えることですが、同時代史の貴重な記録としてお手元において頂ければこれにまさるものではありません。

(事務局 宮内記)

追記

本号の内容は時の流水を起える普遍性を持つ  
 うるとは言え、五十嵐さんの提起を始めと  
 して緊急の課題も含まれており、様々な要因  
 で刊行が遅れたことをお詫びします。  
 三月三日の最終作業には、切った貼ったの  
 達人小川信夫さんも駆け付けて下さり、たい  
 へん助かりました。お礼申し上げます。  
 なお、表紙は宮内さんにお願ひしました。

(一九九二年五月 山浦 記)

救援通信最終号

〈訂正リスト〉

八頁、上段右から四行目	証人―審人―訊問 ↓ 証人、訊問
九頁、上段右から二行目	理念 <sup>イレル</sup> に <sup>イレル</sup> こだわり
上段右から一五―一六行目	いなく ↓ なく
下段右から二行目	か <sup>イレル</sup> って ↓ か <sup>イレル</sup> って
下段右から一四―一五行目	新 <sup>イレル</sup> ため <sup>イレル</sup> ての ↓ あ <sup>イレル</sup> ら <sup>イレル</sup> た <sup>イレル</sup> め <sup>イレル</sup> ての
十二頁、下段左から八行目	あ <sup>イレル</sup> ろ <sup>イレル</sup> か ↓ と <sup>イレル</sup> も <sup>イレル</sup> か <sup>イレル</sup> く
十三頁、上段右から十二行目	「科学的な」 ↓ 「科学的に」
一五頁、下段右一行目	一七頁 ↓ 一六頁

救援通信最終号

―三大学教員処分撤回闘争を終えて―

1991年5月1日発行 ●1,000冊  
 編集・発行 大学教員救援連絡会  
 東京都豊島区池袋1-2-6-209  
 宮内康建築工房内 03-3984-8300

一六頁、上段左から四行目  
 下段右から八行目  
 処分や裁判 ↓ 処分に関する裁判

一七頁、上段右から六行目  
 把握し止揚するか<sup>イレル</sup>か<sup>イレル</sup>問題の<sup>イレル</sup>核<sup>イレル</sup>心<sup>イレル</sup>で

二四頁、下段左から十行目  
 下段左から五行目  
 (C)を具体化する

五六頁、上段右から六行目  
 今年になって ↓ 九〇年になって

五七頁、下段右から五行目  
 下段左から五行目  
 だろうか。 ↓ だろうか。

二六頁、下段右から四行目下  
 (一) ↓ (一)

(一九九一・八・一)

今月のなんでも知られざる **ヌキヤンズル** 情報

編 教育界

「大学教授になる方法」……？  
人間、中身じゃ、あーりませんか!?



ニセモノとホンモノの見分け方

それなりの人生経験を経ると、嘘臭いもの（偽もの）と、ほんものとの違いのようなものを、感じとれるようになる。賛成や不賛成は別にして、思想や理論についてのほんものとは、やはり、その人間が、自分の体験を通じて、体験のなかで、自己主張を展開しているのかどうか。そこに、私にとっての、にせものと、ほんものとの違いを感じとっている。社会的に、どのようにマスコミ世界で、もてはやされようと、またどのように評価されようと、その思想や理論（考え方やもの見方や、捉え方）が、その人間の体験のなかで、体験を掘り下げながら、生み出

されてきたものでなければ、私は、基本的に信用しない。

例えば、今、現に自分が生活費を稼ぎ、そこで生活しているという現実のなかで、同じ同僚である仲間が、理不尽な仕方での生活の基盤が奪われようとしている時、そのことに関して、全く心を動かさずとしない人間の思想や理論は、いかほど優ぐれていようと、私にとっては、嘘臭いものとして存在しているだけである。ところで鴛田小彌太という札幌大学教授が、『大学教授になる方法』という著書を出し、今、あっちこちの新聞で評価され、紹介されている。著書のなかで本人自身が本人自身の場合に即しての、事例を紹介しているが（同書P109）、その

紹介によれば、彼もまた一九六〇年代末から一九七〇年代初頭にかけての、いわゆる全共闘の大学闘争に深くかかわった。全国的に展開されたこの全共闘の大学闘争が、どのようなものであったか。それは、学生の逮捕者数においても、またそれを契機にして、大学を去ったり、追われたりした教授研究者の数においても、近代日本百年の大学の歴史において、想像を絶するものであった。大学に関する傷つき倒れた無数の学生たちの犠牲の上で、さまざまな形で提起された。現在の時点においても、この全共闘の大学闘争で提起された問題を抜きにして、大学にかかわる全ての問題は、決してラジカル

には語れない。これは、私の生涯を賭けた断乎とした確信的信念ともいえるもので、だからこそ、機会あるごとに主張しているのだ。その全共闘の大学闘争に一貫して、こだわり続け、今なお変わりなく、その闘争の体験を思想化し、理論化している元神戸大の教員の松上昇氏の『概念集』を抜きにして、大学に関して論じることは出来ないのだ、と。

志を捨て、技術を尊び  
権力や周囲の動向に媚びてどうなる

神奈川県相模女子大学の一般教育科に集まっている元東大共闘のリーダー達の、権力者顔負けの策略策謀を弄しての、自分たちの教授研究者としての特権的利権擁護のため、助手や事務職といった下層労働者に対する弾圧の仕方に象徴されているように、時代の状況は、かつての志を次ぎ次ぎと喪失させていっている。こういう大学の現実を眺める時、“志を伴わない技術はど、恐ろしいものはない”と考えざるを得ない。ところが鴛田小彌太氏は「技術の伴わな

い志ほど恐ろしいものはない」と、その“あとがき”（P108）で記しているのだ。かつて、吉本隆明は、大学闘争に関連して旺んに延べていたではないか。“この社会で一番、グロで醜悪なものは大学の教師である。大学紛争で見せた教授研究者たちの姿は、ことごとく人間的感性を喪った知的変質者そのものの姿であった”と。

どうやって大学教授になるのか。そんなことは、なりたいた人間が自分で考えればいいことで、まさに余計なお節介である。どうして、こうやって、時代の動向に媚びて、ものを書こうとするのであるうか。

人間というものは、志を喪失していく度合いに対応して、時代の動向に媚びていく生き方を必然的にしていくものものよである。

今、やがて数年後に大学入学志願者年齢の18歳人口の激減に伴い、大学権力は、悪質であればある程、理不尽な方法で、その対策を行なっている。

昨年十月、学校法人修道学園は、突如、

その経営する広島修道大学の五人の、教授、助教授に対して懲戒解雇の処分を行った。これも、その一つであるが、その処分理由は、メチャクチャというか、デタラメそのものである。もちろん直ちに広島地方裁判所に「地位保全の仮処分の申請」を行なって、現在、裁判闘争を展開中である。今、なお継続中の相模女子大学の場合もそうであるが、この修道大学においても、大学権力によって理不尽な理由で追われようとしている同僚である同じ仲間の窮状に全く心を動かさずとなく、業績づくりの論文を書いている教授研究者が、どのような論文を書かかれようと、私は、そういう種類の人間を決して信用しない。どんな些やかな仕方であっても、こういう理不尽な大学権力のやり方に、抗議の志を持ち続けること、そのことがまずもって、大学にかかわって生きている人間の最低限度のモラルだと思ふ。

＜不当解雇と闘う広島修道大学教員を支援する会＞〒733 広島市西区福島町2の4の208

パンフレット一部三百円

（I）

今月のなんでも知られざる **ズキヤンズル** 情報

教育界編

腐敗・退廃の極にある教育界で  
体験に根ざした者だけが状況を語れる！



上に向かって墮落するな

政治の世界とは、本質的にそういうものなのである。この政治の世界を除いて、この世の中で最も腐敗し、退廃しているところはどこか。それは、庶民大衆が最も神聖な場所であると信じ込んでいる宗教の世界と教育の世界なのである。それも、より上位の段階に進む程、それに対応して、腐敗と退廃の度合は、より深く、より複雑になっていく。つまり、宗教界でいえば、総本山の奥の院であり、教育界でいえば、高等教育の最終段階である大学および大学院なのである。大学の自治、学問の自由の名辞のもとに、大学の教授、研究者ほど、いいかげ

んな人間たちは、いないのではないか。もちろん、例外的な人間もいるが、そういう人間たちは、大抵、大学秩序の世界から排除されていく。排除されないといふことは、さまざまな屈辱や妥協を強いられつつ、世渡りの才覚を、それなりに生かして生きている。つまり、現在の世の中では、どんな職業分野であろうと、国家権力から保護されれば、保護される程、そこで働く人々の精神は弛緩していくというのである。宗教界や教育界が、より高等段階に進む程、それに対する国家権力の保護は、さまざまな形態や方法をもって手厚くなっていく。

の方が偉く、高等学校教員よりも大学教員の方が偉いという庶民大衆の上昇志向を込められた願望に、それは対応して位置づけられている。先号の本誌（五月号）で、鷺田小彌太著『大学教授になる方法』に関連して、志を喪失していく度合いに応じて、時代の動向に媚びていく大学の教授研究者の姿を、その著者の鷺田氏自身に即して書いた。全共闘の大学闘争に、深く関わった鷺田氏にしても、しかりなのだ。時代の動向に媚びる以外に、現在の高度情報産業社会のなかでは、容易に自己主張が展開できないようになっていく。そういう時代状況というか、教育状況のなかで、還暦をとくに過ぎて、全

く志を喪失することなく、生き続けている確かな人物の、大学院にかかわる見事な一つの論稿を紹介しておきたい。

問題と真に対峙する者こそが  
教育状況の深暗を照射できる

それは、『犯罪の中の子ども』という本のなかで、第五章（大学研究者の世界あるいは紀要論）を記した著者の遠丸立氏の論稿である。九大文学部英文と東大経済学部を卒業後、明大文学研究科の修士課程を修了した遠丸氏の教授研究者の事情にかかわった大学院の実態が、そこで、おのれ自身の体験に即しながら、体験のなかで、語られている。一文にもならない文学思想同人誌ともいえる『方向感』を、もう既に三十年近くも発行し続け、既に数多くの著書を世に問うて思索し続けているその彼が、体験的に確信をもって断言しているのだ。

“大学の教授研究者になるためには、その人間の才能や能力が第一義の問題になるのではなく、主任教授に氣にいられ、教授の弟子として可愛がられる処世の才

覚が身につけているかどうかということ、そこでの第一義的な問題となるのである”と。

鷺田氏のハウツーの著書を眼にするより、この遠丸氏の論稿を繰り返し眼にした方が、遙かに深く、遙かに豊に、『大学教授になる方法』を学問思想の問題としても、私たちは身に浸みて会得することが出来る。また同時に、この機会に、一九七〇年代以降の、いわゆる全共闘の大学闘争によって拓り開かれた地平から、決して後退することなく、その地平に、一貫して立ち続けつつ現在に到った人々の存在とその姿を、読者に知って貰いたいと思う。より深い大学状況の深部が、そこに照し出されているからである。

具体的かつ典型的状況というものは、その問題にかかわって生きている人々の姿のなかに現われているのだ。それらの人々というのは、知る人は知るところ、一九七〇年代に結成された、理科大、日大、関東学院大の三教員の救援を中心とした、“大学教授援連絡会”に結集した人々である。最高裁の結審を

もって、その活動を終了させ、それまでの、救援連絡会の活動を総括して出された約二百八十頁の部厚い『教授通信最終号——三大学教員処分撤回闘争を終えて——』が、見事な内容で、そのことを明らかにしている。公けにしているものかどうか。非売品なのかどうか。こういう文献は出版ルートに乗ることもなく、或いはまた大学問題に関する基本文献として処遇されることなく、しかし、志ある者たちの心に深く刻み込まれながら、その時代の真実というものは、常に、このような仕方で行き渡り承継されていく。更にまた、大学権力の弾圧によって傷つき倒れつつも、この活動の中心の一人として最後までかわり続けた大学教員の歌集『不条理』は、その時代をほんとうに精一杯大学教員として生きた一つの証しとして、後世に継承されていくであろう。『通信最終号』と『不条理』は、同時代を生きて、同時代の大学状況を共有した誰もが、是非眼にされることを、私は心から願って止まない。

（一）